放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施 295,258百万円(258,174百万円)

> 水·大気環境局 放射性物質汚染対策担当参事官室 総務課除染渉外広報室

1. 事業の必要性・概要

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の 事故により放出された放射性物質によって環境の汚染が生じ、周辺地域住民の 多くが不便な避難生活、不安な日常生活を強いられている。

本事業では、放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減させるため、放射性物質汚染対処特措法及び同法に基づいて策定された基本方針等に即して、

- ① 除染特別地域における生活圏の除染の推進(41,507百万円)
- ② 除染特別地域における除去土壌等の減容化、仮置き(143,934百万円)
- ③ 除染特別地域における除染実施後の放射線量の監視(1,432百万円)
- ④ 除染実証事業等(728百万円)
- ⑤ 地方公共団体による除染等の措置等に対する財政措置(105,963百万円)
- ⑥ 正確かつ分かりやすい情報発信(1,191百万円)

等を行う。

2. 事業計画(業務内容)

事項	H24	H25	H26	H27	H28
①生活圏における除染					-
② 除去土壌等の減容化、仮置き					-
③ 放射線量の監視					-
④ 除染実証事業等					-
⑤地方公共団体に対する財政措置					-
⑥正確かつ分かりやすい情報発信等					-

3. 施策の効果

放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響の速やかな 低減。

放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施 295,258百万円(258,174百万円)



除染により放射性物質を取り除く (①生活圏における除染・・・41,507百万円) 目的: 放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に

及ぼす影響の速やかな低減

概要: ①除染特別地域における生活圏の除染の推進

- ②除染特別地域における除去土壌等の減容化、仮置き
- ③除染特別地域における除染実施後の放射線量の監視
- 4除染実証事業等
- ⑤地方公共団体による除染等の措置等に対する財政措置
- ⑥正確かつ分かりやすい情報発信等



除染後は空間線量率をモニタリング (③放射線量の監視・・・1,432百万円) 除染特別地域における①~③の取組を実施するとともに、市町村による除染等に対する財政措置を実施(⑤地方公共団体に対する財政措置(105,963百万円))。

また、除染に関する知見の収集(④除染技術実証事業等(728百万円))や除染に関する情報発信(⑥正確かつ分かりやすい情報発信等(1,191百万円))も実施する。

中間貯蔵施設の整備等

※予算編成過程で調整(101, 190百万円)

1. 事業の必要性・概要

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により、当該原子力発電所から放出された放射性物質(以下「事故由来放射性物質」という。)による環境の汚染が生じており、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、平成23年8月に放射性物質汚染対処特措法が議員立法により可決・成立し、公布された。また、平成23年10月に示された「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」において、「今後、除染等に伴って大量に発生すると見込まれる除去土壌等、及び一定程度以上に汚染されている指定廃棄物等(以下、大量除去土壌等という)については、その量が膨大であって、最終処分の方法について現時点で明らかにしがたいことから、これを一定の期間、安全に集中的に管理・保管するための施設を、中間貯蔵施設と位置づけ、その確保・運用を行う。その配置については、(中略)具体的には、大量除去土壌等が発生すると見込まれる福島県にのみ設置する。」とされている。

そこで、地元の御理解を得て、中間貯蔵施設の整備等を進めることを目的として本事業を行う。

2. 事業計画(業務内容)

- (1) 中間貯蔵施設の建設に必要となる用地の取得
- (2) 中間貯蔵施設の建設、関連施設の整備等
- (3)中間貯蔵施設の整備等に伴う影響を緩和するために必要な幅広い事業 を実施するため、極めて自由度の高い交付金の創設(中間貯蔵施設等 に係る交付金(仮称))

3. 施策の効果

地元の御理解を得て、中間貯蔵施設の整備等を着実に実施することで、除染 を迅速に進め、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境 に及ぼす影響を速やかに低減し、復興に資する。

中間貯蔵施設の整備等

※予算編成過程で調整(101, 190百万円)

背景・整備スケジュール

- 福島県内では、除染に伴い放射性物質を含む土壌や廃棄物が大量に発生。現時点で、 これらの最終処分の方法を明らかにすることは困難。
- 除染後の土壌等は、各地で仮置きされている状態であり、一刻も早くこれを解消する 必要。

福島県内で発生する放射性物質を含む土壌や廃棄物を、最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する中間貯蔵施設について、地元の御理解を得て受入れていただけるよう政府として全力を尽くす。

平成27年度事業計画

- (1)中間貯蔵施設の建設に必要となる用地の取得
- (2)中間貯蔵施設の建設、関連施設の整備等
- (3)中間貯蔵施設の整備等に伴う影響を緩和するために必要な幅広い事業を実施するため、極めて自由度の高い交付金の創設(中間貯蔵施設等に係る交付金(仮称))

施策の効果

地元の御理解を得て、中間貯蔵施設の整備等を着実に実施することで、除染を迅速に進め、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減し、復興に資する。

放射性物質汚染廃棄物処理事業

150.535百万円(133.012百万円)

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策担当参事官室

1. 事業の必要性・概要

平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一発電所における事故による放射性物質によって汚染された土壌等を円滑かつ迅速に除染・処理するため、平成23年8月30日に、放射性物質汚染対処特措法が成立した。

当該法律に基づき、指定地域内の廃棄物(対策地域内廃棄物)及び、指定地域外であっても放射性物質による汚染状態が基準 (8 千 Bq/kg) を超えるもの(指定廃棄物)については、国がその処理を行うこととなっている。

そのため、放射性物質によって汚染された対策地域内廃棄物及び指定廃棄物を着実に処理し、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減することを目的として本事業を行う。

また、従来、循環利用されていた稲わら、牧草等が放射性物質に汚染され、農林業系廃棄物となって大量に発生している。農林業等への影響の軽減や腐敗による生活環境の悪化等を避けるため市町村等による8千 Bq/kg以下の農林業系廃棄物処理を支援する。

2. 事業計画(業務内容)

対策地域内廃棄物、指定廃棄物及び8千 Bq/kg 以下の農林業系廃棄物を着実に処理するために、以下の業務等を行う。

- (1)対策地域内廃棄物処理
- (2) 指定廃棄物処理(最終処分場の確保を含む)
- (3)農林業系廃棄物処理の支援

3. 施策の効果

対策地域内廃棄物、指定廃棄物及び8千 Bq/kg 以下の農林業系廃棄物の処理の着実な実施。

放射性物質汚染廃棄物処理事業

平成27年度概算要求額 150,535百万円(133,012百万円)

〇対策地域内廃棄物の処理

- 平成26年4月1日時点 > 汚染廃棄物対策地域(旧警戒区域及び旧計画的避難区域等)の 災害廃棄物等(対策地域内廃棄物)は、環境省が直轄で処理を行う。
 - ▶仮置場、仮設処理施設を整備し、 順次処理を行う。
 - ▶ 平成25年12月26日に改定した対策地域内廃棄物処理計画を踏まえ、帰還の妨げになる廃棄物を速やかに撤去し、仮置場に搬入することを優先目標とし、処理を加速化する。

く汚染廃棄物対策地域内災害廃棄物の仮置場における処理状況>



南相馬市 塚原仮置場 (H25年7月撮影)



浪江町 棚塩第一仮置場 (H25年12月撮影)

〇指定廃棄物の処理

- ▶ 放射性物質による汚染状態が基準(8千Bq/kg) を超えるもの(指定廃棄物)については、国がそ の処理を行う。
- ▶焼却・乾燥等の処理によって、指定廃棄物の減 容化や性状の安定化を図る事業を進めている。
- ▶ 分散保管されている指定廃棄物を集約して処理 するため、処分施設を整備する。

減容化事業の例



福島市·堀河町終末処理場 下水汚泥仮設減容化施設



福島県県中浄化センター(郡山市)における下水汚泥焼却事業

〇農林業系廃棄物の処理

▶市町村等による8千Bq/kg以下の農林業系廃棄物処理を 支援。

補助対象者:市町村等 補助率:1/2



牧草ロールの収集

放射線の健康影響、被ばく線量評価等に関する調査研究事業

1, 228百万円(1, 224百万円)

環境保健部放射線健康管理担当参事官室

1. 事業の概要

今般の福島第一原発事故を受け、これまでに「福島県民健康管理基金」を 創設するなど、原子力被災者の健康の確保に必要な事業を中長期的に実施す る体制を整備したところである。

平成27年度においても、原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の県民健康調査事業の前提となる被ばく線量の評価、放射線の健康影響調査等の国として実施すべき事業を行う。

2. 事業計画(業務内容)

本事業は、健康管理の前提となる放射線の健康影響に係る研究調査、被ばく線量評価等に関する調査研究を実施するとともに、安心・リスクコミュニケーション事業等を実施して放射線に対する不安の解消を図るものであり、個々の事業は以下のとおりである。

1) 放射線の健康影響に係る調査研究事業

被災者の健康管理に資する放射線の健康影響に関する研究調査及び被災者の健康不安対策に資する放射線の健康影響に関する研究調査を行う。

また、放射線の健康影響に係る調査手法等に関する研究調査を行う。

2) 被ばく線量評価等に関する研究調査事業

事故初期からの外部被ばく線量と内部被ばく線量の推計を実施し、被災者の線量評価システムを構築する。さらに個人被ばく線量モニタリング運用ガイドラインの実証を行う。

3)安心・リスクコミュニケーション事業

統一的な基礎資料を用いて育成された講師が、住民からの相談に対応する保健医療従事者、学校関係者等に研修を行うとともに、住民を対象としたセミナーを実施する。

4) 帰還住民向けの健康相談調査等事業

帰還住民を身近で支える相談員が受ける健康不安等の相談について、科学的・技術的な知見から情報提供できるよう、専用照会窓口や研修等の支援をする拠点を整備し、相談内容や課題を把握して支援のあり方を検討する。

3. 施策の効果

被ばく線量の評価が向上すること、放射線の健康影響に係る知見が得られること、リスクコミュニケーション事業において統一された対応ができるようになることにより、原子力被災者の健康確保及び健康不安の解消に資する。

住民の健康確保・不安解消

放射線の健康影響、被ばく線量評価等に関する調査研究事業 27年度要求額1,228百万円(26年度予算額1,224百万円)[支出予定先:民間団体等]

<事業の背景・内容>

- 1. 原子力災害からの福島復興の加速に向けて 今般の事故により、原子力被災者をはじめ、国 民全般の方が抱える健康不安への対策を確実か つ計画的に講じていくことを目的として、平成25 年12月に「原子力災害からの福島復興の加速に 向けて」が閣議決定され、住民の帰還の選択を支 援する個々の対策とその実施の際に考慮すべき 課題が掲げられており、これに取組むこととされた 関係省庁等を中心に、政府が一丸となって確実に 実施していく必要があります。
- 2. 原子力被災者に対する健康管理・健康調査 平成27年度においても、原子力被災者の健康確 保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の 前提となる被ばく線量の評価、放射線の健康影響 調査等の国として実施すべき事業を行います。

また、引き続き帰還住民を身近で支える相談員の活動を支援する拠点を整備し、相談内容や課題を把握することで、支援のあり方を検討していく必要があります。

<事業のスキーム、具体的な成果イメージ>

1. 放射線の健康影響に係る研究調査事業

被災者の健康管理に資する放射線の健康影響に関する 研究調査及び被災者の健康不安対策に資する放射線の 健康影響に関する研究調査を行います。

2. 被ばく線量評価等に関する調査研究事業

事故初期からの外部被ばく線量と内部被ばく線量の推計を実施し、被災者の線量評価システムを構築します。

3. 安心・リスクコミュニケーション事業

統一的な基礎資料を用いて育成された講師が、住民からの相談に対応する保健医療従事者、学校関係者等に研修を行うとともに住民を対象としたセミナーを実施します。

4. 帰還住民向けの健康相談調査等事業

帰還住民を身近で支える相談員が受ける健康不安等の相談について、科学的・技術的な知見から情報提供できるよう、専用 照会窓口や研修の実施等の支援する拠点を整備し、相談内容 や課題を把握し、支援のあり方を検討します。 環境保健部放射線健康管理担当参事官室

1. 事業の必要性・概要

現在、避難している避難区域の住民は、避難指示解除により帰還が可能となるが、帰還住民に対しては帰還後の健康影響に係る情報の一つとして被ばく線量を提示する必要があることから、帰還した住民に個人線量計を配布するとともにホールボディカウンターにより、今後の帰還住民の帰還地での被ばく線量を把握する。

また、国として改めて被ばく線量を正確に把握するため、福島県外の汚染状況重点調査地域において、空間線量からの被ばく線量ではなく、個人線量計を配布して、個人の外部被ばく線量を正確に把握する。

2. 事業計画(業務内容)

1) 避難指示解除準備区域での線量把握事業

避難指示解除準備区域において、避難住民の帰還地での被ばく線量を把握するため、帰還者に個人線量計を配布するとともにホールボディカウンターにより測定して、帰還地での被ばく線量の状況を把握する。

2) 汚染状況重点調査地域での線量把握事業

福島県外の汚染状況重点調査地域において、外部被ばく線量の状況を正確に把握するため、住民に個人線量計を配布する。

3. 施策の効果

個人線量計を配布して、被ばく線量をより正確に把握することにより、 住民の健康不安を解消するとともに避難住民の帰還の促進に資する。

住民の個人被ばく線量把握事業

27年度要求額664百万円(26年度予算額664百万円)[支出予定先:民間団体等]

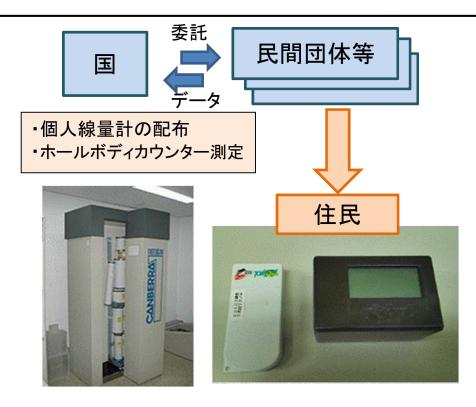
<事業の背景・内容>

現在、避難している避難区域の住民は、避難指示解除により帰還が可能となるものの、帰還後の健康影響に係る情報の一つとして被ばく線量を提示するため、帰還した住民に個人線量計を配布し外部被ばく線量を測定するとともに、ホールボディカウンターで内部被ばく線量の測定を行い、帰還地での被ばく線量を把握します。

また、国として改めて被ばく線量を正確に把握するため、福島県外の汚染状況重点調査地域において、空間線量からの被ばく線量ではなく、個人線量計を配布して、個人の外部被ばく線量を正確に把握します。



避難指示解除準備区域



ホールボディカウンター

個人線量計



汚染状況重点調査地域

環境保健部放射線健康管理担当参事官室

1. 事業の概要

今般の原発事故による放射線健康不安は未だに続いており、復興や帰還の妨げの一因になっている。放射線の健康影響を理解するためには個人線量を把握することが有効とされており、個人線量計を用いて個人線量を測定し、それらのデータをリスクコミュニケーションに活用することが求められている。

本事業では、福島県の県民健康調査をフォローアップするため、放射線による健康不安の解消を図る事業や付随する調査研究等について支援を行う。

2. 事業計画(業務内容)

- 1)ホールボディカウンター性能維持事業 福島県内の自治体等が実施するホールボディカウンターの校正等、性能 維持に係る事業を支援する。
- 2) 健康管理に関するリスクコミュニケーション活動事業 市町村における個人線量計の配布による外部被ばく線量の状況を正確に 把握し、住民とのリスクコミュニケーション活動を支援する。
- 3) 母乳放射能検査事業・新生児聴覚検査事業 育児者にとって特に新生児の健康に対する不安が大きいため、不安の解 消を図るための事業を支援する。
- 4) 県民健康調査支援のための調査研究 住民の健康確保の不安の解消を図るため、放射線による健康への影響を 網羅的に把握することを目的とした調査研究事業を支援する。

3. 施策の効果

きめ細やかなリスクコミュニケーションを行うとともに、福島県の県民健康調査を円滑に実施する体制を整備し、原子力被災者の健康確保及び健康不安の解消に資する。

放射線被ばくによる健康不安対策事業

27年度要求額781百万円(26年度予算額44百万円)〔支出予定先:福島県〕

福島第一原発事故による放射線の住民への健康影響

(福島県内の実測データ)

- ・事故直後4か月の外部被ばくは、
- 99.8%が5mSv以下
- ・内部被ばくは、99.9%が検出限界以下 (WBC)

(国際機関による評価)

- リスクは無視できる水準(WHO,2013)
- ・住民の被ばく量は少なく、今後も健康
- への影響が生じる可能性はない (UNSCEAR,2013声明)

ホールボディカウンターの校正性能維持のための校正費用の交付



- ・市町村における、個人線量計の配布による外部被ばく線量の状況を正確に把握し、住民との リスクコミュニケーション活動に対する費用を交付します。
- ・福島県内の育児者には、特に新生児の健康に対する不安が大きいため、不安の解消を図るための事業に対する費用を交付します。
- ・県民健康調査に付随する調査及び研究事業を支援して、住民の健康確保の不安の解消を図るための事業に対する費用を交付します。





住民説明会やセミナーの開催





三陸復興国立公園再編成等推進事業費 737百万円(522百万円)

自然環境局国立公園課

1. 事業の必要性・概要

東北地方太平洋沿岸は生物多様性が高く、風光明媚な地域が多いことか ら、陸中海岸国立公園をはじめ、多くの自然公園が指定されており、多く の観光客が訪れる(約1,778万人(H21))。東日本大震災では、東北地方 太平洋沿岸の自然環境が大きく改変されるとともに、自然公園の利用施設 や自然体験プログラムの提供団体等にも大きな被害があった。

「東日本大震災からの復興の基本方針 (平成23年7月29日。東日本大 震災復興対策本部)」では、自然公園の再編成(三陸復興国立公園の創設) や、長距離海岸自然歩道(みちのく潮風トレイル)の路線設定、農林水産 業と連携したエコツーリズムの推進、津波の影響を受けた自然環境の現況 調査と経年変化状況のモニタリングを行うことなどが位置づけられている。 これに基づき、中央環境審議会、地域での意見交換会等の結果を踏まえ、 環境省では、平成24年5月に「三陸復興国立公園の創設を核としたグリー ン復興のビジョン」を策定した。

本事業では、このビジョンに基づく各種事業(グリーン復興プロジェク ト)を実施することにより、被災地の復興に貢献するものである。

2. 事業計画(業務内容)

①国立公園再編成推進事業

平成 24~26 年度:自然公園の再編成を段階的に実施 平成27年度:長距離自然歩道(みちのく潮風トレイル)の全線開通

②国立公園適正管理推進事業

平成 25~27 年度:各種グリーン復興プロジェクトの推進 平成 27~32 年度:みちのく潮風トレイルの地域運営体制構築への支援

③自然環境変化状況の把握事業

平成 24~27 年度: 自然環境のモニタリング(平成 27 年度にとりまとめ) 平成 28 年度~30 年度:自然環境変化状況の把握(福島県内)

3. 施策の効果

三陸沿岸地域の国立公園利用者数を震災前の水準に回復させるとともに、本 事業が地域の自立的な取組へ繋がるよう支援し、被災地の復興及び復興後も地 域の活性化が継続していくことを目指す。

三陸復興国立公園再編成等推進事業費

平成27年度予算要求額:737百万円(522百万円)



く背景>

- ■東日本大震災
- 自然環境、自然公園施設・自然体験型利用への影響
- 自然の脅威とのかかわり方の再考
- ■守り・育まれてきた自然と人とのかかわり
- ・豊かな自然に支えられた地域のくらし、文化、産業、 里山・里海

三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興を実施<7つのプロジェクト>

- ①三陸復興国立公園の創設(自然公園の再編成)
- ②里山・里海フィールドミュージアムと施設整備
- ③地域の宝を活かした自然を深く楽しむ旅
- ④南北につなぎ交流を深める道・みちのく潮風トレイル
- ⑤森・里・川・海のつながりの再生
- ⑥持続可能な社会を担う人づくりの推進
- ⑦地震・津波による自然環境への影響の把握

支出予定先:民間団体等

三陸復興国立公園等復興事業(公共)

2. 137百万円(1.828百万円)

自然環境局 自然環境整備担当参事官室

1. 事業の必要性・概要

東日本大震災により、東北地方太平洋岸に位置する自然公園の利用施設の多くが甚大な被害を受けた。これまで、陸中海岸国立公園の集団施設地区を中心に、被災施設の復旧・再整備を進め、観光拠点の利用再開を図ることで、地元雇用の創出や地域の再建に寄与してきた。

三陸復興国立公園の指定(平成 25 年 5 月)を受け、東日本大震災による大きな被害を受けた地域において、自然の恵みを最大限に活用した復興に資するため、三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン(平成 24 年 5 月 7 日環境省)をもとに、三陸復興国立公園の集団施設地区、歩道、園地等及び東北太平洋岸自然歩道(みちのく潮風トレイル)の利用拠点施設、全線統一標識の整備を実施する。

2. 事業計画 (業務内容)

国立公園の集団施設地区、園地、歩道等及び東北太平洋岸自然歩道(みちのく潮風トレイル)の利用拠点等において、被災した既存利用施設の復旧整備や、観光地の再生に資する復興のための整備を行う。なお、施設の整備に際しては、災害廃棄物由来の再生資材の積極的な活用を図ることとする。

3. 施策の効果

三陸復興国立公園及び東北太平洋岸自然歩道(みちのく潮風トレイル)は、 地域の観光資源として重要な役割を担っており、利用施設等の復旧・復興 は観光産業をはじめとした地元雇用の創出等、地域再建にも寄与するもの であり、東北地方の復興に資する。

三陸復興国立公園等復興事業

平成27年度概算要求額 2,137百万円(1,828百万円) 支出予定先:民間企業等

- ●三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン(平成24年5月7日環境省)をもとに、平成25年に指定した三陸復興国立公園及び東北太平洋岸自然歩道(みちのく潮風トレイル)の利用拠点等における施設の整備を実施。
- ●事業実施箇所

従前からの国立公園指定地域の集団施設地区、歩道、園地等 主な事業地 普代、宮古姉ヶ崎、浄土ヶ浜、碁石海岸、気仙沼大島 国立公園編入地域(青森県)の集団施設地区、歩道、園地等 主な事業地 種差海岸

国立公園編入地域(宮城県)の集団施設地区、歩道、園地等 主な事業地 戸倉、十三浜、鮎川浜

東北太平洋岸自然歩道(みちのく潮風トレイル)(公園外)の利用拠点、 全線統一標識

●事業内容

被災した公園利用施設の復旧、観光の復興のための公園施設の整備、東北太平洋岸自然歩道(みちのく潮風トレイル)の利用拠点等整備



三陸復興国立公園

東北太平洋岸自然歩道

(みちのく潮風トレイル)

事業実施箇所(継続)

国立公園編入予定区域(宮城県)



公園編入地域の集団施設地区整備 (整備イメージ)



被災施設の復旧整備、供用開始 (浄土ヶ浜海岸歩道)

循環型社会形成推進交付金(公共)(浄化槽分を除く)

68.419百万円(44.546百万円)

<うち復興特会>

15, 789百万円(10, 231百万円)

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

1. 事業の必要性・概要

循環型社会形成推進交付金は、市町村等が廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援している。

平成当初以降にダイオキシン類対策のため整備した一般廃棄物処理施設の老朽化によるごみ処理能力不足や事故リスク増大といった事態を回避するため、リサイクルやエネルギー利用による循環型社会構築に寄与できる一般廃棄物処理施設の整備に取り組む必要がある

また、東日本大震災で広域的に災害廃棄物が発生し、被災地のみならず全国的な処理体制を構築する必要が生じ、苦慮することとなった。また、南海トラフ巨大地震、首都直下地震における災害廃棄物発生量は東日本大震災よりも膨大になることが予想されている。これらに鑑みれば、地方自治体との密接な連携協力の下で、廃棄物処理施設が地域の防災拠点ともなるように、災害廃棄物の処理を強化するための施策を強力に推進する必要がある。

東日本大震災により被災した市町村においては、膨大な災害廃棄物等を短期間に集中的に処理することとなったため、一般廃棄物処理施設に大きな負荷がかっていること等から、更新を含めた処理体制の再構築が急務となっている。

2. 事業計画(業務内容)

<一般会計>

市町村等が整備する一般廃棄物処理施設への財政支援を実施する。特に、 更新需要の増大を踏まえ、更新時期の平準化に資する施設の改良、改造によ る長寿命化の取組を重点的に支援する。また、災害時においても廃棄物の受 入れが可能な施設の整備を戦略的に支援する。

く復興特会>

特定被災地方公共団体に指定されている市町村等が整備する一般廃棄物処理施設への財政支援を実施する。

3. 施策の効果

老朽化した一般廃棄物処理施設の適切な更新等を行う一方、施設の改良、改造による長寿命化を図ることで、地域における安全・安心を確保する。また、 災害対策を強化した施設整備により、災害時に迅速な復旧・復興を可能とする。

- 〇市町村等が行う地域の生活基盤を支えるための重要なインフラである廃棄物処理施設の整備を支援。
- 〇更新需要の増大を踏まえ、施設の更新時期の平準化に資する施設の改良·改造による長寿命化の取組を重点的に支援。
- 〇東日本大震災の教訓を踏まえるとともに、今後想定される大規模災害(首都直下地震、南海トラフ巨大地震)に備え、地域の防災拠点となり得る廃棄物処理施設の整備を戦略的に支援。

ダイオキシン対策により整備した 施設の多くが老朽化(全国1,188施 設のうち築20年超:461施設、築30 年超:130施設、築40年超:2施設) し、地域でのごみ処理能力の不足、 事故リスク増大の恐れ。

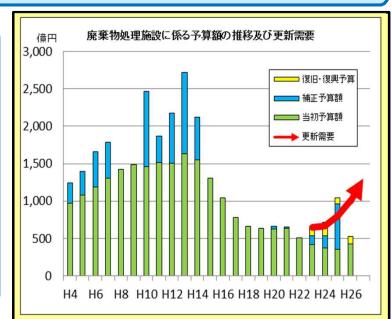


今後想定される首都直下地震、南 海トラフ巨大地震における災害廃棄 物の円滑な処理のため、強靱な廃棄 物処理体制の確保が急務。

- ※「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の結果」(平成26年4月 国土強靱化推進本部)
- ○ごみ焼却施設における災害時自立稼働率 ⇒現状(H25):27%



- ▶ 老朽化した廃棄物処理施設の適切な更新を行う一方、 施設の改良、改造による長寿命化を図ることで、地域に おける安全・安心を確保。
- 災害時においても施設の処理能力を確保するなど防災 拠点として整備することにより、迅速な復旧・復興を可能 とする。



【交付先】

- 特定被災地方公共団体以外の市町村(一般会計)
- 特定被災地方公共団体の市町村(復興特会)【交付対象施設】

ごみ焼却施設、最終処分場、浄化槽、既存施設の基幹的設備改良事業、等

【交付率】

交付対象経費の1/3。ただし、一部の先進的な 施設及び防災拠点施設については1/2。

循環型社会形成推進交付金(公共)(浄化槽分)

10, 100百万円(8, 421百万円)

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室

1. 事業の必要性・概要

湖沼等公共用水域等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水対策を推進し、 良好な水環境や健全な水循環を確保するため、浄化槽整備に対する国の助成制度の一 層の充実・強化を図る。

〇改正内容

(1) 低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業の継続事業化

平成 22 年度から 26 年度にかけて実施してきた低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業について、日本における温室効果ガスの削減目標達成のための浄化槽分野における CO 2 削減対策の促進を図るため、制度を継続事業とする。

(2) 浄化槽情報基盤整備支援事業の創設

人口分散地域における汚水処理施設の早期整備においては、単独処理浄化槽から 合併処理浄化槽への転換を促進することが最も重要である。しかし、地域において は、高度成長期から急速に普及した単独処理浄化槽の設置状況が把握できておらず、 合併処理浄化槽への転換の大きな障害となっている。

このため、浄化槽台帳システムを整備する事業を実施する場合に、その費用の一部について国庫助成を行い、地域における単独処理浄化槽の設置状況の的確な把握により単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進し、さらに維持管理の向上のための指導への活用を推進する。

2. 事業計画(業務内容)

市町村が実施する浄化槽の整備に関する事業の実施に要する費用の一部を国庫助成。 助成率:1/3(一部事業1/2)、助成先:市町村等

3. 施策の効果

浄化槽の整備を推進することにより、湖沼等公共用水域等における生活排水対策が 進み、良好な水環境や健全な水循環が確保できる。

4. その他

上記の循環型社会形成推進交付金による浄化槽整備以外に、他府省に別途計上された以下の国庫交付金により浄化槽の整備を推進。

- 〇内閣府計上 地域再生基盤強化交付金 (汚水処理施設整備交付金)
- ○復興庁計上 東日本大震災復興交付金 (低炭素社会対応型浄化槽集中導入等事業)

浄化槽情報基盤整備支援事業

(公共) ~浄化槽台帳システム整備費の一部助成~

背景

平成27年度要求額:10,100百万円の一部 (平成26年度予算額:一)

- 〇浄化槽の適正な維持管理の確立や災害対応力の強化に向けて、関係者間での効率的かつ 正確な浄化槽情報の管理を可能とする浄化槽台帳システムの整備が必要。
- 〇地域においては、高度成長期から急速に普及した単独処理浄化槽の設置状況の把握が困難。
- ○浄化槽台帳システムの普及にあたっては、構築に係る費用及びノウハウの確保が課題。
- 〇浄化槽台帳システムの定義や導入手順の手引きとして、平成26年3月に「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル」を作成したところ。

従来の国庫助成制度に、浄化槽台帳システム整備費の一部助成の メニューを追加し、都道府県の浄化槽台帳システムの整備支援を行う

助成内容

〇交付対象:都道府県

〇交付要件: 「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル」に基づいた事業計画であること

○交付上限:一都道府県に対して1,000万円(定額)を上限

目標

浄化槽の適正な維持管理の確立や 地域における災害対応力の強化を図る

(新)大規模災害発生時における廃棄物処理体制検討事業

489百万円(0百万円)

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

1. 事業の必要性・概要

南海トラフ巨大地震や首都直下地震等、東日本大震災をはるかに上回る規模の巨大災害においては、広範囲に被害が発生し、膨大な災害廃棄物が発生すると想定される。また、首都機能が麻痺することも想定されており、既存の廃棄物処理システムの延長(余力)だけでは、災害廃棄物等を迅速かつ適正に処理することが困難であると考えられる。また、国土強靭化推進に係る一連の議論においては、今後、懸念される南海トラフ地震、首都直下地震等の巨大災害発生時に起きてはならない最悪の事態の一つとして「大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態」が掲げられている。

そこで、環境省では平成 25 年度より、「巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会(委員長:酒井伸一 京都大学環境安全保健機構附属環境科学センター長)」を開催し、廃棄物処理システムの強靭化に関する総合的な対策の検討を進め、平成 26 年 3 月に中間的なとりまとめとして「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて」を公表した。このグランドデザインの具体化に向け、平成 26 年度に東日本大震災を始めとする災害情報のアーカイブ化及び課題の抽出、"巨大災害発生時における災害廃棄物対策行動指針"を策定するとともに、関係機関や民間事業者等との連携体制強化のための"巨大災害廃棄物対策チーム"の立ち上げや、地域ブロック単位で、国・地方公共団体・民間事業者が参加する協議の場を設置して災害廃棄物対策に関する情報共有及び協議等を行うこととしている。

さらに平成27年度以降、巨大災害時における災害廃棄物処理体制の構築に向けて、全国的にさまざまな業種の民間事業者団体との連携強化や地域ブロック単位での協議を深めるとともに、広域処理体制の検討や制度面での対応等を具体化させ、廃棄物処理システムの強靱化を推進する。また、これらの取組に関する普及啓発活動を実施する。

2. 事業計画(業務内容)

(1) 巨大災害時における災害廃棄物処理体制の構築

平成 26 年度に策定する「巨大災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を踏まえ、全国単位、地域ブロック単位で災害廃棄物処理体制の構築を進める。また、巨大災害廃棄物対策チームの増強及び連携強化を進める。災害廃棄物処理に係る知見やノウハウ、教訓等をアーカイブ化し、情報発信するとともに、自治体等の担当者に対する教育プログラムの構築を検討する。

(2) 災害廃棄物処理体制に係る検討体制の強化

地方公共団体、民間事業者等が協議の場において、各地域ブロックで幅広い関係者との連携・協力を図りつつ、実効性の高い行動計画を作成するため、協議・とりまとめを行う。

(3)制度的な対応等について

災害廃棄物の円滑な処理を行うため、必要となる法令等を含めた制度的な対応について検討を行う。

(4)災害対応強化に向けた取組の啓発

災害廃棄物対策に関する取組の情報発信や啓発するための活動を実施する。

3. 施策の効果

巨大災害の発生時において、災害廃棄物等の迅速かつ適正な処理を実施し、国 民の生活環境が保たれ、早期に復旧・復興につながることができるよう、国及び 広域ブロック単位における事前の対策の策定を行う。

大規模災害発生時における廃棄物処理体制検討事業

平成27年度要求額 489百万円(0百万円) 支出予定先:民間団体等

東日本大震災以降の動き

東日本大震災

【環境省】

廃棄物処理施設整備計画の改 定(H25.5閣議決定)

> 災害廃棄物対策指針 (H26.3策定)

【政府全体】

災害対策基本法 (H25.6.21改正公布)

国土強靱化基本法 (H25.12.11公布)

南海トラフ地震対策特別措置法 (H25.11.29改正公布)

首都直下地震対策特別措置法 (H25.11.29公布) 重要な施策に位置づけされている。国土強靱化において災害廃棄物対策が

想定される巨大災害被害

事前に備えるべき目標

大規模災害発生後であっても、地域社会・経済 が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

回避すべき起こってはならない事態

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により 復旧・復興が大幅に遅れる事態

プログラムの推進方針

- ●廃棄物処理に係る災害発生時の対応を強化するための施設整備について検討する。
- ●広域的な対応体制の整備及び備蓄倉庫・資機材等 の確保を効率的かつ円滑に進めるための所要の検 討を行う。
- ●二次災害防止のための有害物質対策や廃棄物処理技術と教育・訓練プログラムの開発等の業務を通じた廃棄物処理システムの強化を検討する。等

(国土強靱化基本計画(H26.6閣議決定)

■巨大地震発生時における災害廃棄物対策の総合的対策(平成25年度補正予算240百万円) 平成25年度に南海トラフ巨大地震等における災害廃棄物発生量等の推計及び今後の取組みの方向 性・具体的な課題を中間的にとりまとめた"巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて"を策定。

平成26年度はグランドデザインの具体化に取り組み、全国単位で巨大災害廃棄物対策チームを構築するとともに、地域ブロック単位で国・地方公共団体・民間事業者が参加する協議の場を設置する。さらに、巨大災害発生時の災害廃棄物対策に関する行動指針の策定や災害廃棄物処理に必要な法制度に関する検討等を行う。

平成27年度の事業内容

- (1)巨大災害時における災害廃棄物処理体制の構築
 - 平成26年度に策定する「巨大災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を踏まえ、全国単位、地域ブロック単位で災害廃棄物処理体制の構築を進める。また、巨大災害廃棄物対策チームの増強及び連携強化を進める。
 - ・災害廃棄物処理に係る知見やノウハウ、教訓等をアーカイブ化し、情報発信するとともに、自治体等の担当者に対する教育プログラム の構築を検討する。
- (2)災害廃棄物処理体制に係る検討体制の強化
 - ・地方公共団体、民間事業者等が協議の場において、各地域ブロックで幅広い関係者との連携・協力を図りつつ、実効性の高い行動計画 を作成するため、協議・とりまとめを行う。
- (3)制度的な対応等について
 - ・災害廃棄物の円滑な処理を行うため、必要となる法令等を含めた制度的な対応について検討を行う。
- (4)災害対応強化に向けた取組の啓発
 - 災害廃棄物対策に関する取組の情報発信や啓発するための活動を実施する。

巨大災害の発生に向けた対策のあるべき方向と具体的な取組みの基本的方向性

巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザイン(中間的なとりまとめ)より

膨大な災害廃棄物の円滑な処理の確保

- ▶ 膨大な災害廃棄物の円滑な処理に向けた処理体制の確保(仮置場、既存施設の早期復旧及び受入れ、仮設処理施設(前処理のための破砕・選別施設を含む)や最終処分場の整備、広域連携、復旧・復興事業の再生資源の活用など)
- ≫ 災害廃棄物処理計画に基づく進捗管理(発災後の発生量推計と精度向上、処理体制・期間の設定など)など

東日本大震災の教訓を踏まえた、発災前の周到な事前準備と発生後の迅速な対応

- > 国、都道府県、市町村、民間団体等の連携・協力体制の構築と事前準備
- ▶ 必要な車両、施設、資機材、人材のリストアップと関係機関間の連携強化、など

衛生状態の悪化・環境汚染の最小化による国民の安全・健康の維持

> 仮置場の二次災害の防止、発災直後のし尿や廃棄物による衛生環境の悪化防止、危険物・有害物質対策 な ど

強靱な廃棄物処理システムの確保と資源循環への貢献

- ▶ 既存施設の防災拠点化(耐震化等の強靱化やエネルギー共有の拠点)と最大活用
- > 民間事業者(産業廃棄物処理業者、建設業者、製造業者など)の積極利用
- ▶ 分別・再生利用による廃棄物処理システムの負荷の低減と迅速化 など

大規模広域災害を念頭に入れた、バックアップ機能の確保

- ▶ ライフライン機能や交通網の遮断に備えた燃料・電気・水等のバックアップ機能の確保
- ▶ 車両・施設・資機材の供給体制の確保 など

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室

1. 事業の必要性・概要

汚水処理施設の長期間の停止は生活環境の保全及び公衆衛生上避けなければならない事象である。個別分散型の生活排水処理施設で地震に強い特性を持つ浄化槽の整備促進や、早期復旧方法の確立は重要な課題である。

東日本大震災の被災地においては、地理情報システム(GIS)を活用した浄化槽台帳が被災浄化槽の効率的な復旧に役立ったという事例もあり、平時より、浄化槽の設置や維持管理の状況を把握し、管理体制を強化することは、国土の強靭化に資する重要なソフト対策である。

また、浄化槽台帳のシステム化に取り組むことは、災害対策のみならず、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進や法定検査の受検率の向上など浄化槽の信頼性を高める取組の基礎となるものである。このため、本事業では、GIS化を念頭に置いた浄化槽台帳システムの整備を促進し、併せてより効果的な法定検査体制の構築に取組むことで、単独転換を含めた浄化槽の普及促進や適切な維持管理の確保のための管理基盤の強化を図り、浄化槽システムの災害への対応力を強化する。

2. 事業計画(業務内容)

- ① 浄化槽台帳システムの整備促進手法の普及活動
- ② より効果的な法定検査体制の構築手法の検討
- ③ 浄化槽の情報基盤強化に関するモデル事業

3. 施策の効果

全国における浄化槽台帳のシステム化の推進等、浄化槽の管理基盤の強化を図ることにより、災害への対応力を強化し、下水道や集落排水事業とも連携し、汚水処理全体での更なる強靭化及び信頼性の向上を目指す。

浄化槽情報基盤強化推進事業費

~台帳システム整備による浄化槽の管理基盤の強化~

平成27年度要求額:16百万円 (平成26年度予算額:16百万円) 支出予定先:民間団体等

課題

- ・浄化槽の災害対応及び平時の維持管理の信頼性を確保するため、管理体制の強化が必要
- ・人口減少等の社会情勢を踏まえ、個別分散型処理で災害 に強い特性を持つ浄化槽の更なる整備が必要

GISを活用した台帳システム整備の効果

災害

- ・被害状況を迅速かつ正確に把握できる
- ・浄化槽の被災状況を視覚情報として共有できる
- ⇒被災浄化槽の早期復旧等に貢献する

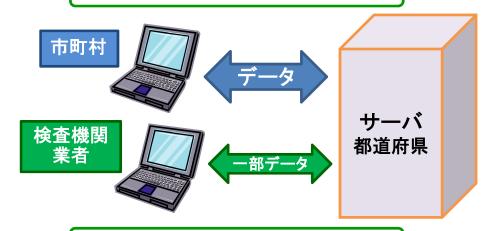
平

- ・設置状況を視覚的かつ正確に把握できる
- ⇒維持管理体制の適正化が図られる
- ⇒浄化槽の普及促進や単独転換施策に役立つ

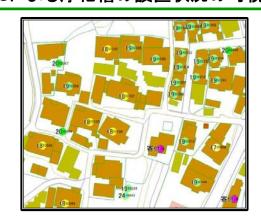
<事業内容>

- ① 浄化槽台帳システムの整備促進手法の普及活動
- ② より効果的な法定検査体制の構築手法の検討
- ③ 浄化槽の情報基盤強化に関するモデル事業

浄化槽台帳システムの構築イメージ



GISによる浄化槽の設置状況の可視化



全国における浄化槽台帳のシステム化の推進等、浄化槽の管理基盤の強化を図ることにより、災害への対応力を強化し、下水道や集落排水事業とも連携し、汚水処理全体での更なる強靭化及び信頼性の向上を目指す

(新)森・里・川・海の連環確保による安全で豊かな地域づくり事業 600百万円(0百万円)

総合政策局環境計画課、自然環境局自然環境計画課、

生物多様性地球戦略企画室、生物多様性施策推進室、生物多様性センター

1. 事業の必要性・概要

森・里・川・海の連環を確保することにより、生物多様性の保全だけでなく、 豊かな水の供給、自然災害の防止、水産資源の回復、気候変動への適応など、私 たちの暮らしを支える多様な生態系サービスが確保される。

しかしながら、里地里山など人の手が加わることで維持されてきた生態系は、中山間地域の過疎化や高齢化等により管理が放棄されて荒廃が進み、里地里山が もたらす多様な生態系サービスが低下し、荒れた里地里山は鳥獣被害深刻化の一 因ともなっている。

また、大規模自然災害や気候変動の影響により経済被害の拡大が懸念される中、長期的にみて社会・経済コストが小さい生態系の有する防災・減災機能を活用した国土の強靱化が求められている。

こうした状況を踏まえ、森・里・川・海のつながりが発揮する防災・減災機能を含む生態系サービスを国民全体が将来世代にわたって享受するため、都市と農山村地域などが生態系サービスの需給関係で支え合う「自然共生圏」を構築し、地域資源の利活用や都市との交流による地域活性化と自立的な管理を実現することが必要である。

2. 事業計画(業務内容)

(1)森・里・川・海の連環確保による安全で豊かな地域づくり検討調査 生物多様性保全及び生態系サービスの発揮に向けた森・里・川・海の連環 のあり方や管理の考え方を整理するとともに、防災・減災機能を含む生態系 サービスの定量的・経済的評価や新たな資金メカニズムの検討などを通じ、

生態系サービスのつながりを踏まえた都市と農山村地域の新たな連携の構築に向けたガイドラインを作成し、全国に普及する。

(2) 森・里・川・海連環地域づくりモデル事業

生物多様性の保全及び生態系サービスの発揮上重要な地域において、企業や都市住民等を含めた新たな連携関係を構築することで保全管理の担い手を確保するとともに、生態系サービスとしての地域にある自然資源(地産地消の燃料や地域活性化のための特産品など)を活用することで、自立的な活動の維持と地域振興にも貢献する自然共生圏モデルを構築するための実証事業を実施する。

3. 施策の効果

自然共生圏のモデルを各地で構築し、これらを基にガイドラインを示すことで、自然共生圏の考え方に基づく地域づくりを全国に波及させ、生物多様性に支えられた安全で恵み豊かな里と都市との共生を実現する。

森・里・川・海の連環確保による安全で豊かな地域づくり事業

平成27年度予算要望額:600百万円(0百万円) 支出予定先:民間団体等

【森・里・川・海の連環確保による安全で豊かな地域づくり検討調査】

基本的な考え方の整理

森・里・川・海の連環が発揮する生態系サービス(防災・減災機能を含む)の質向上のための考え方の整理(自然資源の望ましい配置の考え方の図化、管理手法の整理等を含む)

調査:森・里・川・海の連環が発揮する 生態系サービスの評価

- 生態系サービスの定量的、経済的価値評価
- 自然災害想定地域における防災・減災機能評価

検討:地域間連携等による新たな管理手法の検討

新たな資金メカニズムの検討 (募金・社会貢献・トラスト活動・入域料など)

【森・里・川・海連環地域づくりモデル事業】

モデル地域

協議会、 地域連携保 全活動支援 センター 自然資源調査

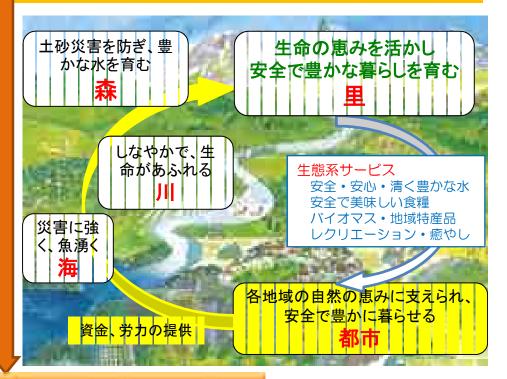
生態系サービス評価

聞き書き等による地域 環境知の把握

自然共生圏実現のための計画

<u>実証事業</u>

- □ 都市住民、企業等の力を活用した保全管理
- □ 災害対策としての湿原、森林及び沿岸生態系の再生
- □里山資源、希少種等を活用した地域活性化



ガイドラインを作成し、全国へ普及

自然の恵みに支えられた安全で豊かな里と都市との共生を実現

先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業 (グリーンプラン・パートナーシップ事業) 7,800百万円 (5,300百万円)

総合環境政策局環境計画課・環境経済課 自然環境局自然環境計画課・国立公園課 地球環境局温暖化対策課 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 事業の必要性・概要

今後 2050 年までに 80%の温室効果ガス排出量削減目標を達成するためには、その大宗を占めるエネルギー起源 C O 2 排出量を大幅に削減することが必要。特に、オリンピック東京大会が開催される 2020 年は、世界の温室効果ガスの削減目標年でもあり、2050 年に向け、国内における取組を加速的に進める意味でも、この機に都市圏の低炭素化を進め国内外に発信する意義は極めて大きい。

CO2の大幅削減に当たっては、全国画一的な取組に留まらず、地域特性に応じた地域主導による低炭素化に向けた総合的かつ計画的な政策を推進することが不可欠である。

一方、第4次環境基本計画では目指すべき持続可能な社会の姿として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の統合的達成を挙げている。こうした社会を達成するためには、地球温暖化対策のみならず、資源循環や生物多様性の確保等についても、同様に地域の特性に応じて、地域主導で進めていくことが重要となる。

当事業では、地方公共団体による計画策定とそれに基づく低炭素地域づくり事業について、事業形成段階の支援から事業計画の策定・FS調査、再エネ・省エネ設備の導入までの包括的支援プログラムを提供し、地域経済等と一体となった自立的かつ持続的な取組を支援する。地域特性に応じて地域資源や資金が活用・循環される仕組の形成を図ることにより、「低炭素・循環・自然共生」の統合的達成を具現化する。

なお、当事業の支援対象となる設備導入事業例は以下のとおり。

- 低炭素設備導入を地域に広げる枠組みがある事業
- ・事業による低炭素設備の導入によって地域の課題(生物多様性、環境教育、地域おこし等)の解決が図られる事業
- 事業が地域的(面的な広がりを持つ)取組に基づくもの

2. 事業計画(業務内容)

事業形成段階の支援から事業計画の策定・FS調査、再エネ・省エネ設備の 導入までの各段階に応じ、以下の支援プログラムを提供する。

- (1) 地域主導による事業化計画策定・FS調査支援
 - ①地域のニーズや特性を活かした地域協働による低炭素地域づくりのための事業化計画の策定・FS調査(間接補助)
 - ②里地里山等地域の自然シンボルを保全した自然共生型低炭素地域づくり 事業(間接補助)
 - ③エコタウンにおける資源循環社会と共生した低炭素地域づくりのための 事業化計画の策定・FS調査(補助)
- (2) 地方公共団体実行計画等に基づく再エネ・省エネ設備等導入支援事業
 - (1)実行計画に位置づけられたフラグシップ的な事業の支援(間接補助)
 - ②自然公園における低炭素・自然共生型地域づくり事業の支援(間接補助)
 - ③里地里山等地域の自然シンボルを保全した先導的な低炭素地域づくり事業の支援(間接補助)
- (3) 地域主導型事業形成支援事業
 - ①再生可能エネルギーの基盤情報整備事業(委託)
 - ②地域主導による再生可能エネルギー等事業課計画策定・FS 調査事業 (委託)
 - (ア) 自然公園における再生可能エネルギー等の導入事業に関する計画の 策定・FS調査(委託)
 - (イ) 地域主導型再生可能エネルギー等事業化検討・事業化計画策定業務 (継続事業分) (委託)
 - ③地域の中小・零細企業、金融機関への専門家派遣・研修等事業(委託)

3. 施策の効果

地方公共団体実行計画(区域施策編)の充実、策定率の向上が図られるとともに、計画に基づく地域における自律的・持続的な低炭素化地域づくりが推進される。これにより、地域特性に応じて地域資源や資金が活用・循環される仕組が構築され、低炭素・循環・自然共生の統合的達成モデルが具現化する。



先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業 (グリーンプラン・パートナーシップ事業)

▼ 平成27年度要求額▼ 7.800百万円(5.300百万円)

背景・目的

事業目的・概要等

● 第4次環境基本計画では、目指すべき持続可能な社会の姿として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の統合的達成を挙げている。この実現のため、各種基盤情報の整備や地方公共団体による計画策定とそれに基づく低炭素地域づくり事業について、事業形成段階の支援から事業計画の策定・FS調査、再エネ・省エネ設備の導入までの包括的支援プログラムを提供し、低炭素・循環・自然共生地域の統合的達成を具現化する。

事業概要

(1)地域主導による事業化計画策定·FS調査支援

- ①地域のニーズや特性を活かした地域協働による低炭素地域づくりのための事業化計画の策定・FS調査(間接補助)
- ②里地里山等地域の自然シンボルを保全した自然共生型低炭素地域 づくり事業(間接補助)
- ③エコタウンにおける資源循環社会と共生した低炭素地域づくりの ための事業化計画の策定・FS調査(補助)

(2)地方公共団体実行計画等に基づく再エネ・省エネ設備等導入支援事業

- ①実行計画に位置づけられたフラグシップ的な事業の支援(間接補助)
- ②自然公園における低炭素・自然共生型地域づくり事業の支援(間接補助)
- ③里地里山等地域の自然シンボルを保全した先導的な低炭素地域づくり 事業の支援(間接補助)
- ※農山漁村再工ネ計画に基づく事業も支援(農林水産省と連携)

(3) 地域主導型事業形成支援事業

- ①再生可能エネルギーの基盤情報整備事業(委託)
- ②地域主導による再生可能エネルギー等事業化計画策定・FS調査事業(委託)
- (ア)自然公園における再生可能エネルギー等の導入事業に関する計画の 策定・F S 調査(委託)
- (イ)地域主導型再生可能エネルギー等事業化検討・事業化計画策定業務 (継続事業分)(委託)
- ③地域の中小・零細企業、金融機関への専門家派遣・研修等事業(委託)

事業スキーム

支援対象事業のイメージ

<間接補助事業> (1) ①,②,(2) ①,②,③

(補助率) (補助率) 1/2,2/3,定額 定額 地方公共団体 非営利法人 民間団体等 補助金 **<補助事業>** (1) ③ **〈委託事業〉**(3)①.②.③ (補助率) 委託 1/2,定額 地方公共団体 国 民間団体 民間団体等

○低炭素設備導入を地域に広げる枠組みがある事業

【例】公共施設等を低炭素化し、 具体的な普及啓発等により 地域に取組を広げる事業





○事業による低炭素設備の導入によって地域の課題(生物多様性、 環境教育、地域おこし等)の解決が図られる事業

【例】バイオマス資源を地域で 活用し,里山の保全を図る 事業





○事業が地域的(面的な広がりを持つ)取組に基づくもの

【例】街区単位でのエネルギー 利用や、交通の低炭素化 事業

期待される効果





- 地域における自律的・持続的な低炭素化事業の推進
- 地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定率向上、充実
- 地域特性に応じた低炭素・循環・自然共生の統合的達成モデルの具現化

(新) 「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プラン策定事業

450百万円(0百万円)

総合環境政策局環境計画課

1. 事業の必要性・概要

地域においては新たなエネルギー需給システムの構築等による低炭素地域づくりを追求する動きと併せて、地域資源を活用した環境投資促進、他地域とのネットワーク形成による地域資源循環圏の実現、魅力ある生活・交流空間創造等を通じて雇用の創出や地域活性化を目指そうとする動きが活発化している。

地域において低炭素・循環・自然共生を統合的に達成し、まち・ひと・ しごとの創生を図っていくため、地域における当該検討の際に目指すべき 地域の将来像とその実現に向けたプラン策定のあり方を示すとともに国の 支援策をとりまとめる。

2. 事業計画(業務内容)

(1) 「モデル地域創生プラン」策定事業(350百万円)

20地域程度の地域についてモデル地域創生プランの策定を支援し、低 炭素・循環・自然共生地域の創生と地域・経済等活性化を実現する「モデ ル地域創生プラン」を策定する。

- (2)評価指標化検討事業(50百万円)
 - (1) のプランの進捗や目標達成度を分かりやすく示す指標を設定し、プラン実現による成果目標を明確にする。
- (3)全国プラン策定事業(50百万円)
 - (1)のプランを地域特性により類型毎に整理し、2050年 CO₂80%削減を前提に、低炭素・循環・自然共生社会の実現に向けて、今後5カ年の支援策をとりまとめる。

3. 施策の効果

低炭素な地域エネルギーの導入支援策を構築するとともに、環境対策で地域 経済循環を拡大し、地域活性化を実現する。



「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プラン策定事業

平成27年度要求額 450百万円(新規)

イメージ

背景・目的

事業目的・概要等

- 地域においては新たなエネルギー需給システムの構築 等による低炭素地域づくりを追求する動きと併せて、 地域資源を活用した環境投資促進、他地域とのネット ワーク形成による地域資源循環圏の実現、魅力ある生 活・交流空間創造等を通じて雇用の創出や地域活性化 を目指そうとする動きが活発化している。
- 地域において低炭素・循環・自然共生を統合的に達成し、まち・ひと・しごとの創生を図っていくため、地域における当該検討の際に目指すべき地域の将来像とその実現に向けたプラン策定のあり方を示すとともに国の支援策をとりまとめる。

事業概要

(1)「モデル地域創生プラン」策定事業(350百万円)

20地域程度の地域についてモデル地域創生プランの策定を支援し、低炭素・循環・自然共生地域の創生と地域・経済等活性化を実現する「モデル地域創生プラン」を策定する。

(2)評価指標化検討事業(50百万円)

(1)のプランの進捗や目標達成度を分かりやすく示す 指標を設定し、プラン実現による成果目標を明確にする。

(3)全国プラン策定事業 (50百万円)

(1)のプランを地域特性により類型毎に整理し、2050年 CO_280 %削減を前提に、低炭素・循環・自然共生社会の実現に向けて、今後5カ年の支援策をとりまとめる。

事業スキーム 委託対象:民間団体 実施期間:2年間

【「モデル地域創生プラン」イメージ】

● 都市型事業パッケージ



地方型事業パッケージ



● 都市・地方連携型事業パッケージ



期待される効果

- 低炭素な地域エネルギーの導入支援策を構築。
- 環境対策で地域経済循環を拡大し、地域活性化を実現。

低炭素社会の実現に向けた中長期的温室効果ガス排出削減工程検討及びボトルネック解消等調査費

552百万円(450百万円)

地球環境局総務課低炭素社会推進室

1. 事業の必要性・概要

中長期的な温室効果ガスの削減については、2020(平成 32)年以降の削減目標、2050 年 80%削減目標(第四次環境基本計画(平成 24 年 4 月 27 日閣議決定))、更には気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第 5 次評価報告書で示された 2100 年までにほぼゼロ又はマイナス排出といった中長期の時間軸に沿った検討が必要である。こうした目標を実現するためには、中長期的な社会像の変化、技術開発、機器・施設・インフラの転換速度等を踏まえてバックキャスト的に取り組むべき事項を洗い出し、中長期的な技術・対策・施策の組み合わせや、目標達成に向けた取組による経済・社会等への副次的な効果を明らかにする必要がある。また、ゼロ・マイナス排出を支える技術の導入可能性を検証するとともに、逆に中長期的に二酸化炭素排出増大につながるおそれのある機器・インフラ等を特定する必要がある。

2. 事業計画(業務内容)

- O2100 年までを見据えた中長期的な低炭素社会像を提示するとともに、その経済・社会等への効果を併せて明らかにする。また、複数部門の温室効果ガス 排出削減対策を横断的に把握することにより、費用対効果の高い対策分野を 特定する。
- 〇中長期的な排出削減に当たってのボトルネックとなりえる再生可能エネルギーの大量導入の実施可能性について定量的に検証しつつ、それを実現するための方策を明らかにする。
- 〇中長期的に CO2 排出増大につながる可能性がある長寿命の機器・施設・インフラ等への対策として、特に電力業界全体の自主的な枠組みの構築を促すとともに、交通・社会インフラ等のロックインによる二酸化炭素排出量の定量化や、低炭素 化なインフラ へ誘導するための方策を明らかにする。

3. 施策の効果

中長期的な排出削減に向けた技術・対策・施策の組み合わせを提示するとともに、部門別のボトルネックの特定・検証がなされる。また、経済・社会等への副次効果の最大化を図るための具体的な方策を明らかにするとともに、バイオマス等の再エネの大量導入に向けた方策やインフラ・社会資本のロックイン対策を示す。これらに沿った対策・施策を立案・実施することで、計画的・包括的に温室効果ガスの大幅な排出削減を実現することが可能となる。



低炭素社会の実現に向けた中長期的温室効果ガス排出削減工程検討及び ボトルネック解消等調査費

※当該事業は、一般会計と特別会計の按分 27年度要求額(一般分) 35百万円(0百万円) (特会分) 517百万円(450百万円)

背景・目的

○中長期的な温室効果ガスの削減については、エネルギー政策やエネルギー ミックスの検討を踏まえつつ、来春を目途に提示する2020年以降の削減目標、

2050年80%削減目標、更にはIPCCの第5次評価報告書で示された2100年まで にほぼゼロ又はマイナス排出といった中長期の時間軸に沿った検討が必要。

○それらの目標を実現するためには、中長期的な社会像の変化、技術開発、機 器・施設・インフラの転換速度等を踏まえてバックキャスト的に取り組むべき

事項を洗い出し、中長期的な技術・対策・施策の組み合わせや、目標達成に 向けた取組による経済・社会等への副次的な効果を明らかにする必要がある。

○また、ゼロ・マイナス排出を支える技術の導入可能性を検証するとともに、 逆に中長期的に二酸化炭素排出増大につながるおそれのある機器・インフラ

等を特定する必要がある。

事業スキーム

(1)委託対象:民間団体 実施期間:平成26~29年度

(2)・(3)委託対象:民間団体 実施期間:平成27~29年度

事業概要

(1)2020年以降の中長期的地球温暖化対策計画検討及びその実現のための

ボトルネック解消検討費(3.5億円) 中長期的な排出削減に向けた技術・対策・施策の組み合わせ、ボトルネッ

クの解消方法や経済・社会等への副次的な効果を提示。 (2) 2100年バイオマス等再生可能エネルギー導入検証検討費(1億円) マイナス排出を支えるバイオマスの供給量の精査や再生可能エネルギー等

を中心としたエネルギー供給体制の姿等を検討し、中長期的な温室効果ガス 削減の実現可能性を精査。

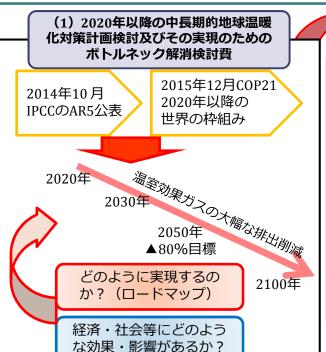
(3) インフラ・社会資本の低炭素化方策検討費(1億円)

一度導入されると固定化する火力発電施設、交通・社会インフラ等を低炭 素化する手法を検討。

期待される効果

○2100年までを見据えた中長期的な低炭素社会像の提示

ボトルネック解消のために必要な



テーマの検証 (2) 2100年バイオマス等再生可能 エネルギー導入検証検討費

発電・熱利用に供するバイオマスの中長 期的な需給シナリオの定量化

再工ネ大量導入による地域振興・経済活 性化等の効果や電力需給への影響調査等

再エネ大量導入に向けたボトルネックの 調査・解消方策検討

(3) インフラ・社会資本の低炭素 化実現方策検討費

電力業界全体でCO2排出量を管理・抑制 する枠組の評価・検証

交通・社会インフラ等のロックインによ るCO2排出量の定量化・低炭素化手法検

中長期的な政府全体の 2050年・2100年のGHG大幅削減 地球温暖化対策等へ反映

地域低炭素投資促進ファンド事業

9.000百万円(4.600百万円)

総合環境政策局環境経済課

1. 事業の必要性・概要

2050 年までに80%削減という温室効果ガスの大幅削減を実現し、低炭素社会を創出していくには、巨額の追加投資が必要であり、民間資金の活用が不可欠である。

一方、地域において低炭素化プロジェクトを実施しようとする事業者は、資金調達面で苦慮しているのが現状である。「出資」により資金調達を円滑化することにより、優良なプロジェクトの実現を推進する必要がある。

また、幅広い投資家による低炭素分野への投資を加速化し、今後必要となる巨額の資金需要に応えるためには、適切な投資判断に資するよう、民間の低炭素ファンドにおける質の高い情報開示を促進する必要がある。

2. 事業計画(業務内容)

(1) 地域低炭素化出資事業

8. 900百万円(4. 600百万円)

一定の採算性・収益性が見込まれる低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び 込むため、これらのプロジェクトを「出資」により支援。

地域金融機関等との連携をさらに強化して、サブファンドの組成拡大、地域 貢献性の高い案件への手厚い支援等を図ることにより、民間資金の呼び水となる「地域低炭素投資促進ファンド」の出資を効果的に実施する。特に新しい日本のための優先課題推進枠(要望枠)においては、地域型・テーマ型等の多様なサブファンドの組成を拡大し、地域の人材の低炭素投資に係る「目利き力」の向上、成長資金の供給拡大、地域の資金循環の拡大を図る。

(2) 低炭素ファンドにおける情報開示促進モデル事業 100百万円(0百万円) 低炭素化プロジェクトに投資するファンド(低炭素ファンド)を組成する事業者に対し、投資先に対する分析、運用パフォーマンスの第三者評価等、投資家の投資判断に必要な情報の適切な開示を行う場合に、その費用の一部を補助する。

3. 施策の効果

民間資金による低炭素投融資を促進し、地域での資金循環を円滑化すること等により、低炭素化と地域活性化の同時実現に寄与する。



地域低炭素投資促進ファンド事業

平成27年度要求額 9,000百万円(4,600百万円) (うち要望額5.650百万円)

背景・目的

- 低炭素社会の創出に向けては、巨額の追加投資が必要であり、民 間資金の活用が不可欠。地域資源を活用した地域の低炭素投資の 拡大は、地域経済循環を通じた地域活性化にも資する。
- 地域において低炭素化プロジェクトを実施しようとする事業者は、 資金調達面で苦慮。「出資」により資金調達を円滑化することに より、優良なプロジェクトの実現を推進する必要がある。
- また、幅広い投資家による低炭素分野への投資を加速化し、今後 必要となる巨額の資金需要に応じるためには、適切な投資判断に 資するよう、民間の低炭素ファンドにおける質の高い情報開示を 促進する必要がある。

玉

(補助率)

定額

補助金

(補助率)

補助金

事業概要

1. 地域低炭素化出資事業(8,900百万円(うち要望額5,650百万円))

一定の採算性・収益性が見込まれる低炭素化プロジェクトに民間資金を呼 び込むため、これらのプロジェクトを「出資」により支援。

地域金融機関等との連携をさらに強化して、サブファンドの組成拡大、地 域貢献性の高い案件への手厚い支援等を図ることにより、民間資金の呼び水 となる「地域低炭素投資促進ファンド」の出資を効果的に実施する。特に要 望枠においては、地域型・テーマ型等の多様なサブファンドの組成を拡大し、 地域の人材の低炭素投資に係る「目利き力」の向上、成長資金の供給拡大、 地域の資金循環の拡大を図る。

2. 低炭素ファンドにおける情報開示促進モデル事業(100百万円)

低炭素ファンドを組成する事業者に対し、適切な情報開示のための基礎書 類作成、投資先に対する分析、運用パフォーマンスの第三者評価等適切な情 報開示を行う場合に、その費用の一部を補助する。

事業スキーム

1. 補助事業(基金事業)

2. 間接補助事業

(補助率) 定額 玉

民間団体 (補助事業者) 補助金

民間団体 (間接補助事業者)

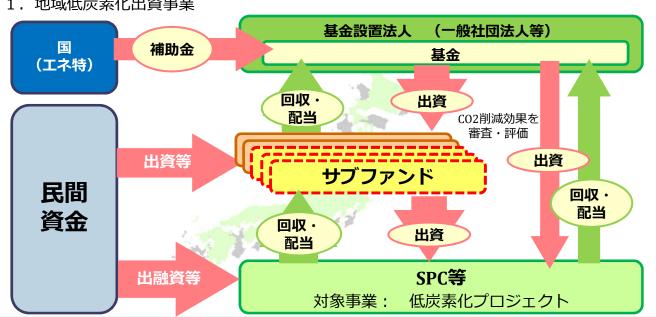
非営利法人

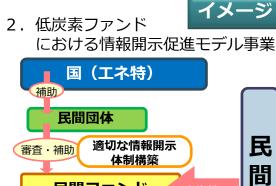
(基金設置法人)

期待される効果

● 民間資金による低炭素投融資を促進し、地域での資金循環を円滑化する こと等により、低炭素化と地域活性化の同時実現に寄与する。

1. 地域低炭素化出資事業





出資

出資等 資 金

低炭素化 プロジェクト

民間ファンド

クレジット制度を活用した地域経済の循環促進事業(一部農林水産省連携事業) 885百万円(1,208百万円)

> エネルギー対策特別会計850百万円(1,141百万円) 一般会計 35百万円 (67百万円) 地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

1. 事業の必要性・概要

- 〇 Jークレジット制度は、2013 (平成 25) 年度から環境省・経済産業省・農林水産省の3省合同で開始され、省エネ機器の導入等のプロジェクトによる温室効果ガスの排出削減量等をクレジットとして国が認証するものである。認証されたクレジットが利用されることにより、全国各地で排出削減等に取り組む中小企業等に資金を還流させ、地域経済の発展にも資するものである。Jークレジット制度ではこれまで 68 件のプロジェクトを承認し、見込排出削減量は約 179.8 万トンとなっている。今後も制度の信頼性向上と普及を図る観点から、関連委員会の運営やクレジット創出事業者への支援等を行っていく必要がある。
- 〇 認証されたクレジットの利用状況は、報道発表ベースで 1,292 件(平成 26 年 8 月現在)の取組事例があるが、クレジット量ベースでは認証量と比べて利用量は少ない水準にとどまっている。このため、消費者が環境に配慮した商品・サービスの購入を通じて間接的に地球温暖化対策等に参加できる取組が定着しつつあることに着目し、Jークレジットの創出促進との両輪として、Jークレジットを介して環境に配慮する商品の開発支援等によるクレジットの需要喚起を更に推進する。

2. 事業計画(業務内容)

- Jークレジット制度及びカーボン・オフセット制度の実施に係る関連委員会の運営や、クレジット創出に向けた支援を行い、両制度の円滑な運営を図るとともに、ウェブサイト等を通じた適切な情報提供により、制度の周知と信頼性の確保に努める。
- 消費者が間接的に地球温暖化対策の実施に貢献できるよう、商品・サービス を購入した分、温室効果ガスの排出削減プロジェクト等に資金を還流する商品 (環境貢献型商品)の開発等に係る費用を支援する。また、各地域における商 品開発の相談窓口やクレジットの創出者及び利用者のマッチング等を担う団体 を支援し、地域に密着した取組を活性化する。
- 〇 商品・サービス、会議・イベントに係る温室効果ガス排出量を算定し、クレジットで埋め合わせるカーボン・オフセット認証や、会社等の組織の排出量を

全量埋め合わるカーボン・ニュートラル認証の取組を支援する。

3. 施策の効果

〇 Jークレジット創出の取組促進及び創出されたクレジットの利用を国民・事業者に広く普及させることで、我が国の 2013 (平成 25) 年以降の地球温暖化対策の中期目標の達成に寄与するとともに、都市から里地里山・里海地域への資金還流、地域内での中小企業等への資金循環、地域における雇用の確保、地域の知名度の向上につなげることによる地域の活性化、並びに水源地保全等の地域環境の保全に貢献する。



クレジット制度を活用した地域経済の循環促進事業(一部農水省連携事業)

平成27年度要求額

(一般分) 35百万円(67百万円) 850百万円(1.141百万円)

背景・目的

- ・消費者は自主的に環境にやさしい商品を選択(アン ケート調査結果:約8割)
- ・消費者のニーズにマッチした商品を供給するため、排 出削減プロジェクト等によるクレジットを活用
- ・クレジットを創出する地域社会への資金環流を促進 (ポテンシャルとして年間約40億円が地域に還流)

(補助率)

定額。

事業スキーム

(1)間接補助

定額

(補助率)

補助金

民間団体等

実施期間:5年間

(2)委託対象:民間団体

実施期間:平成21年度~

事業概要

- (1) 環境貢献型の商品開発・販売促進支援事業(550百万円) (農水省 連携事業)
 - ①クレジットを活用した個別商品の開発や販売促進を支援することに より、地域へのクレジット販売収益の還元を加速化
 - ②各地域における商品開発の相談窓口・マッチングを担う特定地域協 議会の取組を支援し、更なる商品化を促進
- (2) [-クレジット及びカーボン・オフセット制度運用等業務(300百万円) 両制度に係る委員会の運営、認証取得の技術的支援、Web等を通じた 情報提供により、制度の円滑な運用と信頼性を確保

期待される効果

- 都市部から地域への資金還流や雇用の確保による地域経済の 循環の拡大、及び地域の知名度向上等による地域の活性化
- 地域の環境保全と温室効果ガスの排出削減の達成

地域社会(クレジット創出者)

- ・J-クレジット制度の円滑な運用
- ・J-クレジットの創出支援

温室効果ガス の排出削減



バイオマス 利用

地域活性化と排出削減の同時達成



非営利法人

循環の拡大

クレジット



メーカー、小売店等

- 商品化の技術的支援
- ・カーボン・オフセット制度の円滑な運用

<クレジットを付与した農産物の例>





民間資金の環流

積極的な購入

消費者

中堅・中小企業による環境経営の普及促進事業及び グリーン経済における情報開示基盤の整備事業 58百万円(56百万円)

総合環境政策局環境経済課

1. 事業の必要性・概要

近年、調達先における環境破壊等の問題が企業に損失を与える事例が多く、 バリューチェーンの重要な構成員である中小企業の環境対応がますます重要と なってきている。

また、「統合報告」といった環境情報の開示に関する新たな概念が国際的に 注目されるなか、環境情報を投資情報として活用する動きが我が国でも芽生え つつあり、これら国内外の新たな動きに対応し、より充実した環境情報の開示 を推進することが重要となっている。

2. 事業計画(業務内容)

- (1)中堅・中小企業による環境経営の普及促進事業 17百万円(16百万円) ISO14001の改訂や中堅・中小企業を取り巻く経営環境の変化を踏まえ、エコアクション21ガイドラインの改訂に向けた調査・検討を行う。また、大企業、地域金融機関、自治体等との協力の下で、バリューチェーン全体のグリーン化の有効な手段としての活用を進めつつ、その一層の普及促進を図る。
- (2) グリーン経済における情報開示基盤の整備事業 41百万円(39百万円) 統合報告やGRIといった新たな環境開示の流れを踏まえ、環境報告ガイ ドライン(2012 年版)の充実等により、環境情報開示の一層の推進を図る。 また、記載事項に関する手引きの作成等により、中堅・中小企業が開示す る環境情報の更なる有効活用を図る。

自然資本の影響評価・管理手法に関する調査分析を行い、環境会計ガイドラインの見直しを進める。

3. 施策の効果

環境経営を促進するとともに環境報告の有効利用を進め、環境ビジネスや環境配慮型の企業活動が関係者に積極的に評価されるようにすることにより、グリーン経済の実現に寄与する。

中堅・中小企業による環境経営の普及促進事業及びグリーン経済における情報開示基盤の整備事業

平成27年度概算要求額 58百万円(56百万円) 支出予定先:民間団体等

【課題】

1)バリューチェーンの環境リスク管理の視点を含め、中堅・中小企業による環境経営の一層の普及を図ることが必要。



環境経営の普及推進

- バリューチェーンをより意識した、エコアクション21ガイドラインの充実
- バリューチェーン全体の環境経営を包括 的に推進するための実証

2) 統合報告フレームワークの公表や投資情報への活用拡大等、新たな流れを踏まえつつ、 我が国の環境情報の開示の一層の拡大・高度化が必要。



環境情報開示基盤の整備

- 新たなニーズを意識した環境報告の開示支援ツールの改訂・作成等
- 自然資本概念を踏まえた、環境負荷・保全効果の評価手法の検討

環境経営の 実践

バリューチェーンを視野に中堅・中小を含む 企業が環境経営を実践



環境情報の開示

環境経営を行っている 事業者を適正に評価で きる情報基盤を整備



環境経営の 適正な評価・環境金融

環境経営に優れた企業に資金流入と便益が もたらされ、好循環の 輪を拡大



防災拠点等公共施設への再生可能エネルギー等導入推進事業 (グリーンニューディール事業)

11.800百万円(22.000百万円)

総合環境政策局環境計画課

1. 事業の必要性・概要

東日本大震災と原子力発電所の事故が発生し、東北地方を中心として甚大な被害をもたらすとともに、エネルギー需給の逼迫を生じたところである。

このような事態を踏まえ、再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入等による災害に強く環境負荷の小さい地域づくりが国を挙げての課題となっており、東北地方のみならず、地震や台風等による大規模な災害に備え、再生可能エネルギー等の導入を支援し、災害に強く低炭素な地域づくりを早期に構築することが必要となっている。

2. 事業計画(業務内容)

地方自治体が行う、防災拠点や災害時に機能を保持すべき公共施設への、 再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギー及び高効率省エネ機器(照 明、空調)の導入を支援する。

〇事業スキーム

- ・国からの直接補助
- 補助率: 定額

3. 施策の効果

再生可能エネルギーや未利用エネルギーを利用した自立分散型のエネルギー供給システムの導入が地域主導で加速的に推進され、災害時においても地域ごとに住民の安全や都市機能を最低限保持できる「災害に強く低炭素な地域づくり」を早期に構築する。



防災拠点等公共施設への再生可能エネルギー等導入推進事業 (グリーンニューディール事業)

平成27年度要求額 11,800百万円 (22,000百万円)

背景・目的

▶東日本大震災の被災地域の復興や、原子力発電施設の事故を契機とした電力需給の逼迫を背景として、再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入による災害に強く環境負荷の小さい地域づくりが国を挙げての課題



地震や台風等による大規模な災害に備え、避難所や防災 拠点等に再生可能エネルギー等の導入を支援し、「災害に 強く、低炭素な地域づくり」を早期に構築する。

事業スキーム

(1)補助対象:地方公共団体

(2)補助率:定額

(3) 実施期間: 平成27年度

※平成26年度までの事業との主な相違点

- ・基金造成への補助ではなく、国からの直接補助へ
- ・公共施設における再工ネ等導入事業に特化
- ・地方環境事務所(環境対策課)との連携

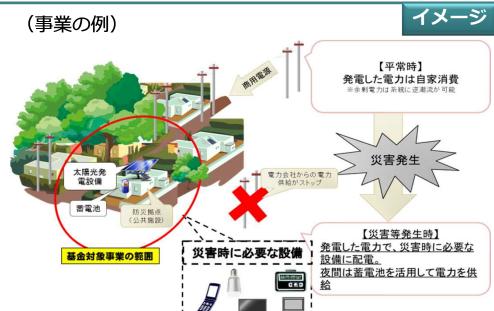
事業概要

防災拠点や災害時に機能を保持すべき公共施設への、再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギー及び高効率省エネ機器(照明、空調)の導入

期待される効果

- 災害にも対応できる自立分散型のエネルギー供給体制の構築
- 全国的な低炭素な地域づくり





低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援事業

12, 198百万円(9, 400百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の必要性・概要

公共事業の多面的な展開が想定される中、21世紀型の国際規範となりつつある「低炭素社会」としての付加価値を併せて創出することが必要である。

特に、オリンピック東京大会が開催される 2020 年は、世界の温室効果ガスの削減目標年でもあり、環境先進国として、世界が注目するこの機会を最大限活用し、都市圏の低炭素化を加速的に進め国内外に発信する意義は極めて大きい。

このため、本事業では、公共性が高い社会システムの整備に当たり、社会基盤の寿命は長いため、今を逃すと長期にわたるCO2排出型システムのロックインが懸念されることから、エネルギー起源 CO2 の排出が長期にわたり少なくなるような技術等を導入するための事業に対し支援を行う。

2. 事業計画(業務内容)

- (1) の基本的要件に該当する(2) の分野の事業に対して補助を行う。
- (1)対象事業の基本的要件
 - ① 低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討に資する事業
 - ② 公益性が高く、資金回収・利益を期待することが困難な事業
 - ③ モデル・実証的な性格を有し、他事業への波及効果が大きい事業
 - ④ 波及効果も含めた CO2 の削減効果の定量化が可能である事業
 - ⑤ 日本型の先端技術の戦略的な活用・展開が期待できる事業
- (2)対象事業の分野
 - ① 交通体系の整備に当たっての低炭素価値向上を目的としたモデル・実証事業
 - ② 福祉・公共施設等の整備に当たっての低炭素価値向上を目的としたモデル・実証事業
 - ③ 次世代型社会インフラの整備に当たっての低炭素価値向上を目的としたモデル・実証事業

3. 施策の効果

社会システムの構築に当たっての「低炭素社会」としての付加価値の創出



低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援事業

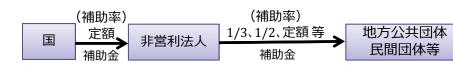
平成27年度要求額 12,198百万円(9,400百万円)

背景・目的

- 今後、公共事業の多面的な展開が想定される中、21世紀型の国際規範となりつつある「低 炭素社会」としての付加価値を合わせて創出 することが必要。
- <u>社会システム構築</u>は公共性が高く<u>投資回収の</u> 考え方に馴染まない</u>一方で、今を逃すと長期 にわたり<u>CO2大排出型システムのロックイン</u>が 懸念されることから、<u>低炭素価値向上</u>のため
- の国による財政支援が不可欠。● 日本の優れた・尖った技術を用いることで経済活性化を狙う。

事業スキーム

間接補助(平成24、25年度は基金により執行)



事業概要

公共性が高い社会システムの整備に当たり、エネルギー起源二酸化炭素 の排出が長期にわたり少なくなるような技術等を導入するための事業に対 し支援を行う。

期待される効果

● 社会システムの構築に当たっての「低炭素社会」としての付加価値の創出

【対象事業の基本的要件】 ① 低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討に資する事業 (規制等対策強化につなげる成果目標を設定) ② 公益性が高く資金回収・利益を期待することが困難な事業 ③ モデル・実証的性格を有し、他事業への波及効果が大きい事業 ④ 波及効果も含めたCO2削減効果の定量化が可能である事業 ⑤ 日本型の先端技術の戦略的な活用・展開が期待できる事業

環境省

補助金

補助事業者

補助金

福祉・公共施設等の整備に

要件に基づく 厳格な審査

イメージ

交通体系整備に 当たっての低炭素価値向上

コたりての低灰条価値向工 <具体的な事業> ●鉄道を活用した物流の低炭素化促進事業(国交省

- 連携) ●物流の低炭素化事業(国交省連携)
- ●エコレールラインプロジェクト事業 (国交省連携)

 - ●災害等非常時にも効果的な港湾地域の低炭素化推進事業(国交省連携)

当たっての低炭素価値向上

- <具体的な事業>
- ●地域の再生可能エネルギー等を活用した自立分 散型地域づくり事業
- ●信号機の省電力化等推進事業(警察庁連携)
- ●地域における街路灯等へのLED照明導入促進事業 ●省CO2型福祉施設等モデル支援事業(厚労省連携)
 - 携) イノベーション推進事業●漁港の省エネ化実証事業

<具体的な事業>

促進事業(厚労省連携)

- ●漁港の省エネ化実証事業(農水省連携)
- ●低炭素型の融雪設備導入支援事業

レ/田料祭にトマ社祭母ルにつわばて

次世代型社会インフラ整備に

当たっての低炭素価値向上

●省エネ型データセンター構築事業(総務省連携)

●地域の未利用資源等を活用した社会システム

●上水道システムにおける再工ネ・省エネ等導入

環境省ガイドラインに基づき、補助事業の当初段階&終了段階でCO2削減効果を分析・定量化(規制等による対策強化につなげる)

中小トラック運送業者における低炭素化推進事業 (国土交通省連携事業) 2,965百万円(2,965百万円)

水・大気環境局自動車環境対策課

1. 事業の必要性・概要

投資余力の少ない中小トラック運送業者を対象に、燃費性能の高い環境対応車両への買い換えを促進することにより、国内物流において大きな役割を果たしているトラック輸送における CO2 排出削減を図る。

2. 事業計画(業務内容)

- ・中小トラック運送業者における営業用トラックのうち、平成16年以前に 新規登録された経年車から燃費性能の高い環境対応車両への代替を進める ため、補助金を交付する。
- ・交付に当たっては、エコドライブの実施を含む燃費改善のための計画策定及 び燃費改善効果の実績を求め、エコドライブに対する事業者の意識の向上等 を図る。

3. 施策の効果

長期間使用されている経年車から燃費性能の高い環境対応車両への代替及 びエコドライブに対する事業者の意識の向上等による CO2 削減



中小トラック運送業者における低炭素化推進事業(国土交通省連携事業)

平成27年度要求額 2.965百万円(2.965百万円)

背景・目的

- 国内物流において大きな役割を果たす**トラック輸送にお** けるCO2排出量を削減するための取組が必要とされてい
- しかしながら、特に**投資余力の少ない中小事業者におい ては、**次世代車両は、価格が高価であること、インフラ 上の制約があること等の理由から、**一定の者はディーゼ**
- **ルトラックを使用し続ける**こととなる。 これらの者が燃費性能の低い長期経年車を使用し続けて いるところ、中小事業者のCO2排出削減対策として、燃 費性能の高い環境対応車両への代替を促進することでト ラック輸送におけるCO2排出削減を図ることを目的とす

事業概要

中小トラック運送業者について、燃費性能の高い環境対 **応車両への代替を支援**する。

事業スキーム

実施期間:平成26年度から3年間

補助スキーム: ___(補助率)

非営利法人

補助金

(補助率) 定額

トラック 運送業者

補助対象:トラック運送業者(中小事業者に限る。)

補助額:大型車…100万円中型車…70万円小型車…40万円 補助要件:平成16年以前の新規登録車から環境対応車への買い替えに

> 限る。 エコドライブの実施を含む燃費改善のための計画策定及び 燃費改善効果の実績報告を求める。

期待される効果

- 長期間使用されている**経年車から燃費性能の高い環境対** 応車両への代替を促進し、トラック輸送における低炭素 化を実現。
- エコドライブの実施を計画に盛り込むことにより、エコ ドライブに対する事業者の意識の向上等が期待され、更 なる低炭素化が期待される。

中小事業者のCO2排出削減対策 (中小トラック運送業者における低炭素化推進事業)







省エネ法において 輸送事業者の目標とされている 1%以上の燃費改善効果





事業目標

ディーゼルトラックを使用し続ける中小 トラック運送業者について、長期間使用 されている経年車から燃費性能の高い環 境対応車両への代替を促進することで、 営業用トラックのうち、平成16年度以 前に新規登録された車両の割合を平成 28年度末までに平成24年度比で20% 以上低減し、トラック輸送における低炭 素化を推進。 (平成24年度末57%)

低炭素化に向けた公共交通利用転換事業(国土交通省連携事業) 650百万円(650百万円)

水·大気環境局自動車環境対策課

1. 事業の必要性・概要

自家用自動車への依存度が高い地方都市部を中心に、公共交通ネットワークの再構築や利用者利便の向上に係る面的な取組を支援し、低炭素型の豊かなライフスタイルへの転換を行う。

2. 事業計画(業務内容)

- ・低炭素型の社会を目指し、マイカーへの依存度が高い地方都市部を中心に、 公共交通ネットワークの再構築や利用者利便の向上に係る面的な取組を支援し、マイカーから CO2 排出量の少ない公共交通へのシフトを促進。
- ・地域の協議会における省 CO2 を目標に掲げた公共交通に関する計画の策定及び当該計画に基づく取組の経費について支援

【支援の対象となる取組】

- ① 基幹ネットワークの充実・利便性向上 (BRT (バス高速輸送)・LRT (次世代型路面電車システム)の導入等)
- ②ネットワークの再編・拡充

(支線の再編・拡充、乗り継ぎ円滑化等)

3. 施策の効果

自動車の使用抑制及び渋滞緩和による CO2 削減



低炭素化に向けた公共交通利用転換事業(国土交通省連携事業)

平成 2 7 年度要求額 650百万円(650百万円)

背景・目的

低炭素型の社会を目指し、マイカーへの依存度が高い地方都市部を中心に、公共交通ネットワークの再構築や利用者利便の向上に係る面的な取組を支援し、マイカーからCO2排出量の少ない公共交通へのシフトを促進

事業スキーム

【補助対象者】

温対法、エコまち法、地域公共交通活性化再生法に基づく協議会等 【補助割合】計画策定支援 1/3、計画に基づく取組の支援 1/2 【実施期間】平成26年度~平成29年度 【補助の対象となる取組み】

- 1. 基幹ネットワークの充実・利便性向上(BRT・LRTの導入等)
- 2. ネットワークの再編・拡充(支線の再編・拡充、乗り継ぎ円滑化等)

事業概要

事業目的・概要等

イメージ

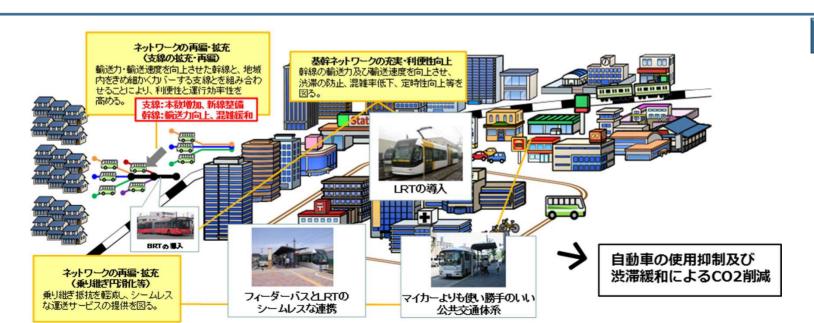
地域の協議会における省CO2を目標に掲げた公共交通に関する計画の策定及び当該計画に基づく取組の経費について支援

期待される効果

自動車の使用抑制及び渋滞緩和によるCO2削減



富山県高岡市 撮影: (公財) とやま環境財団



大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

1. 事業の必要性・概要

東日本大震災以降のエネルギー戦略の見直しが求められる中で、分散型電源かつ安定供給可能である廃棄物発電が果たす役割は大きくなることが期待されている。一方、廃棄物発電のポテンシャルは十分発揮されていない。廃棄物発電施設が持つ地域のエネルギーセンターとしての機能を高めるには、電力システム改革に対応して廃棄物発電による電力供給を安定化・効率化する新たなスキームを構築するなど、廃棄物発電の導入・高度化を促進する必要がある。

2. 事業計画(業務内容)

(1) 廃棄物発電の増強方策の検討・実証

廃棄物発電の高効率化や運転の工夫等の効果を実証事業により確認する。

(2) 廃棄物発電のネットワーク化FS事業

廃棄物発電施設と電力供給先によるネットワークを構築して廃棄物発電による 電力需給を安定化するスキームについて、事業としての実現可能性を調査する。

(3) 地域特性に応じた廃棄物系バイオマスの利活用システム検討と導入マニュアル作成

地域特性等に応じた廃棄物バイオマスの利活用システムの導入を支援し、導入方策・効果等の検討に有用な情報を導入マニュアルとして取りまとめる。

(4) 3つのガイドラインの導入支援

廃棄物発電の導入・高度化に向けて、3つのガイドライン(市町村等の廃棄物 処理システムの合理性・効率性を確認するためのツール)の導入を支援する。

3. 施策の効果

廃棄物分野における資源循環、再生可能エネルギーの導入が促進されると 同時に、温室効果ガス排出削減等の環境負荷低減が図られる。



廃棄物発電の高度化支援事業

平成27年度要求額 218百万円(102百万円)

事業目的・概要等

背景・目的

- 東日本大震災以降、エネルギー戦略の見直しが求められており、分散型電源かつ安定供給可能な廃棄物発電の果たす役割への期待は大きい
- 一方で、廃棄物焼却施設における発電効率が諸外国に 比べて低いなど、ポテンシャルを十分に発揮できてい ない
- 地域のエネルギーセンターとして機能を高めるには、 電力システム改革に対応し、廃棄物発電による<u>電力供</u> <u>給を安定化・効率化</u>する新たなスキームの構築が必要



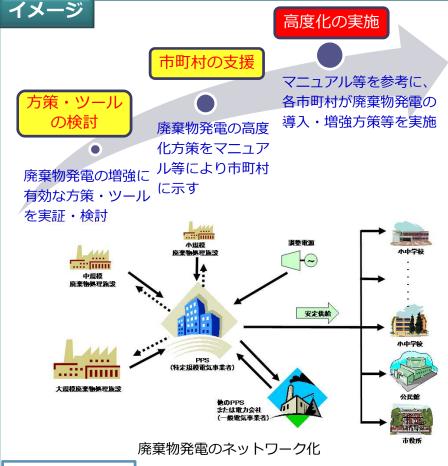
<u>廃棄物系バイオマスの利活用や再生可能エネルギー</u> 供給の促進を図るには、<u>廃棄物発電の高度化</u>が必要

事業概要

- (1) 廃棄物発電の増強方策の検討・実証
- (2) 廃棄物発電のネットワーク化FS事業
- (3)地域特性に応じた廃棄物系バイオマスの利活用システム検討と導入マニュアル作成
 - (4) 3つのガイドライン※の導入支援

-※市町村の廃棄物処理システムの合理性・効率性を確認する ためのツール

「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」、「市町村 における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」



事業スキーム

委託対象:民間事業者 実施期間:H25~H28

期待される効果

- 廃棄物分野における資源循環、再生可能エネルギー の導入が促進される
- 温室効果ガス排出削減等の環境負荷低減が図られる

水・大気環境局大気生活環境室

1. 事業の必要性・概要

ヒートアイランド対策は人工排熱の抑制等の「緩和策」を広く展開しつつも、近年、都市の急速な暑熱環境悪化に伴い、人の暑熱ストレスの低減に寄与する「適応策」の導入が求められている。政府では平成25年7月に「ヒートアイランド対策大綱」の見直しを行い、従来からの取組である「緩和策」に加え、「人の健康への影響等を軽減する適応策の推進」を新たに追加し、ヒートアイランド対策の一層の強化を図っているところである。

このため、街路空間において適応策を導入すべき場所や導入後の効果を判定するための指針策定等を行い、あわせてモデル的に事業を実施し、その検証・普及等を行う必要がある。さらに、これまで検討されていなかった街づくりの視点からの暑熱環境デザインの手法についても検討を行う。

また、都市における暑熱環境の悪化に伴い、今後とも増加が見込まれる熱中症対策も急務であるため、インターネット等を活用し、引き続き熱中症に関する予防情報の提供を行う。

2. 事業計画(業務内容)

(1)適応策のモデル導入及びその効果の検証

これまで単体の適応策についてその効果の検証を行ってきたが、街区レベル(数戸~十数戸)における複数の適応策導入の効果を検証するため、モデル街区(2箇所)において、地方公共団体・住民(町内会・商店街・NPO等)や暑熱環境の専門家等が協働し、ソフト・ハード面の取組計画を策定した上で、その効果を検証する。

- ②街づくりの視点からの暑熱環境デザインの手法等の調査・検討 地方公共団体や事業者における街路空間の適応策の普及を図るために、 導入すべき地点や導入後の効果の測定・評価手法の検討・開発等を行う。 また、これまで検討されていなかった街づくりの視点からの暑熱環境デ ザインの手法について、他府省や地方公共団体等と連携して検討を行う。
- ③効果的な暑さ指数 (WBGT) の情報発信の検討

暑さ指数(WBGT)の情報提供は、情報を活用した「適応策」として位置づけられており、特に熱中症が発生しやすい具体的な場所(建設作業現場・河川敷等)での暑さ指数の調査・検討を行う。

4 熱中症予防情報の継続的提供

現在、東京・新潟等の全国9地点の気象台敷地内において観測機器を設置し、予測値との比較・再計算を行うことで、当該地方の高い予測精度を維持している。これまで観測機器が設置されていない四国・沖縄に新たに観測機器を設置し、四国・沖縄地方の一層の予測精度向上を図る。

3. 施策の効果

「ヒートアイランド対策大綱」に基づき、都市における適応策の効果的な 手法等を明確にし、地方公共団体や民間事業者に適応策の実施を促す。

インターネットを活用して熱中症に関する予防情報の提供を行うことにより、 国民に熱中症に対する正しい知識や対策方法をわかりやすく普及啓発すること ができる。

クールシティ推進事業

背景•目的

- 人工排熱の排出抑制等の「緩和策」には長期的な取組が必要
- ヒートアイランド対策大綱の改定の中で新たな取組に「適応策」が追加
- 東日本大震災に対応した節電等に伴う人への暑熱ストレスの増大

支出予定先 • 民間団体

事業目的・概要等

事業概要及びスキーム

適応策を中心としたヒートアイランド対策の強化を行うため以下の事業を行う。

- (1)適応策のモデル導入及びその効果の検証
- ②街づくりの視点からの暑熱環境デザインの手法等の調査・検討
- ③効果的な暑さ指数(WBGT)の情報発信の検討
- 4 熱中症予防情報の継続的提供

「適応策」を中心に調査・検討を実施

- ① 複数の適応策導入の効果を検証するため、モデル的に事業を実施し、その検証・普及を図る。
- ② 街路空間の適応策の普及に必要な「導入すべき場所」「導入後の効果」を判定するための指針策定等を行い、さらに「街づくりの視点からの暑熱環境デザインの手法についても検討に着手する。
- ③ 暑さ指数(WBGT)の情報提供では、特に熱中症が発生しやすい具体的な場所(建設作業現場と河川敷) における暑さ指数(参考値)の調査・検討を行う。
- ④ 環境省熱中症予防情報サイトで現在提供している全国約850地点における暑さ指数(WBGT)の予測値・実況値について、さらに予測精度を高めるため実測地点を四国・沖縄に追加し、インターネットによる熱中症予防のための一層の情報提供を推進する。

人への暑熱ストレスを低減させる「適応策」の普及を推進

(適応策:街路樹やミスト、打ち水、日射高反射塗装等による暑熱環境の回避等)

「適応策」の事例 (左:緑陰、右:ミスト)





風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業 (経済産業省連携事業)

1. 173百万円(1,430百万円)

総合環境政策局環境影響審査室

1. 事業の必要性・概要

東日本大震災を契機として、低炭素社会の創出に貢献し、かつ自立分散型で災害にも強い再生可能エネルギーの利用を飛躍的に拡大することが求められている。

一方、再生可能エネルギーとして期待されている風力発電や地熱発電(以下「風力発電等」という。)については、騒音・低周波音、動植物(バードストライク等)、景観及び温泉等への環境影響が懸念されている。風力発電等について、適正な環境配慮を確保した健全な立地を円滑に進めていくため、環境アセスメントに活用できる環境基礎情報(貴重な動植物の生息・生育状況等の情報)のデータベース化及びその提供を通じて、質が高く効率的な環境アセスメントの実施を促進する。

2. 事業計画(業務内容)

風況・賦存量調査等により風力発電等の早期立地の適地と考えられる地域の中から、事業により著しい影響を受けるおそれがある自然環境が既存情報等で確認されていない地区を、地方自治体とも連携の上、情報整備モデル地区として選定し、当該地区において動植物の生息状況等の環境情報を調査・収集し、環境基礎情報データベースとして整備する。

平成27年度は、調査対象とするモデル地区の選定に当たり、事業者の意向 調査等を通じて、より事業化のニーズの高い地区の選定を目指す。また、デー タベースについては、格納情報の追加、更新や保守等を実施する。

3. 施策の効果

本事業により、風力発電等により影響を受けやすい場所を予め明らかにすることができ、環境影響を回避・低減するとともに、事業者が環境アセスメントを実施する際に活用できる基礎的な情報を体系的に提供することにより、質の高い環境アセスメントを効率的に実施できる条件整備を行い、風力発電等の早期大規模導入に資する。



風力発電等に係る環境アセ<u>スメント基礎情報整備モデル事業</u>

平成27年度要求額 1,173百万円(1,430百万円)

(経済産業省連携事業)

背景・目的

環境影響評価に活用できる環境基礎情報(貴重な動植物 の生息・生育状況等の情報)のデータベース化及びその 提供を通じて、質が高く効率的な環境影響評価の実施を 促進する。

事業スキーム

(1)委託対象:民間団体 実施期間:平成24~28年度

(2)委託対象:民間団体 実施期間:平成24~28年度

事業概要

- (1)情報整備モデル地区における環境基礎情報の調査
- (2) 環境基礎情報データベースの提供等

期待される効果

- 風力発電等により影響を受けやすい場所を予め明らかにす ることによる環境影響の回避・低減。
- 事業者が情報を活用することによる質の高い環境影響評価 の効率的な(=環境調査期間の短縮化)実施が可能。
 - 風力発電等の早期大規模導入に資する。

環境基礎情報の調査情報整備モデル地区における

境情報の整備全国の地域既存環

〈環境調査〉

○モデル地区の選定

(環境省、地方自治体) / 洋上風力 / 地熱 陸上風力

- ○文献調査、現地調査
 - ・渡り鳥の飛来ルート
 - ・猛禽類の営巣状況
 - ・動植物の生息・生育状況等

〈既存情報の収集〉

- ○動植物の分布情報
- ○国内外の技術情報



モデル地区における環境基礎情報 及び全国の地域既存環境情報を データベースとして整備し事業者等に提供

・・・メリット・・・

風力発電等事業者

- 初期の立地調査や環境影響評価における現地 調査の簡略化・効率化
- 事業の円滑化(期間短縮と環境調査費用の 低減効果、環境問題化するリスクを軽減)

住民、地方自治体

・ 風力発電等事業者の環境影響評価に関与する ことで、 情報交流が拡大

(新)風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築事業158百万円(0百万円)

総合環境政策局環境影響評価課

1. 事業の必要性・概要

東日本大震災を契機として、低炭素社会の創出に貢献し、かつ自立分散型で災害にも強い再生可能エネルギーの利用を飛躍的に拡大することが求められている。

一方、再生可能エネルギーとして期待されている風力発電等の立地に当たっては、従来、事業者が単独で計画を立案して進めてきたが、環境影響に関する懸念や先行利用者との調整等により事業計画の構想・立案が長期化したり、円滑に進まない事例が散見される状況である。

そこで、事業者単独ではなく、自治体が主導して、先行利用者との調整 や各種規制手続の事前調整等を図りつつ、それらと一体的に環境影響評価 手続を進めることで、その後の事業者の事業計画が円滑に進むような適地 抽出の手法を構築する。

2. 事業計画 (業務内容)

(1) 戦略的適地抽出の手法構築

風力発電所等の適地抽出における事業特性・地域特性ごとの制約、ステークホルダー・地域住民との調整手法、各種規制手続の事前調整・環境影響評価手続の進め方等について優良事例等を踏まえて整理し、手続の合理化・期間短縮に資する地域主導による適地抽出の手法に関するガイドラインを取りまとめる(取りまとめは平成28年度を予定)。

(2) モデル地域における実践

風力発電所等の誘致に積極的な自治体をモデル地域として公募。モデル地域(陸上、洋上、地域特性等を考慮して3地域程度)において、関係者・関係機関との調整、既存情報の収集(基礎情報整備モデル事業のデータを活用)、フィージビリティの検証等を行い、質が高く効率的な手法により適地を抽出する。得られた知見を(1)の検討に反映する(平成27年度~28年度)。

3. 施策の効果

本事業により、従来、構想段階から着工までかかっていた期間 (5~7年程度) を最大 3年程度短縮することを可能とする地域主導の適地選定手法を構築することで、風力発電等の早期導入の実現に資する。



風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築事業

平成27年度要求額 158百万円(新規)

事業目的・概要等

背景•目的

- 従来、事業者が単独で風力発電等の立地計画を進めてきたが、先行利用者との調整や各種規制手続により構想・計画段階の期間が長期化
- 地域主導で、先行利用者との調整や各種規制手続の事前調整と一体的に環境影響評価手続(配慮書手続)を進め、適地を設定しておくことで、事業者単独で行う環境影響評価手続(方法書手続以降)や各種規制手続に係
- る負担を軽減する手法が必要 ● 双ば34年度から実施している
- 平成24年度から実施している「基礎情報整備モデル事業」で収集するデータも活用
- 従来、構想段階から着工までかかっていた期間(5~7年程度)を最大3年程度短縮を可能とする適地選定の手法構築を図る

事業概要

<u>(1)戦略的適地抽出の手法構築</u>

風力発電所等の適地抽出における事業特性・地域特性ごとの制約、ステークホルダー・地元住民との調整手法、各種規制手続の事前調整・環境影響評価手続の進め方等について優良事例等を踏まえて整理し、手続の合理化・期間短縮に資する地域主導による適地抽出の手法に関するガイドラインを取りまとめる。

(2)モデル地域における実践

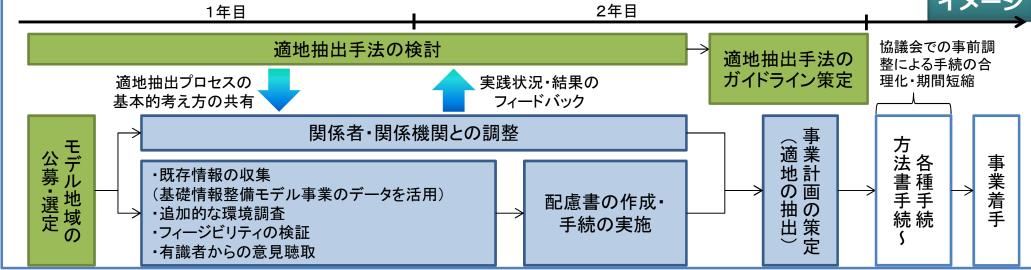
風力発電所等の誘致に積極的な自治体をモデル地域として公募。モデル地域(陸上、洋上、地域特性等を考慮して3地域程度)において、関係者・関係機関との調整、既存情報の収集(基礎情報整備モデル事業のデータを活用)、フィージビリティの検証等を行い、質が高く効率的な手法により適地の抽出を行う。得られた知見を(1)の検討に反映。

事業スキーム

- 委託対象:地方公共団体又は民間団体
- 実施期間:平成27~28年度

期待される効果

- 事業リスクの軽減と早期環境配慮の両立再生可能エネルギー供給拠点の創出促進
- 再生り能エイルイー 供和拠点の周山促進
- 戦略的環境アセス(SEA)の具体的事例の形成



地球環境局地球温暖化対策課フロン等対策推進室

1. 事業の必要性・概要

冷凍空調機器の冷媒用途を中心に、高い温室効果を持つフロン類(HFC)の排出量が急増しているため、平成25年通常国会において、フロン類の製造から回収・再生・破壊に至るまでのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策を行うこととして、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」の改正がなされ、平成27年度から施行される。このため、同法の円滑な施行が必要である。併せて、途上国におけるフロン等対策の支援、オゾン層の状況の監視等を引き続き行うことにより、オゾン層保護及び地球温暖化防止を図る。

2. 事業計画(業務内容)

(1) 脱フロン社会構築推進費

フロン類破壊業者等への立入検査に係る経費のほか、改正法施行のためのフロン類の漏えい量の算定・報告・公表制度の構築に向けたシステム開発、フロン類の適正管理推進のための地方公共団体モデル事業、その他法施行に係る調査検討を行う。

(2)途上国におけるフロン等対策支援事業費

アジア等の途上国における冷媒フロン等処理対策の支援及びオゾン層破壊物質転換の支援を行う。

(3) オゾン層及びフロン類等状況評価検討費

フロン類等の大気中濃度の調査を行うとともに、オゾン層破壊状況等に ついて評価・公表を行う。

(4) フロン類の生産抑制及び排出抑制に向けた経済的手法の検討 フロン税等の経済的手法について、様々な課題を総合的に勘案しつつ、 具体化に向けた検討を行う。

3. 施策の効果

脱フロン社会・低炭素社会の構築を推進することにより、オゾン層の保護 及び地球温暖化の防止を図る。

フロン等対策推進調査費

フロン類等対策の流れ

平成27年度要求額 270百万円(236百万円)

支出予定先:民間団体等

オゾン層破壊物質

CFC、 HCFC オゾン層破壊効果 有り 地球温暖化効果 有り



代替フロン

HFC オゾン層破壊効果 無し 地球温暖化効果 有り



転換

ノンフロン

炭化水素、アンモニア等 オゾン層破壊効果 無し 地球温暖化効果 僅少



モントリオール議定書

オゾン層保護の観点から 生産規制等

京都議定書

地球温暖化防止の観点から温室効果ガスとして削減等

脱フロン社会の推進

平成27年度から施行されるフロン類法の確実かつ円滑な実施(排出抑制対策の徹底)

- ・第一種フロン類再生業者及びフロン類破壊業者への立入検査
- ・フロン類の漏えい量の算定・報告・公表制度の基盤整備
- ・フロン類対策の評価検証
- ・フロン類の適正管理推進モデル事業 等

監視・測定 (オゾン層保護法の施行)

- ・オゾン層破壊状況等の評価・公表
- ・フロン類等の濃度状況監視調査

新たな政策手法の検討 ・新規対象物質(NF3)(

- 新規対象物質(NF3)の排出抑制対策の検討
- ・フロン類の削減に向けた経済的手法の検討

国際的取組•途上国支援

- ・アジアの冷媒フロン等処理対策・転換の支援
- ・オゾン層破壊物質転換に係る情報発信

ノンフロン技術の普及加速化

(省エネ型のノンフロン技術については、エネルギー対策特別会計で措置)

先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業

(一部国土交通省・経済産業省連携事業)

7,800百万円(5,046百万円)

地球環境局地球温暖化対策課フロン等対策推進室

1. 事業の必要性・概要

地球温暖化対策のためには、エネルギー起源CO2とともに、温室効果の高い代替フロン(HFC(ハイドロフルオロカーボン))の削減が必要である。

業務用冷凍空調機器については、従来HFCを冷媒とする機器が多く使用されてきたが、近年の技術開発により、温室効果が極めて小さい自然冷媒(水、空気、アンモニア、CO2等)を使用し、かつエネルギー効率の高い機器(省エネ型自然冷媒機器)が開発されている。

このため、省エネ型自然冷媒機器の普及促進を行うことによって、省エネルギー化による二酸化炭素の排出を削減するとともに、温室効果の高いフロン類冷媒の排出の削減することにより、地球温暖化防止を図る。

2. 事業計画(業務内容)

(1) 省エネ型自然冷媒機器に係る普及啓発

省エネ型自然冷媒機器の導入を検討するにあたって必要となる、省エネ性能を始めとする自然冷媒機器に関する情報を事業者に普及するため、省エネ型自然冷媒機器についてより省エネに資する使用方法や顧客評価に関する調査をし、シンポジウムを開催する。

(2) 先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器の導入補助

冷凍冷蔵倉庫及び食品製造工場に使用される中央方式冷凍冷蔵機器並びに 小売店舗のショーケース等に使用されるコンデンシングユニットを対象とし て、省エネ型自然冷媒機器を導入しようとする民間事業者に対して、当該機 器導入に要する経費の2分の1又は3分の1を補助する。

- (2) 途上国における省エネ型自然冷媒機器等の導入のための廃フロン等の回収
 - 処理体制構築調査

主にアジア地域において、省エネ型自然冷媒機器の導入を促すとともに、 それに伴い生じる廃機器及び充塡されているフロン類の回収と適正処理体制 の構築について、実現可能性を検討する。

3. 施策の効果

省エネ型自然冷媒機器の普及促進を行うことによって、省エネルギー化による二酸化炭素の排出を削減するとともに、温室効果の高いフロン類冷媒の排出の削減することにより、地球温暖化防止を図る。



先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業

(一部国土交通省・経済産業省連携事業)

平成27年度要求額 7,800百万円(5,046百万円)

背景・目的

- ➤ 現在、冷凍空調機器の冷媒としては、主に温室効果の高いHFC(ハイドロフルオロカーボン)が使用されており、機器の使用時・廃棄時の排出が急増。
- ▶ このため、近年技術開発が進んでいる自然冷媒を使用し、かつエネルギー効率の高い機器を普及させることが重要。
- ▶ 平成27年4月に施行する改正フロン類法により、指定製品に使用されるフロン類の環境影響度の低減を促進する制度が導入されることを踏まえ、省エネ型自然冷媒機器の普及を急ぐ必要。
- ➤ モントリオール議定書に基づく特定フロンの生産全廃を控えている中、地球規模でも「一足飛び」でノンフロン・低GWP化を目指す。

事業スキーム

(1)委託対象:民間団体

実施期間:平成26年度~平成28年度

(2) 【国からの補助】

補助事業者:非営利法人

補助率:定額

【法人から事業実施者への補助】

間接補助事業者:民間団体等

補助率:1/2以下又は1/3以下

実施期間:平成26年度~平成28年度

(3)委託対象:民間団体

実施期間:平成27年度~平成29年度

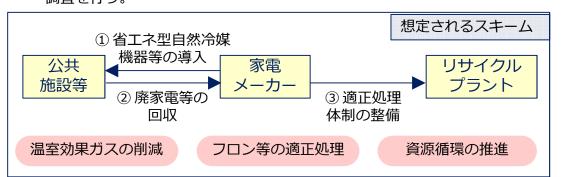
期待される効果

概ね10年程度で、新設・改装の大型冷凍倉庫と小売店舗等の全てで自然冷媒に転換するため、価格をフロン機と同程度に低減し、普及の起爆剤となる効果を見込んでいる。また、我が国の優れた低炭素技術による攻めの地球温暖化外交を推進するとともに、国内企業のグローバル競争力の強化に資する。

事業概要

- (1) **省エネ型自然冷媒機器に係る普及啓発**(経済産業省連携)(80百万円) 省エネ型自然冷媒機器導入に関する社会実験(省エネ性能や顧客の評価の調 香)及びシンポジウムの開催(機器ユーザーや一般消費者向け)
- (2) **先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器の導入補助**(7,620百万円) 高い省エネ効果を有し、かつ、改正フロン類法で指定製品となり、 HFCを使用しない自然冷媒(炭酸ガス、アンモニア、空気等)への転 換が求められる以下の施設の自然冷媒機器に対して導入を補助する。
 - ○冷凍冷蔵倉庫(国土交通省連携)
 - ・1台あたりの規模が大きいため、省エネ・冷媒転換効果が大きい。
 - ○食品製造工場(新規)
 - ・食品・飲料・氷の製造・加工工場を対象に追加。
 - ○食品小売店舗
 - ・食品小売店舗で使用される冷凍冷蔵ショーケース等は、市場ストック台数 が多く、また、冷媒漏えい率が高いため、省エネ・冷媒転換効果が大きい。
- (3) 途上国における省エネ型自然冷媒機器等の導入のための廃フロン等回収・処理 体制構築調査(100百万円)

我が国の優れた省エネ型自然冷媒技術を途上国において導入するためには、 オゾン層の保護、資源の有効利用等の観点から、それに伴う廃機器・廃フロン も回収・適正処理することが求められるため、回収等の体制を構築するための 調査を行う。



廃棄物処理センター等に対する補助事業(公共)

600百万円(1,022百万円)

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 廃棄物対策課

1. 事業の必要性・概要

産業廃棄物については、民間による産業廃棄物処理体制を中心として適正な処理を確保することが基本であるが、民間のみでは適正な処理を確保することが困難な場合には、都道府県等の公共関与による施設を整備することが必要である。また、地域の実情に応じて、ばいじん、燃え殻など特別管理一般廃棄物等についても、市町村のみならず、都道府県等の関与により適正な処理の確保を推進する必要がある。

このため、廃棄物処理法に基づき、都道府県が関与した公共関与の処理主体を廃棄物処理センターとして指定するとともに、都道府県等が廃棄物処理センター等を通じて、周辺住民の理解が得やすい産業廃棄物の処理施設を設置するための知見及び円滑な事業経営に必要なノウハウを蓄積するための事業に対し、財政的な支援を行う。

2. 事業計画 (業務内容)

(1) 産業廃棄物処理施設モデル的整備事業

産業廃棄物の処理施設の円滑な整備を推進するため、廃棄物処理センター等による産業廃棄物のモデル的な処理施設の整備を行う事業に対して、施設整備に必要な事業費の1/4を補助する。

(2)廃棄物処理センター等が行う一般廃棄物処理施設の整備事業

(1)の産業廃棄物処理施設と同時に一般廃棄物処理施設の整備を行う 事業に対して、施設整備に必要な事業費の1/3を補助する。

(3)安全性等確保事業

廃棄物処理センターが整備する一般廃棄物の最終処分場の安全性及び信頼性を確保する事業に対して、事業費の1/2を交付する。

3. 施策の効果

廃棄物処理体制が整備されることにより、廃棄物の適正かつ広域的な処理 が可能となる。

廃棄物処理センター等に対する補助事業

平成27年度要求額 600百万円 (平成26年度予算1,022百万円)

目的

都道府県又は政令市(以下「都道府県等」という。)が関与して産業廃棄物の処理を行うためのモデル的な施設を整備し、処理施設の安全性に十分配慮するなど周辺住民の理解が得やすい産業廃棄物の処理施設を設置するための知見及び円滑な事業経営に必要なノウハウを都道府県等が蓄積することにより、今後の産業廃棄物処理施設の整備を推進しやすい体制を構築する。

支出予定先

廃棄物処理センター、PFI法に基づく選定事業者等

補助対象施設

- ①焼却施設(処理能力100t/日以上)
- ②感染性廃棄物の焼却施設(処理能力100t/日以上)
- ③管理型最終処分場(埋立面積1ha以上) ④化学処理施設 ⑤産廃再生利用総合施設

補助スキーム

総事業費

補助対象事業費(A)			補助対象外事業
<u>国庫補助</u> <u>(A)×1/4</u>	都道府県等の 出資又は補助	民間からの借り入れ	ı等

(新) 産業廃棄物処理業のグリーン成長・地域魅力創出促進支援事業 300百万円(0百万円)

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の必要性・概要

産業廃棄物処理施設は地域の生活環境保全及び公衆衛生の向上を図るため、 社会にとってなくてはならない施設であり、循環型社会の重要なインフラと して、今後も適正処理を推進していくためには、これまで以上に社会からの 信頼を得て、かつ社会からの要請に応えることができる環境産業とも呼ぶべ き産業廃棄物処理業へと変貌を遂げることが喫緊の課題である。

具体的には、産業廃棄物処理事業者が適正処理及び3Rの推進に加え、温室効果ガスの削減を図るとともに、地域の魅力創出や地域の雇用創出により一層貢献することで、社会的責任をしっかり果たしつつ、グリーン成長、地域の魅力を創出する産業へと変貌を遂げることを支援する。

2. 事業計画(業務内容)

・産業廃棄物処理ビジネスの振興支援

産業廃棄物処理業のビジネス市場の現状把握・将来見通しの分析、産業廃棄物処理業の経営戦略作成支援、産業廃棄物処理業の付加価値の検討、海外展開の促進、産業廃棄物処理業を振興するための支援策の検討等を通じて、産業廃棄物処理業の振興を支援する。

・地域社会に貢献できる産業への転換支援

産業廃棄物処理業の担い手の確保及び技術労働者の育成支援、施設設置を円滑に進めるための方策の検討、地域の魅力創出への貢献策の検討等を通じて、 産業廃棄物処理業が雇用創出など地域社会に貢献できる産業へと転換していく ことを支援する。

・産業廃棄物処理業振興ビジョンの策定(平成28年度以降)

3. 施策の効果

産業廃棄物処理業者が廃棄物の適正処理などの社会的責任を果たしつつ、グリーン成長、地域の魅力を創出する産業への変革を支援することで、適正廃棄物の処理はもとより循環型社会・低炭素社会に重要な役割を果たす産業廃棄物処理産業の振興を図り、もって日本の循環型社会の形成を促進。

産業廃棄物処理業のグリーン成長・地域魅力創出促進支援事業

300百万円(新規) 支出予定先:民間団体等

現状

- 産業廃棄物処理施設の立地がより難しい状況(低濃度放射性廃棄物など)
- インフラの老朽化に伴う大量の産業廃棄物の発生
- 2020年東京オリンピックに伴う一時的な産業廃棄物の増加

適正処理の推進 循環型社会構築の重要なインフラとして、

産業廃棄物処理業界が 循環型・低炭素産業として成長するよう支援することが重要

産業廃棄物ビジネスの振興

- 業界のビジネス市場の現状把 握、将来予測
- 産業廃棄物処理業者の経営戦 略作成支援

高付加価値型環境産業への転換 促進

- 処理の高度化
- 低炭素型産業廃棄物処理の推進

海外展開の推進

- 東南アジアにおける中小産業廃棄物処理業者のビジネスマッチング
- 中小産業廃棄物処理業者の海 外展開の課題・解決策の検討

産業廃棄物処理業振興ビジョン策定

地域社会への貢献

- 地域社会からの更なる信頼獲 得の方策の検討
- 地域社会への付加価値の創出 方策の検討

担い手確保・技術労働者育 成支援

技術労働者を対象とした研修 の実施

廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業

1, 092百万円(1, 095百万円)

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 廃棄物対策課

1. 事業の必要性・概要

廃棄物処理分野における地球温暖化対策推進のため、燃やさざるを得ない 廃棄物からのエネルギーを有効活用するため、廃棄物処理業者等が行う高効率 な廃棄物エネルギー利用施設または廃棄物等燃料製造施設の整備事業(新設、 増設又は改造)について補助を行う。

2. 事業計画(業務内容)

〇補助対象

民間事業者(一定以上のエネルギー利用効率を有する以下の施設等)

①廃棄物高効率熱回収

②廃棄物等燃料製造

※… これらの建築施設の省エネルギーに資する照明・空調設備についても 補助対象とする

〇補助率等

施設の高効率化に伴い追加的に生じる施設整備費の1/3を限度

3. 施策の効果

高効率熱回収の促進等により廃棄物エネルギーの更なる利用が拡大され、 廃棄物・リサイクル分野のCO2排出量が削減される。

また、熱回収等と合わせて施設の省エネ化を促進することで、CO2排出量削減を加速させる。



廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業



事業目的・概要等

背景・目的

廃棄物分野に関する地球温暖化対策として、廃棄物高効率熱 回収やバイオマスエネルギー活用による未利用のエネルギー の有効活用を促進する。

事業概要

廃棄物処理業を主たる業とする事業者が行う高効率な廃棄物エネルギー利用施設または廃棄物等燃料製造施設の整備事業(新設、増設又は改造)及び建築施設の省エネルギーに資する照明・空調設備への補助

事業スキーム

補助対象:民間事業者等

補助割合:1/3を上限とする。

実施期間:平成15~32年度 ※ 間接補助による執行

期待される効果

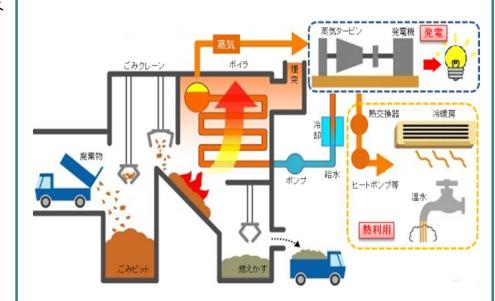
- 未利用エネルギーの有効活用により、エネルギー起源 CO2削減が削減され、地球環境の保全に資する。
- 熱回収等と省エネ化を一体的に促進し、CO2削減を 加速させる。

イメージ

廃棄物エネルギー導入事業対象

①廃棄物高効率熱回収

2廃棄物等燃料製造



廃棄物熱回収のイメージ

ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業 40百万円(44百万円)

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の必要性・概要

電子マニフェストは、平成9年の廃棄物処理法の改正により、紙マニフェストに加えて導入されたもので、紙マニフェストに比べ、排出事業者・処理業者によって情報管理の合理化につながることや、偽造が難しく行政の監視業務の合理化になる等のメリットがある一方で、排出事業者・収集運搬業者・処分業者の三者全てが社内管理体制を電子マニフェスト対応に切り替えなければならないことやマニフェストの使用件数の少ない事業者にとっては電子化の負担が大きいことなど、その普及が進みにくい要因もあり、平成25年度末の電子マニフェスト普及率は約35%にとどまっている。

環境省では、平成 25 年 10 月に平成 28 年度の普及率 50%を目標とした「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」を策定したところであり、ロードマップに基づき、普及促進のための各種事業とシステムの機能強化を行うことにより、更なる電子マニフェストの普及を図ることを目的とするものである。

2. 事業計画(業務内容)

(1) 電子マニフェストシステムの機能強化

電子マニフェストシステムの利便性向上のため、既に主流となっているスマートフォンやタブレット端末でシステムを操作し、検索、修正、参照等の機能に対応させるための調査検討及びシステム開発を行う。

(2) 電子マニフェストの普及啓発

電子マニフェストのメリット、運用方法について関連事業者に十分周知するための電子マニフェスト研修会、及び電子マニフェストの既加入者や今後加入を検討している者を対象とした操作説明会を開催する。

3. 施策の効果

〇電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップの達成目標である平成 28 年度の普及率 50%に向け、電子化の推進を行うことができる。

〇マニフェストの電子化の推進により、廃棄物処理システムの透明化、法令遵守の徹底等が可能となり、マニフェスト制度の目的である排出者責任の確保及び不法投棄の未然防止に寄与する。

ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業

目的

情報管理の合理化、廃棄物処理システムの透明化、不適正処理の原因 究明の迅速化、法令遵守の徹底が可能となる等などメリットの大きい電子 マニフェストについて、「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」 に基づき、普及促進を図り、廃棄物の適正処理の確保を図る。

事業の概要

①電子マニフェストシステムをスマートフォン、タブレット端末に対応 させるための機能開発



利便性の改善及び利用者サービスの向上により、システムの利用及び加入のインセンティブを高め、利用件数の拡大に繋がる。

②電子マニフェスト研修会、操作説明会の開催



電子マニフェストのメリットや運用方法の周知ができ、また、加入を検討している事業者に対して、操作を体験してもらう機会を提供できる。

施策の効果

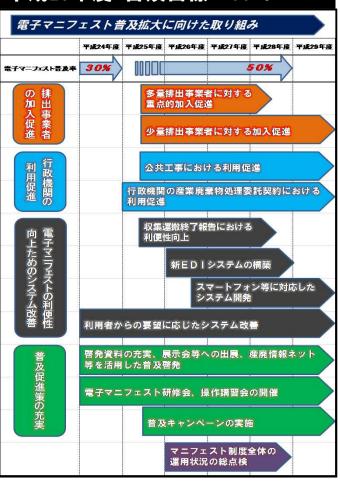


電子化の推進により、排出者責任の確保及び不法投棄の未然防止に寄与

40百万円(44百万円) 支出予定先:民間団体等

電子マニフェスト普及拡大に向けた ロードマップ策定(平成25年10月)

平成28年度 普及目標 50%



製造業者等と連携した循環産業形成支援事業 32百万円(33百万円)

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の必要性・概要

循環産業の確立を図るためには、これまで排出された廃棄物を処理していくことに重きを置いてきた廃棄物処理業について、廃棄物処理にとどまらず、廃棄物等を貴重な資源としてとらえ、それを積極的に循環利用する事業形態への転換の流れを一層加速していく必要がある。

このため、排出事業者と産廃処理業者の連携・協働を支援することで、より 付加価値の高い循環利用を行う循環産業を育成する。

併せて、産業廃棄物処理について、優良事業者が社会的に評価され、不法投棄や不適正処理を行う事業者が淘汰される環境を充実させ、産業廃棄物の排出事業者が多数の産廃処理業者の中から優良な業者を容易に選別して処理を委託しやすい仕組みを整備する必要がある。

2. 事業計画(業務内容)

(1)排出事業者と産廃処理業者の連携・協働による循環ビジネス形成支援 産業廃棄物の排出事業者と優良な産廃処理業者により構成されるフォーラムを 開催し、これらの事業者間の連携・協働に向けたビジネスマッチングを行う。

(2)優良産廃業者に関する情報発信

廃棄物処理法の優良産廃処理業者認定制度に基づき認定を受けた優良産廃処理 業者を排出事業者が容易に選択できるよう、優良産廃処理業者に関する情報発 信を行う。

3. 施策の効果

〇産業廃棄物の排出事業者と優良処理業者のビジネスマッチングを進めること により、排出事業者が優良産業廃棄物処理業者に処理委託するという流れを加 速し、廃棄物処理業界の育成に寄与する。

〇優良産廃処理業者認定制度に基づく優良認定業者数の増加に寄与する。

製造業者等と連携した循環産業形成支援事業

目的

32百万円(33百万円) 支出予定先:民間事業者等

産業廃棄物処理業界の健全な発展のため、産業廃棄物の排出事業者が多数の産廃業者の中から 優良業者を容易に選択して処理を委託しやすい仕組みを整備する。併せて、製造業者等と優良な 産廃処理業者の連携・協働を支援することにより循環産業の形成を支援する。

優良産廃処理業者に関する情報発信

優良産廃処理業者の情報発信支援システム 「優良さんぱいナビ」の構築・運用

平成24年3月27日 システム運用開始

- <検索機能>
- 〇業者名、住所、許可自治体
- 〇廃棄物種類、特殊な廃棄物、処理方法、荷姿
- ○排出者業種、特長・サービス等
- 〇地図から探す

コンソーシアムの形成

排出事業者と優良な産廃処理業者により構成されるシンポジウム/ワークショップを開催、事業者間の連携・協働に向けたビジネスマッチングを推進

<平成24年度>

- ○第一回 平成25年3月13日 東京開催 基調講演、優良事例発表、パネルディスカッション <平成25年度>
- ○第一回 平成26年2月15日 東京開催
- 〇第二回 平成26年2月14日 大阪開催 基調講演、優良事例発表、ワークショップ

優良業者が優先的に選択される仕組みの整備

優良産廃処理業者



排出事業者



優良産廃処理業者認定制度の認定数増産業廃棄物処理業界の育成

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室 企画課リサイクル推進室

1. 事業の必要性・概要

3 Rの取組全体を代表する指標として、第三次循環型社会形成推進基本計画で掲げた我が国経済社会における物質フロー指標(資源生産性、循環利用率、最終処分量)は、平成32年度までに達成するとした目標に向けて順調に推移。

しかしながら、今後、世界全体で資源制約が強まると予想される中、質の面での取組は不十分。このため、平成25年5月に閣議決定された第三次循環型社会形成推進基本計画においては、3Rのうちリサイクルに比べて優先度が高い一方、取組の遅れている2R(リデュース、リユース)の取組がより進む経済社会システムの構築や地域循環圏の高度化等を今後取り組むべき主な課題の一つとして位置づけているところ。

本事業では、上記に鑑みて、2Rの取組を広く経済・社会に定着させるための検討や2Rを切り口とした新たな持続可能なビジネスモデルとするためのモデル事業を含めた総合的な事業を実施、最適な規模で資源が循環利用され地域の活性化にも資する地域循環圏の形成、施策の進捗状況を踏まえた次期目標に向けた指標の検証、事業者、国民やNPO/NGO、地方自治体との連携及び情報発信の促進を図るもの。

2. 事業計画(業務内容)

(1) 循環基本計画の目標達成状況調査

<29百万円(29百万円)>

(2) 2 Rに係る取組の総合的な評価・分析の検討

<12百万円(12百万円)>

- (3) 経済・社会に2 Rが定着することを目指した、2 Rモデル実証事業
 - <21百万円(21百万円)>
- (4) 地域循環圏形成に向けた取組

<19百万円(19百万円)>

(5) 循環型社会に向けた普及啓発事業の実施

<15百万円(15百万円)>

(6) 循環型社会形成に向けた情報提供事業

<6百万円(2百万円)>

3. 施策の効果

業界等における2Rの取組課題及び成功例、異分野との連携や新たな取組について調査・検討することで、民間の自主努力では解決しがたい課題が明らかとなり、さらにその要因等を分析・公表することにより、先行事例の他への普及が容易となる。

あわせて、現代の消費ニーズに合わせた地域創生や観光の観点を含めた新たな2Rビジネスを実証事業として行うことで、ビジネスとしての2R事業が持続可能な形で定着させることを目指す。

また、地域循環圏を形成し、循環資源の最適な規模での利用、地域振興、地域 経済の活性化等を図る。

循環の質に着目した指標・データの整備及びそれらに基づく評価を行い、循環型社会部会での審議を経ることにより、関係省庁等における実態に即した政策の企画立案・推進を促すとともに、3Rに係る国民の意識の変化を具体的な行動の変化につなげ、循環型社会の構築に向けて国民のライフスタイルの変化を促す。

事業概要

- ▶ 施策の進捗状況を踏まえた次期目標に向けた指標の検証
- > 2Rの取組を広く経済・社会に定着させるための検討や2Rを切り口とした新たな持続可能なビジネスモデルとするためのモデル事業を含めた施策を実施。
- ▶ 最適な規模で資源が循環利用され地域の活性化にも資する地域循環圏の形成
- ▶ 事業者、国民一人ひとりやNPO/NGO、地方自治体との連携及び情報発信の促進

事業 1

循環の質に着目した

- 指標・データの整備
- それらに基づく評価

を行い、関係省庁等における実態に 即した政策の企画 立案・推進する。

事業 2

業界等における2Rの取組の課題及び成功例、異分野との連携や新たな取組について調査・検討。







・民間の自主努力では解決しがたい課題を明らかとし、その要因等を分析・公表することにより、先行事例の他への普及が容易に。

事業 3

自治体や事業者等の関係者が地域内での リユースを促進するための実証事業や、リ ユース促進のための調査、普及啓発などを 実施。



- ・地域の特性を活かしたリュースシステムの効果の検証をする。
- ・リュース実施による環境負荷の変動等の効果を実証し、他地域への普及を図る。

実態調査などを実施することでリユース促進策を明確化。

事業 4

地域循環圏を形成し、

- ・資源循環の最適な規模での利用
- •地域振興
- ・地域経済の活性化等 を図る。



事業 5

3Rに係る国民の意識の変化を具体的な行動の変化につなげ、循環型社会の構築に向けて国民のライフスタイルの変化を促す。





レアメタル等を含む小型電子機器等リサイクル推進事業費

789百万円(401百万円)

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 事業の必要性・概要

資源小国の我が国において、有用金属(資源として利用価値のあるベースメタル、貴金属、レアメタル)が含まれる使用済製品は、循環資源としての有効利用が期待されているが、その多くが廃棄されている状況にあった。

このため、使用済小型電子機器等のリサイクルにより、資源確保・廃棄物減量化・有害物質管理を含む循環型社会形成の推進を目的として、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(平成24年法律第57号)が平成25年4月1日に施行された。また、本法に基づく基本方針において、使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量に関する目標を、平成27年度までに年間14万トンと定められている。

そこで、上記目標を目指し、使用済小型電子機器等のリサイクルを促進するため、市町村の参加促進のための措置や制度についての情報発信を行うとともに、回収量拡大・リサイクル効率化に向けた調査・検討等を行う。

2. 事業計画 (業務内容)

- (1) 小型家電リサイクル制度の円滑な実施と効果の検証のための調査 小型家電の回収が未実施の市町村を対象に、回収に係る課題解決のための検 討を実施しながら回収体制構築のための実証事業を実施する。
- (2) 市町村に対する回収状況診断と回収量拡大のための措置の検討 既に使用済小型電子機器等の回収を実施している市町村の回収状況を診断し、

既に使用済小型電子機器等の回収を実施している市町村の回収状況を診断し、 回収量拡大のための検討を行う。また、回収・リサイクルが進んでおりトップ ランナーとして他の市町村の牽引役として期待できる市町村について、当該地 域をモデルケースとした各種取組支援と効果検証を行う。

(3) 小型家電リサイクル制度に係る情報発信及び導入促進事業

消費者に対して小型家電リサイクル制度の意義と仕組みについて情報発信する。また、違法な不用品回収が横行し、不適正に使用済小型電子機器等が海外に流出していることに鑑み、不適正なルートに排出しないよう消費者に呼びかける。

市町村に対しては、制度参加と取組拡大を呼びかけるとともに、説明会等を通じて、優良な回収事例や不適正事例などについて情報提供を行う。

- (4) 小型家電リサイクル制度の継続的・安定的運用のための検討 制度の継続的・安定的運用のため、以下調査を実施する。
 - ・使用済小型電子機器等の適切な国際移動に関する調査
 - ・密閉型蓄電池等の処理に関する検討調査
 - ・事業者から排出される使用済小型電子機器等の取扱いに関する検討 等

3. 施策の効果

上記施策の実施により

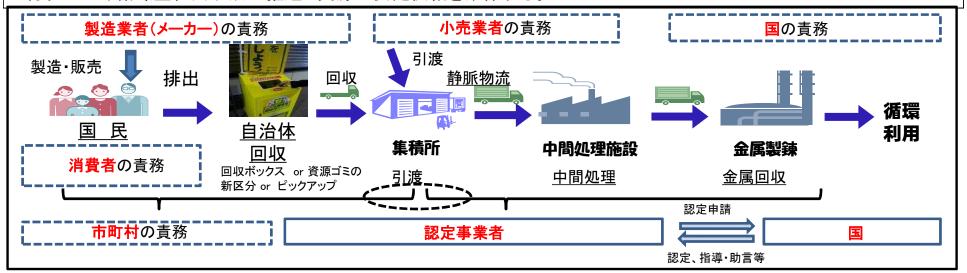
- ・制度参加市町村の増加及び回収量の拡大
- ・消費者のリサイクル意識の高揚と不適正ルートへの排出抑制
- ・リサイクルの高度化

が期待できる。また、再資源化量の目標達成に近づくとともに、使用済小型電子機器等の再資源化の促進と、安定した制度の運用が図れる。

レアメタル等を含む小型電子機器等リサイクル推進事業費

平成27年度要求 789百万円(401百万円) 支出予定先 民間団体

・多くの市町村と事業者の参加の下で、小型家電リサイクル制度を推進し、廃棄物の減量化・有用金属等の再資源化を 行うことで、循環型社会形成の推進と資源の安定供給を確保する。



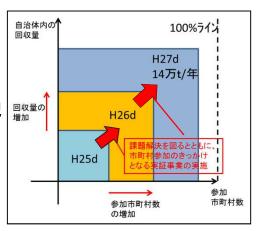


平成27年度実施内容

- 〇課題解決のための実証事業 の実施(小型家電回収未実施 の市町村対象)
 - 都道府県主導による自治体 連携検討
- ・ピックアップ回収の導入促進等
- 〇市町村の回収状況診断とトップ ランナー支援
- ・リサイクル状況「見える化」検討
- ·啓発·教育活動支援
- ・協議会立ち上げ支援 等

〇国民・市町村等への周知・

- 〇処理状況実態調査
 - •再資源化状況
 - •密閉型蓄電池等処理状況
 - ・排出後フロー 等
- 〇再資源化事業評価検討
- 〇事業系小型家電の回収 促進検討
- 〇次期回収目標検討



目標: 平成27年度までに年間14万tの再資源化

適正なリサイクルの推進と不法越境移動の監視強化

49百万円(34百万円)

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室

1. 事業の必要性・概要

使用済み家電・小型家電等をリサイクルする場合は、循環資源の有効利用及び有害物質の適正処理の観点から、家電・小電法等に基づき適切にリサイクルされるべき物であるが、その相当量が違法に回収・解体・処理され、場合によっては、中古品と偽ったり、スクラップに混入させて海外に輸出されている。また、有害性のあるものが、現地で不適正に処理されることにより、環境汚染・健康被害を引き起している実態が指摘されている。

国内で適切なリサイクルを推進するため、平成25年4月に施行された小型家電リサイクル法をはじめとした各関連法を着実に施行するとともに、有害性のあるものが海外に不正に流出しないよう、不法輸出対策を徹底・強化する必要がある。

2. 事業計画(業務内容)

使用済み家電・小型家電について、輸出の規制対象物の明確化を図るとともに、 水際対策の現場の体制整備、効率化等を進めることにより、不法越境移動の監視 を強化し、適正なリサイクルを推進する。このため、地方事務所における体制を 強化するとともに、小型家電リサイクル法をはじめとした各種リサイクル法・バ ーゼル法に基づく立入検査・報告徴収に係る事務や、廃棄物処理法に基づく自治 体・警察等と連携した指導・取締りへの対応を充実させる。具体業務は以下のと おり。

- ・使用済み家電・小型家電が混入した雑品スクラップ対策の検討
- ・使用済み家電・小型家電の輸出時の中古品判断基準の見直し
- ・立入検査・報告徴収等の徹底実施ための人員の増強
- ・立入検査・報告徴収等の効果的実施のための指導・取締り事例の整理・分析
- ・不法輸出対策に係る各事務所の現場対応マニュアルの策定・フォローアップ

3. 施策の効果

- ・小型家電リサイクル法の的確な運用
- ・廃棄物処理法・各種リサイクル法に基づく適正なリサイクルの促進・不法越境 移動の監視強化

適正なリサイクルの推進と不法越境移動の監視強化 49百万円(34百万円)

各種リサイクルの取り巻く状況

支出予定先:民間団体等

◆小型家電リサイクル法の施行(H25.4)

・使用済小型電子機器等のリサイクルを行おうとする者が事業 計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、廃棄物処理業 の許可を不要とし、再資源化を促進する新制度が施行

◆各種リサイクル法に係る不適正事例の発生

- ・家電リサイクル法に基づく小売業者から家電メーカーへの引渡し が適切に行われているかが疑われる事例が発生
- ・自動車リサイクル法に基づく許可を受けずに自動車の解体が 行われているケースが横行

◆違法な不用品回収業者の増加

- ・「無料回収」と謳い、車や空き地で無許可で使用済家電製品を 回収する業者が増加
- ・廃棄物処理基準に適合しない方法によって分解・破壊等が 行われ、スクラップとして不適正に海外に輸出
- ・ヤードや船上で度々火災を起こすほか、空き地での有害物質の 流出や輸出先における健康被害発生の恐れ
- ・これらを受け、使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について の通知を発出(H24.3.19)

◆輸出入規制の適正な運用への対応

- ・使用済み電子機器等の海外での不適正処理に関する指摘
- ・輸出先国からの通報によるシップバック案件の増加
- ・バーゼル法運用見直しのための検討会を開催
- ・平成26年4月から中古品判断基準の 適用開始
- ・不法輸出入の疑義案件の現地調査対応の マニュアル化に着手



使用済み家電・小型家電の輸 出に係る規制対象の明確化

使用済み家電・小型家電が混入した雑品 スクラップ対策の検討

使用済み家電·小型家電の輸出時の中 古品判断基準の見直し

使用済み家電・小型家電の違法な処理、不法輸出等に対応 する現場体制の強化

立入検査・報告徴収等の徹底実施のための人員増強



現場対応事例の蓄積・共有等による効果的な現場対応の推進

立入検査・報告徴収等の効果的実施のための指導・取締り事例の整理・分析

不法輸出対策に係る各事務所の現場対応マニュアルの策定・フォローアップ

健全な水循環に係る総合対策推進費

230百万円(104百万円)

水・大気環境局水環境課

1. 事業の必要性・概要

平成26年7月に施行された「水循環基本法」において、国、地方公共団体は、水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水質の悪化等水循環に対する影響を及ぼす水の利用等に対する規制その他の措置を適切に講ずる(第15条)こととされているほか、水循環に関する施策を適正に策定し、実施するため、水循環に関する調査を実施する(第19条)こととされている。また、国民共有の貴重な財産である水資源を将来に渡って全国民が享受できるよう、国はその保全に努めるとともに、国民等へ対して健全な水循環の重要性への理解や関心を高めることが求められている(第10条)。このため、健全な水循環の確保及び水環境保全活動の促進を図るために、調査、事業を行う必要がある。

2. 事業計画(業務内容)

①気候変動による水循環への影響評価・適応策検討事業 公共用水域の中で水の滞留時間の長い湖沼において、気候変動に伴う水温、 水質、全循環機構等を再現可能なモデルを構築した上で、将来の気候変動 の影響を評価するとともに、脆弱と考えられる湖沼を抽出し、具体的な適 応策を検討する。

②水環境の危機管理・リスク管理推進事業

水の安全・安心確保のため、従来の有害物質だけでなく、浄水場の消毒過程で有害物質を生成するなど潜在的に環境リスクを抱える物質について、工場等の排出実態及び環境中の存在状況を把握し、平常時のリスク管理や水質事故時の原因究明などの危機管理に必要な方策を検討する。

③健全な水循環に係る普及啓発事業

健全な水循環の重要性等の理解と関心を深めることで水資源の保全活動の 基盤形成を図り、保全活動推進の事業を実施し、さらに広く国民へ継続的 に情報を発信する。

3. 施策の効果

それぞれの事業を通じて、健全な水循環を確保し、水環境保全活動の促進 を図る。

健全な水循環に係る総合対策推進費

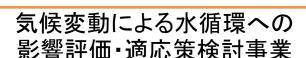
平成27年度要求額 230百万円(104百万円) 支出先:民間事業者等

「水循環基本法」(平成26年7月施行)

- ・水質の悪化等水循環に対する影響を及ぼす水の利用等に対する規制その他の措置を適切に講ずる (第15条)。
- ・水循環に関する施策を適正に策定し及び実施するため、水循環に関する調査を実施する(第19条)。
- ・国民等へ対して健全な水循環の重要性への理解や関心を高めることが求められている(第10条)。



健全な水循環の確保に向け、各施策を推進



・気候変動により引き起こされる 湖沼等の水温・水質等の定量的 な影響予測評価と定性的な影響 評価の検討を行い、具体的な湖 沼での適応策を検討し、湖沼の みならず流域全体における健全 な水循環の確保に努める。

水環境の危機管理・ リスク管理推進事業

・従来の有害物質だけでなく、浄水 場の消毒過程で有害物質を生成す る潜在的に環境リスクを抱える物質 について、工場等の排水実態及び 環境中の存在状況を把握し、平常 時のリスク管理や水質事故の原因 究明などの危機管理に必要な方策 を検討し、健全な水循環の確保に 努める。

健全な水循環に係る 普及啓発事業

- ・国民が健全な水循環に関する正 しい認識を持ち、水資源を共有で きるよう啓発活動を行うとともに、 水循環保全活動の促進を図る。
- ・「水循環基本法」で定められた「水の日」等、水循環に係る行事等において、自然体験活動や水環境学習等の機会の創出を図るほか、世界へのPR等の波及効果を図る。

健全な水循環の確保及び水環境保全活動の促進を図る。

豊かさを実感できる海の再生事業

148百万円(20百万円)

水·大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

1. 事業の必要性・概要

瀬戸内海をはじめとする閉鎖性海域においては、水質汚濁防止法や瀬戸内海環境保全特別措置法による汚濁負荷量の排出削減等の取組が進められた結果、その水質は全体として改善傾向にある。一方で、一部海域では未だ赤潮や貧酸素水塊の発生が確認されているとともに、『里海』に代表される生物多様性・生物生産性に富んだ「豊かな海」の確保、気候変動への対応等の新たな課題も指摘されている。平成 26 年6月には、瀬戸内海を「豊かな海」とする考え方が盛り込こまれた瀬戸内海環境保全特別措置法の改正法案(議員立法)が第 186 回国会に提出され、継続審査となっているところである。

以上のことから、閉鎖性海域をめぐる新たな課題に対応するとともに、法改正の動き等を踏まえ、瀬戸内海をはじめとする閉鎖性海域を「豊かな海」に再生するための各種調査・検討、活動支援等を行うものである。

2. 事業計画(業務内容)

- (1)瀬戸内海をモデル海域として、豊かな海づくりの観点から重要な「藻場・ 干潟」の分布状況調査及び解析等を行い、藻場・干潟分布状況図を作成す る。また、里海づくり活動の情報収集及びその指標化を行い、普及啓発を通 じて各地域における里海づくりの活動促進を図る。
- (2) 瀬戸内海における栄養塩類の実態の把握の観点から、底質の蓄積状況や底生生物の調査を行うとともに、底質からの栄養塩類の溶出メカニズム等の把握を行う。また、これらの結果等を踏まえ、瀬戸内海における栄養塩類の適切な管理の在り方の検討に必要な基礎資料の整理を行う。
- (3) 閉鎖性海域における気候変動と水質等との関係性に関する調査・分析を行い、将来予測手法の検討や気候変動の影響評価等を行う。

3. 施策の効果

代表的な閉鎖性海域である瀬戸内海を対象として、「豊かな海」の再生の観点からの各種調査・検討等を行い、科学的な知見に基づく適切な海域管理手法を確立するとともに、それらの成果の普及啓発を通じて、各海域における里海づくりなど「豊かな海」の再生に向けた各種取組の促進が期待される。

平成27年度要求額(平成26年度予算額

148百万円 20百万円)

かな海(藻場

支出先:民間団体

背 景

- 瀬戸内海をはじめとする閉鎖性海域においては、水質汚濁防止法や瀬戸内海環境保全特別措置法による汚濁負荷量の排出削減等の取組が進められた結果、その水質は全体として改善傾向。
- 〇 しかし、一部海域では赤潮や貧酸素水塊が発生。また、『里海』に代表される生物多様性
 - ・生物生産性に富んだ「豊かな海」の確保、気候変動への対応といった新たな課題も指摘。
- そのような中、瀬戸内海を「豊かな海」とする考え方が盛り込こまれた瀬戸内海環境保全特別措置法の改正法案(議員立法)が第186回国会に提出された(平成26年6月)。

閉鎖性海域をめぐる新たな課題に対応し、法改正の動き等を踏まえた取組が必要!

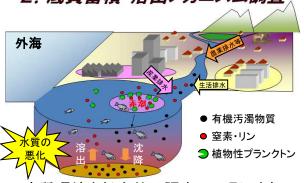
事業内容

1.里海づくり活動促進



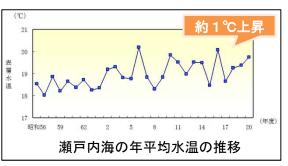
- モデル海域(瀬戸内海)における<u>藻場・</u>
 <u>干潟の分布調査。</u>
- 地域の里海づくり活動状況も含めてとりまとめ、基礎資料として活用。

2. 底質蓄積・溶出メカニズム調査



- ・底質環境を総合的に調査して現況を把握し、過去の調査結果と比較・分析。
- ・底質からの、<u>栄養塩類等の海中への溶</u> 出メカニズム</u>を調査・分析。

3. 気候変動の影響把握



- ・気候変動が水質や生態系等に与える 影響の把握。
- 気候変動の将来予測/影響評価。
- モニタリング手法の検討。
- ▶「豊かな海」の再生に向けた適切な海域管理手法の確立
- ▶ 各海域における「里海づくり」活動の促進

水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室

1. 事業の必要性・概要

平成26年7月に施行された水循環基本法では、地下水を含む水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであると位置づけ、水の適正かつ有効な利用促進や地域連携の推進、水循環施策の策定に必要な調査の実施などを基本的施策に掲げている。

この基本的施策に適切に対応し、地下水が直面する危機の解消と健全な水循環の維持・回復に欠かせない地下水・地盤環境の保全行政を円滑に推進していくため、地下水質、地盤沈下の状況を的確に把握し、地下水の汚染防止及び地盤沈下の防止を図るとともに、地下水流域の関係者が協働して地下水を適正かつ有効に利活用することを推進し、流域地域の活性化に繋げていく必要がある。

2. 事業計画(業務内容)

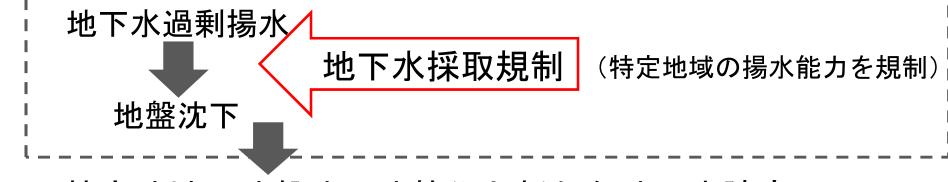
- ①全国地下水質測定結果解析・全国地盤沈下状況等調査分析 全国の地下水質測定結果および地盤沈下等観測結果を収集整理するとと もに、汚染原因や地盤沈下原因等を分析し結果を公表する。
- ②健全な水循環確保に向けた地下水採取規制のあり方検討 水の公共性が高いものであることに鑑み、また、地下水の適正かつ有効 な利用による健全な水循環確保に向けて、地下水採取規制のあり方について検討する。
- ③地盤沈下観測等における衛星データの活用手法の検討 地盤沈下観測における最新の衛星データ活用手法の実用性を検証し、地盤 沈下監視体制等の水循環施策への導入手法を検討する。

3. 施策の効果

- ・健全な水循環を維持するため、地下水質、地盤沈下等の変化を把握する とともに地下水採取規制見直しの必要性を検討し、地下水の適正かつ有効 な利用の推進に資する。
- ・衛星画像を用いた新たな地盤沈下監視手法について、その実用性を評価 し、「地盤沈下監視ガイドライン」の改訂を目指す。またこれにより、 地方公共団体における地盤沈下監視のコストの大幅な低減を図る。

地盤沈下等水管理推進費

平成27年度要求額17百万円(16百万円) 支出先:民間事業者



特定地域の地盤沈下沈静化と新たな地下水障害流域の総合的な水収支管理はできていない

「水循環基本法」公布

- ①水循環の重要性、②水の公共性、
- ③流域の総合的管理、④適正かつ有効な利用、
- ⑤水循環施策に必要な調査の実施など
 - 〇地下水採取規制のあり方検討(①234)
 - ○衛星データ活用手法の検討(③⑤)



今後

現

状

流域の総合的な水循環確保と観測体制整備

流域地域の活性化・持続可能な地下水環境

硝酸性窒素に関する地域総合対策制度推進費

12百万円(7百万円)

水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室

1. 事業の必要性・概要

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(以下硝酸性窒素等)については、地下水環境基準の超過率が最も高く、地域によっては広域的な地下水汚染が継続しており、その対策は急務である。また、平成26年4月に公布された水循環基本法の下、健全な水循環の維持・回復等のため、流域の総合的かつ一体的な管理を推進する必要がある。

硝酸性窒素等による地下水汚染の原因は、過剰な施肥、家畜排せつ物や生活排水の不適切な処理等にあり、窒素源が面的かつ多岐にわたること、また、地域によって汚染メカニズムが異なることから、総合的な対策を行う必要がある。このため、国、地方公共団体及び流域の関係者が一体となって取り組む枠組みを構築し、地域に応じて最適な施策を組み合わせ、硝酸性窒素等に関する地域総合対策を推進する。

2. 事業計画(業務内容)

対策が急務となっている地域(経済的・文化的に価値の高い地下水資源が存在し、硝酸性窒素等による地下水汚染が顕在化している地域等)に対し、関係者の参画する協議体を設置し、実態調査やシミュレーションの結果を踏まえ、地域に応じた総合的な対策計画を策定する。また、地域における成功事例を盛り込んだ「総合対策ガイドライン」を策定し、地域総合対策の全国展開を促進する。

3. 施策の効果

- ・硝酸性窒素等に関する地域総合対策制度を構築し、対策が急務となっている地域において実施することで地下水流域における窒素の収支バランスを 適正化する。
- ・産業活動や生活の基盤である地下水の価値向上により、地域を活性化する。

硝酸性窒素に関する地域総合対策制度推進費

平成27年度要求額 12百万円(7百万円)

背景・目的

- 平成26年4月に公布された水循環基本法のもと、健全 な水循環の維持・回復のための施策の総合的・一体的 な推進が必要。
- 特に硝酸性窒素は、地下水環境基準の超過率が最も高く、地域によっては広域的な汚染が継続しており、健全な水循環の維持・回復の上での喫緊の課題。
- その主な発生源は施肥、家畜排せつ物、生活排水など、 面的かつ多岐にわたり、従来の点源排出規制では効果 が現れにくいことから、国・自治体等関係者が密接に 連携し、地域に最適な施策を組み合わせ、総合的な対 策を行うことが必要。

事業概要

事業目的・概要等

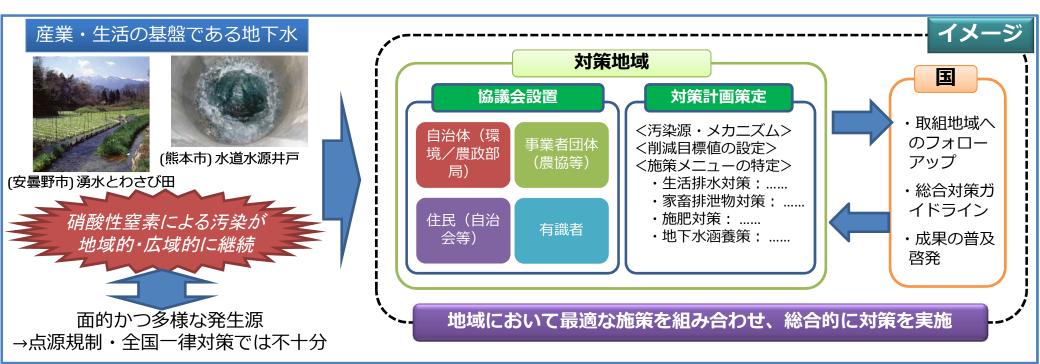
- 対策地域において、関係者による協議会を設置し、実態 調査等を踏まえ、地域に応じた総合的な対策計画を策定 し、硝酸性窒素に関する地域総合対策を推進する。
- 成功事例を取り込んだ総合対策ガイドラインを策定し、地域 総合対策制度(仮称)の普及を図る。

事業スキーム

請負対象:民間事業者、実施期間:4年間

期待される効果

- 地下水における窒素収支バランスの適正化、汚染の解消
- 産業・生活基盤である地下水の価値向上による地域活性化



地球環境局総務課研究調査室 国際連携課国際地球温暖化対策室

1. 事業の必要性・概要

気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第 5 次評価報告書によると、1880 年から 2012 (平成 24) 年までの間に世界の平均地上気温は 0.85 度上昇し、気候変動は、全ての大陸と海洋において、既に自然及び人間システムに影響を与えているとされている。気候変動の影響は、我が国においても既に顕れつつあり、これに対して、気候変動影響のモニタリング、情報収集・分析・評価の実施、これらを踏まえた適応策の検討・実施を国内で総合的に実施する必要がある。

また、2020 (平成 32) 年以降の気候変動に係る新たな法的枠組みの合意が予定されている 2015 (平成 27) 年 12 月の第 21 回気候変動枠組条約締約国会議(COP21)へ向けて、途上国は適応策及びその支援の重要性を主張しているため、合意に至るには、先進国が途上国の適応策実施を支援していく姿勢を明確に打ち出すことが交渉戦略上不可欠である。このため、我が国がアジア太平洋地域の適応の取組を促進するとともに、我が国で得られた気候変動影響や適応に関する科学的、技術的知見を IPCC 等を通じて積極的に提供する等地域の適応に関する取組をリードすることが重要である。

本事業は、蓄積された知見、組織、ネットワークを活用し、国内では影響評価に基づき政府の適応計画の策定を進め、地方自治体における影響評価、ならびに自治体の策の実施を支援し、海外では、アジア太平洋地域等において地域の各国・自治体が適応策の策定及び実施を行うための包括的支援(脆弱性評価、適応策策定支援の他具体的な適応技術の導入)を行い、蓄積された科学的知見と共にこれらの経験を知見共有ネットワークを活用して国内外に共有するものである。

2. 事業計画(業務内容)

- (1)国内適応計画策定・実施推進支援
 - 〇政府全体の適応計画策定
 - ○環境省が取り組むべき適応策の検討
 - 〇適応計画に関するPDCAサイクルの構築・実践
 - 〇地方における適応計画策定支援
 - ○気候変動に関する知見の収集・整理
 - ○気候変動影響監視評価センターの運営

- (2) アジア太平洋地域等における気候変動影響評価・適応推進支援
 - 〇アジア太平洋地域等の途上国の脆弱性評価
 - 〇国家適応計画策定に関するガイダンス作成
 - ○我が国の適応技術を途上国に移転するための実証事業等

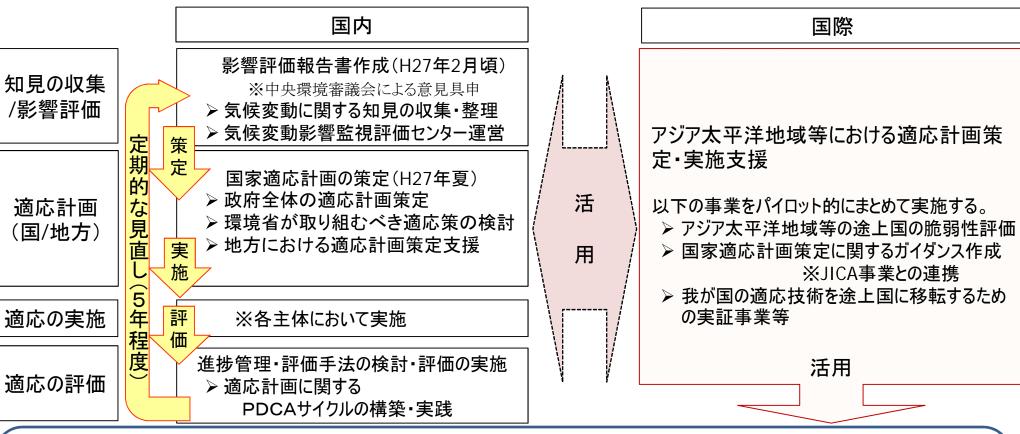
(3) IPCC 関連支援

- 〇関係各府省・機関及び専門家による国内検討会の開催
- OIPCC 総会や次期報告書作成に向けた執筆者会合等への専門家の派遣

3. 施策の効果

- 〇気候変動による影響に関する科学的知見の普及による地方自治体・国民 等の認識と理解の向上
- ○国や地方における適応策の着実な推進による気候変動への適応能力向上
- 〇アジア太平洋地域等の途上国における適応計画策定から適応策実施まで の包括的支援
- OIPCC報告書作成への貢献等を通じた気候変動影響評価に関する科学的知 見の強化

適応に係る取組みの全体像



- アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)によるアジア太平洋地域における研究活動支援【別予算】
- 世界適応ネットワーク(GAN)・アジア太平洋適応ネットワーク(APAN)の支援【別予算】
- IPCC関連支援
- 関係各府省・機関及び専門家による国内検討会の開催
- ▶ IPCC総会や次期報告書作成に向けた執筆者会合等への専門家の派遣

健全な水循環に係る総合対策費のうち、 気候変動による水循環への影響評価・適応策検討費

27百万円(18百万円)

水·大気環境局水環境課

1. 事業の必要性・概要

現在、都市部を中心に水温の上昇による水環境の悪化が確認されており、公共用水域に関する検討で、水の滞留時間の長い湖沼において特に水温上昇やその影響による鉛直方向の水循環不全*、それらに起因する底層溶存酸素の低下等が懸念されることが明らかになった。そこで、気候変動の適応策を策定している政府全体の動きに併せて、湖沼に特化した水質や生態系への将来影響整理や水質シミュレーション等による将来影響予測、必要な適応策やモニタリング等に関する検討を行い、想定される悪影響に対する適応策を講じることが必要である。

2. 事業計画(業務内容)

気候変動に伴う湖沼等の水温、水質の変動を予測するため、既に気候変動による影響とみられる全循環停止もしくは循環期間の減少傾向が見られている池田湖・琵琶湖等における水温、水質、全循環機構等を再現可能なモデルを構築した上で、将来の気候変動による影響を評価する。また、同じモデルを用いて気候変動影響の決定要因やその閾値を明らかにした上で、国内の湖沼のうち、将来の気候変動に脆弱と考えられる湖沼を抽出する。さらに脆弱と判断された湖沼に関し、各湖沼流域の社会状況等を踏まえ、具体的な適応策(①水温上昇や水質悪化に対する対策 ②水温上昇や水質悪化により生じうる影響に対する対策等)を検討し、平成27年夏頃に策定予定の政府全体の適応計画に反映させる。以降は、気候変動の影響として、近年顕在化しつつある湖沼の全循環不全の問題等について、政府の定期的な見直しに合わせた継続的な検討を進めていく。

3. 施策の効果

全国の湖沼で気候変動による湖沼への影響評価と適応策を検討する上での参考となるように、検討結果を取りまとめた後に公表し、自治体での策定を技術的に支援する。

*) 湖沼の水は、冬期に表層水が冷却されて沈降することにより、鉛直方向に水が循環しているが、これが不全または停止すること。

健全な水循環に係る総合対策推進費のうち 気候変動による水循環への影響評価・適応策検討費

平成27年度要求額

: 27百万円

(18百万円)

支出先 : 民間事業者

「適応」の必要性

●エネルギー・環境戦略の基本方針

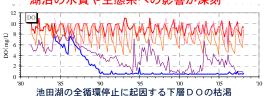
「最も厳しい削減対策を実施しても今後数十年間の温暖 化による影響を回避できないという科学的知見に基づき、 政府全体での適応対策の計画的取組に着手する…」

●環境基本計画の重点的取組

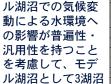
「短期的影響を応急的に防止・軽減するための適応策の 推進と中長期的に生じ得る影響の防止・軽減に資する適 応能力の向上を図るための検討」

これまで得られた知見

- 気候変動による水質等への影響解明調査 (H21~24) により、以下が判明
 - ・気候変動(気温上昇)による 公共用水域の水温上昇は不可避
- ・特に、全循環頻度の低下による 湖沼の水質や生態系への影響が深刻



- 湖沼の水質影響メカニズムは極めて複雑であり 気候変動影響を正確に把握し、適応策を検討す るためには、更に詳細な検討が必要



程度を選定した。

とを念頭に、モデ



「適応」に関する政府全体の動き

- ①我が国における温暖化の影響に関する最新の 科学的知見の取りまとめ(H24~25)
- 日本版 I P C C 評価報告書の作成



- ②政府全体の適応計画策定のための 予測・評価方法の策定(H25~26)
- IPCC第5次評価報告書の最新の知見を活用



- ③政府全体の適応計画の策定 (H26~27)
- ②に基づき各分野・課題別の適応策を関係府省において立案し、 政府全体の総合的、計画的な取組として取りまとめ

事業内容

- ①気候モデルおよび全国湖沼の水質等に関する最新データの 収集・整理
- IPCC-AR5、CMIP5等の知見を活用し、気候モデルデータの再整備を行う。
- ②モデル湖沼での影響評価を踏まえた全国湖沼の気候変動影響評価
- モデル湖沼におけるモデル解析結果、および影響評価結果を踏まえて、全国 湖沼における気候変動影響評価を行う。
- 全国の湖沼を気候特徴や水深、循環型等に基づき類型化し、モデル湖沼との 類似性から、各類型で生じると考えられ得る気候変動による水質・生態系影響を評価する。

③適応策の検討

- 適応策オプションの効果予測
- 全国湖沼での適応策実現可能性の検討

政府全体の適応計画へ反映

自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室

1. 事業の必要性・概要

平成 26 年 10 月、生物多様性条約第 12 回締約国会議 (COP12、於韓国) において COP10 で採択した「愛知目標」の達成状況の中間評価が行われる予定である。我が国が国際的に貢献し引き続きリーダシップを発揮していくためには、愛知目標の中間評価の結果を国家戦略に反映し、対応が遅れている分野の取組を加速する必要がある。

このため、我が国の生物多様性の状況を継続的かつ適切に把握、評価していくとともに、中間評価の結果も踏まえ、愛知目標の採択を受けて策定した「生物多様性国家戦略 2012-2020」や関連指標の見直しを検討し、必要に応じて最新の知見を踏まえた内容に修正する。

また、平成 26 年 3 月に公表された気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第 5 次報告書においては、脆弱な生態系や生態系サービスが気候変動により損失することが確度の高いリスクであるとされている。同報告書では効果的な適応策と緩和策の両方を併せて促進することの重要性が指摘されており、平成 27 年度には我が国の適応計画が閣議決定される予定である。

このため最新の知見に基づき、生物多様性分野における適応策とその着実な実施方針、並びに各分野で進められる適応策がもたらす生物多様性への影響についての対応方針を検討し、生物多様性国家戦略に反映する。

2. 事業計画(業務内容)

	27年度	28年度	29年度
(1)生物多様性国家戦略の進捗状況に関する評価等			\longrightarrow
(2)「生物多様性国家戦略2012-2020」の見直しの検討		\rightarrow	
(3)生物多様性の保全のための適応策の検討		\longrightarrow	

3. 施策の効果

生物多様性関連施策の着実な実施及び一層の充実・強化を促進し、我が国における愛知目標の達成に貢献する。また、生物多様性分野における適応の考え方や 具体的な行動計画等を検討することにより、生物多様性分野における気候変動へ の適応に資する施策である。

生物多様性国家戦略推進費

平成27年度予算要求額:32百万円(28百万円)

支出予定先:民間団体等

H22年度 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)

日本が議長国

・2020年までの国際目標として「愛知目標」採択

【目標15】気候変動の緩和と適応に貢献

H24年度「生物多様性国家戦略2012-2020」閣議決定

進捗状況を評価国家戦略の

・「愛知目標」の達成に向けた、我が国の国別目標を設定

H26年10月 生物多様性条約第12回締約国会議(COP12)

- ・各国が国別報告書提出 (日本はH26.3)
 - ⇒「愛知目標」の中間評価
- 気候変動対策は緩和と適応の統合実施による 効果的な実施を要する(IPCC第5次評価報告書[H26.3])
- ・生態系は気候変動に対して特に脆弱

H27年夏頃 適応計画の策定

生物多様性国家戦略2012-2020の見直し検討

国別目標の達成に向け取組を加速

H32年(2020年)頃 生物多様性条約締約国会議

「愛知目標」の最終評価 ⇒ ポスト愛知目標

CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業

7,000百万円(4,800百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の必要性・概要

2050年までの温室効果ガス80%削減の達成に向け、現状から大幅にCO2排出削減が可能な技術を開発し、早期に社会に実装していくことが必要不可欠である。また、こうした技術を社会に生み出すことで、規制や制度構築を含む温暖化対策施策を推進することが可能となる。一方、民間に委ねるだけでは、対策強化に必要な技術の開発が十分に進まない状況にあり、対策が不十分な分野の技術を中心に政策的に開発・実証を進めていくことが重要である。

本事業では、大幅な CO2 排出削減に資する技術を社会に導入していくために、民間の開発インセンティブが小さく、更なる地球温暖化対策強化につながる、政策的に必要な技術の開発・実証を国主導で強力に推進し、CO2 排出量の大幅な削減を目指す。

2. 事業計画(業務内容)

CO2 削減ポテンシャルが大きいものの、現行の削減対策が不十分であり将来の規制等温暖化対策強化が政策的に必要となる分野の技術のうち、導入普及に向け開発・実証を新たに行う必要がある技術を選定。更に、3年程度の事業期間で実用化が可能な技術、及び事業期間内で実現する性能等の要件を指定し、それを満たす技術の開発・実証を行う。

実施にあたっては公募を行い、事業者が有する技術の成熟度、開発方法、実施体制や実施計画、目標、効率性、CO2 排出削減効果等を外部専門家により評価・審査し、事業実施主体を決定する。

また、事業の開始から終了まで、毎年度技術の成熟レベルを判定し、外部専門家から、問題点に対する改善策の助言や開発計画の見直し指示等を行い、効果的・効率的に事業を実施する。これにより、開発目標の達成及び実用化の確度を高める。

3. 施策の効果

本事業の成果を受け、将来的な地球温暖化対策強化につながる効果的な技術を生みだし、これらの技術が社会に導入されることにより、002 排出量が大幅に削減され、低炭素社会の実現に資する。



CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業

平成27年度要求額 7,000百万円(4,800百万円)

背景・目的

事業目的・概要等

- 2050年までの温室効果ガス80%削減の達成に向け、大幅な CO2排出削減技術を開発し、早期に社会実装することが必要 不可欠。一方、民間に委ねるだけでは、大幅なCO2削減に必 要な技術の開発が十分に進まない状況であり、政策的に開 発・実証を進めていくことが重要。
- <u>将来の規制等地球温暖化対策強化につながるCO2削減効果の大きい技術の開発・実証</u>を国の主導で強力に推進し、早期の実用化を図ることでCO2排出量の大幅な削減を目指す。

事業概要

- 将来の<u>規制等対策強化が政策的に必要となる分野のうち、実</u> 用化及び導入普及が必要な技術や性能等の要件を指定し、早期の社会実装を目指した技術開発・実証を行う。
- 技術の成熟度、開発方法、実施体制・計画、目標、効率性、CO2削減効果等を外部専門家により審査し、事業実施主体を選定。進捗管理を強化し技術目標到達の確度を高めるため、開発の各段階で技術成熟レベルを判定し、改善点等があれば指導助言、計画の変更等を行うことにより、効果的・効率的な執行を図る。

事業スキーム

- 委託・補助対象:民間団体、公的研究機関、大学等
- 実施期間:平成25年度~
- 補助率:最大1/2

期待される効果

● 将来の規制等対策強化につながる効果的な技術の確立。また、当該技術が社会に導入されることによるCO2排出量の大幅削減及び低炭素社会の実現。

イメージ

規制等対策強化につながる技術開発・実証の例



目的:重量車の単体対策(車のCO2削減)の強化 内容:大型路線用燃料電池バスの技術開発

- ✓ 信頼性・耐久性を確保した燃料電池システムの 開発
- ✓ 燃料電池搭載のためのボディ構造の開発



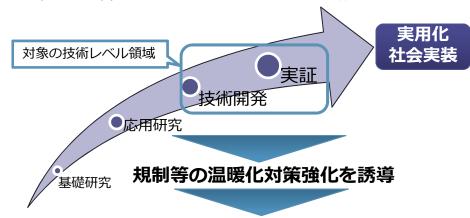
目的:上水道分野の省CO2強化

(浄水場等の未利用エネルギーの活用)

内容:管路用高効率小水力発電システムの開発

✓ 管水路用水車の高効率化・低コスト化

- ✓ 発電コントローラのパッケージ化
- ▶ 実用化及び導入普及が政策的に必要であり、早期に社会実装が可能な技術開発/実証段階にある技術や性能要件を指定
- ▶ 技術成熟レベルを判定し事業期間中の到達目標を設定
- ▶ 事業の進捗管理を適切に行い、実用化に向け効率的に執行



CO2排出大幅削減を通じた低炭素社会の実現

(新) 再エネ等を活用した水素社会推進事業 (一部経済産業省連携事業)

3,000百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課 水·大気環境局自動車環境対策課

1. 事業の必要性・概要

水素は、再生可能エネルギーをはじめ多様なエネルギー源から製造が可能であり、様々な形態で貯蔵・輸送できることに加え、利用段階で二酸化炭素の排出がないことから、地球温暖化対策やエネルギー安全保障に資するエネルギーとして期待されている。

その一方、水素の製造、貯蔵、輸送の各段階においてエネルギー投入が必要であるため、必ずしも従来のエネルギーと比較して二酸化炭素が削減されるとは限らず、地球温暖化対策の観点からは、水素の供給から利用までのシステム(サプライチェーン)全体での CO2 削減効果を評価・検証する必要がある。また、現在は水素設備単体の導入が先行し、本格的な水素市場の拡大に不可欠な、水素利活用の統合的システム及びそれを低炭素化する技術が確立していない。

このため、地域の特性を活かした水素利活用システムを構築した上で、先進的かつ低炭素な水素技術の実証を行うこと、また、当該技術の CO2 削減効果及び削減ポテンシャルを算定・検証し、波及効果・事業性の高い水素利活用モデルを確立することが必要である。

さらに、化石燃料依存からカーボンフリー水素社会への移行を目指すとともに、燃料電池自動車の普及・促進を図るため、再エネ由来の水素ステーションの導入加速化が必要である。

2. 事業計画(業務内容)

(1) 水素利活用 CO2 排出削減効果評価・検証事業

水素の 製造から利用までの各段階の技術の CO2 削減効果を検証し、システム 全体での評価を行うためのガイドラインを策定する。

(2)地域連携・低炭素水素技術実証事業

地方自治体と連携し、先進的かつ低炭素な水素技術を実証し、地域の特性を活かした水素利活用の統合的システムを確立する。

(3)地域再エネ水素ステーション導入事業(経済産業省連携事業)

カーボンフリー社会の実現と、燃料電池自動車の普及・促進のため、再エネ由来の水素ステーションを導入する。

3. 施策の効果

- ・今後導入拡大が予想される水素の CO2 削減効果の評価手法確立及び低炭素化促進による CO2 排出削減対策の強化
- ・地域における低炭素な水素利活用の統合的システムの水平展開



再工不等を活用した水素社会推進事業(一部経済産業省連携事業)

平成27年度要求額 3.000百万円(新規)

背景・目的

- 水素は、効率的なエネルギー利用や再エネ貯蔵等に活用でき、CO2排出削減に貢献することを期待されている。一方、水素の製造、貯蔵、輸送の過程でエネルギーが消費されるため、「水素利活用システム
- (サプライチェーン)全体の低炭素化」とその検証が必要。 ● また、現在は水素設備単体の導入が先行し、本格的な水素市場の拡大 に不可欠な、水素利活用の統合的システム及びそれを低炭素化する技 術が確立していない。
- このため、地域の特性を活かした水素利活用の統合的システムの構築 及び先進的かつ低炭素な水素技術の実証が必要。また、当該技術の CO2削減効果及び削減ポテンシャルを算定・検証し、波及効果・事業
- さらに、化石燃料依存からカーボンフリー水素社会への移行を目指すとともに、燃料電池自動車の普及・促進を図るため、再工ネ由来の水素ステーションの導入加速化が必要である。

性の高い水素利活用の統合的システムを確立することが必要。

期待される効果

- 今後導入拡大が予想される水素のCO2削減効果の評価手法確立及び 低炭素化促進によるCO2排出削減対策の強化
- 地域における低炭素な水素利活用の統合的システムの水平展開

事業概要

事業目的・概要等

- (1)水素利活用CO2排出削減効果評価・検証事業(100百万円) 水素の製造から利用までの各段階の技術のCO2削減効果を検証し、システム全体での評価を行うためのガイドラインを策定する。
- (2)地域連携・低炭素水素技術実証事業(2,300百万円) 地方自治体と連携し、先進的かつ低炭素な水素技術を実証し、地域の特性を活かした水素利活用の統合的システムを確立する。
- (3)地域再工ネ水素ステーション導入事業(600百万円)【経済産業省連携】 カーボンフリー社会の実現と、燃料電池自動車の普及・促進のため、再 エネ由来の水素ステーションを導入する。

事業スキーム

実施期間:最大5年間

- (1) 委託対象:民間団体等(2) 委託対象:民間団体等
- (2)委託対象:民間団体等
- (3)補助対象:民間団体等補助割合:3/4





製造・輸送・貯蔵の各段階でCO2排出が生じるため、 システム全体でのCO2排出削減量の評価が不可欠 低炭素な水素利活用の統合的システムを地域に実装し、CO2削減効果の検証、 先進的技術の確立と普及拡大に必要なコスト・技術条件等の洗い出しを行う

CCSによるカーボンマイナス社会推進事業 (一部経済産業省連携)

3,000百万円(1,243百万円)

地球環境局総務課低炭素社会推進室

1. 事業の必要性・概要

我が国では、東日本大震災以降、火力発電の発電量が増加し、2012(平成24)年度には約9割を占めるに至っており、二酸化炭素排出量が大幅に増加している。

他方で、第4次環境基本計画(平成24年4月閣議決定)に位置づけられた2050(平成62)年温室効果ガス80%排出削減を実現するためには、エネルギー消費量を抜本的に削減する大胆な省エネを進め、再生可能エネルギーを最大限導入することに加えて、電力のゼロカーボン化等が不可欠である。とりわけ、二酸化炭素を大量に排出し、長期間にわたって稼働が見込まれる石炭火力発電所等の大規模排出源には二酸化炭素回収・貯留(CCS)の導入が求められる。

CCSは、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書第3作業部会報告書において、2度目標達成に必要な主要技術として位置づけられた。我が国は、東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ(平成25年4月経済産業省・環境省)等に基づき、2020年(平成32)年頃の実用化を目指した技術開発や、導入の前提となる貯留適地調査等に早期に結果が得られるよう取り組むこととしている。

我が国では、大規模排出源が全国各地に分散しており、また、沿岸海域が高度に利用されている。CCSの導入を促進するためには、環境の保全に配慮しつつ、こうした我が国の特性を踏まえて調査・検討を進める必要がある。

2. 事業計画 (業務内容)

(1) 二酸化炭素貯留適地調査事業(経済産業省連携事業)(1,800百万円)

水深200メートル以深の沖合域を含む我が国周辺水域で、広域的な概査、範囲を 絞った詳細調査を実施し、貯留性能、遮蔽性能、地質構造の安定性、海洋環境保全 等の観点から、二酸化炭素の海底下貯留に適した地点の抽出を進める。また、環 境省の実証試験における貯留地点についても、候補の調査・抽出を行う。

(2)環境配慮型CCS導入検討事業(700百万円)

二酸化炭素を分離回収する吸収液の環境負荷の評価、沖合域における貯留や複数の排出源からの輸送を効率的に実現可能な技術として期待される、シャトルシップを活用した輸送・貯留の技術・システムの検討、円滑な導入手法の検討等を進め、28年度以降の回収・輸送・貯留一貫実証試験の詳細計画案を策定する。

(3)二酸化炭素回収機能付き廃棄物発電検討事業(500百万円)

我が国の高効率な廃棄物焼却技術に二酸化炭素回収機能を組み合わせた高付加価値な廃棄物発電の導入に向けて、廃棄物発電施設に二酸化炭素分離回収設備を追設し、廃棄物焼却排ガスからの最適な回収プロセスを検討する。

3. 施策の効果

環境に配慮したCCSの適切かつ円滑な導入、二酸化炭素排出量の大幅な削減



(「CCSによるゼロカーボン電力導入促進事業」より名称変更)

CCSによるカーボンマイナス社会推進事業(一部経済産業省連携事業)

背景・目的

事業目的・概要等

本年承認されたIPCC第5次評価報告書第3作業部会報告書において、2度目標達成に必要な主要技術として位置づけられている二酸化炭素回収・貯留(CCS)について、環境に配慮しつつ導入を推進するとともに、我が国の技術を海外に展開し、世界全体の二酸化炭素排出削減に貢献する。

事業概要

(1)二酸化炭素貯留適地調査事業(1,800百万円)【経産省連携】

我が国周辺水域で、広域的な概査(2次元弾性波探査)、範囲を 絞った詳細調査(3次元弾性波探査)等を実施し、貯留性能、遮蔽性 能、地質構造の安定性、海洋環境保全等の観点から、二酸化炭素の海 底下貯留に適した地点の抽出を進める。また、環境省の実証試験にお ける貯留地点についても、候補の調査・抽出を行う。

(2)環境配慮型CCS導入検討事業(700百万円)

二酸化炭素を分離回収するアミン系吸収液の環境負荷の評価、シャトルシップを活用した輸送・貯留の技術・システムの検討、円滑な導入手法の検討等を進め、28年度以降の回収・輸送・貯留一貫実証試験の詳細計画案を策定する。

(3) 二酸化炭素回収機能付き廃棄物発電検討事業(500百万円)

二酸化炭素回収機能を組み合わせた高付加価値な廃棄物発電の導入 に向けて、廃棄物発電施設に二酸化炭素分離回収設備を追設し、廃棄 物焼却排ガスからの最適な回収プロセスを検討する。

事業スキーム

(1)委託対象:民間団体等

実施期間:7年間(26fy~32fy)

(2) 委託対象:民間団体等

実施期間: 9年間(26fy~34fy)

(3)補助対象:地方公共団体、民間団体等補助率1/2

実施期間: 3年間(27fy~29fy)

<年次計画>

(1) 26~29fy: 弹性波探査

(26~28fy: 概査、27~29fy: 詳細調査) 29~32fy: ボーリング調査、総合評価

(2) 26~27fy:技術検討 28~31fy:技術実証 32~34fy:二酸化炭素圧入 32fy~:モニタリング

(3) 27fy : 既設廃棄物発電施設への追設

28~29fy: 廃棄物発電と組み合わせた導入・展開

期待される効果

・環境に配慮したCCSの適切かつ円滑な導入

二酸化炭素排出量の大幅な削減



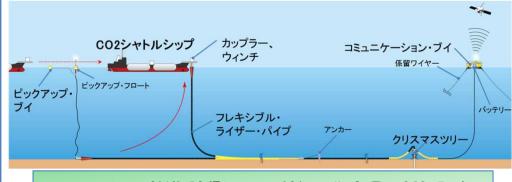
石炭火力発電所に設置された 二酸化炭素分離回収設備



平成27年度要求額

3,000百万円(1,243百万円)

二酸化炭素の貯留に 適した地層の調査



シャトルシップ輸送・貯留システム(船から海底下へ直接圧入)

エネルギー起源C02排出削減技術評価・検証事業

3,840百万円(4,000百万円)

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 総合環境政策局総務課、環境研究技術室、環境計画課 地球環境局地球温暖化対策課、フロン等対策推進室、国際連携課 水・大気環境局大気生活環境室、地下水・地盤環境室

1. 事業の概要・必要性

エネルギー対策特別会計の効果的な実施に当たり、事業の効果測定、重複 排除、優先順位付け等を行うことが必要である。

また、低炭素価値を併せて創出する社会システム構築を効果的・効率的に 推進するためには、実証事業を通じて各種の CO2 削減対策の手法、削減ポテ ンシャル、事業性等を検証し、その成果を明示することが不可欠である。

このため、エネルギー対策特別会計における事業の効果測定及び CO2 削減対策の有効性を検証する実証事業等を行う。

2. 事業計画 (業務内容)

- (1) 事業の効果測定等
 - ①事業の効果検証

エネルギー対策特別会計における事業の効果算定手法の検討、技術動向 調査、事業実施後の効果の検証・把握を行う。

②C02 削減技術の評価(C02 テクノロジーアセスメント) C02 削減効果が大きく、将来的な導入普及が見込まれる技術について、その効果や環境への影響等の評価を行う。

(2) 対策・技術の有効性の検証(実証事業)

交通体系整備、ライフライン施設等の整備、次世代インフラ等整備、地域技術シーズの活用、統合的アプローチによる環境政策の推進といった分野におけるCO2排出削減対策・技術について、実証事業を通じて個別手法の削減効果の検証、削減ポテンシャルの検証及び事業性の検証を行う。

3. 施策の効果

エネルギー対策特別会計における効果的な事業の推進及びそれを通じたエネルギー起源 CO2 削減対策の一層の普及



エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業

平成27年度要求額 3,840百万円(4,000百万円)

イメージ

背景・目的

- エネルギー対策特別会計の事業の効果的な実施に当たり、予 算要求段階から事業の実施中、終了段階における**効果測定、** 重複排除、追跡調査、優先順位付け等を実施するための基盤 整備が必要。
- また、低炭素価値を併せて創出する社会システム構築を効果 的・効率的に推進するため、交通体系整備、ライフライン施 設等の整備、次世代社会インフラ等整備等の分野において、 実証事業を通じてCO2削減対策の手法、削減ポテンシャル、 事業性等を検証し、その成果を明示することが不可欠。

事業スキーム

委託対象:民間団体等 実施期間:平成25年度~

事業概要

- (1) 事業の効果検証(1,600百万円) エネルギー対策特別会計における事業の効果検証、導入 普及が見込まれる技術のCO2 削減効果・環境への影響等の 評価を実施。
- (2)対策・技術の有効性の検証(実証事業)(2,240百万円) 実証事業を通じて、社会システムの整備に当たってのCO2 削減対策・技術の効果の検証等を実施。

期待される効果

● エネルギー対策特別会計における効果的な事業の推進及びそ れを通じたエネルギー起源CO2 削減対策の一層の普及

事業の効果測定等

- (1) 事業の効果検証
- ①事業効果算定手法の検討(事業効果算定ガイドラインによる事業効果の算定等) ②技術動向調査(国内外のエネルギー起源CO2排出削減技術等の調査)
- ③事業実施後の効果の検証・把握(補助事業完了後のCO2削減効果の検証・把握)
- (2) CO2削減技術の評価(CO2テクノロジーアセスメント)

対策・技術の有効性の検証(実証事業)

【内容】

- ①CO2削減対策の手法の検証(個別手法のCO2削減効果の検証)
- ②対策・技術の削減ポテンシャルの検証(対策・技術のCO2削減ポテンシャルの詳細把握)
- ③対策・技術の事業性の検証(対策・技術に要するコスト等の検証)

【対象分野】

交诵体系整備: 物流システム低炭素化(国交省連携)、鉄道輸送システム低炭素化(エコレールライン)(国交省連携)

ライフライン施設等整備:都市等の廃熱を利用した低炭素化

次世代社会インフラ整備:データセンター省エネ技術(総務省連携)、地中熱利用ヒートポンプ技術、3R技術・システムの低炭素化技術、 農業機械の省工ネ化技術(農水省連携)、自然冷媒機器の省工ネ技術

地域技術シーズ活用: 地域企業の先端技術シーズを活かした再工ネ・省エネ

統合的アプローチによる環境政策の推進:2020年東京オリンピックに向けた統合的アプローチによる都市圏の低炭素化

エネルギー対策特別会計における効果的な事業の推進・効果的な対策の普及

総合環境政策局総務課環境技術研究室

1. 事業の必要性・概要

我が国は、温室効果ガスの 2050 年 80%削減を実現する社会づくりや、世 界に先駆けて直面する人口減少・高齢化社会への対応、地域活性化といっ た課題に直面しており、これらに対応するための技術革新(イノベーショ ン)へのニーズが高まってきている。

特に、環境保全と地域の経済・社会面の課題を同時に解決していくため には、革新的な環境技術を地域レベルで導入していくことが重要である。

本事業では、既存技術シーズを活用したプロトタイプ機の製作等を支援 することにより、CO2 排出抑制に資する製品又は CO2 排出抑制に資する製品 の製造やサービスの提供に供する装置等の実用化を促進する。

2. 事業計画(業務内容)

以下の(1)~(3)を満たす案件を対象として公募を行い、外部有識者からなる 評価委員会の審査を経て採択案件を決定し、1 件当たり予算額年間 44 百万円、 実施期間2年以内を条件として、事業化促進のための間接補助を行う。

「対象〕

- (1) エネルギー起源 CO2 の排出抑制に資する実用化に近い水準の技術シーズ (国の施策による研究開発成果等) であること。
- (2) 事業主体(自ら開発した技術シーズの実用化を目指す事業者、又は他者が 開発した技術シーズの移転を受けて実用化を推進する事業者)が地域中核企 業、公設試験研究機関等であること。
- (3) 事業化に向けて、CO2 排出抑制に直接資する製品、又は CO2 排出抑制に資 する製品の製造やサービスの提供に用いる装置に係るプロトタイプ製作や販 路開拓等が課題となっていること。

3. 施策の効果

研究開発成果を活用した新規技術・システムの社会実装促進により、エネル ギー起源 CO2 の排出抑制に貢献するとともに、研究開発成果の社会実装に伴う 環境関連産業形成により、地域活性化、環境と経済の両面で持続可能な社会の 構築に貢献する。



先導的環境技術を有する地域企業等支援事業

平成27年度要求額

380百万円(新規)

背景・目的

- 環境保全と経済・社会面の課題(地域活性 化・地方創生の促進等)の同時解決には、 革新的な環境技術の地域レベルでの導入促 進が必要であり、地域イノベーションの核 として、既存技術シーズの実用化促進を図 ることが有効。
- 本事業は、既存技術シーズを活用したプロ トタイプ機の製作等を支援することにより、 環境保全に資する製品やサービスの提供に 供する装置等の実用化を促進するもの。
- これにより、目指すべき環境保全型の社会 (低炭素社会・循環型社会・自然共生社 会・安全が確保される社会の統合)の実現 に貢献する。

事業概要

事業目的・概要等

個別案件の実用化促進:地域中核企業及び公設試験研究機関等による、環境 保全に資する製品、又はその製造やサービスの提供に用いる装置のプロトタ イプ製作及び販路開拓等に係る経費を補助。

事業スキーム |※4年間を第1期とし最終年度に第2期への継続要否を判断。

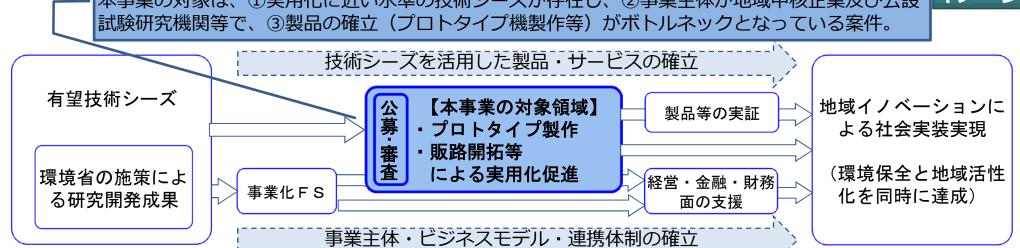
個別案件の実用化促進:間接補助 民間団体等(定額:44百万円×8件程度) 2年以内を条件とし、初年度末の中間評価で次年度継続可否を判定。

期待される効果

- 研究開発成果を活用した新規技術・システムの社会実装促進により、CO2排 出抑制等の環境対策に貢献する。
- 研究開発成果の社会実装に伴う環境関連産業形成により、地域活性化、環境 と経済の両面で持続可能な社会の構築に貢献する。

本事業の対象は、①実用化に近い水準の技術シーズが存在し、②事業主体が地域中核企業及び公設 試験研究機関等で、③製品の確立(プロトタイプ機製作等)がボトルネックとなっている案件。





未来のあるべき社会・ライススタイルを創造する技術イノベーション事業 (高効率デバイスの開発等)

1, 350百万円(600百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の必要性・概要

従来は、現状の技術を元に将来の姿を描くフォアキャスティングにより社会やライフスタイル等を作りだしてきたが、今後は、将来の社会・環境制約等を見据え、バックキャストによって未来のあるべき社会やライフスタイルを示した上で、それを実現するために必要不可欠な技術を開発・実証し、将来に向けて着実に社会に定着させることが必要である。特に、東日本大震災を経験した我が国では、将来及び現下のエネルギー制約を踏まえ、エネルギーの消費が少なくても豊かな社会・ライフスタイルを実現することが不可欠である。

本事業では社会・ライフスタイルに関係の深い電気機器に使用されているデバイス(電気の制御や光変換等を行う半導体)に係る技術イノベーションを早急に進め、社会全体でのエネルギー消費及びCO2の削減を実現する。

2. 事業計画(業務内容)

民生・業務部門を中心に多種多様な電気機器(照明、空調、燃料電池、パワコン、サーバ、動力モーター等)に組み込まれている各種デバイスを極めて品質の高い GaN(窒化ガリウム)基板を用いて高効率化し、徹底したエネルギー消費量の削減を実現する技術開発及び実証を行う。

具体的には、実用化に近い半導体基板で最も高性能な GaN 基板のうち、最高レベルの品質の基板を開発するとともに、その大型化を行う。この基板を用いて、最も高性能な光デバイス(LED)、パワーデバイス(ダイオードやトランジスタから構成される半導体)を開発する。これを社会で広く使用されている電気機器に搭載し、実証を経て実用化することにより、社会全体の大幅なエネルギー消費量の削減を実現する。

2015 (平成 27) 年度は、2014 (平成 26) 年度に作成する高品質 GaN 基板結晶の大型化、超高効率・高耐圧 GaN ダイオード及びトランジスタの開発、GaN-LED デバイスの開発及び一部電気機器等への搭載・検証を行い、2016 (平成 28) 年度に行う本格的な実証に向けた開発を着実に進める。

3. 施策の効果

本事業により生み出された技術が社会に普及することにより従来の単なるエネルギー使用の合理化を超えた社会全体のエネルギー消費量及び CO2 排出量の大幅削減をもたらすとともに、エネルギー消費が少なくても豊かな社会やライフスタイルを創造する。



未来のあるべき社会・ライフスタイルを創造する技術イノベーション事業 (高効率デバイスの開発等)

平成27年度要求額 1.350百万円(600百万円)

事業目的・概要等

背景・目的

- 将来の資源・環境制約等からバックキャストし、未来のあるべ き社会やライフスタイルを実現するための技術を開発・実証し、 将来に向け着実に社会に定着させることが必要。
- ◆特に、将来に渡るエネルギー制約から、エネルギー消費が少な くても豊かな社会・ライフスタイルを早期に実現することが重 要。本事業により、社会全体の大幅なエネルギー消費量削減の キーとなる、デバイスの高効率化のイノベーションを実現する。

事業概要

- 民生・業務部門を中心にライフスタイルに関連の深い多種多様 な電気機器(照明、空調、サーバー、動力モーター等)に組み 込まれている各種デバイスを高品質GaN(窒化ガリウム)基板 を用いることで高効率化し、徹底したエネルギー消費量の削減 を実現する技術開発及び実証を行う。
- 平成27年度は、26年度に作成する高品質GaN基板結晶の大型化、 超高効率・高耐圧GaNダイオード及びトランジスタの作成、 GaN-LEDデバイスの作成及び一部機器への搭載・実証を行い、 28年度に行う実機への搭載・実証に向けた開発を着実に進める。

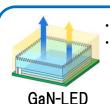
事業スキーム

- 委託対象:民間団体・大学等 ※ 継続事業のみ実施
- 実施期間:平成26年度~28年度

期待される効果

- 単なるエネルギー使用の合理化を超えた社会全体での大幅なエネ ルギー消費の削減を実現。
- 本事業により生み出された技術により、エネルギー消費が少なく ても豊かな社会やライフスタイルを提示し、その実現につなげる。









・パワコン ・蓄雷池

商用化

GaN縦型 •燃料電池

本事業の技術成熟度目標

応用 研究

技術 開発

技術 実証

ダイオード トランジスター

システム 開発実証

本事業により技術成熟度を着実かつ大幅に引き上げ その後の早期の実用化・市場投入を実現

社会全体のエネルギー消費の大幅削減とともに、少ないエネル ギー消費でも豊かな暮らし・ライフスタイルを実現

自立・分散型低炭素エネルギー社会構築推進事業

1,350百万円(700百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の必要性・概要

東日本大震災により浮き彫りとなった、現在の大規模集中型の電力システムが抱える、災害に対する脆弱性や出力変動を有する再生可能エネルギーの導入が困難であることなどの課題を克服し、かつ、再生可能エネルギーの最大限の導入により、低炭素なエネルギーへの転換を実現し、低炭素社会の創出につなげることが重要な政策課題となっている。

地域においても、地域資源である再生可能エネルギーを最大限導入しつ つ、低炭素で強靭かつ柔軟なエネルギー供給を実現し、あるべきエネルギー 社会を実現することが求められている。

このためには、既存の電力系統を活用しつつも、再生可能エネルギー等の供給や地域コミュニティでの効率的な電力・熱融通を実現することで、災害時に電力供給が停止した場合においても、地域で自立的にエネルギーを確保できるシステムを確立することが必要である。

このような状況の下、環境省と米国エネルギー省及び附属研究機関とも協力 しつつ、自立・分散型低炭素エネルギー社会の構築に向け、本格的な技術実証 及び知見の集積を行う。更に、国内や海外へのシステムの展開を目指す。

2. 事業計画(業務内容)

大規模な住宅コミュニティや複数の公共施設等において、実事業を想定した実証規模・エリアでの長期間の運用、既存電力系統への悪影響の低減、蓄電池の集中/分散化などの最適配置・容量適正化の検証、複数建物・街区間の直流電力融通や熱融通、交流・直流のハイブリッド制御等の自立・分散型低炭素エネルギーシステムの技術実証を行う。

	26年度	27年度	28年度			
自立・分散型エ	•		•			
ネルギーシステ	,					
ムの技術実証		•				
事業成果・全国						
的展開に必要な			←			
制度改正等のと						
りまとめ						

3. 施策の効果

世界最先端の自立・分散型低炭素エネルギーシステムの技術的な確立、全国的な導入普及に向けた基盤整備及び今後の制度改革に向けた知見の集積を通じた国内外への展開により、CO2削減や地域の防災性の強化を実現する。



自立・分散型低炭素エネルギー社会構築推進事業

平成27年度要求額 1,350百万円(700百万円)

背景・目的

- ●震災により浮き彫りとなった現在の大規模集中型の電力システムが抱える災害時の脆弱性や再生可能エネルギーの導入に係る系統制約などの課題を克服し、低炭素社会を創出することが極めて重要。
- ●地域においても、東北の被災地をはじめとして、災害に強いエネルギーシステムの構築へのニーズが高まっている。米国エネルギー省とも協力し、本事業を通じて、災害に強く低炭素な自立・分散型エネルギー社会の構築に貢献することを目的とする。



事業概要

事業目的・概要等

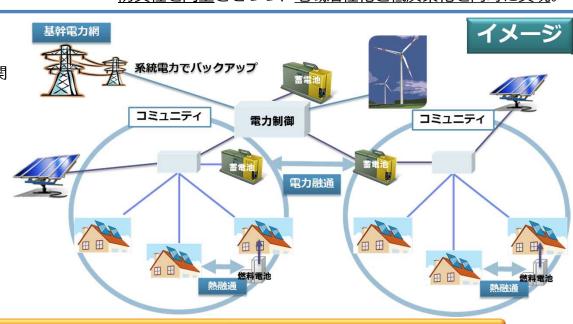
■ 基幹系統からの電力供給が止まった場合でもエネルギーを供給できる防災性の高い地域づくりと再生可能エネルギーの最大限の導入拡大によるエネルギーの低炭素化を実現するため、コミュニティや住居レベルでエネルギーを「創り、蓄え、融通し合う」システムの本格実証を行う。これにより、世界最先端の自立・分散型低炭素エネルギーシステムの確立を目指す。

期待される効果

● 地域資源である分散型の再生可能エネルギーをベースとする自立・分散型低炭素エネルギーシステムの導入を全国的に展開し、防災性を向上させつつ、地域活性化と低炭素化を同時に実現。

目指すべき自立・分散型低炭素エネルギー社会の本格実証

- DOEとの協力により、自立・分散型エネルギーシステムに関する知見を共有。
- 再生可能エネルギー等を活用し、災害時等に電力系統からの電力供給が停止した場合においても、自立的に電力を供給・消費できる低炭素なエネルギーシステム及びその制御技術(需要の制御を含む)等を確立する。
- 都市部の商業地域や大規模住居コミュニティ等において実 規模の実証を行う。
- ◆ 本事業により、再工ネ・熱の効率的利用、電力損失の削減 等を通じた大幅なCO2削減が可能なシステムを確立。
- さらに、電気等の融通により、災害時等のエネルギーの供給を確保。



災害に強く低炭素な自立・分散型エネルギーシステムの技術実証により、低炭素社会の創出と地域活性化を同時実現

(新) 水道施設への小水力発電の導入ポテンシャル調査事業

(厚生労働省連携事業)

280百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の必要性・概要

水道施設(主に導・送・配水施設)において、標高の高い場所から浄水場や配水池等へ水を流す場合には、その圧力差がエネルギーとして有効活用されずに失われているケースがある。これらのエネルギーを有効利用する小水力発電を導入することにより、二酸化炭素排出量が削減されるとともに水道事業におけるコストの低減につながるが、水力発電を導入している水道施設は全体の2.5%と低い状況である(平成23年度水道統計)。

本事業では、水道施設における小水力発電の導入を効率的に行うべく、導入ポテンシャル調査を実施する。本調査により抽出された導入候補箇所に対し集中的な導入支援を行うことにより、水道事業における省エネルギー対策を推進させ、二酸化炭素排出量の一層の削減及びコストの低減を図る。

2. 事業計画(業務内容)

日本全国を7ブロックに分け、ブロックごとに小水力発電の導入ポテンシャル調査を行い、二酸化炭素削減可能量等を把握する。また、小水力発電の導入候補地の選定整理を行う。候補地の選定に当たっては、上位(即時導入可能)・中位(設備導入に改善が必要)・下位(導入困難)等の有望度と理由を合わせて段階別に整理する。

3. 施策の効果

水道施設で有効利用されずに失われている未利用エネルギー(小水力)について調査を行い、小水力発電の導入候補地の有望箇所を抽出・整理することにより、今後の省エネルギー対策の効率的な導入支援につなげ、一層の二酸化炭素排出削減を実現する。



水道施設への小水力発電の導入ポテンシャル調査事業(厚生労働省連携事業)

平成27年度要求額 280百万円(新規)

事業目的・概要等

イメージ

背景・目的

- 水道施設(主に導・送・配水施設)において、標高の高い場所から 浄水場や配水池等へ水を流す場合には、その圧力差がエネルギーと して有効活用されずに失われているケースがある。
- これらのエネルギーを有効利用する小水力発電を導入することにより、CO2排出量が削減されるとともに水道事業におけるコストの低減にもつながるが、水力発電を導入している水道施設は全体の2.5%と低い状況である(H23年度水道統計)。
- 本事業では、水道施設における小水力発電の導入を効率的に行うべく、導入ポテンシャル調査を実施する。本調査により抽出された導入候補箇所に対し集中的な導入支援を行うことにより、水道事業における省エネルギー対策を推進させ、CO2排出量の一層の削減及びコストの低減を図る。

事業スキーム

委託対象:民間団体等 実施期間:平成27年度

事業概要

- 小水力発電の導入ポテンシャルの調査と把握
- 小水力発電導入によるCO2削減量等の推計
- 小水力発電導入候補地の選定 等

期待される効果

- 水道分野における環境対策支援の充実
- 未利用エネルギーの有効活用によるCO2排出の効果的な削減



■調査方法

- 日本全国を7ブロックに分け、ブロックごとに調査を実施。
- ブロック間の調査内容にレベル差が出ないように、調査方法は一律的なものとする。
- 設備導入候補地の抽出に当たっては、未利用エネルギーが存在する箇所を上位(即時導入可能)・中位(設備導入に改善が必要)・下位(導入困難)等の有望度を理由と合わせて段階別に整理する。

■水道事業における小水力発電の導入メリット

- 濁質等を含まない水流を利用できる水道施設は、小水力発電設備の設置対象として非常に有望な設置箇所である。
- 水道事業者側にとっても、小水力発電設備導入により得られた利益を、他の 水道施設の維持管理等の費用に充てることができ、経営面の対策としての普 及促進の展開も考えられる。
- 小水力発電は、日照時間に左右される太陽光発電と比べて稼働率が高く、費用対効果も高いため普及が期待される。

(新) 先導的低炭素技術(L²-Tech) 推進基盤整備事業

650百万円(0百万円)

地球環境局総務課低炭素社会推進室・地球温暖化対策課 市場メカニズム室・国際連携課国際地球温暖化対策室

1. 事業の必要性・概要

「地球一個分」という環境制約の下、大量生産・大量消費型の社会から脱却し、 国民一人ひとりが真に豊かな低炭素社会を実現するためには、エネルギー消費量を 抜本的に削減する大胆な省エネを進める必要がある。

2014(平成 26)年3月、環境大臣は「 L^2 -Tech JAPAN イニシアティブ」を発表した。これにより、先導的(Leading)な低炭素技術(Low-carbon Technology)= L^2 -Tech(エルテック)を、あらゆる部門において分野別にリスト化し、開発・導入・普及を強力に推進することとしている。

このため、「 L^2 -Tech JAPAN イニシアティブ」推進の基盤となる基礎情報として 策定する「 L^2 -Tech リスト」を効率的に更新・拡充し、国内外へ効果的に情報発信 するとともに、削減ポテンシャルの分析に基づき、対策導入に必要な技術開発及び 実証を特定することや、次世代素材活用の実現可能性調査を進めることが必要であ る。

2. 事業計画(業務内容)

(1) L²-Techリストの更新・拡充・情報発信(150百万円)

「 L^2 -Tech リスト」の更新及び拡充を行うとともに、メーカから最新の技術情報が自動的に集まる仕組みを創設するなどの、効率的な更新手法を検討し、実践する。

また、国内及び海外への効果的な情報発信手法を検討し、実践する。特に海外については、対象国における政策実施状況やニーズを把握し、我が国の低炭素社会構築の経験とともに発信する。

(2)技術開発・実証が特に必要なL2-Techの特定(200百万円)

工場・事業場等における、エネルギー消費設備・機器の利用の実状から、L2-Tech への更新により省 CO2 やコスト削減につなげるニーズがどの程度あるのか技術分野ごとに動向分析を行い、開発・普及が急がれる有望な技術を特定する。

(3) セルロースナノファイバー等の次世代素材活用の調査(300百万円)

様々な製品等の基盤となる素材にまで立ち返り、自動車部材の軽量化・燃費改善による地球温暖化対策への多大なる貢献が期待できるセルロースナノファイバー等の次世代素材について、メーカ等と連携し、製品等活用時の二酸化炭素排出削減効果検証、製造プロセスの高効率化検証、リサイクル時の課題・解決策検討、早期社会実装に向けた開発計画の検討・策定等を実施する。

3. 施策の効果

「L²-Tech JAPANイニシアティブ」による大胆な省エネの推進



先導的低炭素技術(L2-Tech)推進基盤整備事業

平成27年度要求額 650百万円(0百万円)

イメージ

背景・目的

事業目的・概要等

- エネルギー消費量を抜本的に削減する大胆な省エネを進めるため、 平成26年3月「L²-Tech JAPANイニシアティブ」を発表。先導的 (Leading) な低炭素技術 (Low-carbon Technology) = L2-Techを
- リスト化し、開発・普及を強力に推進。 イニシアティブ推進の基盤整備のため、「L²-Techリスト」の更 新・拡充・情報発信、対策導入に必要な技術開発・実証の特定、 次世代素材活用の実現可能性調査を実施。

事業概要

(1)L²-Techリストの更新・拡充・情報発信 メーカから最新の技術情報が自動的に集まる仕組みなど、 $[L^2-Tech]$

リストーの効率的な更新・拡充手法の検討・実践。 国内・海外への効果的な情報発信手法を検討・実践。特に海外は、対 象国の政策実施状況やニーズを把握し、我が国の経験とともに発信。

(2)技術開発・実証が特に必要なL²-Techの特定

工場・事業場等における、エネルギー消費設備・機器の利用の実状か ら、L²-Techへの更新により二酸化炭素やコストの削減につなげるニー ズがどの程度あるのか、技術分野ごとに動向分析を行い、開発・普及が 急がれる有望な技術を特定。

(3) セルロースナノファイバー等の次世代素材活用のFS

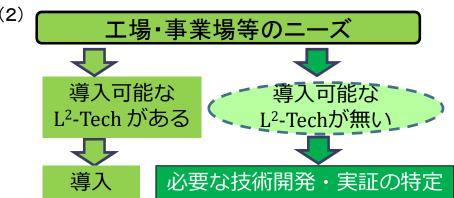
様々な製品等の基盤となる素材にまで立ち返り、自動車部材の軽量 化・燃費改善による地球温暖化対策への多大なる貢献が期待できるセル ロースナノファイバー等の次世代素材について、メーカ等と連携し、製 品等活用時の削減効果検証、製造プロセスの高効率化検証、リサイクル 時の課題・解決策検討、早期社会実装のための戦略の策定等を実施。

事業スキーム 委託対象:民間団体等 実施期間:平成27~31年度

期待される効果

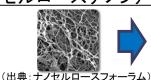
「L²-Tech JAPANイニシアティブ」による大胆な省エネの推進

(1) L²-Tech認証事務局 認証委員会 周知 申請 承認 ←永久磁石 高効率 ターボ 冷凍機·



(3) 次世代素材活用のFS

★セルロースナノファイバー



- ・効果検証
 - ・計画検討等



199百万円(199百万円)

地球環境局総務課低炭素社会推進室

1. 事業の必要性・概要

我が国の家庭部門における二酸化炭素排出量は、2012(平成24)年度には1990(平成2)年度比で約6割も増加しており、国や地方公共団体等は、排出構造を詳細に把握した上で、効果的な削減対策を行うことが喫緊の課題となっている。

多くの諸外国では、家庭部門における各種データを公的統計として整備しているが、我が国では家庭におけるエネルギー消費実態、エネルギー機器の使用状況など、家庭部門における二酸化炭素排出削減対策の立案や実施状況の評価のために重要な情報が不足しており、今後の地球温暖化対策の推進にあたっては、早急にこれらの情報を系統立てて整備する必要がある。

このため、家庭からの二酸化炭素排出構造の詳細を把握する統計調査の本格実施に向け、2012~2013(平成24~25)年度に北海道と関東の世帯を対象とした試験調査を行った。また、この結果を踏まえ、2014(平成26)年度には「家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査 全国試験調査」(政府統計)として、全国10地方の世帯を対象とした試験調査を実施する。

2. 事業計画(業務内容)

2014(平成26)年10月から、全国8,000世帯以上を対象として実施する全国試験調査等を引き続き実施し、その結果を踏まえ、2016(平成28)年度以降の本格実施に向けた課題の抽出や必要な標本数の検証、統計調査の設計等の最終的な検証を行う。また、家庭部門における二酸化炭素排出構造の詳細を把握するため、関連した調査を実施する。

3. 施策の効果

各家庭における保有機器や消費電力量等の二酸化炭素排出構造を詳細に把握する 政府統計を実施することにより、家庭部門の効果的な削減対策の検討に必要な基礎 情報を整備することができる。



家庭部門における二酸化炭素排出構造詳細把握業務

平成27年度要求額 199百万円(199百万円)

背景・目的

- 家庭部門からのCO2排出量は右肩上がり(1990年度比 約6割増)。早急に効果的な対策を打つ必要性。
- 一方で、家庭部門では、生活スタイルや家電製品等の使い 方が多様化し、詳細な実態が把握できていない。対策の進 捗状況の把握や削減ポテンシャルの評価等も不十分。
- 家庭部門における効果的な対策の検討・実施・効果検証の ため、CO2排出実態を継続的に把握する統計の整備が急務。

事業概要

家庭部門における二酸化炭素排出構造詳細把握業務(2億円)

事業スキーム

委託対象:民間団体

実施期間: H24~H27年度 試験調査、H28年度以降 本格実施

期待される効果

家庭からのCO2排出構造に基づいた効果的な対策の実施

H22~23年度

事前 検討

試

験

調 杳 〇基礎調査

- ⇒・統計のあり方の検討
 - 調査サンプル数の検討
 - 設問項目の検討

○既存の関連統計の調査

○既存統計を活用した情報整備の可能性検討

H24~25年度

〇試験調査(政府統計) (北海道700世帯、関東甲信1,000世帯)

- ⇒・必要サンプル数の検証
 - 調査項目の優先度の評価
- 〇実測調査 (北海道20世帯、首都圏35世帯)
- ⇒CO2排出・エネルギー用途分析のための基礎情報整備
- ○家計調査の元データの活用による、実態把握の 実現可能性の検証 ⇒家計調査では実現不可能であることを確認
- 〇既存統計への相乗り調査実現可能性の検討

H26~27年度

- 〇全国試験調査の実施(政府統計・全国8,000世帯) ⇒平成28年度以降の本格実施に向けた課題の抽出、 必要な標本数の検証、設計等の最終的な検証
- ○自家発電・蓄電池・電気自動車等の統計への反映検討

〇調査の合理化・効率化の検討

〇家電製品・照明の実態把握調査 ⇒消費電力の大きい家電製品を対象に、スペック、 保有数、電力消費量、使用方法等を調査し、CO2

基礎情報

効果検証

排出実態を把握

H28年度~

○新たに、家庭部門に関する統計(政府統計)を整備

- ⇒定期的かつ継続的に、世帯類型等の属性別の詳細なCO2排出・ エネルギー消費実態を把握
- ⇒実効的な対策の立案・実施・進捗の把握、効果検証

家庭部門 温暖化対策 進捗把握

経済性を重視したCO2削減対策支援事業

1, 650百万円(750百万円)

地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

1. 事業の必要性・概要

電力価格の上昇や火力発電量の増加に伴い、省エネ・省 CO2 対策がより一層重要となっており、「低炭素投資」(機器の運用改善や高効率設備の導入等)の大幅な促進が必要である。本事業は、CO2 削減ポテンシャル診断の実施からその結果の分析及び設備導入支援を通じて、工場・事業場における低炭素投資によるCO2 削減ポテンシャルを洗い出し、その成果を踏まえた診断手法の在り方を検討しつつ、経済合理的な省 CO2 対策を事業者に促していくものである。

2. 事業計画(業務内容)

(1) CO2 削減ポテンシャル診断

事業所(年間C02排出量3,000t-C02以上)における設備の導入・運用状況等を計測・診断し、その結果に基づき効果的なC02削減対策を提案する。

(2) 大規模削減ポテンシャル調査・対策評価

工業団地等の大規模な削減効果が見込まれる分野において CO2 削減ポテンシャルを調査し、効果的かつ経済的 CO2 削減方策を導出し支援施策につなげる。

- (3) CO2 削減対策分析
- CO2 削減ポテンシャル診断により得られたデータの分析及び情報発信を行い、 対策導入を促進する。また、過年度事業のフォローアップ調査を行う。
 - (4) 中小事業所 CO2 削減対策実施支援

年間 CO2 排出量 3,000t-CO2 未満の事業所を対象に CO2 削減に資する設備更新等の事業への補助を行う。希望者に CO2 削減ポテンシャル診断を実施する。

(5) CO2 削減ポテンシャル診断手法の在り方検討

CO2 削減ポテンシャル診断事業の成果を踏まえ、より費用効果的で CO2 削減効果の高い取組を評価し、促進していくために、CO2 削減ポテンシャルの統一的な診断方法の策定や、診断から対策実施までの在り方の検討を行う。

3. 施策の効果

- L2-Tech を含む効果的な省エネ省 CO2 対策への投資促進
- 〇 事業者単体及び連携による具体的かつ効果的な CO2 削減対策を導出し、社会 全体で経済性に優れた対策を広く促進



経済性を重視したCO2削減対策支援事業

平成27年度要求額 1.650百万円(750百万円)

背景・目的

● 大幅な省エネ・省CO2対策の可能性や費用対効果の情報不足は事業者の経営のみならず経済も地球環境も圧迫。経済性に優れた対策を提案し、実施を支援することにより、先導的技術の普及やグリーン経済成長の実現を下支えする。

事業概要

(1)CO2削減ポテンシャル診断(351百万円)(継続)

・大規模事業所(工場・われ等)を対象に設備の運用改善や先導的で低炭素な技術(L2-Tech)の導入等による削減ポテンシャルを診断。(定額補助)

(2)大規模削減ポテンシャル調査(197百万円)(継続)

・大規模な削減効果が見込める地域(工業団地、ニュータウン等)を対象に単独事業者では実現できない面的削減対策を調査し、効果的な支援策を検討する。

(3)CO2削減対策分析(200百万円)(継続)

- ・上記データを活用し、対策別の削減余地や費用対効果を分析する。
- ・過年度に受診した事業所を対象に対策実施状況のフォローアップ調査等を 行い、費用面も含め対策導入促進効果の高い支援方策を検討する。

(4)中小事業所CO2削減対策実施支援(850百万円)(新規)

・特に投資リスクが高い中小事業所を対象に設備補助¹を行う。補助事業への申請に当たり事前調査を希望する事業者には、着実に対策実施できるよう事前調査²の実施を支援する。(1:補助率1/3、2:定額補助)

(5) CO2削減ポテンシャル診断手法の在り方検討(52百万円) (新規

・CO2削減ポテンシャル診断事業の成果を踏まえ、より費用効果的でCO2削減効果の高い取組を評価し、促進していくために、CO2削減ポテンシャルの統一的な診断方法の策定や、診断から対策実施までの在り方の検討を行う。

事業スキーム

(補助率)

(補助率)

<補助> (1)(4)

定額・1/3 「

民間団体等

<委託> (2)(3)(5) 対象:民間団体等

期待される効果

- ●L2-Techを含む効果的な省エネ省CO2対策への投資促進
- ●事業者単体及び連携による具体的かつ効果的なCO2削減対策を導出し、社会全体で経済性に優れた対策を広く促進

CO2削減ポテンシャル診断、対策実施支援 によるグリーン経済成長の実現



どのような省CO2対策が あるのか分からない・・

> CO2削減効果が分からず 投資判断ができない・・

CO2削減ポテンシャル診断の活用により、

- -経済性に優れた対策を提案
- -対策の費用対効果等に関する情報提供

中小事業所向けのCO2削減対策実施を支援、

- -設備更新費用のみならず事前調査費用も補助
- L2-Techを含む対策実施を促進

大規模削減ポテンシャル調査を実施、

-事業者の連携によるCO2削減対策の導出

診断結果報告書

CO2削減ポテンシャル診断方法や対策実施まで の在り方を検討



先進対策の効率的実施によるCO2 排出量大幅削減事業

5,000百万円(2,815百万円)

地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

1. 事業の必要性・概要

- 〇 温室効果ガスの中長期的の大幅削減のためには、産業・業務部門(工場や業務ビルなど)における既存ストックの低炭素化が急務である。産業界の低炭素社会実行計画にも、「設備の新設・更新時に利用可能な最先端技術(BAT: Best Available Technology)を最大限導入する」ことが定められている。
- O こうした最先端技術については、技術に関する情報不足や高い初期投資 コストにより、導入が捗々しくなく、爆発的な普及拡大のためには、
 - ▶ 事業者が導入すべき L2-Tech(エルテック)(先導的(Leading)な低 炭素技術(Low-carbon Technology)) や BAT が特定されること
 - ▶ 投資リスクが低減されること
 - 実際の排出削減効果が正確に算定され評価されること 等が確保される必要がある。
- 〇 こうした最先端技術の普及拡大のため、本事業では、事業者が、環境省指定 先進的高効率機器を導入し、削減目標を設定したうえで、削減量 1 トン当たり に要する補助金額に応じて案件を採択し、機器導入後に、事業参加者全体で排 出枠の調整を行うものである。

2. 事業計画(業務内容)

- 〇 事業者は、設備導入と運用改善による CO2 削減目標を掲げ、高効率な設備等 の導入に係る補助金(補助率 1/3) を申請する。
 - ※テナントや従業員等を含めたエネルギー運用改善による削減取組を含む。
- 削減量 1 トン当たりの補助金額 [円/t-CO2] の小さい事業から順番に採択 することにより、費用効率性の高い対策を促進する。
- 事業者は、採択後設備導入及び基準年度排出量の確定を行い、二年度目は、 設備稼働及び運用改善により排出削減に取り組む。三年度目は、二年度目の実 排出量について第三者の検証を受検し、目標達成状況を確認する。
- 事業者が超過達成した場合には排出枠の売却を、未達成の場合には他の参加 者から排出枠を調達し目標を遵守することとし、削減総量を担保する。

3. 施策の効果

- L2-Tech やBAT の普及による温室効果ガス排出量の大幅削減
- 〇 得られたデータを削減ポテンシャル把握やベストプラクティス共有に活用



背景・目的

低炭素社会実行計画では、設備の新設・更新時に"利用可能な最高水準の技術"(BAT)を最大限導入することを前 提に、2020年のCO2削減目標を設定することが掲げられている。

→ ただし、BATは通常、費用が高いため、導入支援及び費用効率性向上を促す仕組みが必要。 また、BAT導入に取り組む事業者の裾野を広げていくことも必要。

事業概要

①ASSETシステムの運用、削減量の検証業務等 1.0億円 (1.2億円)

②対象BAT設備の導入補助業務 49.0億円(27.0億円)

事業スキーム

間接補助

(補助率)

非営利法人

(補助率) 1/3 民間団体等 期待される効果

○先進対策と運用改善による 大幅排出量削減

○ベストプラクティスの共有

実施期間:平成24年度~(26年度より間接補助化)

電気代が高くなったけど 設備更新ができない・・・



高効率設備の 情報は少なく、 高コスト



店舗や工場で 目標を立てて 削減する取組 を支援します。



大幅削減の 目標達成 (クレジット活用 等を含む)

イメージ

グループ参加も可

環境省指定 先進機器一覧

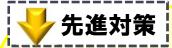
- ・コージェネレーション
- •吸収式冷温水器
- ターボ冷凍機
- ヒートポンプチリングユニット など全22種(H26改定)



対象設備の導入補助 (採択基準:削減の費用対効果)

"リバースオークション"

費用を抑えて大幅削減するぞ!



BAT (Best Available Technology: 利用可能な最良の技術) = 大幅なCO2削減効果が期待できる!

- 温水・蒸気ボイラー
- 潜熱回収型給湯機
- コーシ゛ェネレーション
- ターボ冷凍機
- ヒートホ°ンフ°チリンク゛ユニット
- LED照明器具











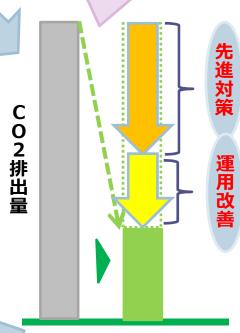


既存事業場

工場

大幅排出削減を実現!

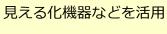
1トンの削減に必要な補 助金の小さい額から採用 することで、費用効率的 な削減対策を選出



Before After

運用改善







例3

削減約束量を上回る削減を達 成した場合、他の制度参加者 へ売却できる排出枠を付与

省エネ対策





削減ポテンシャルの見直し、 排出権削減に対する従業員や テナントの意識向上

上記二つのアプローチ(🧡 🎷)をとる事で、既存事業場における削減ポテンシャルを 十分に活用し、CO2排出量大幅削減を実現する。

(新) リースを活用した業務部門省CO2改修加速化モデル事業

250百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の必要性・概要

大幅な省エネを進め、エネルギー消費を抜本的に削減することは、低炭素社会の創出に不可欠である。更に、近年、特にエネルギーコストの負担が増大傾向にあることから、省 CO2 の推進により企業の競争力を強化することが重要である。

一方、例えば、業務部門におけるエネルギー消費の大幅な削減は、長期的には 経済的メリットがあるものの、初期投資コストが高いことから導入が進んでいな い。

これらのボトルネックを解消するため、本事業では、新しい省エネ導入手法を モデル的に実施する。これにより、単なるエネルギー使用の合理化を超えた社会 全体の大幅なエネルギー消費削減・省 CO2 を進める。

2. 事業計画(業務内容)

省 CO2 改修は初期投資コストがネックとなり、特に中小自治体や事業者における導入が進んでいない。このため、リースを活用した手法により、初期投資の課題を解決しつつ中小案件の改修を進め、省 CO2 効果・経済的メリットがある事を検証する実証事業を行う。これにより、費用対効果の高い省 CO2 改修のモデルを確立し、業務部門における改修を加速化させる。

3. 施策の効果

初期投資の課題を解決しつつ省 CO2 効果・経済的メリットがある改修のモデルを確立し、中小自治体・事業者における改修を加速化させ、社会全体の大幅なエネルギー消費削減・省 CO2 を進める。



平成27年度要求額 250百万円(新規)

事業目的・概要等

背景・目的

- 大幅な二酸化炭素削減を進め、エネルギー消費を抜本的に 削減することは、低炭素社会の創出に不可欠。特にエネル ギーコストが増大傾向にあることから、省CO2の推進により企 業の競争力を強化することが重要。
- 一方、例えば、業務部門におけるエネルギー消費の大幅な削減は、長期的には経済的メリットがあるものの、最先端の技術になるほど初期投資コストが高いこと等の課題があり、導入が進んでいない。
- これらのボトルネックを解消するため、新しい省CO2設備の導入手法についてモデル的に実施する。

事業概要

リースを活用した手法により、中小自治体や事業者が初期投資の課題を解決しつつ省CO2効果・経済的メリットがあることを検証する実証事業を行い、省CO2改修の導入を加速化させる。

事業スキーム

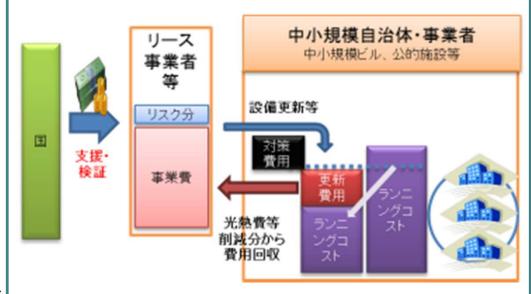
委託対象:民間団体等

実施期間:3年間

期待される効果

● 社会全体の大幅なエネルギー消費削減を進め、低炭素社会構築のための基盤を整備することにより、省CO2の加速化を 進める。

イメージ図



省CO2改修は初期投資コストがネックとなり、特に中小自治体 や事業者における導入が進んでいない。このため、初期投資の 課題を解決しつつ中小案件の改修を進め、省CO2効果・経済的 メリットがある事を検証する実証事業を行うことにより、モデルを 確立し、省CO2改修を加速化させる。

(新) 省002型リサイクル高度化設備導入促進事業

1,000百万円(0百万円)

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 事業の必要性・概要

天然資源に乏しく、エネルギー・資源を輸入に頼る我が国では、低炭素・ 資源循環の統合的アプローチにより、エネルギー・資源を持続可能に生産・ 消費する社会システムを構築することが極めて重要である。

製品に含まれるレアメタル等の都市鉱山や、プラスチック等の化石燃料由来製品、食品廃棄物等のバイオマス資源等を有効活用することが期待されるが、再生資源回収量を増加させた場合に資源選別や輸送等に伴う CO2 排出量の増加が懸念されており、リサイクルの低炭素化と資源効率性の向上を同時に達成する必要がある。

このため、使用済製品等のリサイクルプロセス全体の省 CO2 化と資源効率性の向上を図る省 CO2 型リサイクル高度化設備の普及を進めることにより、リサイクルの低炭素化と資源循環を同時に推進し、持続可能な資源循環システムの構築を図る。

2. 事業計画 (業務内容)

【補助事業】

自動車、電気・電子機器、容器包装等の使用済製品等のリサイクルプロセス全体を省 CO2 化すると同時に、再生資源の回収量の増加・質の向上等により資源効率性を高める省 CO2 型リサイクル高度化設備の導入を推進する。

補助助対象:民間団体等

補助割合: 省 CO2 型のリサイクル高度化設備の導入費用(導入に必要な施

設改修費用を含む)について、1/2を上限に補助

3. 施策の効果

リサイクルプロセス全体の省 CO2 化と資源効率性の向上を同時に達成する省 CO2 型リサイクル高度化設備の導入を推進することにより、エネルギー起源二酸化炭素排出抑制が図られる。また、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会経済の実現、資源循環により地域の主体性を最大限に生かした社会経済活動の展開・地域活性化が推進される。オリンピック・パラリンピックの開場等を通じて我が国の優れた環境技術・システムが世界に発信され、我が国循環産業の競争力強化につながる。



省CO2型リサイクル高度化設備導入促進事業

平成27年度要求額 1,000百万円 (新規)

事業目的・概要等

背景・目的

- 環境・生命文明社会の創造に向けて、低炭素・資源循環の統合的アプローチにより、持続可能なエネルギー資源の生産・ 消費が求められている。
- 天然資源に乏しい我が国では、使用済製品等の都市鉱山等の活用が期待されるが、再生資源回収量の増加等に伴うCO2排出量の増加が懸念されるため、リサイクルの低炭素化と資源効率性向上を同時に進める必要がある。
- このため、本事業において、省CO2型のリサイクル高度化設備導入を進めることにより、使用済製品等のリサイクルプロセス全体の省CO2化と資源循環を同時に推進し、持続可能な資源循環システムの構築を図る。

事業概要

省CO2型のリサイクル高度化設備の導入費用(導入に必要な施設改修費用を含む)について、1/2を上限に補助。

事業スキーム



実施期間:3年間 (平成27年度~平成29年度)

期待される効果

- ・環境への負荷の少ない循環を基調とする社会経済の実現
- ・資源循環により地域の主体性を最大限に生かした社会経済活動 の展開・地域活性化
- ・オリンピック・パラリンピック会場等を通じた我が国の優れた 環境技術・システムの国際発信及び循環産業の競争力強化



化と資源効率性の向上により低炭素化と資源循環を同時に推進 得られた資源は、原材料代替やエネルギー利用され、製品

製造時のCO2削減、コスト削減、資源リスク低減に寄与

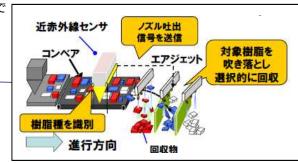
廃棄製品の分別収集・輸送・破砕・選別・再資源化プロセスの省CO2

<省C02型リサイクル高度化設備の例>





3種同時選別装置により 1工程で選別が可能に



家電等を破砕して得られるミックスプラスチックについては、従来は1種選別されていたため、3種同時選別することによりリサイクルの効率性が向上し、選別プロセスにかかるCO2が約10~50%削減

低炭素社会の構築に向けた国民運動事業

1,800百万円(1,500百万円)

地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室 総務課研究調査室

1. 事業の必要性・概要

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書により、気候変動(地球温暖化)への懸念等、地球規模での危機に直面していることが明らかとなった。そうした機会を捉え、国民の気候変動に対する危機意識を再度醸成しつつ、低炭素社会構築に向けたあるべきライフスタイルデザインを発信・共有し、実践につなげるため、気候変動キャンペーン「Fun to Share」を開始した。2050年までに80%の温室効果ガスの排出量の削減という長期的な目標の達成と低炭素社会実現のためには、様々な主体と連携をした多様な広報・イベント等により事業者や国民の理解を深め、自主的な行動による低炭素社会の構築に向けた国民運動を盛り上げ、ライフスタイルの変革を訴えていく必要がある。

また、IPCC 等における今後の気候変動をめぐる議論において、国際交渉を我が国がリードするためにも、地球温暖化対策に対する積極的な国内世論の形成が重要である、そのためには、国民が今以上にリアリティをもって気候変動(地球温暖化)の影響を感じることができるよう、地球温暖化対策への理解促進を図るための情報提供が求められている。

これらを踏まえ、(1) 最新の科学的知見を用いた分析を行い、(2) 国民にわかり やすく語りかけるための基盤を整備し、(3) メディア等による情報の伝達に加え て、人と人との対話を通じて直接説得力をもって伝えることが重要である。

2. 事業計画(業務内容)

①低炭素社会づくり推進事業

企業、団体等に対して、低炭素社会構築に向けた具体的な行動の促進、省エネ技術・機器の導入の必要性等を気候変動キャンペーン「Fun to Share」のもと、様々なイベントやメディア等を活用しながら伝えていく。

②002 削減アクション推進事業

個人に対する地球温暖化対策に関する情報の確実な伝達、具体的な行動の促進、他者や地域のつながりの促進、個人で行うことのできる削減対策の提案等を気候変動キャンペーン「Fun to Share」のもと、イベント、メディア等を効果的に活用し伝えることで、積極的な世論形成を促進する。

③地球温暖化伝えるプログラム事業

普段から教える機会の多い者(伝道者)を募集し、環境省が用意する国民理解の醸成のための各種資料を活用しながら、地域セミナー等の国民に身近な場面で

温暖化に関する情報を発信し、理解拡大を図る。

④温暖化影響及び国民への情報発信事業

関係省庁と連携しつつ、IPCC 第 5 次評価報告書等の最新の科学的知見に基づき、日本付近の詳細な気候変動による影響評価を行うことで、その影響に関する情報をわかりやすい形に加工して説明することを可能にする基盤的情報を整備する。

⑤低炭素社会への変革を促す情報発信事業

温室効果ガス排出削減の長期目標達成のため、気候変動キャンペーン「Fun to Share」に賛同する取組等情報の発信する場を設置し、また動画や画像等を収集整理し、わかりやすく活用しやすい情報として発信する。

3. 施策の効果

インターネット、メディア等による情報の伝達や人から人、地域から地域といったつながりにより効率的に浸透、定着させることにより、国民の温暖化問題に関する理解を深め、低炭素社会にふさわしいライフスタイルへの変革の定着と基盤の構築を図り、民生部門による CO2 排出量を削減する。



低炭素社会の構築に向けた国民運動事業

▼成27年度要求額1,800百万円(1,500百万円)

背景・目的

(1) (2) (5)

低炭素・循環・自然共生を統合的に実現する新たな文明社会の創造に向け、豊かさ、地域への愛着等を実感できるライフスタイルデザインを、 地域や企業等と連携し、国民運動として提示

(3), (4)

気候変動の影響等について、IPCC第5次評価報告書の科学的知見に基づき、 人から人への直接説得力を持った語りかけの機会を設け、低炭素社会に ふさわしいライフスタイルへの変革と基盤の構築を図ることで、特にCO2 排出量増加が著しい民生部門の排出量削減を図る。

事業スキーム

事業期間:平成25年度~ 委託対象:民間団体等

事業概要

- (1) 低炭素社会づくり推進事業(776百万円)
- (2) CO2削減アクション推進事業(225百万円)
- (3)地球温暖化伝えるプログラム事業(200百万円)
- (4)温暖化影響及び国民への情報発信事業(299百万円)
- (5) 低炭素社会への変革を促す情報発信事業(300百万円)

期待される効果

(1), (2), (5)

低炭素の視点からのライフスタイルデザインの実践により、一人ひとりが豊かさ、幸せ、地域への愛着等を実感できる地域・社会を実現(3)、(4)

低炭素社会づくりを実現する人材育成や取組の実施を通じて活力ある地 域づくりに貢献

豊かさと幸せを実感できる 地域・社会とライフスタイルの実現

危機感を共有し、実際に取組む 企業、自治体、個人の拡大

◆ホームページ参加
◆映像、ツール等各種コンテンツ

企業

◆スペント メディア (含ソーミ)

地域

個人等

◆イベント、メディア(含ソーシャル)

発信(企業や地域と連携)

賛同企業・団体、 賛同者

企業・団体、個人キャンペーンへの参加、 気候変動問題への関心、危機感の醸成 気候変動キャン ペーン「Funto

Share」を軸と した低炭素社会 の構築に向けた

国民運動

低炭素 社会作り 推進事業

CO2削減 アクション 推進事業

低炭素社会へ の変革を促す 情報発信事業

伝道者

温暖化の現状を伝える

地球温暖化伝えるプログラム事業

環境省が提供する温暖化に関する最新情報を 人から人へ発信し、理解拡大を図る。

環境省

伝道者の募集

セミナー 国民が知見を得る

地球温暖化影響及び国民への情報発信事業

分かりやすい温暖化影響情報の作成

IPCC第5次評価報告書等の最新知見の活用

専門的な内容をわかりやすく加工して普及啓発

温暖化影響に関するリアリスティックな理解の促進



低炭素社会の構築に向けた国民運動事業(参考)

低炭素社会作り推進事業

- ①企業向け施策
- ・地球温暖化国民運動HP等で取組の呼び掛け
- ・気候変動の脅威への科学的知見の発信
- ・企業が先進的な取組を行うことへの後押しとなるPR展開(先進的な環境技術取組の紹介等)



- t

- ②地域向け施策
- ・地域メディアとNPO等の連携支援
 - NPO・NGO等の民間団体とメディアが連携し、温暖化防止活動を広く訴求



(福井県にて廃食油を回収しBDFを生成)

・あかり未来計画、スマートムーブ等、 キーワードを絞りかつ産業界とも連携した呼びかけの展開

CO2削減アクション推進事業

個人向け施策

- ・気候変動の脅威への科学的知見の発信、危機感の醸成
- <u>たら、心臓がらしたが</u> ・あるべきライフスタイルデザイン
- ・あるへきフィノスタイルデザイン の提示(住まい方、買い方、働き方 等の具体的な提案)
- ・クールアースデー等







◆クールビズ、クールシェア

・冷房時の室温28℃でも快適に過ごせる ライフスタイルの提案

SUPER COOLBIZ



- <u>◆ウォームビズ、ウォームシェア</u>
- ・暖房時の室温20℃でも快適に過ごせる ライフスタイルの提案

WARMBIZ



低炭素社会への変革を促す情報発信事業

- ・企業・団体・地域(以下、企業等)の技術や取組に実施に触れ、体験できる場の設置等。
- ・企業等と企業等との連携を促し、より一層の低炭素社会への推進(例)

横浜市×日産× 三井リパーク= カーシェアリング



・全国の先進的かつ効果的な取組や 事業成果等を、収集し動画や画像等 データで作成。

・分かりやすく、かつ活用しやすい 情報として利用度の高い様々な媒体 に応じた形態での発信し、様々な分 野や地域における低炭素社会の実現 に向けた主体的な取組を促す。

地球温暖化伝えるプログラム事業

伝道者とは・・・普段から多数に接触し教える機会の多い者

※大学教授等教員、企業CSR担当、塾講師、気象予報士等を想定

- ・地球温暖化による影響のリアリティを伝えるため、伝道者を募集
- ・新たな科学的知見が公表される度に資料を更新し、常に最新の情報を発信
- ・メディアやセミナーなど国民に身近な場面で情報を発信

知識のインプット各種資料の提供

伝道者

- ・人から人へ温暖化の現状を伝える
- ・行動の実行を促す
- ・伝道者には最新の知見を得るメリット



環境省

- ・伝道者の募集・要請
- ・伝道者への説明会
- ・国民理解のための資料作成



セミナー

- ・人から人へ直接語りかけ
- ・国民が知見を得る→実践

地球温暖化影響及び国民への情報発信事業

分かりやすい温暖化影響情報の作成

- ✓ 日本付近にクローズアップした、 詳細な温暖化予測を実施
- ✓ 社会・経済・生態系等の様々な 分野の温暖化影響を予測

IPCC第5次評価報告書等の最新知見の活用

- ✓ 最新の科学的知見を気候変動影響予測及び対策に導入
- ✓ 評価報告書の内容をわかりやすく伝達

専門的な内容をわかりやすく加工して普及啓発

- ▶パンフレットの発行
- ▶国際会議や公開シンポジウム等の開催
- ▶ウェブによる情報発信



環境金融の拡大に向けた利子補給事業

2. 224百万円(1.812百万円)

総合環境政策局環境経済課

1. 事業の必要性・概要

「金融」は、経済活動の血流であり、経済活動全体に大きな影響力を有する。 「金融」に環境配慮を織り込むことができれば、その影響力を通じ、事業活動な ど様々な経済活動における環境配慮や環境ビジネスを大きく誘導・促進すること ができる。

そこで、金融機関の融資判断に、コーポレートベース、プロジェクトベースでの環境配慮の取組を組み込む環境金融を推進するとともに、地球温暖化対策のための投資における資金調達を利子補給により円滑化することによって、環境金融の質を向上、裾野を拡大させ、地球温暖化対策の推進を図る必要がある。

2. 事業計画(業務内容)

- 〇 環境配慮型融資促進利子補給事業 830百万円(1,143百万円)金融機関が行う環境配慮型融資のうち、地球温暖化対策のための設備投資への融資について、融資を受けた年から3カ年以内に CO2 排出を3%(又は5カ年以内に5%)以上削減することを条件として、年利1%を限度として利子補給を行う。なお、平成27年度は、地域金融機関における環境配慮型融資の裾野拡大のため、環境配慮型融資の一定の実績を有する金融機関と地域金融機関との連携によるシンジケートローンを対象とする。
 - ※環境配慮型融資…金融機関が企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング手 法等により評価し、その評価結果に応じて、低利融資を行う融資制度。
- 〇 環境リスク調査融資促進利子補給事業 1,394百万円(669百万円)金融機関が行う環境リスク調査融資のうち、一定の基準に合致する低炭素化プロジェクトへの融資について、当該プロジェクトにおける CO2 排出量の削減・抑制状況を、利子補給期間中に定期的に金融機関がモニタリングすることを条件として、年利1.5%を限度として利子補給を行う。
 - ※環境リスク調査融資…金融機関が、融資先事業者に対し、事業に伴う環境影響等の調査結果及び環境配慮の取組計画の提出を求め、その内容及び実施の確認を行う融資制度。

3. 施策の効果

地球温暖化対策のための投資に対し、環境配慮を組み込んだ融資が実施されることにより、環境金融の拡大と地球温暖化対策の促進につながる。

イメ

ージ

平成27年度要求額

環境金融の拡大に向けた利子補給事業

背景・目的

コーポレートベース、プロジェクトベースでの環境配慮の取組を組み込んだ環境金融を推進するとともに、地球温暖化対策のための投資における 資金調達を利子補給により円滑化することによって、環境金融の質・裾野 の拡大と地球温暖化対策の促進を図る。

事業スキーム



期待される効果

環境金融の拡大と地球温暖化対策の促進

事業概要

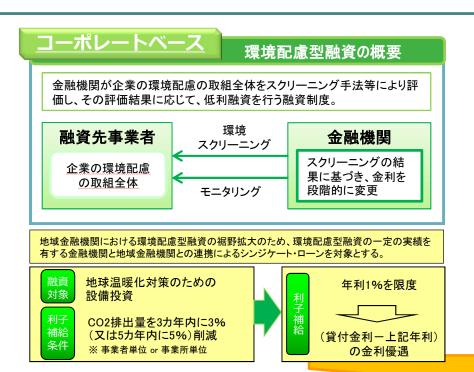
度として利子補給を行う。

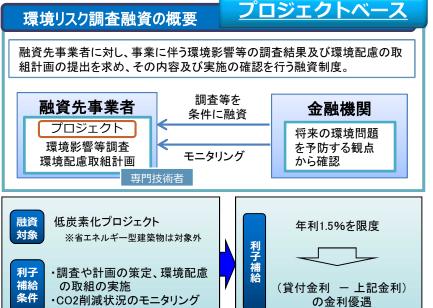
○ 環境配慮型融資促進利子補給事業(830百万円) 金融機関が行う環境配慮型融資のうち、地球温暖化対策のための設備投資への融資について、融資を受けた年から3カ年以内にCO2排出を3%

(又は5力年以内に5%) 以上削減することを条件として、年利1%を限

- ※平成24年度をもって新規採択を終了した「環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業」 の既採択案件に係る利子補給分(約450百万円)を含む。
- 環境リスク調査融資促進利子補給事業(1.394百万円)

金融機関が行う環境リスク調査融資のうち、一定の基準に合致する低炭素化プロジェクトへの融資について、CO2排出量の削減・抑制状況の金融機関によるモニタリングを条件として、年利1.5%を限度として利子補給を行う。





環境金融の拡大と地球温暖化対策の促進

総合環境政策局環境経済課

1. 事業の必要性・概要

2050 年までに 80%削減という温室効果ガスの大幅削減を実現していくため、低炭素機器の加速的な普及拡大が急務である。さらに、東日本大震災の影響を受け、電力需給対策、節電対策及び再生可能エネルギーの導入推進が求められている。

このため、低炭素機器導入に向けて追加的な投資が必要であるが、特に中小企業等においては、その導入に伴う多額の初期投資費用(頭金)負担がネックとなる。

こうした<u>多額の初期投資負担を軽減し、低炭素機器を普及させるためには、「リース」という金融手法を活用することが有効</u>であり、低炭素機器の導入におけるリース手法の活用のための政策的後押しが必要である。

温室効果ガスの削減を加速化する上で、低炭素機器のリースによる普及を推進するために、引き続き本事業を実施することが必要である。

2. 事業計画(業務内容)

中小・中堅企業等がリースにより低炭素機器を導入した場合に、リース料総額の3%(節電効果の高い機器は5%)をリース事業者に対して補助する(ただし、東日本大震災の被災地域の復興に資するため、岩手県、宮城県又は福島県における低炭素機器に係るリース契約に限定して補助率を10%とする。)。

なお、他の補助制度がある場合には、本制度といずれかを選択することとする。

3. 施策の効果

- 〇本事業による温室効果ガスの削減効果は約3万t-CO2/年を見込んでいる。
- 〇経済効果として、300 億円以上の低炭素機器の設備導入を創出。

エコリース促進事業

平成27年度要求額 1,800百万円(1,800百万円) 支出予定先:民間団体

背景・目的

低炭素機器の普及を進めるにあたり、多額の初期投資(頭金)が 必要となる点を解決する必要がある。頭金を要しないリースとい う金融手法を活用し、低炭素機器の導入を加速し、生産増に伴う 製品価格の低下、内需の拡大を通じて経済成長を促進する。

事業スキーム



事業概要

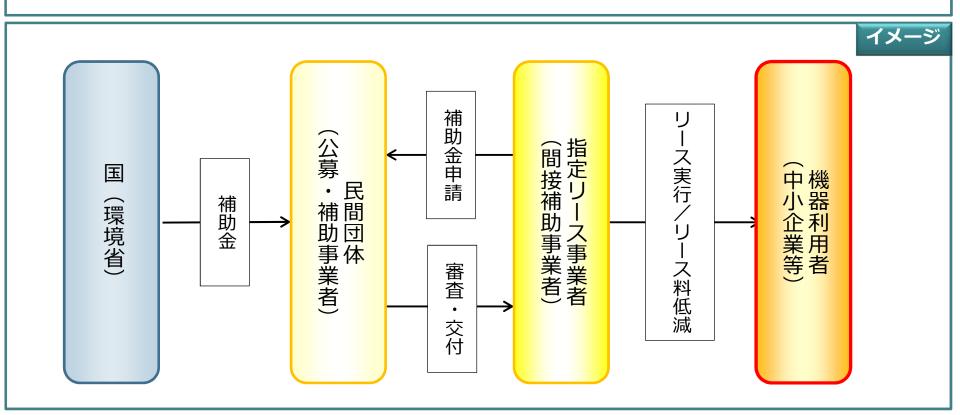
エコリース促進事業(1,800百万円)

中小・中堅企業や個人事業主等が、低炭素機器をリースで導入した場合に、<u>リース総額の3%又は5%を指定リース事業者に助成</u>(ただし東北3県に係るリース契約は10%)し、リース料の低減を行う(他に補助制度がある場合にはどちらかを選択。)。

※低炭素機器の例:太陽光パネル、高効率ボイラー、高効率ヒートポンプ給湯、高効率冷凍冷蔵庫、ハイブリッド建機等

期待される効果

(i)約3万トンのCO2削減、(ii)300億円以上の環境投資促進



総合環境政策局環境経済課

1. 事業の必要性・概要

グリーン経済への転換に向け、環境分野への資産配分の加速化が不可欠であり、経済の血流である「金融」への期待は大きい。「企業行動に環境への配慮を組み込もうとする経済主体を評価・支援することで、そのような取組を促す投融資」、「環境負荷を低減させる事業に資金が直接使われる投融資」の2つの役割を有する環境金融の普及を進めることが重要である。

しかし、我が国における環境分野への投融資の規模は、低炭素社会の構築等、中長期的に必要とされる規模に照らし十分とは言えない。例えば、環境・社会・ガバナンスの要素を投融資判断に組み込む ESG 投融資や責任投資、ファンド等を通じた環境プロジェクトへの投資は、一部に留まっており、その背景として、金融機関や機関投資家等の理解や認識の不足、環境投資市場の未成熟さ等が考えられる。

よって、我が国における環境金融の普及促進を図るため、環境金融の質の向上と裾野の拡大を進める必要がある。

2. 事業計画(業務内容)

- (1)融資先の環境配慮の取組と返済リスクの分析に関する検討、ESG 投資・ 責任投資の実態調査・課題整理等を行い、金融機関等による ESG 投融資の 普及促進を図るための方策を検討する。 16百万円(6百万円)
- (2)個人や機関投資家を含めた幅広い投資家が参加できる環境投資市場を創出するため、環境プロジェクト等に投資する金融商品に係る情報開示や第 三者評価のあり方、人材育成方法等の検討を行う。

15百万円(10百万円)

(3) 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」のさらなる普及を図り、活発な情報交換や情報提供等を促進するとともに、関係者の環境金融に係るリテラシーの向上を図る。 12百万円(11百万円)

3. 施策の効果

環境金融の質の向上・裾野拡大を通じ、環境ビジネスや企業の環境経営、環境プロジェクトへの投資商品等が適切に評価され、資金提供が促進されることにより、環境分野への資源配分の充実が図られる。

金融のグリーン化推進事業

平成27年度予算要求額 4 4 百万円(2 7 百万円) 支出予定先:民間団体等

- ▶ グリーン経済への転換を進めるためには、環境分野への資産配分の加速化が不可欠であり、経済の血流である「金融」への期待は大きい。
- ▶ 環境に配慮した金融(環境金融)の普及促進を図ることが重要である。

環境金融の2つの 具体的役割

- ◆ 企業行動に環境への配慮を組み込もうとする経済主体を評価・支援すること で、そのような取組を促す投融資
- ◆ 環境負荷を低減させる事業に資金が直接使われる投融資

金融 = 経済活動の血流

環境配慮の取組を評価・支援する投融資

環境負荷の低減に直接的に資する投融資

(1)環境等の要素を投融資判断に組み込むESG投融 資の普及促進

環境分野への投融資が加速

グリーン経済への転換

(2)投資対象の適 切な評価等を通じ た<u>幅広い投資家に</u> よる環境投資促進

(3) 「**持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則**」の普及促進 環境金融に係るリテラシーの向上

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の必要性・概要

東日本大震災の影響を受け、温室効果ガス排出量の削減、エネルギーセキュリティーの確保のみならず、分散型、自立型、災害に強い等の特徴も有する再生可能エネルギーの推進が強く求められている。我が国は排他的経済水域世界第6位の海洋国であり、大きな導入ポテンシャルを有していることや、洋上は風速が高くかつその変動が少ないため、安定かつ効率的な発電が見込まれることなどから、洋上風力発電の実用化・導入拡大が強く期待されている。

洋上風力発電のうち、水深が浅い海域に適した着床式については、国内 5 箇所で運転が開始されているが、深い海域に対応可能で、我が国において導入ポテンシャルの大部分を占める浮体式については、国内での導入事例はない。

こうした背景を踏まえ、本事業では我が国初となる2MWの浮体式洋上風力発電実証機を外洋域に設置・運転する実証事業を実施する。

2. 事業計画(業務内容)

長崎県五島市椛島沖において、2 MWの浮体式洋上風力発電実証機を設置・運転する実証事業を実施し、2015(平成27)年度以降早期の実用化(民間ベースでの浮体式洋上風力発電の事業化)に向け、環境影響・漁業影響の検証、安全性・信頼性、台風等気象・海象条件への対策、漁業協調、環境アセスメント手法の確立等を行う。

2015 (平成27) 年度事業においては、2014 (平成26) 年度に引き続き、2 MWの実証機を用いた本格的な運転データ、環境影響や信頼性、安全性等に関する情報収集等を行い、事業性の検証を行い、実用化に向けた知見を得る。また、余剰電力を水素として貯蔵し、離島のカーボンフリーのエネルギーとして活用する技術・システム実証を行う。

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
海象等環境調査	—				•
			┫		
			^*	浮体式観測シ	ステム
詳細設計と建造	_				
	小規模試験機	実証機			
実海域設置、		•	•		-
実証試験		小規模試	験機	実証機	
余剰電力利活用の					
実証					-
事業性等の評価					

3. 施策の効果

本事業の成果を受けて、非常に大きな導入ポテンシャルを有する浮体式洋上 風力発電が実用化されることにより、洋上風力発電の飛躍的な導入拡大が達成さ れる。



洋上風力発電実証事業

平成27年度要求額 1,771百万円(1,369百万円)

事業目的・概要等

背景・目的

- 洋上の膨大な風力ポテンシャルを生かすため、2010年度か ら浮体式洋上風力発電の実証事業を実施。2012年にパイ ロットスケール、2013年には商用スケールの実証機を設 置・運転し、2015年度までに関連技術・システムの確立等 を行う。これらの実証を通じて2020年に洋上風力を100万
- kW以上に拡大することを目指している。 ● 一方、離島など系統が脆弱な地域においては、洋上風力由来 の電力を十分に活用できないケースが想定される。これを解 決するため、系統強化・安定化対策に加え、水素等により地 産地消のエネルギーの最大限の活用方策を確立し、離島型自

立・分散型エネルギー社会の実現を目指す。

事業概要

● 平成25年度に設置した2000kWの商用スケール機の本格的な 運転・発電、環境影響、気象・海象条件への適応、安全性等に 関する情報収集等を行い、事業性の検証を行い、実用化に向け た知見を得る。また、離島の自立・分散型エネルギー社会の構 築に向け、運転時に発生する余剰電力を水素に変換・貯蔵し、

離島内のエネルギーとして利活用する技術を実証する。

事業スキーム

- 委託対象:民間団体等
- 実施期間:平成22年度~平成27年度

期待される効果

- 浮体式洋上風力発電における台風への耐性、漁業関係者と の調整、環境アセスメント等の確立
- 2015年度以降早期の浮体式洋上風力発電の実用化

イメージ

- 我が国は、排他的経済水域世界第6位の海洋国であり、洋上は陸 上に比べて大きな導入ポテンシャルを有する
 - 洋上は風速が高く、安定かつ効率的な発電が見込まれる
- 水深が浅い海域が少ない我が国では、深い海域(50m以深)に 適用可能な「浮体式」に大きな期待

我が国初となる、商用スケールの 「浮体式」洋上風力発電機の建造・設置・運転・評価



商用スケール実証機 「H25年10月に運転開始]

- 長崎県五島市椛島沖にて本格実証
- 世界初のハイブリッド・スパー型 [我が国の技術を生かし大幅なコスト低減を実現]
- 台風等への耐性を有する浮体の設計・建造
- 漁業関係者との調整・漁業協調型システム 環境アセスメント手法

の確立等を実証

さらに、発電時に生じる余剰電力を地産地消の工 ネルギーとして利活用する技術・システムを実証



早期の浮体式洋上風力発電の実用化 2020年には洋上風力を100万kW 以上に拡大

(新) 風力発電設備に関する環境保全措置実証事業 352百万円(0百万円)

総合環境政策局環境影響審査室 自然環境局野生生物課 水・大気環境局大気生活環境室

1. 事業の必要性・概要

風力発電施設の設置に関しては、環境影響評価の際に、鳥類への影響(バードストライク)及び騒音等の環境影響が課題となることが多く、根本的な環境保全措置を講ずることが可能となれば、再生可能エネルギー導入拡大に大きな牽引力となる。このため、これらについて、有望と思われる環境保全技術を実機を用いて実証することにより環境保全措置の実用化を促進する。

また、我が国において初期に設置された風力発電設備は耐用年数が近づいており、大規模化も念頭にしたリプレースの検討がなされる時期となってきている一方、過去に知見が少なく予見可能性が低い等の懸念があることから、リプレース時の環境影響を適切に把握するための効果的な環境影響評価手法を明らかにする。

2. 事業計画(業務内容)

(1)環境保全措置実証事業

①バードストライク及び②騒音に着目し、環境保全措置として効果的な技術を 選定。その上で、実地での設置及び技術内容の検証を行う地域・プロジェクトを 同定し、次年度からの実証に向けて必要な整理・検討を行う。

(2) 風力発電設備のリプレースにおける環境影響評価の合理化手法検討

風力発電設備のリプレースを予定している事業者・事例を立地条件やその内容 毎に選定し、環境影響評価手続の実施を支援するとともに、リプレース前後の環 境影響を調査分析することにより、効果的な環境影響評価の手法の検討を行う。 平成27年度は、次年度以降実地での調査分析・実証を行うために必要な諸条件 の検討、実証事業の具体的実施方法の検討及び実証対象地域の選定を行う。

3. 施策の効果

鳥類への影響や騒音等について、適切かつ効果的な環境保全措置を明確化し、 事業者による地域環境に配慮した風力発電設備の設置に大きく貢献。

風力発電設備のリプレース時における適切かつ効率的な環境影響評価の手法及 び環境保全措置を明確化し、事業者による環境に配慮したリプレースを推進。



風力発電設備に関する環境保全措置実証事業

平成27年度要求額 352百万円(新規)

イメージ

背景・目的

事業目的・概要等

- これまで、質が高く効率的な環境影響評価に必要な環境基礎情報の収集を行ってきているところ、さらなる再生可能エネルギー導入促進には、設置に当たっての環境影響を現に低減させることが不可欠。
- 風力発電施設の設置に関しては、鳥類への影響(バードストライク)及び騒音等の主な環境影響要因について、根本的な環境保全措置が可能ならば、設置拡大に大きな牽引力。
- また、初期に設置された風力発電施設は耐用年数が近づいており、大規模化も念頭にリプレースの検討時期。 リプレースに必要な知見不足により予見可能性が低い等の理由から、撤退を検討している事業者も存在する。 リプレース時の諸課題の一つとして、環境影響を適切に把握し、合理的な環境影響評価手法を検討すること は、設置拡大に必要不可欠。

事業概要

(1)環境保全措置実証事業 (2億円)⇒根本的な環境保全措置の検討

風力発電所の設置に当たって特に問題となることが多い①<u>バードストライク</u>及び②騒音に着目し、<u>環境保全措置として効果的な技術を選定。その上で、実地での設置及び技術内容の検証を行う地域・プロジェクトを同定し、</u>当該地域で実際に風力発電施設を設置し、その効果を検証する。例えば、バードストライクについては風車の羽の彩色、音波や光源による鳥の接近回避等が、騒音については羽の形状、ナセル等の利用素材等が検証すべき技術として想定される。

※バードストライク対策に係る効果的な技術の選定等(下線部)については、野生生物課の バードストライク対策事業(自然に配慮した再生可能エネルギー推進事業)で平成27年度に実施

(2) 風力発電設備のリプレースにおける環境影響評価(調査・予測・評価)の合理化手法検討 (1.5億円)

⇒合理的な環境影響評価手法の検討による効率的なリプレースの推進

リプレースを予定している事業者を立地条件(山間地域、海岸地域等)やその内容(出力変更、基数変更等)毎に 事例として選定し、環境影響評価手続の実施を支援するとともに、リプレース前後の環境影響を調査分析、実証 することにより、効果的かつ効率的な環境影響評価手法の検討を行う。

事業スキーム

(1) 委託対象:民間団体 実施期間:4年間

(2)委託対象:民間団体 実施期間:4年間

期待される効果

● 再生可能エネルギー導入促進



環境保全措置実証

バードストライク: 羽の色、音、光・・・ 騒音:羽の形状、ナ セルの素材、基礎の



振動軽減・・・

立地条件:山間、海岸、平地...

内容:出力変更、基数変更...

順序:事業を実施しながらどのように順次リプレースを行うか。



効率的かつ質の高い 環境影響評価を実現!

地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業

2,850百万円(1,600百万円)

水·大気環境局地下水·地盤環境室 地球環境局地球温暖化対策課 自然環境局自然環境整備担当参事官室

1. 事業の必要性・概要

我が国は世界第3位の地熱資源国であるとともに全国に約28,000の温泉があり、地熱エネルギーの有効利用は極めて重要である。また、外気温との温度差を利用した地中熱利用の普及促進を一層図っていく必要がある。しかしながら、地熱・地中熱等を利用した取組は、二酸化炭素の排出削減の観点から非常に有効であるものの、ポテンシャルを十分に有効活用している状況ではない。

このため、地域特性を活かすとともに環境に配慮した地熱や地中熱等の利用を促進し、地域のニーズや特性に適した環境保全型低炭素社会を構築していく。

2. 事業計画(業務内容)

- (1) 地熱・地中熱等利用事業の事業化計画策定
 - ① 地熱・地中熱等を利用し、環境に配慮しつつ低炭素社会の構築に資する事業の基本設計調査、熱需要調査、事業性等具体的な事業化計画の 策定を支援

(補助先・補助率) 地方公共団体 定額(1,000万円上限) 民間事業者等 2/3

② 既存の温泉熱を利用した多段階利用の実施が見込まれる場合において、 国と都道府県が連携し、既存温泉の湧出状況、熱量、成分等を継続的 にモニタリング調査し、その結果を取りまとめ公表する。

(補助先・補助率) 都道府県 定額(2,000万円上限)

※都道府県が直接補助又は所管内地方公共団体又は事業者への間接補助

(2) 地熱・地中熱等利用事業

地熱・地中熱等を利用し低炭素社会の構築に資する発電、熱利用・供給 設備等、計測・モニタリング装置等付帯設備の導入を支援

(補助先・補助率) 地方公共団体 1/2、2/3

民間事業者等 1/3、1/2、定額(400万円上限)

3. 施策の効果

- 地域特性の一つである熱資源の段階利用による地域の低炭素化
- 環境に配慮したエネルギーの地産地消による自立分散型社会の構築
- 地盤環境の保全と熱利用効率の維持を両立する事業の普及



地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業

平成27年度要求額 2,850百万円(1,600百万円)

背景・目的

- 我が国は世界第3位の地熱資源国であるとともに 全国に約28,000の温泉があり、地熱エネルギーの有 効利用は極めて重要。また、地中熱利用の省エネ ポテンシャルは大きく、環境に配慮しつつ普及を 促進することが必要。
- 地熱・地中熱等を利用した取組は、二酸化炭素の 排出削減の観点から非常に有効であるものの、ポ テンシャルを十分に有効活用している状況ではな (,),
- 地域特性を活かすとともに環境に配慮した地熱や 地中熱等の利用を促進し、地域のニーズや特性に 適した環境保全型低炭素社会を構築していく。

期待される効果

ポテンシャル

- 地域特性の一つである熱資源の段階利用による 地域の低炭素化
- 環境に配慮したエネルギー地産地消による自立 分散型社会構築
- 地盤環境の保全と熱利用効率維持を両立する事 業を普及

事業概要

環境配慮型の地熱利用を推進するため、地盤環境保全モニタリングと組 み合わせた地中熱利用や開発済みの熱源を優先的に活用する温泉熱利用等 を支援。

- (1) 地熱・地中熱等利用事業の事業化計画策定
- ①事業化計画支援

地方公共団体や民間事業者等による、地熱・地中熱等を利用し、環境に 配慮しつつ低炭素社会の構築に資する事業の基本設計調査、熱需要調査、 事業性、資金調達等、具体的な事業化計画の策定を支援。

- ・補助先・補助率:①民間事業者等 2/3
- ②地方公共団体 定額(上限1.000万円)

②温泉熱多段階利用推進調査 既存の温泉熱を利用した多段階利用の実施が見込まれる場合において、

国と都道府県が連携し、既存温泉の湧出状況、熱量、成分等を継続的にモ ニタリング調査し、その結果を取りまとめ公表する。

- ・補助率:定額(上限2.000万円)
- ・補助先:都道府県に補助金を交付。

当該補助金を受けた都道府県が直接執行又は所管内地方公共団 体又は事業者への間接補助

(2) 地熱・地中熱等利用事業

地方公共団体や民間事業者等による地熱・地中熱等を利用し、低 炭素社会の構築に資する発電、熱利用・供給設備等、計測・モニタ リング装置等付帯設備の導入を支援。

- ・補助先・補助率:①民間事業者等 1/2または1/3
 - ②地方公共団体 2/3または1/2
 - ③モニタリング装置等:定額(上限400万円)



・地域経済の活性化 ・温泉という健康な生 活の実現へ

発電

温泉付随ガスコー ジェネレーション



- · 導入可能性調查
- 熱需要調查
- ・導入計画策定
- ・地域での熱利用



階的利用





温度・用途に合った 利活用促進が可能

木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業

(農林水産省連携事業)

1,800百万円(1,800百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の必要性・概要

2011(平成23)年3月11日に発生した東日本大震災によりエネルギー供給設備が大きな影響を受け、原子力発電所の稼働停止により、温室効果ガスの排出量削減にも影響を及ぼしている。こうした状況の中、再生可能エネルギーによる自立・分散型のエネルギー供給システムは、温室効果ガスの排出削減やエネルギーの地産地消に加え、エネルギーセキュリティ確保の観点からも注目されている。

他方、我が国には、伐採されながら利用されずに森林内に放置されている未利用間伐材等が毎年約 2,000 万m³ 発生しており、これらを持続的かつ安定的にエネルギーとして利用することが課題となっている。

このため、森林資源をエネルギーとして有効活用し、低炭素社会の実現、森林整備の推進、雇用の確保等を図るため、木質バイオマスを利用した「木質モデル地域」づくりの推進を図る。

2. 事業計画(業務内容)

原木の加工、燃料の運搬、木質バイオマスのエネルギー利用等を行うための施設をリース方式により一体的に導入し、先導的な技術やシステムを実証する事業を行うと共に、施設の導入・運用を通じ、課題の整理やその克服方法の検討等を行う。

更に、これらの取組を通じて得られた成果を取りまとめて公表する。

	26 年度	27 年度	28 年度
施設の一体的導入・	6 か所(25 年度採択)		
運用	3 か所(26 年度採択)		
課題の整理、克服方			
法の検討			
事業の総括・公表			

3. 施策の効果

本事業において木質バイオマスエネルギー利用の技術実証を行い、木質モデル 地域づくりの優良事例の形成を行うことで、他地域での波及効果が期待され、木 質バイオマスエネルギーの飛躍的な導入拡大が達成される。



木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業 (農林水産省連携事業)

平成27年度要求額 1,800百万円(1,800百万円)

事業目的・概要等

背景・目的

● 我が国では、伐採されながら利用されずに森林内に放置され ている未利用間伐材等を持続的かつ安定的にエネルギーとし て利用することが課題となっている。これらの森林資源を工 ネルギーとして有効活用し、低炭素社会の実現、森林整備の 推進、雇用の確保等を図るため、木質バイオマスを利用した 「木質モデル地域」づくりを推進する。

事業スキーム

● 委託対象:民間団体、地方公共団体等

実施期間:平成25年度~平成28年度

事業概要

原木の加工、燃料の運搬、木質バイオマスのエネルギー利用等を 行うための施設をリース方式により一体的に導入し、モデル地域 づくりの実証事業を実施。

期待される効果

● 施設の導入・運用を通じて得られたメリットや課題、その克服方 法等の成果をとりまとめて公表することにより、全国において木 質バイオマスを活用したまちづくりの推進が図られる。

イメージ

山元



原木

チップ用材



チップ工場等



原料 (チップ等)





木質バイオマスを利 用した熱供給・発電 施設•関連施設



公共建築物等 (广舎、学校、 福祉施設等 熱・電気









「木質モデル地域」において、山元から発電まで 木質バイオマスエネルギーの利活用に関する技術を実証

地域資源の循環 (森林資源の有効活用と再生)

低炭素社会の実現 (カーボンニュートラルの木質資源利用) 地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業(農林水産省連携事業)

900百万円(800百万円)

総合環境政策局環境計画課

1. 事業の必要性・概要

これまでも農山漁村地域では、地域産業から発生する食品廃棄物や家畜 排泄物を活用して得られるメタン等のバイオガスを有効活用する取組が進 められてきたが、多くは自家消費に留まっていた。

しかし、東日本大震災や原子力発電所事故を契機に、地域資源を活用した防災性の高い自立・分散型エネルギーによる地域づくりへの取組が重要となっている。

このため、農山漁村において豊富なポテンシャルを有する食品廃棄物や家畜排泄物由来のバイオガスを、自立分散型エネルギー供給の一翼を担う資源として、広く地域で循環利用するシステムを構築していく必要がある。また、地域を巻き込んだバイオマス資源の幅広い活用を図るとともに、地下水汚染の原因となるバイオガス生成の際の副産物(消化液等)の適正利用を一層促進し、農山漁村における低炭素化・資源循環・地下水の水質改善等の同時達成を図る。

2. 事業計画(業務内容)

地域のバイオマス資源を活用して得られるバイオガスを、地域でエネルギーとして利用する事業を支援し、事業性や採算性、二酸化炭素削減効果等を評価する。平成27年度は、平成25年度・平成26年度に採択した、地域の特性に応じた多様なバイオガスシステムモデル(①食品廃棄物を利用したバイオガス事業、②家畜ふん尿等と食品廃棄物を組み合わせたバイオガス事業、③地下水汚染地域において、自治体が中心となって、家畜ふん尿等を利用するバイオガス事業であって、消化液等の適正利用を推進するもの)について、事業を継続する。

3. 施策の効果

地域のバイオマス資源である食品廃棄物や家畜排泄物等の活用による自立・ 分散型エネルギー供給システムの構築・普及によって、地域の低炭素化、資源 循環、地下水の水質改善等を同時に実現するとともに、地域資源を活用した グリーン産業を創出し、農山漁村地域における地域活性化、雇用創出等を推 進する。

(農林水産省連携事業)

背景・目的

- これまで先進的な農山漁村では、食品廃棄物や家畜排泄物を活用して得られるバイオガスを有効活用する取り組みが進められてきたが、多くは自家消費に留まっていた。しかし、東日本大震災や原子力発電所事故を契機に、地域資源を循環活用した自立分散型のエネルギーを確保する地域づくりの取り組みが重要となった。
- このため、農山漁村において豊富なポテンシャルを有する食品廃棄物や家畜 排泄物由来のバイオガスを、自家消費だけではなく広く地域で利用し、自立 分散型エネルギー供給の一翼を担う循環利用システムの構築を目的とした実 証事業を平成25年度から実施した。平成26年度は新たなバイオマス資源の 活用を図り、地下水汚染の原因となる消化液等の適正利用を一層促進し、農 山漁村における低炭素化・資源循環・地下水の水質改善の同時達成を目指す 事業の実証を行っている。

事業スキーム

- (1) 委託対象:民間事業者 (①は2地域 ②・③は併せて4地域で実施)
- (2) 実証期間 最大3年間
- (3) 本事業実施期間:4年間 (平成27年度は、前年度からの継続事業のみを実施)

事業概要

- ●平成27年度は、下記の既採択事業の実証を進め、成果 の取りまとめに向けて事業を展開する。
- ①食品廃棄物を利用したバイオガス事業、家畜排泄物を利用したバイオガス事業
- ②水産系廃棄物を利用したバイオガス事業、家畜ふん尿と 食品廃棄物、水産系廃棄物と食品廃棄物等を組み合わせ たバイオガス事業
- ③地下水汚染地域において、自治体が中心となって家畜ふん尿等を利用するバイオガス事業で、消化液等の適正利用を推進するもの。
- ※但し、再生可能エネルギー固定価格買取制度の対象施設は不可としている。

■ 地域の未利用資源である食品廃棄物及び家畜排泄物のウェット系バイオマス等地域資源の循環による自立・分散型エネルギー供給システムの普及

- 家畜ふん尿や食品廃棄物、消化液等の利用による地域の資源循環推進・地下水の水質 改善
- 地域活性化、雇用創出、農山漁村における所得の向上、温室効果ガス削減、地域エネルギー源の強化による環境負荷の少ないまちづくり・むらづくりの推進
- 本事業によるCO2削減効果は、 約1,163t-CO2/年を見込む。

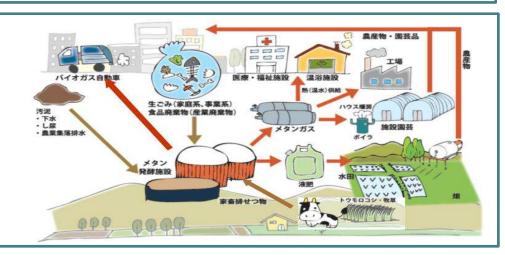
期待される効果

イメージ

農山漁村における食品廃棄物や家畜排せつ物、水 産系廃棄物を活用して得られるバイオガスを、自家 消費に留まらず広く地域で利用する事業をモデル的 に実施し、全国に取り組みを波及させる。



地域活性化と地産地消型の低炭素社会
/資源循環型社会の構築



潮流発電技術実用化推進事業(経済産業省連携事業)

1,000百万円(550百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の必要性・概要

東日本大震災による一部原子力発電所の稼働停止により、温室効果ガスの排出量削減にも影響を及ぼしている。こうした状況の中、分散型、自立型、災害に強い等の特徴も有する再生可能エネルギーの推進は、温室効果ガス排出量の削減、エネルギーセキュリティーの確保を同時に実現可能な施策として期待されている。

こうした再生可能エネルギーの中でも海洋再生可能エネルギーは、我が国が排他的経済水域世界第6位の海洋国であることから大きなポテンシャルを有している。特に潮流発電は太陽光等と異なり、一定した潮汐力によって年間を通じて安定した発電や系統に与える影響が小さいなどの利点がある。

潮流発電は、欧州では商用規模の実証段階に入っている。一方、我が国では海峡・瀬戸を中心として沿岸域に適地が存在するが、技術的に未確立であることから実用化の事例がない。このため、潮流発電システムの早期実用化を見据え、技術の完成度を高め、実証を通じて国内外の知見を集積することで、海洋再生可能エネルギーの導入拡大を図る。

一方、潮流発電の実用化に当たっては、漁業者等の理解を得ることが不可欠であり、海洋環境負荷を低減させた漁業協調型システム開発が導入の必須条件となっている。

こうした背景を踏まえ、本事業では漁業や海洋環境への影響を抑えた、日本の海域での導入が期待できる潮流発電システムの開発・実証や事業性評価を実施し、2018 (平成30) 年度以降早期の実用化を目指す。

2. 事業計画(業務内容)

漁業や海洋環境への影響を抑えた、日本の海域での導入が期待できる潮流発電システムの開発を行う。更に、商用スケールの漁業協調型の潮流発電の実証を行い、国内の導入に向けた潮流発電技術及び発電システムを確立する。

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
	実現可能性調査		実海域実記	実海域実証研究		
潮流発電システムの開発	基礎設計・検証		>			
施行計画の検証			-		>	
	シュミレーシ	ション・基本計画		施工試験・系統接続検証		
環境影響評価					>	
	流量調査・濁度調査・海底地形調査・漁場環境調査等					
経済性評価						
47.51 17.1 lm	発電性能調査・市場性調査・設備・保守コスト評価					

3. 施策の効果

大きなポテンシャルを有する潮流発電システムの早期実用化により、我が国の潮流発電の導入量が拡大し、CO2排出量の大幅削減を実現する。



潮流発電技術実用化推進事業(経済産業省連携事業)

平成27年度要求額 1.000百万円(550百万円)

事業目的・概要等

イメージ

背景・目的

- 我が国は、海洋再生可能エネルギーの大きなポテンシャルを● 有するが、技術的にも未確立で国内の実用化の例はない。
- 一年中安定した発電が見込まれる潮流発電は、欧州では商用 規模の実証実験の段階。日本での早期実用化を見据え、海洋 再生可能エネルギーの導入拡大を目指す必要。

事業概要

漁業や海洋環境への影響を抑えた、日本の海域での導入が期待できる潮流発電システムの開発を行う。更に、商用スケールの漁業協調型の潮流発電システムの実証を行い、国内の導入に向け、施工方法等を含めた潮流発電技術及び発電システムを確立する。

事業スキーム

● 委託対象:民間団体

● 実施期間:5年間(H26~30年)

期待される効果

1~2年目

● 開発から実証まで一貫した事業よる潮流発電の国内での早期実用化

✓ 実海域での実証

✓ 更なる技術の向上

●潮流発電の導入による再工ネ導入拡大及び導入地域における 自立・分散型低炭素エネルギー社会の構築

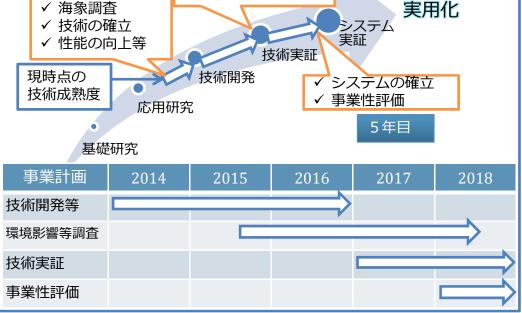
3~5年目

潮流発電は世界で大きな期待を集める海洋再生可能エネルギー

- ❖ 潮流発電は、太陽光等と異なり、一定した潮汐力により年間を通じて安定した発電が可能で、系統への影響も小さい
- ❖ 日本では海峡・瀬戸を中心として沿岸域に適地が存在。
- ❖ 欧州等海外で開発・実証が先行。国内での早期の商用化を図る。
 - ✓ 我が国の海象に適した潮流発電技術・メンテナンス手法
 - ✓ 漁業協調型の発電システム、建設方法等
 - ✓ 環境負荷の低減及び環境アセスメント手法の確立を目指す。







離島の低炭素地域づくり推進事業

1, 352百万円(2, 800百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室

1. 事業の必要性・概要

本土と系統連系がない(オフグリッド)離島は、CO2 排出量が大きく、高コストのディーゼル発電に依存している。更に、系統が脆弱のため、再生可能エネルギー(再エネ)の大幅な導入拡大が極めて困難な状況にある。

このため、離島において、再エネ、需要側のエネルギー消費削減等をパッケージで進め、地域の活性化や防災性の向上にも寄与する低炭素地域づくりを加速する。これにより、離島における自立・分散型低炭素エネルギー社会のモデルを確立し、他地域や海外の島嶼国への展開を図る。

2. 事業計画(業務内容)

(1) 離島の低炭素地域づくりに関する事業化計画策定

再エネの導入や減エネの強化等を含む離島の低炭素地域づくりに関する事業化計画策定を補助する。

「補助先・補助率:

地方公共団体·民間事業者等 定額(上限 1,000 万円)

(2) 低炭素地域づくりのための設備の導入等

離島の地域特性を踏まえた先導的な再エネの導入や減エネの強化等低炭素 地域づくりのために不可欠な設備の導入等を補助する。

(補助先・補助率:地方公共団体・民間事業者等 2/3)

(再エネ発電設備は固定価格買取制度との併用不可)

3. 施策の効果

- ・再エネ導入拡大・省エネの強化により、CO2 排出削減のみならず、地域活性 化や防災性の強化等を実現。
- ・自立・分散型エネルギー社会のモデルを確立し、他地域へ展開。



事業目的・概要等

- 背景・目的
- <u>本土と系統連系されていない離島</u>(オフグリッド)<u>はCO2排</u> <u>出量が大きく高コスト</u>のディーゼル発電に依存。更に、系統 が脆弱のため、再工ネの大幅な導入拡大が極めて困難。
- 再工ネに加え、需要側のエネルギー消費削減等もパッケージで導入し、離島の活性化、防災性の向上にも寄与する低炭素地域づくりを加速。離島における自立・分散型低炭素エネルギー社会のモデルを確立し、他地域や海外の島嶼地域への展開を図る。

事業概要

(1) 再工ネの導入や省工ネの強化等<u>離島の低炭素地域づくりに向</u> けた事業化計画策定や実現可能性調査を補助する。

(100百万円)

(2) 離島の特性を踏まえた<u>先導的な再工ネの導入や省工ネの強</u> <u>化</u>等、低炭素地域づくりのために不可欠な設備の導入を補助す る。(1,200百万円)

(再工ネ発電設備はFITとの併用不可)

事業スキーム

補助 (定額) 国 ———

民間団体等

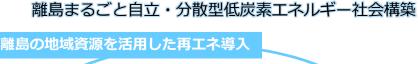


補助割合:(1)定額(上限1,000万円) (2)2/3

期待される効果

- 再工ネ導入拡大・省工ネの強化により、CO2排出削減のみならず、地域活性化や防災性の強化等を実現。
- 自立・分散型エネルギー社会のモデルを確立し、他地域へ展開。







- 低炭素地域づくり事業化計画策定支援
- 再エネ・省エネ等設備導入支援

蓄電池の活用等を含めた地域資源の再工ネ導入、主要施設への省工ネ設備の導入等により、地産地消の自立・分散型低炭素エネルギー社会を構築





蓄電池等を含め た再工ネの導入

省エネ設備導入の例



(給湯・暖房用等)

ヒートポンプ冷暖房

高効率ガスコジェネ

| 非効率なボイラー | 等を高効率な機器 | に置き換え

(新) 指定管理鳥獣捕獲等事業費

2.000百万円(0百万円)

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

1. 事業の必要性・概要

近年、ニホンジカやイノシシなどの鳥獣については、急速に生息数が増加 し、生息域が拡大しており、その結果、自然生態系への影響、農林水産業や 生活環境への被害が深刻化している。

これらの鳥獣による被害に対しては、防除対象を限定して柵を設置したり、加害個体を捕獲することによる対策では限界があり、積極的な捕獲による個 体群管理が不可欠となっている。

また、平成25年12月には、環境省と農林水産省が共同で「抜本的な鳥 獣捕獲強化対策」を取りまとめ、この中で、当面の捕獲目標として、ニホン ジカ、イノシシの個体数を10年後(平成35年度)までに半減させること を目指すこととした。

これらの状況を踏まえ、平成26年に鳥獣保護法を改正し、法の題名・目的に「鳥獣の管理」を明確に位置づける(改正後は「鳥獣保護管理法」となる)とともに、管理を実現するための措置として、新たに都道府県が主体となって行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」を創設したところである。この事業においては、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣を、国が「指定管理鳥獣」として指定(ニホンジカ・イノシシを想定)し、その種について、都道府県が主体となって捕獲を行うことができることとした。

新たな「鳥獣保護管理法」に基づく積極的な鳥獣の管理を推進し、平成35年度までにニホンジカ、イノシシを半減するという目標を実現するためには、都道府県が主体となって行う指定管理鳥獣捕獲等事業に対する国の強力な支援が必須である。

2. 事業計画 (業務内容)

・対象鳥獣 : 指定管理鳥獣 (ニホンジカ及びイノシシを想定)

対象都道府県 : 指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県

下記①は実施予定都道府県を含む

下記②は実施計画を策定した都道府県に限る

- ・要求額及び交付対象事業 :
 - ① 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画策定等事業

200百万円(0百万円)

- 実施計画の策定のための調査、計画検討経費
- ・事業効果の評価のための調査、評価経費

②指定管理鳥獣捕獲等事業 1,800百万円(0百万円)

・ニホンジカ捕獲等経費

・イノシシ捕獲等経費

・交付割合: 事業費の1/2以内

・交付の仕組み : 国(交付金交付)

→ 都道府県 (調査・計画策定、事業実施)

3. 施策の効果

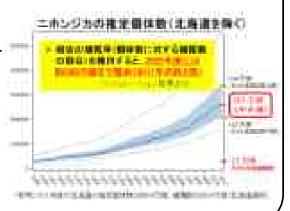
「シカ・イノシシの生息頭数を10年後(平成35年度)までに半減する」と いう抜本的な鳥獣捕獲強化対策における当面の捕獲目標達成に向け、都道府県が 主体となった捕獲を強力に推進することにより、自然生態系や農林水産業、生活 環境への被害を防止し、もって、適切な鳥獣管理と地域の活力の回復が図られる。

指定管理鳥獣捕獲等事業費

平成27年度予算要望額: 2,000百万円(0百万円)

【背景】

- ニホンジカ及びイノシシによる自然生態系へ の影響及び農林水産業被害が深刻化
- ニホンジカの推定個体数が、現状の捕獲率を 維持すると、2025年には2011年の約2倍に増加
- 環境省と農林水産省は、2013年12月にシカ・イノシシの個体数を10年後までに半減させる 「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を発表
 - → 捕獲数の大幅拡大が必須



【指定管理鳥獣捕獲等事業】

- 鳥獣保護法の改正により創設
- 集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして、<u>環境大臣が定めた鳥獣</u> (指定管理鳥獣)について、都道府県又は国が捕獲等をする事業(指定管理鳥 獣捕獲等事業)を実施することができることとするもの
- 指定管理鳥獣は、<u>ニホンジカ及びイノシシ</u>を想定

【交付金の内容】

対象鳥獣: 指定管理鳥獣(ニホンジカ及びイノシシを想定)

対象都道府県 : 指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県

(下記①は実施予定都道府県を含む、下記②は実施計画を策

定した都道府県に限る)

交付対象事業及び要求額

: ① 実施計画策定等事業

実施計画の策定のための調査、計画検討経費

事業効果の評価のための調査、評価経費

200百万円

② 指定管理鳥獣捕獲等事業

ニホンジカ捕獲等事業

イノシシ捕獲等事業

1.800百万円

交付割合 : 事業費の1/2以内

交付の仕組み(要検討):

調査·計画策定 事業実施

鳥獣保護管理強化総合対策事業費

(希少鳥獣(ゼニガタアザラシ)による農林水産業等への被害対策事業を含む) 817百万円(709百万円)

自然環境局国立公園課、野生生物課鳥獣保護業務室

1. 事業の必要性・概要

近年、我が国において、鳥インフルエンザ等の感染症が野鳥で発生し、また、 生息地を拡大した鳥獣による生態系被害や農林水産業被害、更には人身被害が大 量に発生しており、深刻な問題となっている。

鳥インフルエンザ等の感染症については、ひとたび家畜等への感染が起これば 地域の社会・経済に著しい支障を来すのみならず、希少種の絶滅など我が国の生 物多様性保全上大きな影響を及ぼすおそれがある。

一方、シカ、イノシシ等の鳥獣が急激に生息数を増やし、生息地を拡大している。その食害による希少植物の減少や森林の劣化などの生態系被害の拡大や農林水産業の被害額の増加に加え、最近では住宅地や観光地への出没による人身被害や電車や車との衝突など生活環境の被害も増加しており、各地で深刻な問題となっている。さらに、生物多様性保全上重要な地域である国立公園等におけるシカによる生態系影響も深刻であり、総合的な対策を講じることが喫緊の課題となっている。

これらの状況を踏まえ、平成26年には鳥獣保護法を改正し、鳥獣の管理を明確に位置づけたところである(改正法施行後は、鳥獣保護法は鳥獣保護管理法となる)。

人と鳥獣の適切な関係構築に向けて、鳥獣の保護及び管理に関する課題に適切に対応するとともに、新たな「鳥獣保護管理法」に基づく積極的な管理のための措置を着実に実施するため、以下の事業を強力かつ総合的に実施する。また、近年、希少鳥獣であるゼニガタアザラシによる漁業被害が深刻化しているため、ゼニガタアザラシの絶滅を回避しつつ、地域社会と共存するための漁業被害対策事業を実施する。

2. 事業計画(業務内容)

- (1) 鳥獸感染症発生時対策事業
 - ① 発生時における死亡鳥獣等のウイルス保有状況検査 全国的な野生鳥獣の感染状況を把握するため、発生時における急激な検体 増加に着実に対応して渡り鳥等の鳥獣から採取した検体の分析等を実施する。
 - ② 発生地周辺調査 発生地周辺において野生鳥獣の生息状況調査や糞便調査等のウイルス保有 状況調査等を迅速かつ緊急的に行う。
 - ③ 発生地周辺への渡り鳥の飛来経路調査 発生地周辺に飛来する渡り鳥の飛来経路を衛星追跡により解明する。

④ 対策強化に向けた情報収集・分析・検討 専門家ヒアリングや検討会の開催等を実施し、危機管理対応に反映する。

(2) 鳥獸保護管理強化事業

①鳥獣保護管理に係る人材育成

改正鳥獣法により導入された認定鳥獣捕獲等事業者制度の普及を図るため、全国での説明会開催や、鳥獣の捕獲に従事する事業者及び従事者の技術・知見向上のための事業を実施する。また、新たな担い手確保のための狩猟免許取得に向けたセミナーや、捕獲の専門家及び動物の生態の有識者によるサポート体制の整備を図る。

②鳥獣保護管理実態調査·検討

深刻な被害を及ぼしているシカ、イノシシ等の管理を強化するため、最新の知見等の収集・整理を行い、都道府県に対して助言等を行う。また、改正鳥獣法に基づき、絶滅リスクが高まっているナベヅル・マナヅルについて、希少鳥獣保護計画の検討を行うとともに、希少鳥獣であるものの農林水産業被害を起こしているゼニガタアザラシについては、絶滅を回避しつ、適切に共存していくために特定希少鳥獣管理計画の検討を行う。

③指定管理鳥獣捕獲等事業推進事業

改正鳥獣法に基づき、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるものとして国が定める指定管理鳥獣(シカ、イノシシを想定)について、都道府県による捕獲事業等に係るとりまとめ・評価や、効率的な捕獲技術及び迅速な捕獲情報収集システムの開発、捕獲個体の有効活用等の方策の検討等を行う。

- (3) 国立公園等シカ管理対策事業
- ①シカ管理計画策定事業

国立公園等において、シカの本格的な駆除に向けた調査、体制構築、生態系維持回復事業計画等のシカ管理計画の策定、試験的なシカの駆除等を行うことで効率的なシカ対策を講じるための基盤構築を図る。

- ②先進的なシカ管理対策モデル事業
- ①により基盤構築がなされた国立公園等において、大型仕切り柵を併用 した巻狩りや自動落下式ゲートを備えた囲いワナによる捕獲など先進的な 捕獲手法を駆使した本格的なシカの駆除を行い、生態系被害の軽減を図る。

3. 施策の効果

鳥インフルエンザ等の感染症に係る危機管理対応の飛躍的な充実が図られるとともに、シカやイノシシ等の食害対策や捕獲の担い手確保、都道府県が主体となった捕獲の推進、国立公園内外のシカ対策の促進等の総合的実施を通じて、人と野生動物の関係が大きく改善され、適切な鳥獣保護管理と地域の活力の回復が図られる。

また、希少鳥獣であるナベヅル・マナヅルやゼニガタアザラシの保護管理が図られる。

鳥獣保護管理強化総合対策事業費(希少鳥獣(ゼニガタアザラシ) 平成27年度予算要求額:817百万円(709百万 による農林水産業等への被害対策事業を含む)

- ○ニホンジカやイノシシ等による生態系、農林水産業、生活環境に係 る被害が拡大・深刻化
 - → ニホンジカの推定個体数は、約20年間でニホンジカが約9倍に増加
 - → 現状の捕獲率では、2025年には約500万頭まで増加(2011年の約2倍)
- ○狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少
 - → 40年間で4割以下に減少し、6割以上が60歳以上に

〇国立公園等に おける生態系へ の影響の深刻化

〇鳥インフルエ ンザ等の感染症 発生時の対応

捕獲等の担い手育成 と 鳥獣の捕獲等の一層の促進 が必要

改正鳥獣法(平成26年5月公布)に基づく 積極的な管理、総合的な取組の抜本的強化

鳥獣保護管理強化事業 ※赤字・下線は法改正に伴い必要となる新たな施策

担い手育成

- 狩猟免許取得促進
- 専門家等の活用促
- 都道府県等職員の 知見•技術向上
- 認定事業者制度の 普及、事業者の知 見•技術向上

実態調査・検討

- 特定鳥獣の実態 調査
- 広域的保護管理 の体制づくり
- 基本指針の改定に 向けた点検・調査
- 希少鳥獣の保護・ 管理の推進

捕獲事業の推進

- 指定管理鳥獣の調 查•指定検討
- 捕獲技術の開発・
- 捕獲情報収集シス テムの開発
- 捕獲個体の有効活 用等の推進

国立公園等シカ管理対策事業

国立公園等における シカ管理体制の構築 シカ管理対策モデル事業の実施

鳥獣感染症発生時対策事業

野生鳥獣に鳥インフルエンザ等の感染 症が発生した際の調査・対策の適切な実 施

(新)地域における対策・活用推進のための要注意鳥獣等 (クマ等) 監視業務 100百万円 (0百万円)

自然環境局生物多様性センター

1. 事業の必要性・概要

里地地域で甚大化する野生鳥獣被害を抑制して、生活環境や安全を確保するとともに、生態系や自然資源、農林水産資源を保全することは、「骨太の方針」に示されている地域の活力維持及び個性を活かした地域活性化を実現するために必要不可欠である。

鳥獣保護法改正を受け、別途捕獲等事業を実施する指定管理鳥獣等(シカ、イノシシを想定)に準じて、農産物、生活環境、人身、財産、又は生態系への著しい被害を生じさせる可能性が高いために新たに監視が必要な、いわば「要注意鳥獣」(ヒグマ、ツキノワグマ、マガン、アライグマ等)については、分布・生息動向の監視が重要である。

また、全国と各地域それぞれの鳥獣対策を速やかに展開するため、鳥獣対策に最も基礎的な情報である野生鳥獣の分布・生息情報を幅広く収集する必要があることから、その組織体制を地域において構築するとともに、全国的な観点からもボランティアによるネットワークを構築する。

2. 事業計画(業務内容)

(1) 要注意鳥獣等の生息分布状況等監視業務

地域の生存基盤等に被害をもたらす要注意な、特に鳥獣管理が必要な鳥獣について生息状況調査と生息ポテンシャル解析を行い、今後の分布を予測し、鳥獣対策の予防的視点も含めた抜本的強化と地域における有効活用のための情報提供を行う。

(2) ボランティアによる鳥獣監視ネットワークを活用した野生鳥獣生息概況把 握業務

地域における鳥獣の状況を把握し、各種の被害につながる新たな異常を早期 に観測するべく、住民、各種団体や専門家による監視組織を全国各地域におい て構築し、全国ネットワークにより野生鳥獣の分布の概況を全国的に把握する。

3. 施策の効果

本事業により、改正鳥獣法に基づく鳥獣保護管理の抜本的強化と地域の鳥獣 被害対策及び資源管理に貢献し、里地・奥山地域の生活の安全安心、ひいては 「骨太の方針」に掲げられた地域の活力維持、個性を活かした地域戦略の推進 につながる。

里地地域 の安全安 心な生活



の前段として、それぞ れの地域において住 民、各種団体や専門 家による監視ネット ワークを全国で構築す るとともに、野生鳥獣 の分布、個体数変動 の概況を全国的に把

要注意鳥獣の生息 分布状況監視

(ヒグマ、ツキノワグマ、 マガン、アライグマ等)

・著しい被害が近い将来 懸念される等、新たに監 視が必要ないわば「要 注意」な鳥獣について、 早急に生息状況調査を

実施し、生息ポテンシャ ルを解析し、情報提供

8, 446百万円(8, 458百万円)

自然環境局総務課、国立公園課、 自然環境整備担当参事官室

1. 事業の必要性・概要

自然と共生する地域づくりを推進するため、直轄事業により、国立公園の重要な公園事業、国指定鳥獣保護区の保全事業、及び国民公園等の整備について着実に実施する。また、自然環境整備交付金により、地方公共団体が行う国定公園等の整備を支援する。

2. 事業計画(業務内容)

- (1) 国立公園等の直轄事業
 - ①地域自然資源活用重点整備運営事業(国立公園バリューアップ事業) 国立公園の保護及び利用上重要な一定のまとまりある地域を対象として、 重点的な施設の整備、及び整備と連携した運営管理を実施。
 - ②自然再生事業

湿原・干潟・藻場・自然性の高い森林などの失われた自然環境の再生・ 修復を重点的に実施(国指定鳥獣保護区の保全事業を含む)。

③集団施設地区等景観再生事業

国立公園の集団施設地区等において、国有地内の廃墟の撤去、老朽化施設の再整備により、景観の再生を図るための施設の整備を実施。

④人と自然が共生する国立公園重点整備事業

観光道路やロープウェイ等を利用し、多くの利用者が訪れる地区において適正かつ質の高い利用を推進するための施設の整備を重点的に実施。

⑤生態系維持回復事業

シカの食害や外来種による駆逐等によって生態系への深刻な影響が生じるおそれのある国立公園において生態系の維持・回復のための整備を実施。

(2) 国民公園等の直轄整備

皇居外苑、北の丸公園、新宿御苑、京都御苑及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑に係る施設の整備を実施。

(3) 国定公園等の交付金事業(交付率:100分の45、事業主体:都道府県及び 市町村)

地方公共団体が行う国定公園等における事業について支援を実施。

3. 施策の効果

国立・国定公園等における自然環境の保全・再生及び国民の安全・安心な自然とのふれあいの場の整備を推進。

自然公園等事業費(公共)

平成27年度概算要求額 8,446百万円(8,458百万円)

< 国立公園等の直轄事業 >

自然再生事業



自然生態系が消失・変容した箇所の 自然環境の再生・修復を実施

地域自然資源活用重点整備運営事業(国立公園バリューアップ事業)



活動施設の活用



利用施設の整備

環境促進・地域の活性化に資する施設整備及び整備と連携 した管理運営を実施

支出予定先:民間団体等

生態系維持回復事業



シカの食害や外来種による生態系への 影響に対し、生態系の維持・回復のための施設整備を実施

人と自然が共生する国立公園重点整備事業



適正かつ質の高い利用を促進



山岳地等における生態系保全

多くの利用者が訪れる地区及びフィールドにおいて、利用者による自然生態系への影響を軽減し、質の高い利用施設の整備を実施

集団施設地区等景観再生事業



国有地内の廃屋



観光客が集まる地域にふさわしくするため、老朽化施設の再整備や国 有地内における廃墟の撤去など景観再生を実施

自然環境整備交付金

平成27年度概算要求額8,446百万円のうち 785百万円(785百万円)

〇趣旨

地方公共団体が行う国定公園の整備、長距離自然歩道の整備などを支援し、地域の特性を生かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生を行う。

〇制度概要

- ◆ 交付先:都道府県
- ◆ 交付対象事業:国定公園整備、国指定鳥獣保護区における自 然再生事業(既着手事業のみ)及び長距離自然歩道整備に係る 施設を対象

(步道、園地、休憩所、野営場、駐車場、公衆便所、博物展示施設、植生復元施設、自然再生施設等)

- ◆ 事業主体:都道府県及び市町村
- ◆ 交付限度額:総事業費の100分の45

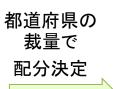
<交付金の流れ>





事業費の 100分の45

A県





栗駒国定公園 (須川温泉駒ノ湯千道路(歩道))



長距離自然歩道(東海自然歩道)

A県事業

B市事業

(新) 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会開催を契機とした 国立公園等における公園利用施設の国際化等整備事業(公共)

2,533百万円(0百万円)

自然環境局総務課、国立公園課、自然環境整備担当参事官室

1. 事業の必要性・概要

2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会開催を契機に、わが国の自然景観地への訪問要望が高い訪日外国人が大幅に増加する見込みである。そこで、わが国を代表する自然景観地である国立公園における訪日外国人の受入環境を整備するため、国及び地方自治体が整備した公園利用施設について、2020年を目指した国際化対応のための施設整備を集中的に推進する。

また、競技会場である国民公園(皇居外苑地区・北の丸地区)において、ユニバーサルデザインの導入、多言語表記化等を推進するとともに、老朽化した施設の改修やわが国を象徴する場として皇居の濠の水質改善等により良好な環境を確保する。

2. 事業計画(業務内容)

- (1) 国立公園における公園利用施設の国際化等整備事業
 - ①国立公園において直轄で整備した公園利用施設について、国際化対応のための施設整備(案内標識・情報提供施設等の多言語表記化、公衆トイレの再整備・洋式化、国際対応が必要な歩道等の整備等)を実施する。
 - ②ビジターセンター等公園利用施設において、外国語による自然情報の提供 ・案内を行う等により国際化対応が充実した管理を行う。また、多言語表 記化した案内標識等について、点検・修繕等を実施する。

(2) 国民公園における競技会場周辺等の環境整備事業

多くの来場者が見込まれる競技会場周辺等の施設(トイレ、休憩所、広場、 歩道等)について、老朽化への対応と併せ、ユニバーサルデザインの導入、多 言語表記化等を進めるとともに、今後内外の注目が集まるわが国を代表する場 に相応しい快適・良好な環境整備(皇居外苑濠の水質改善、歴史的遺産・皇室 ゆかりの施設の改修、皇居の森と一体化した再整備等)を実施する。

(3) 国立公園における公園利用施設の国際化等整備交付金(交付率:2分の1、 事業主体:都道府県及び市町村)

国立公園における地方自治体が所有する公園利用施設について、国際化対応 のための施設整備に対する支援を行う。

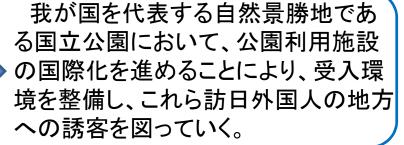
3. 施策の効果

訪日外国人の地方への誘客を図るため、国立公園等における当該外国人の受入環境を整備し、観光の促進と地方の活性化に資する。

(新)2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催を契機とした国立公園等における公園利用施設の国際化等整備事業(公共)

平成27年度予算要望額:整備事業 9.1億円、交付金12億円

- ●訪日外国人旅行客●
 - •2013年、1,036万人超
 - ・2010年から2013年にかけて、175万人増
 - ・東京オリンピック・パラリンピック開催の2020年に 訪日外国人旅行客数2,000万人を目指す
 - ・日本に訪問した際に実施したい活動: 自然・景勝地観光 42.8%



【施策】

東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、自然・景勝地を楽しむ訪日外国人の増加と地方への誘客を図るため、国立公園において国及び地方自治体が整備した利用施設の国際化対応の施設整備 (標識・情報提供施設の多言語対応整備、公衆トイレの再整備・洋式化、その他国際化対応が必要な歩道等の整備)を集中的・重点的に推進し、受入環境を整備していく。

国立公園における公園利用施設の 国際化等整備事業

国立公園において、直轄施設等については国際化対応のための施設整備を実施 (支出予定先:民間企業等) 国立公園における公園利用施設の国際化等整備交付金【新設】

国立公園において、地方自治体が所有する公園利用施設の国際化対応のための施設整備について、その事業費の1/2を上限として支援

(支出予定先:都道府県)

国立公園の利用環境がより充実し、訪日外国人の増加をはじめ、 地方の観光振興・活性化に寄与

国民公園における競技会場周辺等の環境整備事業

平成27年度予算要望額: 4.2億円(支出予定先:民間団体等)

皇居外苑の特性

- •日本の象徴的存在
- 江戸城の歴史的景観
- 貴重な自然、憩いの場

現状

- ・苑内利用施設(競技会場周辺施設)の老朽 化、ユニバーサルデザインの欠如
- 外国人等への情報提供の不足
- 皇居外苑濠(内濠)の水環境の悪化





- ・競技に際し内外の注目
- ・日本の象徴的な場として 多くの来訪者





オリンピック・パラリンピックへの対応

- 〇競技会場周辺等の施設(トイレ、休憩所、 広場、歩道等)について老朽化対応、ユニバーサル デザインの導入、多言語表記化等
- 〇外国人等への適切な情報提供の展開 (民間等のツール、人材の活用、連携)
- 〇皇居外苑濠の水環境改善 (第2期水質改善計画の作成、新しい対策の検討・試行、 皇居と一体となった森と水辺づくり)



日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費

700百万円(661百万円)

自然環境局総務課自然ふれあい推進室、自然環境計画課、国立公園課

1. 事業の必要性・概要

日本には、亜熱帯から亜寒帯、原生的な自然から里地里山や里海まで、 多種多様な自然環境が存在する。その優れた自然の風景や生物多様性、自 然に根ざした地域の文化は、観光資源として極めて高い価値を有しており、 国内はもとより訪日外国人の関心も高い。

こうした自然環境のうち特に重要な地域は、国内では国立公園や世界遺産として保全管理されているが、こうした地域についても観光資源としてのポテンシャルを、更に引き出し、これを地域づくりに活用できる余地が大きいと考えられる。

そこで、オリンピック・パラリンピック開催を契機に、日本の自然の魅力を質の高い保護管理によって維持しこれを効果的に国内外に向けて発信するとともに、より深く自然を体験するために必要なプログラム等を実施することにより、外国人を含む多くの利用者を誘致し、地域の活性化を図るものである。

2. 事業計画(業務内容)

(1) 国立公園における戦略的な情報発信推進事業

外国人旅行者の受け皿となるよう、国立公園のブランド化を推進する戦略的事業の実施や情報発信モデル事業を行い、利用者ニーズに応えた情報発信機能の強化を図る。

(2) 日本の国立公園・世界自然遺産保護管理強化事業

国立公園・世界自然遺産地域の科学的な保全管理体制を構築するとともに、新たな世界自然遺産(奄美・琉球)の登録を目指す。

(3) 国立公園等地域活性化促進連携事業

エコツーリズムやジオパーク等を活用し、地域の活性化を図るとともに 地域の協働や連携による管理体制の強化等を支援する。

3. 施策の効果

国立公園、世界遺産の自然資源を保全し、これを活かした地域づくりに寄与 し、地方経済の活性化や地方の雇用機会を創出。

多言語化を含む戦略的な情報発信により、国立公園や世界遺産のブランドを活かした国内外の観光客の増加。

日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費

平成27年度予算要望額 700(661)百万円 支出予定先:民間団体等

日本には世界の人々を魅了する豊かな自然が多数存在

国立公園等の自然や自然に根ざした地域の文化は、観光資源として極めて高い価値を有し、訪日外国人の関心も高い。



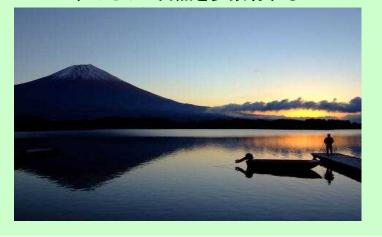
ポテンシャルの高い日本の自然を活かし、国内外から多くの観光客を呼び込み、地域を活性化。

目標

日本の自然の魅力の効果的な発信やより深く自然を体験するため必要なプログラム等を実施



我が国は、ポテンシャルの高い豊かな すばらしい自然を多数有する



魅力をさらに引きだすプ ログラム等を実施

(1) 戦略的な情報発信

オリンピック・パラリンピック開催決定を機に、外国人旅行者の受け皿となるよう、国立公園の魅力を戦略的に発信。



(2) 質の高い保護管理

貴重な自然環境は、国の資産。 国立公園、さらには世界遺産として、質の高い保護管理を実施。



3) 地域との連携とプログラムの強化

エコツーリズム、ジオパーク、ボラン ティア体制や協働型管理運営体制の 導入により地域とともに利用推進。





自然環境局野生生物課希少種保全推進室

1. 事業の必要性・概要

平成 25 年の第 183 回国会では、改正種の保存法が可決され、その衆参両議院の附帯決議の中では、国内希少野生動植物種について、2020 年までに新たに 300 種の指定を目指すことが位置づけられた。また、種の保存に関して、保全戦略を始め、総合的な施策を策定・実施することも求められており、新たに指定した種に関しても、それぞれの種の生態や生息状況等に応じて、保存のための様々な取り組みを実施することが必要である。

このため、平成 26 年 4 月に我が国に生息する絶滅危惧種の保全を全国的に 推進することを目的とし、基本的な考え方と早急に取り組むべき施策の展開 を示した「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」を策定したところ。

新たな指定種の保存の取組について、今後、新規指定種が大幅に増加するため、地元関係者や企業等の多様な主体と連携し、より効果的に保全を図る必要がある。

2. 事業計画(業務内容)

(1)地域連携保全活動

国内希少野生動植物種に関して、地域関係者と連携、協働で保全活動を推進 するための体制構築を目指し、人材育成のための研修、地域関係者との打ち合 わせ等の開催、監視やモニタリング、生息環境改善等を実施する。

(2)企業連携保全活動

絶滅危惧種の保存に企業等から継続的な支援を得るための体制を構築する。 経済団体や絶滅危惧種の保存に取り組む関係団体等との意見交換、支援受け入れのためのメニュー作り等を実施する。

(3) 生息地等違法捕獲·採取監視

特に違法捕獲・採取等の危険性が高い種等について、違法捕獲・採取等の監視を実施する。

3. 施策の効果

多様な主体と連携し、効果的に国内希少野生動植物種の保全を推進することで、国内希少野生動植物種の絶滅が回避され、個体数の回復や生息環境の改善が図られる。

平成25年の第183回国会 種の保存法の改正法が可決

- ■衆参両議院の附帯決議で、当面2020年までに新たに300種の国内希少種の指定が求められた。
- ※今後、新規指定種は大幅に増加



地元関係者や企業等、多様な主体と連携し、より効果的に保存を図る必要

■平成26年4月

「絶滅のおそれのある種の保全戦略」

※「生物多様性国家戦略2012-2020」(平成24年9月閣議決定)に基づき策定

■事業内容:

- ①地域関係者との連携体制 の構築
 - ✓ 人材育成のための研修
 - ✓ 地域での打ち合わせ
 - ✓ 監視やモニタリング・生息環境改善等

※3地域で先行的に実施

- ②企業等との連携体制の構 築
 - ✓ ヒアリング・意見交換
 - ✓ 支援受け入れのため のメニュー作り
- ③違法捕獲・採取等の監視
 - ✓ 特に危険性が高い種 について実施







自然環境局野生生物課外来生物対策室

1. 事業の必要性・概要

平成 22 年 10 月の生物多様性条約第 10 回締約国会議では、2020 年までに侵略的外来種とその定着経路を特定すること等を掲げた愛知目標が採択された。 さらに平成 24 年 9 月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」では、愛知目標を達成するための主要行動目標として対策の強化による侵略的外来種の根絶等が掲げられた。

一方、平成26年6月に施行された改正外来生物法において、交雑種が特定 外来生物の指定対象として新たに位置づけられ、また、改正法案の国会審議に おいて交雑種を含む特定外来生物の積極的防除を政府に求める付帯決議が衆参 両院でなされた。

これらの動向を踏まえて、優先度の高い侵略的外来種の防除を効果的・効率的に推進する。

2. 事業計画(業務内容)

(1)特定外来生物防除直轄事業

生物多様性の保全上重点な地域において防除事業を実施する。

- ① 世界自然遺産の候補地である奄美大島及び沖縄島やんばる地域において、 希少野生動物等を捕食するマングースの完全排除を目指し、集中的なワナ の配置、低生息密度下でのより効率的な防除手法の導入等を行い、効果的 な防除を実施する。
- ② ラムサール条約湿地など環境省が管理する重要湿地において、オオクチバス等の防除を実施する。
- (2) 侵入初期外来生物·交雑種緊急防除事業

オオバナミズキンバイ、ツマアカスズメバチ、アカゲザルとニホンザルの交雑種等、侵入初期の外来生物について、分布を拡大する前に緊急的に防除を行い、根絶や封じ込めを行う。

(3) 広域分布外来生物対策強化促進事業

広域に定着し分布を急速に拡大しているアライグマ、ヌートリア等について、 分布情報の収集・共有などにより地方公共団体との連携を強化し、効果的、効 率的な防除を促進する。

3. 施策の効果

外来生物による日本の生態系等に係る被害を防止・低減し、我が国の生物多様性の保全を図る。特にマングースの防除を重点的に実施しているやんばる地域・ 奄美大島では世界自然遺産の候補地となっており、防除を強力に進める必要がある。

対策が遅れると外来生物の増加により被害が拡大し、対策に係る経費が増大するため、早期に防除を行う必要がある。

特定外来生物防除等推進事業

【平成27年度予算要求額:451百万円(432百万円) 支出予定先:民間団体等】

わが国の生物多様性に重大な影響を及ぼす 外来生物の防除を効果的に推進

1. 特定外来生物防除直轄事業

- ▶ 世界自然遺産候補地等、わが国の生物多様性保全上 重要な地域における防除
 - ・マングース防除(奄美大島・沖縄本島やんばる地域)
 - ・オオクチバス防除(ラムサール条約湿地)





2. 侵入初期外来生物•交雑種緊急防除事業

- ▶ 急速に分布が拡大している外来生物の防除を強力に推進
- ▶ 最も費用対効果の高い侵入初期における緊急防除
 - オオバナミズキンバイ、ツマアカスズメバチ、ヒアリ 等
 - ・アカゲザルとニホンザルの交雑種等





- 3. 広域分布外来生物対策強化促進事業
- ▶ 広域に拡大しつつある外来生物の対する情報収集及び共有など、 地方公共団体との連携強化
 - •アライグマ、ヌートリア防除





自然環境局野生生物課外来生物対策室

1. 事業の必要性・概要

平成26年6月に改正外来生物法が施行され、新たに、交雑種の規制、輸入品等の検査及び消毒の命令等が行えることとなった。改正外来生物法の適正な執行を確保するとともに、生物多様性条約第10回締約国会議で決議された愛知目標(※)の達成に向け、以下の事業を実施する。

(※) 愛知目標 個別目標 9:2020 年までに侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される。また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために定着経路を管理するための対策が講じられる。

2. 事業計画(業務内容)

- (1) 特定外来生物等の選定及び調査
- ①平成26年中に作成する外来種被害防止行動計画(仮称)及び侵略的外来種 リスト(仮称)を踏まえ、交雑種も含め、対策の優先度の高い外来生物を特 定外来生物に追加指定するため、情報収集を行い、専門家会合等を開催。
- ②特に警戒すべき特定外来生物の分布状況についてモニタリング調査を実施。
- (2) 愛知目標達成のための外来種対策強化に係る調査・検討
- ①改正外来生物法に基づく輸入品等の検査・消毒命令の効果的な実施に向け、 非意図的導入のおそれが高い貨物の品目、それらの輸入経路や輸出国におけ る管理状況等を把握し、より効果的な検査の体制・方法や消毒基準について の検討を行う。
- ②ミシシッピアカミミガメ等大量に飼育されている外来生物について、大量放 逐等の弊害が起こらない規制のあり方について検討を行う。
- (3) 改正海洋汚染防止法の施行に係る調査・検討

平成 26 年 6 月に船舶バラスト水規制管理条約を担保するため海洋汚染防止 法が改正された。同法の施行に向け、バラスト水排出規制の適用除外の前提と なる締約国間のリスクアセスメントを適切に行うための調査・検討を行う。

3. 施策の効果

改正外来生物法による新たな制度を効果的に運用し、特定外来生物の適切な飼養等の規制や防除の推進に資するとともに、国内への特定外来生物等の導入の効果的・効率的な防止に資する。さらに、これらにより愛知目標が掲げる「優先度の高い種の制御、根絶」「侵略的外来種の特定」「防除の優先順位付け」「定着経路の管理」についての取組が強化されることで、目標の達成に資する。

外来生物対策管理事業費

平成27年度予算要求額: 42百万円(30百万円) 支出先予定:民間団体等

外来生物対策をめぐる動向

- 〇外来種被害防止行動計画(H26年中に策定)
 - ・国、地方自治体など各主体の役割
 - ・対策の優先度の考え方
- 〇侵略的外来種リスト(H26年中に策定)
 - ·侵略的外来種の特定

- 〇外来生物法の改正(H25.6公布、H26.6施行)
 - •交雑種の規制
 - ・輸入品等の検査、特定外来生物が付着 している輸入品等の消毒命令 等
- 〇海洋汚染防止法の改正 (H26.6公布、条約発効時施行)
 - バラスト水排出の規制、適切なリスクアセスメント

優先度を踏まえた 特定外来生物の指定と 計画的な対策の実施 水際対策の強化などによる 改正外来生物法の 効果的な運用等

- ○対策の優先度の高い外来生物の 追加指定
- ○アカミミガメ等大量飼育されている 外来生物の総合的対策の検討
- ○法改正に伴う交雑種の指定

- 〇非意図的に導入される特定外来生物の 導入経路の特定・管理の強化
- 〇効果的な検査体制・方法の検討
- ○消毒基準の検証
- ○港湾地域等のモニタリング



我が国の生物多様性保全愛知目標の達成

バラスト水規制に関するリスク アセスメントの適切な実施 漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業費

3. 159百万円(84百万円)

水・大気環境局水環境課海洋環境室

1. 事業の必要性・概要

近年、外国由来のものを含む漂着ごみによる、海岸機能の低下、環境・景観の悪化、船舶航行の妨げや漁業の被害などが懸念されていることから、平成21年7月に、海岸漂着物対策を強化するため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」が成立し、国、地方公共団体等各主体により海岸漂着物対策の取組が進められている。

本法律を適切に施行するため、また、漂流・海底ごみについても国会の附帯 決議を踏まえ、漂流・漂着・海底ごみの状況把握、普及啓発、都道府県等に対す る財政的支援を実施し、総合的に施策を推進する必要がある。

2. 事業計画(業務内容)

(1) 漂着ごみ対策総合検討事業

漂着ごみ対策の総合的、効果的な推進を図るため、全国の漂着ごみ状況把握調査、原因究明・発生抑制対策、生態系への影響把握調査を行う。

(2) 漂流・海底ごみ対策総合検討事業

大学、地方公共団体、漁業関係機関や港湾部局等と連携し、我が国周辺の沖合海域、沿岸海域における漂流・海底ごみの状況把握調査を行うとともに、日中韓三カ国の連携・協力を推進する。

(3)海岸漂着物等地域対策推進事業

地方公共団体が実施する海岸漂着物等及び漂流・海底ごみの回収・処理事業等に対し、補助金を交付する。対象事業は、地域計画策定・改定に係る事業(補助率 1/2)、海岸漂着物等及び漂流・海底ごみの回収・処理に係る事業(補助率 10/10)、これら海洋ごみ等の発生抑制対策に係る事業(補助率 10/10)。

3. 施策の効果

漂流・漂着・海底ごみの発生状況・原因に関する調査、効率的な処理に係る調査研究の推進、国際的連携の推進、地方公共団体に対する財政的支援を通して、漂流・漂着・海底ごみの削減を図り、もって海洋環境保全に資する。

漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業費

平成27年度要求額 3.159百万円 (平成26年度予算額 84百万円) 支出先:民間団体、地方公共団体

〇海岸漂着物処理推進法

う努めなければならない

第二十二条 国及び地方公共団体は、 海岸漂着物等の発生の抑制を図るた め必要な施策を効果的に推進するた め、定期的に、海岸漂着物等の発生 の状況及び原因に関する調査を行うよ

〇海岸漂着物処理推進法附帯決議

海に囲まれた我が国にとって良好な海 洋環境の保全が豊かで潤いのある国 民生活に不可欠であることから、(政 府は)海岸漂着物等に加えて、漂流ご み及び海底堆積ごみの回収及びその 適正な処理についても積極的に取り組

OTEMM16共同コミュニケ

むこと。

(日中韓)三大臣は、各国周辺海域の 海洋ゴミの状況や性状を理解するた めの会合開催や活動を促進し、 NOWPAPの枠組みの下でデータベー スの構築に協力することに合意した。

〇海岸漂着物処理推進法

第二十九条 政府は、海岸漂着物対 策を推進するために必要な財政上の 措置を講じなければならない。

(1) 漂着ごみ対策総合検討事業

- ①漂着ごみ状況把握事業
- 漂着ごみのモニタリング
- 全国的・経年的な漂着状況の把握
- 自治体によるモニタリング事業の整理
- ②漂着ごみ原因究明・発生抑制対策事業
- 主要ごみの発生実態調査 (国内及び海外)
- •効果的な発生源対策の検討 (広域連携による対策の検討)
- ③漂着ごみ等生態系影響把握事業
- ・日本沿岸における状況調査

(2)漂流・海底ごみ対策総合検討事業

①沿岸・沖合域におけるごみの 全国的・経年的な状況把握

②日中韓三国間における情報共有

(3)海岸漂着物等地域対策推進事業



効果的な漂着ごみ 対策に関する施策 の立案



実効的な発生抑制 対策の実施



生態系影響の 実態を踏まえた 適切な対策の検討



海域のごみの 実態を踏まえた 適切な対策の検討



海洋ごみに係る 三国間での 連係・協力の推進

地方公共団体が実施する地域計画策定・改定に係る事業(補助率1/2)、 海岸漂着物等及び漂流・海底ごみの回収・処理に係る事業(補助率10/10)、 発生抑制対策に係る事業(補助率10/10)に対し補助金を交付し、支援。

自然環境局生物多様性センター

1. 事業の必要性・概要

環境省生物多様性センターでは植生図整備事業を平成 11 年に開始し、平成 25 年度末現在国土の 68%の整備が完了している。植生図は地域の生物多様性の把握のため、最も基本的で、必要不可欠な基礎図面である。

全国の生物多様性を整理するための必要性、各種の自然環境調査や環境アセスメントの基礎的な図面として活用される基幹的な地理空間情報であることから、早期の植生図の全国整備が求められている。(なお、作成された植生図は地理空間情報(GIS データ)として、WEB 公開している。)

2. 事業計画(業務内容)

現状では植生図の全国整備が完了するまでに十数年かかるため、集中的に事業 を実施し、早期完了を図る。

3. 施策の効果

早期に全国の植生図整備を完了させることにより全国の生物多様性を表した基盤的地図が完成することになるが、植生はもちろんのこと動物の生息環境や人為の関与の有無が明らかになることから、環境基本計画策定、生物多様性地域戦略策定、国立公園の計画・管理、生態系保全上重要な里地里山の保全、鳥獣被害対策等に寄与する。

また、地理空間情報(GISデータ)として、WEB公開することにより、地方自治体や各種の事業者等が行う各種の自然環境調査や環境アセスメント等の迅速化に寄与する。再生可能エネルギーの導入のための立地検討にも活用されることから、「自立・分散型」低炭素エネルギー社会の構築にも寄与する。

植生図とは:

支出先:民間団体等

地域の生物多様性の把握のため、最も基本的で、必要不可欠な基礎図面

平成11年度整備開始



平成25年度末68%整備完了

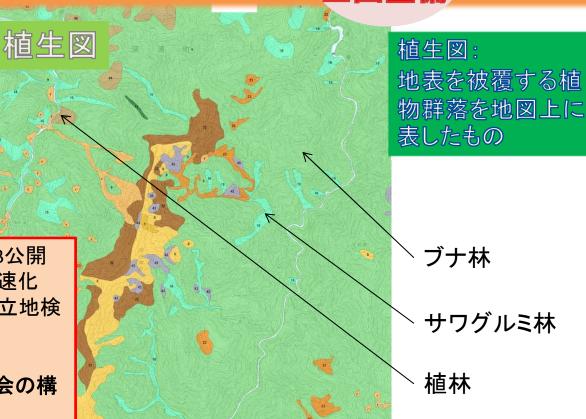


早期整備の効果:

- •環境基本計画策定
- •生物多様性地域戦略策定
- ・国立公園の計画・管理
- 生態系保全上重要な里地里山の保全
- ・鳥獣被害対策等 に寄与

・地理空間情報(GISデータ)としてWEB公開 →自然環境調査、環境アセスメント迅速化 →再生可能エネルギー導入のための立地検 討に活用

「自立・分散型」低炭素エネルギー社会の構築に寄与



水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室

1. 事業の必要性・概要

里地里山は、原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、農地、溜池、草原などで構成される地域である。農薬は農地で行われる農業生産活動において使用される資材であるが、生物に活性を有するので、里地里山における自然循環機能や豊かな生物多様性の保全に支障が生じないように使用していくことが重要である。

また、生態系は様々な生物により構成されているが、生物種は地域の気象 条件、地形により異なることから、生態系は地域ごとに異なったものとなっ ている。

このため、生物群集への農薬の影響を評価する手法の開発や、地域固有の 生物多様性保全を考慮した農薬の種類の選択や使用方法の選択が出来るよう なリスク管理を推進する必要がある。

2. 事業計画(業務内容)

- ・諸外国における段階的なリスク評価の仕組みを踏まえ、我が国における農薬の水域生態系への影響評価手法の高度化に向け、統計学的手法等を活用した 毒性評価手法や環境中濃度の算定方法を開発する。
- ・地域固有の生物多様性保全に資する新たなリスク管理(使用農薬や方法の選択)手法を開発する。

等。

3. 施策の効果

農薬の環境リスク評価・管理の高度化に資するとともに、地域において生物多様性保全を考慮した農薬選択等が可能になることを通じて、地域固有の生物多様性や豊かな生物資源の保全、ひいては、里地里山における動植物を利用した地域作り、地域活性化に資するものである。

農薬環境影響対策費

平成27年度要求額 53百万円(50百万円) 支出予定先 民間団体等

農薬は農地で行われる農業生産活動において使用される資材であるが、生物に活性を有するので、里地里山における自然循環機能や豊かな生物多様性の保全に支障が生じないように使用していくことが重要

農薬の水域生態系への影響評価手法の高度化に向けて 価手法の高度化に向けて

- 統計学的手法を活用した毒性 評価
- 環境中濃度の算定手法を開発

農薬を使用する場面において

・地域固有の生物多様性保全に 資する新たなリスク管理(農薬の 種類や使用方法の選択が可能 な)手法の開発

里地里山の自然循環機能や豊かな生物多様性の保全

地域固有の生物多様性や豊かな生物資源の活用による地域活性化

低炭素ライフスタイルイノベーションを展開する評価手法構築事業

400百万円(250百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の必要性・概要

家庭部門・業務部門における温室効果ガス排出量は、2012 (平成24) 年度には199 0 (平成2) 年度比で6割も増加しており、抜本的な生活スタイル・価値観の転換が必要である。また、これまではモノ・エネルギーの大量消費こそが豊かな生活と考え、目指すべき社会像としていたが、昨今のコミュニティ崩壊・震災・技術革新等を契機として、豊かで持続可能なライフスタイル (新たな価値観) を求める動きがある。今後は、高効率機器等の先進技術導入のみならず、地域の生活様式・気候の特性や、高齢化等の社会構造変化に応じたライフスタイルが求められている。

本事業では、我が国が目指す新たな社会像として、地域に根付いた先人の知恵や伝統技術、絆等も活かし、エネルギーが無くても豊かに暮らせる新しい低炭素ライフスタイルを描き出す。従来の指標のようなエネルギー消費量の原単位のみでは、生活の豊かさを測る指標として不十分であるため、新しく低炭素ライフスタイルの尺度を示すNEB(Non-energy benefits) 指標の確立を目指すものである。

2. 事業計画(業務内容)

(1) 低炭素ライフスタイルの効果実証及び評価手法構築 (継続)

先人の知恵も生かした日本型の低炭素ライフスタイルとして、エネルギーを削減しつつも豊かな暮らしを提案するため、未来型ライフスタイルを一定期間試行・改善することにより、生活の豊かさと二酸化炭素削減効果を定量的に評価・実証する。

上記の結果も踏まえ、快適性、健康性、知的生産性等、環境以外の価値として生活の豊かさの定量的な評価(NEB 指標)を検証し、生活の質向上に関する定量的メリットをとりまとめ、受容性の高い低炭素な暮らし方を家庭向けに提案するための評価手法を構築する。また、これらの低炭素ライフスタイルの実現のための仕組みを検討するとともに、消費動向の調査等により課題点の克服を図る。

(2) 空間づくりの効果実証及び評価手法の構築 (新規)

人々に屋外で過ごして貰うことは、二酸化炭素削減や運動による健康増進、地域活性化等に寄与する。そこで、公園など人々が留まり、時間を過ごす空間=パブリックスペースを分析し、人を惹き付ける環境特性(広さや樹木の数など)を抽出した上で、住宅地や集合住宅の中庭などでモデル的にパブリックスペースを整備し、抽出した特性の妥当性や二酸化炭素削減効果・NEBの大きさを評価・検証する。

3. 施策の効果

- 生活の質を向上させ、真の豊かさを創出する低炭素ライフスタイルをデザイン し提案する。
- 成果を普及するとともに、低炭素建築物の認定基準の見直し等に活用させ、制度づくりに貢献する。



低炭素ライフスタイルイノベーションを展開する評価手法構築事業

平成27年度要求額 400百万円(250百万円)

背景・目的

- 温暖化対策を一層推進するためには、生活そのものを低炭素なライフス タイルへと転換していくことが重要である。
- 高効率機器等の先進技術の導入だけでなく、地域の生活様式・気候特性 や高齢化等の社会構造の変化に応じた転換を検討することが必要。
- このため、地域に根付いた先人の知恵や伝統技術、絆等も活かした豊か な低炭素ライフスタイルを確立することが重要。
- この成果から、新たなライフスタイルを展開する効果尺度を検討し、地 域に応じた真の豊かな生活に着目した指標(NEB:Non-energy benefits 以下「NEB指標」)の確立を目指す。

事業スキーム

(1) 低炭素ライフスタイルの効果実証及び評価手法構築(継続)

委託対象:民間事業者、研究機関等 実施期間:平成26年度~平成28年度

(2)空間づくりの効果実証及び評価手法の構築(新規)

委託対象:民間事業者、研究機関等 実施期間:平成27年度~平成29年度

期待される効果

- 生活の質を向上させ、真の豊かさを創出する低炭素ライフ スタイルをデザイン・提案
- 成果を普及するとともに、低炭素建築物の認定基準の見直 し等に活用させ、制度づくりに貢献

事業概要 低炭素ライフスタイル:二酸化炭素排出やエネルギー消費が少なく、豊かで健康的な暮らしを確立する

(1) 低炭素ライフスタイルの効果実証及び評価手法構築

- 低炭素型ライフスタイルの実践による生活の豊 二酸化炭素削減効果を定量的に評価する。
- 住宅や建物における快適性、健康性、知的生産 性等、生活の豊かさを検証し、設備や暮らし方 の新しい評価手法(NEB指標等)を構築する。



多機能パッシブ ソーラーの建築物

(2)空間づくりの効果実証及び評価手法の構築

- 人々に屋外で過ごして貰うことは、二酸化炭素削 減や、運動による健康増進、地域活性化などに寄 与する。そこで、公園など、人々が留まり、時間 を過ごす空間=パブリックスペースを分析し、 を惹き付ける環境特性(広さや樹木の数など) を 抽出する。
- その上で、住宅地や集合住宅の中庭などでモデル 的にパブリックスペースを整備し、抽出した特性 の妥当性や二酸化炭素削減効果・NEBの大きさを 評価・検証する。



ガーデン風 空間づくり

H27年度 H28年度 H29年度 H26年度

(1) 低炭素ライフスタイルの効果実証及び評価手法構築

様々な場面のNEB指標の確立

パブリック

スペース

例) 設備の運用最適化、パッシブ手法活用の効果

例)緑化や霧散布 (ミスト) による効果 (夏季)

ライフスタイルの転換による効果

(1) 住まい方・過ごし方の工夫による効果

(2) パブリックスペースの整備・活用による効果

街路樹等の暖色系ライトアップによる効果(冬季)

戸建て

(2) 空間づくりの効果実証及び評価手法の構築

集合住宅・ビル

、 低炭素ライフスタイル イノベーションの展開

H30年度~

NEB指標の活用

- ◆ビジネス市場創出
- 建築物評価
- ・住宅リフォーム
- ・街区開発・再開発

◆制度・施策に活用

- 公共空間、公園緑地等 の活用促進
- PFI事業への活用
- 健康増進
- ・観光・地域振興

低炭素ライフスタイル構築に向けた診断促進事業

270百万円(320百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の必要性・概要

家庭部門における温室効果ガス排出量は、2012(平成 24)年度には 1990(平成 2)年度比で約6割も増加しており、環境・生命文明社会の実現のためには低炭素ライフスタイルを推進することが必要不可欠である。一方、各家庭での意識向上から CO₂削減行動へつなげるためには、ライフスタイルに応じた具体的・効果的なアドバイスが効果的であり、1家庭あたり約2割の CO₂排出削減効果が試行により示されている。

本事業では、さらなる低炭素ライフスタイルへの転換を促進するため、民間企業や地域主体のネットワークを活用し、家庭における着実な省エネを実行するための診断事業を行い、家庭部門からの CO₂ 削減を実現する。

2. 事業計画 (業務内容)

(1) 家庭向けエコ診断への補助事業

家庭で低炭素ライフスタイルを構築するため、各家庭に診断士を派遣し、家庭に応じた温室効果ガス排出削減行動を促すアドバイスを行う診断実施事業に対して補助を行う。

(2)診断事業体制整備

診断を実施する上での事業運営として、環境省の示す運営体制・診断方法等に関するガイドラインに従い、診断実施機関の管理・支援や診断ソフト、システムの管理・改善、診断実施事業の普及啓発促進、事業効果の分析、運用課題改善の検討を行う。

3. 施策の効果

- ・家庭における温室効果ガス削減の着実な促進とそれを支援する人材の育成により低炭素ライフスタイルのイノベーションを実現し、環境・生命文明社会の創出に資する。
- ・低炭素機器の市場拡大・家庭向けの省エネコンサルティングビジネスの普及を 通じて持続可能な地域経済社会を実現する。



低炭素ライフスタイル構築に向けた診断促進事業

平成27年度要求額 270百万円(320百万円)

背景・目的

- ○家庭からの温室効果ガス排出量は2012年度に1990年度比 で約6割も増加している。
- ○各家庭での意識向上を C O 2 削減行動へつなげ、低炭素ラ イフスタイルへの転換を図るためには、ライフスタイルに 応じた具体的・効果的なアドバイスが必要。
- ○本事業では、家庭における着実な省工ネを実行するための 診断事業を行い、低炭素ライフスタイルへの転換を促進す る。民間企業や地域主体のネットワークを活用し、各家庭 において現状から20%以上のCO2削減実現を目指す。

(補助率)

事業概要

- ①各家庭に診断十を派遣し、家庭に応じた温室効果ガス排出削 減行動を促すアドバイスを行う診断実施事業に対して補助を 行う。
- ②診断を実施する上での体制整備として、環境省の示すガイド ラインに従い、診断実施機関の管理・支援や診断ソフトの管 理・改善等を行う。

期待される効果

- ・家庭における低炭素ライフスタイルのイノベーションを実現し 、環境・牛命文明社会の創出に資する。
- ・低炭素機器の市場拡大・家庭向けの省エネコンサルティングビ ジネスの普及を通じて持続可能な地域経済社会を実現する。

事業スキーム ①補助対象:

定額 玉 補助金 民間団体等

1/2 地方公共団体 補助金

(補助率)

民間団体等

実施期間:平成26年度~平成30年度

実施期間:平成26年度から継続的に実施 ②委託対象:民間団体等

環境省

①補助 Oガイドライン

• 運営体制

診断方法

・診断機関/ 診断十の

認定方法 ○診断ソフト

事務局

補助事業の実施

●診断体制整備

- ○事業実施機関の管理・支援 · 体制整備(人材教育等)
- ○診断ソフト等の管理・改善
- ○診断効果の分析
 - ·CO2削減効果

○対策等、診断手法の改善

管理 支援

①実施機関

への補助

(1/2)

診断結果 実施対策

実施機関

【対象】 民間企業

(拡張サービスで活用) 自治体・地域機関等

(地域の家庭向け対策 改善・計画へ反映)

- ○診断の実施
- ・診断十の養成
- ・診断十の派遣
- ・診断の管理

家庭



着実なCO2削減

※診断ソフト・診断方法等のガイドラインは、平成25年度までに基盤整備

サポート・

制度改善

診断事業全般

②委託

※個別の診断士については、別途資格試験において認定

「国連ESDの10年」後の環境教育推進費 128百万円(37百万円)

総合環境政策局環境教育推進室

1. 事業の必要性・概要

平成 14年の国連総会において、平成 17年から平成 26年まで 10年間を「国 連持続可能な開発のための教育の10年」とすることが決議された。(以下、 持続可能な開発のための教育(Education for Sustainable Development)を 「ESD」という。)

日本が提案して平成 17 年から開始された「国連 ESD の 10 年」は、平成 26 年に最終年を迎え、我が国をはじめ世界各国における国連 ESD の活動を振り返 るとともに、平成27年以降のESDの推進方策について議論し、ESDの更なる 発展を目指すものである。

平成 26 年日本開催の「ESD に関するユネスコ世界会議」を契機として、環 境教育を始め関連する国内の ESD の取組の推進方策を検討するため、外部有識 者の参画も得て、北川環境副大臣を座長に懇談会を設置、平成 27 年以降の ES Dの取組方針として、人材の育成、教材の作成、ネットワークの構築を柱とし た報告書がまとめられ、ESDの国内定着に向けた取組を推進させる必要がある。

2. 事業計画(業務内容)

(1) 環境教育人材育成事業

97 百万円 (6 百万円)

ア、教職員・環境活動リーダー養成研修事業 6百万円(6百万円) 文部科学省と連携し、優良事例や環境教育のノウハウ等に関する実践的 かつ効果的な研修を行う。

イ. 指導者等の育成

49 百万円 (0 百万円)

ESDの実践者に対する研修内容の充実をはじめ、研修の修了者も含めた 研修の講師となりうる人材の確保、定年後を迎えた熟練した ESD の実施者 も含めた既存の人材活用、地域の特性に応じた ESD を実践できる人材の育 成等、持続可能な社会づくりの担い手となる人材を育成する。

ウ. コーディネーター等の育成

33 百万円 (0 百万円)

環境保全活動の場で参加者の自発的な行動を上手に引き出したり促進し たりする役割を担う人(ファシリテーター)、環境保全について異なる認 識を持つ人や組織の間の調整やネットワークづくりを行う役割を担う人 (コーディネーター)の育成を図る。

エ. 指導者ネットワーク形成事業

9 百万円 (0 百万円)

上記イ及びウの対象者が集い、地域や主体の違い等、様々な取組事例や

課題等について、互いに学びあう場を提供することで、指導者としての能力向上につなげる。

(2)環境人材育成コンソーシアム活動支援事業 22百万円(22百万円) 大学・大学院と、企業、NPO、国際機関等の連携促進を支援する「環境人 材育成コンソーシアム」と連携し、環境教育プログラムガイドラインの実証、 セミナーの開催等を行い、環境人材の育成と社会での活用を促進する。 また、企業が行う社員向け環境教育の研修内容の審査、認定、表彰等を検

討して実施し、各企業における環境教育の活発化及び充実を図る。

(3)環境カウンセラー事業

9百万円(9百万円)

環境カウンセラー登録申請者の募集、審査・選考を行うとともに、環境カウンセラーの活動の支援や活動報告等のとりまとめ等を行う。

3. 施策の効果

平成27年以降のESDの取組方針として、人材の育成、教材の作成、ネットワークの構築を柱とした施策を展開することで、ESDの国内定着に向けた取組が図られる。

「国連ESDの10年」後の環境教育推進費

平成27年度予算要求額 128百万円 (平成26年度予算額 37百万円)

平成26年に最終年を迎える「国連持続可能な開発のための教育(ESD)の10年」以降も、ESDを更に推進するため、北川環境副大臣を座長とし、外部有識者を委員とする懇談会を設け、半年間議論。そこでESDの推進に向けた4つの課題を整理。

4つの課題

①ESD人材

・ESD教員不足、及び 彼らを支援する研修や コーディネーター等が不 十分。

②教材・プログラム

・教材等が体系化されておらず、利用者を望む教材を 素早く見つけることが困難。

③連携・ネットワーク

・ESDを行う組織間の連携・ネットワークが不十分

④全体の推進体制

・定量的な目標設定や、 定期的なフォローアップ等 が不十分。また、そもそも ESDの認知度が低い。

資源が少なく、人口減少が進む日本において、人材は宝。こうした取組によって、

- <u>・地域の特性や地域で埋もれた人材(定年退職者など)を活かしたESDによる持続可能な地域づくり(地域で育ち、地</u>域で生きる『地育地生』)
- ・人材育成によって、日本、そして世界における持続可能な社会の実現をリード

指導者等の育成

「ESDに関して、実施者を指導する人材が少なく、指導を受ける機会がない」等自前での研修の実施が難しい。ESDの認知度も低く、指導者不足が否めないことから、指導者を指導する者の育成等、持続可能な社会づくりの担い手となる人材を育成する。

コーディネーター等の育成

環境保全活動等の取組の活動の場で 参加者の自発的な行動を上手に引き出 したり促進したりする役割を担う人(ファ シリテーター)や、ネットワークづくりを行 う役割を担う人(コーディネーター)が不 足している。これら環境保全活動等の側 面支援を担う人材を育成する。

指導者ネットワーク形成事業

人材育成事業に係る対象者が集い、地域の違い・主体の違い等、様々な取組事例や課題等について、意見交換や議論等を通じて互いに学びあう場を提供することで、指導者としての能力向上につなげる。

総合環境政策局環境教育推進室

1. 事業の必要性・概要

平成 23 年 6 月に議員立法により「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(以下「環境教育等促進法」という。)が成立し、国は学校や地域等における環境教育の充実や環境教育を推進する仕組みの強化等を図ることが求められているほか、平成 24 年 4 月に閣議決定された「第四次環境基本計画」、同 6 月に閣議決定された「第二次環境教育等基本方針」、同 6 月に開催された「リオ+20」等を踏まえ、環境教育の強化を総合的に進める必要がある。

また、平成 14 年に我が国提案の「国連持続可能な開発のための教育(以下、持続可能な開発のための教育を「ESD」という。)の 10 年」が国連で採択され、平成 17~26 年の 10 年間に世界各国で集中的に ESD の取組を推進していくこととされている。「国連 ESD の 10 年」の最終年となる平成 26 年には、我が国において「ESD に関するユネスコ世界会議」が開催され、ESD について、これまでの取組の検証と今後の方策を検討することとなっており、国際的なイニシアティブをとってきた我が国が、環境教育について国内外に範を示す必要から、国内実施計画の確実な実現が求められている。

※「持続可能な開発のための教育(ESD:Education for Sustainable Development)」とは、 持続可能な社会の実現に向け、一人ひとりが社会の課題と身近な暮らしを結びつけ、より よい社会づくりに自ら参画するための教育のことを指す。

2. 事業計画(業務内容)

(1) 子ども環境教育強化事業

26 百万円 (26 百万円)

教職員や子ども達など幅広い層を対象に、環境教育の教材やコンテンツ等 を提供する「環境教育・環境学習データベース」を運用し、環境教育等促進 法により新たに盛り込まれた事項に対応するコンテンツの更新や追加を行う。

(2) 家庭環境教育強化事業

5百万円(5百万円)

町内会や自治会等を中心に地方公共団体、学校、NPO 等と協力し、家庭における環境教育のあり方を議論し、実践まで誘導する事業を全国 5 カ所で先導的に実施する。

(3)地域環境教育強化事業

26 百万円 (15 百万円)

「+ESD プロジェクト」の運用、「体験の機会の場」の優良事例の選定・紹介、現場のニーズに即した教材・プログラムの開発と容易に入手可能となる仕組みづくり等、地域における以下の ESD の取組を促進する。

- ア. 地域における ESD の取組強化推進事業
- イ. 「体験の機会の場」認定促進事業
- ウ、環境教育・学習資料等の収集・提供及び教材の作成事業

(4) ESD 環境教育プログラム実証事業

180 百万円 (183 百万円)

全国において、以下の取組を実施し、持続可能な社会を担う人材づくりの 先進地域を形成する。

- ア. ESD の視点を取り入れた小中学生向け環境教育プログラム作成
- イ. 教職員、NPO、事業者、行政等によるワークショップの開催を通じた環境教育プログラムの検証及び出前授業等を活用した教育現場での実証

(5) 環境教育等促進法施行状況等調査

16 百万円 (16 百万円)

環境教育等促進法に基づく取組が着実に実施されるように、以下の会議の 開催、調査の実施及び関係団体等への情報提供・助言等を行う。

- ア、環境教育等地方自治体担当者会議等の開催業務
- イ. 環境教育等の取組に係る調査等
- ウ、人材認定等事業の登録、環境教育等支援団体の指定等に係る業務

3. 施策の効果

環境教育等促進法令に基づく取組の着実な実施が図られる。また、ESD の視点を取り入れた環境教育の普及・浸透・定着が進み、環境人材の育成・確保が図られる。加えて、「国連 ESD の 10 年」の提唱国として、また平成 26 年の世界会議主催国として、世界会議後も、「国連 ESD の 10 年」の後継プログラムである「グローバル・アクション・プログラム」につなげていくことによって、ESD の推進が図られる。

環境教育強化総合対策事業

平成27年度予算要求額 253百万円(平成26年度予算額 245百万円)支出予定先 民間団体等

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」により、国は学校や地域等における環境教育の充実や環境教育を推進する仕組みの強化等を図ることが求められているほか、「第四次環境基本計画」、「第二次環境教育等基本方針」、「リオ+20」等を踏まえ、環境教育の強化を総合的に進める必要がある。また、「国連ESDの10年」の最終年を迎えるが、引き続きESDの推進が重要である。

環境教育強化事業

- 子ども環境教育強化事業 「環境教育・環境学習データベース」の運用
- 〇 家庭環境教育強化事業
- 地域環境教育強化事業

 「+ESDプロジェクト」の実施、「体験の機会の場」
 の認定促進事業、環境教育・学習資料等の収集・提供及び教材の作成事業等

環境教育等促進法施行状況等調査

- 〇 環境教育等地方自治体担当者会議等の開催
- 〇 環境教育等の取組に係る調査等
- 〇 人材認定等事業の登録等

ESD環境教育プログラム実証事業

- O ESDの視点を取り入れた小中学生向け環境教育 プログラム作成事業
 - 全国において、各地域個別の課題や自然、歴史、 文化等に応じたESDの視点を取り入れたモデル的 な環境教育プログラムを作成。
- ワークショップ事業及び教育現場等における実証 事業

全国47カ所において、学校教職員、NPO、事業者、 行政等が集うワークショップを開催し、上記で作成 した環境教育プログラムの検証を行うとともに、関 係者のESDに対する理解の深化等を促す。

- ・環境教育等促進法令に基づく取組の着実な実施が図られる。
- ・ESDの視点を取り入れた環境教育の普及・浸透・定着が進み、環境人材の育成・確保が図られる。
- ・世界会議後も、「国連ESDの10年」の後継プログラムである「グローバル・アクション・プログラム」につなげていくことによって、ESDの推進が図られる。

(新) 持続的な地域創生を推進する人材育成拠点形成モデル事業

200百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の必要性・概要

地域の特性や資源等を活用した「低炭素・資源循環・自然共生」社会の創出に向けた取組は、地球温暖化対策の推進だけでなく、地域経済の循環拡大 や雇用創出等地域の価値を向上させ、少子・高齢化社会においても活力と真 の豊かさを持続する社会を構築できるものである。

このためには、省エネを促進する先進技術やシステム、再生可能エネルギーによる自立分散型エネルギーシステムの導入並びに生活様式の変革等様々な視点から総合的な取組が必要である。

一方、取組の主体者である地域においては、総合的な取組を計画・管理・ 推進していく核となる人材が不足しており、一時的な専門家の派遣支援等で 対応しているが、今後持続的な取組を進めて行くには、地域を熟知し、生活 している人の中から、総合的な実施主体者を育成する必要がある。

本事業は、地域において、「低炭素・資源循環・自然共生」社会を推進するために必要な幅広い知識・知見(地球温暖化対策・エネルギー・金融・経済・先進技術・関係法制度・経営等)を修得し、総合的な取組を進める担い手を持続的に育成するとともに、より高度な知識・ノウハウ等を有する専門家の活用を支援することを目的とする。

2. 事業計画 (業務内容)

(1) 持続的な地域創生を推進する人材育成拠点形成事業

全国3ヶ所程度で、地方公共団体、教育機関、民間団体等が連携し、地域内の定住者等を対象に「低炭素・循環・自然共生」社会の実現の核となる人材を育成する事業を実施。

(2) 高度な知見・ノウハウ提供支援事業

地域の「低炭素・資源循環・自然共生」社会の創出に向けた計画や取組に対して、高度な知見やノウハウ並びに情報を提供するため、専門家の派遣や紹介さらには知見等を有する企業等の紹介等、取組の実現に向けた支援を実施。

3. 施策の効果

- ① 地域の特色を活かした人材育成のモデルを確立し、全国に展開。
- ② 地域資源を活かした持続的かつ主体的な「低炭素・循環・自然共生」の地域づくりの具体的な推進。
- ③ 地域内の経済循環の拡大、雇用創出さらには地域のコミュニティの活性化等、幅広い視点から活性化の促進。



背景・目的

地域において「低炭素・資源循環・自然共生」社会を推進するために必要な幅広い知識・知見を修得し、総合的な取組を進める担い手を持続的に育成するとともに、より高度な知識・ノウハウなどを有する専門家の活用を支援する。

事業スキーム

委託対象:教育機関、地方公共団体、

民間団体

実施期間:3年間

(平成27年度~平成29年度)

事業概要

事業目的・概要等

- (1)持続的な地域創生を推進する人材育成拠点形成事業 (150百万円) 全国3ヶ所程度で、地方公共団体、教育機関、民間団体等が連携し、地域内の定住者等 を対象に「低炭素・循環・自然共生」社会の実現の核となる人材を育成する事業を実施。
- (2) 高度な知見・ノウハウ提供支援事業 (50百万円) 地域の「低炭素・資源循環・自然共生」社会の創出に向けた計画や取組に対して、高 度な知見やノウハウ並びに情報を提供するため、専門家の派遣や紹介さらには知見等を 有する企業等の紹介等、取組の実現に向けた事業を実施。

期待される効果

- ・地域の特色を活かした人材育成のモデルを確立し、全国に展開。
- ・地域資源を活かした持続的かつ主体的な「低炭素・循環・自然共生」の地域づくりの具体的な推進。
- ・地域内の経済循環の拡大、雇用創出さらには地域のコミュニティの活性化等、幅広い視点から活性化の促進。



自然環境局総務課動物愛護管理室

1. 事業の必要性・概要

動物愛護管理法に基づき、動物の愛護と適正な飼養に関する総合的な普及 啓発、動物愛護管理行政の各種課題の調査・検討、必要な施策の実施等を行 うものである。

平成25年に施行された改正動物愛護管理法(以下「改正法」という。)の 趣旨に沿った動物愛護管理行政を推進し、広く普及啓発を図るとともに、改正 法の附則における検討事項(幼齢の犬猫を親等から引き離す理想的な時期に関 する調査、販売される犬猫へのマイクロチップ義務化に向けた調査等)につい て、必要な調査及び検討を行う。

なお、基本指針では、平成35年度までに犬猫の引取り数を平成16年度比75%減となる概ね10万頭を目指すとともに、殺処分率の更なる減少、所有明示率の倍増等の目標が定められており、その達成に向けて各施策を推進する必要がある。特に、本年6月に公表した「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」を踏まえ、各自治体における引取り数、殺処分数の大幅な削減に向けた取り組みを推進していく。

このように、改正法や基本方針等に基づき、人と動物が共生する社会の実現に向けて、取り組みを推進する必要がある。

2. 事業計画(業務内容)

- (1) 改正法や、基本指針等を踏まえ、それらが適正に運用され、その施策が 推進されるよう、自治体職員や動物愛護推進員等を対象とした研修会等を 開催する。また、シンポジウム等の開催やパンフレットの作成・配布等の 総合的な普及啓発等を行う。
- (2) 改正法等の見直しを踏まえ、特定動物指導マニュアル等に関する調査及び検討を行い、各種基準、ガイドライン等の作成を行う。
- (3) 改正法の附則に基づき、幼齢の犬猫を親等から引き離す理想的な時期に 関する調査、販売される犬猫へのマイクロチップ義務化に向けた調査等を 行う。
- (4)基本指針等を踏まえ、引取り数や殺処分率の大幅な削減、返還譲渡数の 大幅な増加を図るため、モデル都市事業を実施、評価し、ガイドライン等 の作成を行う。

3. 施策の効果

- (1)動物愛護管理行政の各種課題の調査・検討を行い、必要な施策の実施等 を行うことにより、動物の適正な飼養管理がより一層推進される。
- (2) 改正法や基本指針等の適正な運用、その施策の推進のための人材育成、 普及啓発等により、飼い主による終生飼養等の推進、動物取扱業の適正化、 自治体における犬猫の引取り数及び殺処分率の減少等に寄与する。

動物適正飼養推進•基盤強化事業

平成27年度予算要求額: 134百万円(87百万円)

支出予定先:民間団体等

背 景

◆動物愛護管理法

- ・平成25年9月に改正法が施行され、改正法の附則において必要な措置を講じることとされており、検討が必要
- ・合わせて改正された動物愛護管理法の基本指針に基づき、犬猫の引取り数の削減、 殺処分率の更なる減少等を 目指す





事業計画

動物愛護管理法附則等に基づく 調査・検討等 【84百万円】

- 〇幼齢の犬猫を親等から引き離す理想的な時期 に関する調査
- 〇販売される犬猫へのマイクロチップ義務化に向 けた調査
- 〇適正譲渡講習会等の開催及び人材育成
- 〇各種基準、ガイドライン等の作成
- ○基本指針のフォローアップ調査
- 〇シンポジウムの開催、パンフレットの作成・配布 等による総合的な普及啓発

人と動物の共生する社会の実現推進事業 【50百万円】

「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」を踏まえた、犬猫の引取り数の大幅な削減、引き取った犬猫の所有者への返還と適正譲渡等の 推進

- ○優良事例の収集、モデル事業の実施
- 〇モデル事業の評価、ガイドライン等の作成
- ○犬猫の適正飼養に関する普及啓発・教育活動

自然環境局総務課自然ふれあい推進室

1. 事業の必要性・概要

近年、子どもたちが自然とふれあい、人と自然や社会とのつながりを実感 する機会が乏しくなっており、これらに対応するために、関係省庁と連携し、 子どもの自然体験活動の推進体制の強化を図る必要がある。

そして、年間8億人程度の自然公園利用者を中心に、広く国民に対しても 自然とのふれあいの機会を提供し、自然環境の保全、適正な利用への理解を 促していくことが必要である。

また、平成26年5月に「国民の祝日に関する法律」が改正され、平成28 年から「山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する」日として「山の日」 が祝日となる。これを好機として、国民が山に安全に親しむ機会を一層提供 していくことが必要である。

これらを受け、自然公園等を利用し自然とのふれあいの一層の推進を行う ものである。

2. 事業計画(業務内容)

(1) 子ども向け自然体験教育プログラムの開発

国立公園において、学校教育と連携して自然観察会等の自然体験活動を提 供できるようプログラムを開発する。

(2)「自然に親しむ運動」や「山の日」等の自然とのふれあいに関する普及啓 発の推進

自然とのふれあいの推進及び事故防止、新たに誕生する「山の日」の普及 啓発、全国の地方環境事務所において自然観察会等の自然ふれあいプログラ ムを実施する。

(3) 国立公園等におけるボランティアとの連携強化

自然公園指導員やパークボランティア等、国立公園で活動するボランティ ア間、環境省職員との連携を深め、自然とのふれあいの推進等を図る。

3. 施策の効果

人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

自然公園等利用ふれあい推進事業経費

平成27年度要求額10百万円(2百万円)

- は然公国寺が用かれるのい推進事未在其 支出予定先:民間団体等
- ◎環境基本法 第14条第3号(施策の策定等に係る指針) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。
- ◎生物多様性国家戦略2012-2020 第3部第2章第1節及び第5節
- ・自然ふれあい施設や体験活動のイベント等の情報提供など自然と のふれあい活動の推進
- ・国立公園や長距離自然歩道等での自然とのふれあいの場の提供
- ・農山漁村や国立公園等学校外で五感で感じる体験活動の推進等

◎環境基本計画 第2章第1節6(9)

- ・ビジターセンター等やボランティアを通じた自然とのふれあいの場 やその利用方法などの情報提供
- ・自然とのふれあい活動プログラムの充実と自然解説業務の指導 者等の育成、自然公園指導員及びパークボランティア活動の充実化
- ・エコツーリズムの理念や推進手法の普及、エコツアーの情報提供、 地域におけるプログラム開発やルールづくり

笙

子ども滞在型農山漁村体験教育の推進体制の強化(4省連携)

文部科学省

・学校教育における 体験活動の推進

農林水産省

・農山漁村での受入 地域の整備に向け た総合的な支援

総務省

・送出側、受入側双 方の地方単独事業 を支援

環境省

・自然体験プログラムの開発等

国民の祝日に関する法律の 一部を改正する法律の制定

(平成26年5月23日成立)

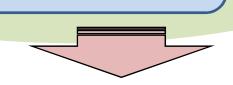
・平成28年から8月11日が

「山の日」として休日に

・国民が山に安全に親しむ機会を提供











- ・自然とのふれあいの推進及び事故防止、新たに誕生する「山の日」の全国的な普及啓発のための広報
- ・全国の地方環境事務所における山や里、川、海などをフィールドとした、自然ふれあいプログラムの実施
- ・子どもたちが自然豊かな農山漁村に滞在することを通じ、自然への畏敬の念を持つとともに、生きる力を育むために、国立公園において自然観察会、外来生物駆除などの自然体験教育プログラムの開発
- ・自然公園指導員連絡調整会議及びパークボランティアの連絡会議の開催

水俣病総合対策関係経費等(「環境首都水俣」創造事業含む)

14,900百万円(14,874百万円)

環境保健部企画課

企画課特殊疾病対策室 水俣病発生地域環境福祉推進室

1. 事業の必要性・概要

平成21年7月に成立し、公布・施行された<u>「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の</u>解決に関する特別措置法」に基づく救済措置等の円滑な実施に向け必要な措置を講ずる。 また、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていけるようにするため、医療と地域福祉を連携させた取組を進めるほか、環境保全と地域のもやい直しの観点からの施策を推進する。

さらに、水俣病の経験と教訓を引き続き国内外に発信する。

2. 事業計画(業務内容)

(1) 水俣病被害者の救済のための措置

「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく救済措置の方針に従い、円滑に救済策を実施するために必要な措置及び医療費・療養手当の支給、健康不安者への検診等の事業を行う。

- ① 水俣病被害者等医療費等支給事業
- ② 水俣病被害者等手当支給等事業
- ③ 健康管理事業
- (2) 医療・福祉及び地域振興に関する施策

水俣病発生地域における医療・福祉対策及び「もやい直し」・地域の振興を目指す 多彩な活動を推進する。

- ① 胎児性水俣病患者や高齢化した水俣病被害者等の地域生活を支援する事業
- ② 離島等における医療・福祉レベルの向上のための事業
- ③ 慰霊行事や地域のもやい直しを推進する事業
- ④ 水俣病問題の環境学習を推進する事業
- ⑤ 環境と経済が一体となった新しい地域づくり推進事業等(「環境首都水俣」創造事業)

(3) その他

以下の事業を引き続き実施する。

- · 公害医療研究事業
- 水俣病検診機器整備事業
- 水俣病国際貢献推進事業
- ・チッソ(株)に対する支援措置

3. 施策の効果

すべての水俣病被害者が安心して暮らしていける環境づくり、もやい直しの推進、水 俣病のような問題を二度と起こさないための教訓の伝達・継承に資する。 水俣病総合対策関係経費等(「環境首都水俣」創造事業含む)

特別措置法の概要

1. 救済及び解決の原則

- ①認定患者に対する確実な補償
- ②救済を受けるべき人々のあたう限りの救済
- ③関係事業者の費用負担についての責任及び地域経済への貢献の確保

2. 救済措置の方針

- 〇政府は、**救済措置**の方針を策定・公表〔一時金(原因企業負担)、療養費・療養 手当(国・県負担)〕
- ○政府は、水俣病被害者手帳に関する事項を定める〔療養費(国・県負担)〕

3. 解決に向けた取組

- ①救済措置の実施、②認定等の申請処分の促進、
- ③紛争の解決、④新規認定等の終了



救済を受けるべき方々を あたう限りすべて救済

4. 将来にわたり補償を確保するための関係事業者の経営形態の見直し

5. その他の取組

- ●地域振興 ●地域住民の健康増進・健康不安解消・地域社会の絆の修復
- ●メチル水銀による環境汚染の監視等 ●調査研究

取り組みの概要

14,900百万円(14,874百万円) 支出予定先:地方公共団体

1. 水俣病被害者の救済のための措置

(補助率 8/10・1/2)

- ①医療事業対象者に対して医療費等を支給
- ②救済措置対象者に対して療養手当等を支給
- ③メチル水銀の曝露を受けた可能性にある者を対象に健康診査を実施 など

2. 医療・福祉及び地域振興・絆の修復に関する施策

(補助率 8/10)

- ①胎児性水俣病患者や高齢化した水俣病被害者等の地域生活を支援
- ②水俣病被害者等と地域住民の交流を推進
- ③水俣病問題の環境学習を推進するとともに水俣病の経験と教訓を継承 など

3. その他

- ①メチル水銀による健康影響及び健康障害の治療に関する研究等を実施 (補助率 1/2)
- ②チッソ(株)に対する支援 など (補助率 4/5)

水俣病問題の最終解決及び水俣病被害者をはじめ地域住民の方々が安心して暮らせる社会を実現する。

「環境首都水俣」創造事業

支出予定先:地方公共団体

平成27年度要求313百万円(253百万円) 【補助率 8/10】

水俣病発生地域では、1956年の水俣病公式確認以来半世紀以上にわたり、地域社会にもたらされた不幸な亀裂等により疲弊し、経済情勢も悪化した。水俣病問題の解決のためには、地域の再生・融和、振興・雇用確保に関する取組の加速化が不可欠。

ごみの高度分別など長年の環境と「もやい直し」(絆の修復)の取組の蓄積を生かし、「環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくり」(水俣病特措法救済措置の方針:平成22年4月閣議決定)を実施し、地域再生を牽引する強い地域経済構造の実現に向けた先行事例を目指す。

環境価値の向上による経済基盤の強化

地域の環境資源を活用し、環境価値を向上させることによる振興策

● 環境大学院構想、市民協働の再エネ事業、 環境ブランドの向上 など



心豊かな公共空間の構築

低炭素型都市構造に資する、水俣病被害者を含む地域住民の交流を推進する拠点・空間を環境負荷の低減しつつ整備

● 駅前広場、温泉街 など





環境を軸に地域の経済循環の改善を目指す

低炭素型観光の推進

観光地を結ぶ公共交通の利用促進、沿線の観光施設整備等によって、交流人口の増加を図りつつ低炭素型の観光を推進する。

● 観光列車・バスの導入、低炭素観光商品の開発等





水銀に関する水俣条約外交会議における「MOYAIイニシアティブ」を踏まえ、 水俣発の環境再生・地域活性化モデルを発信 (新) 水俣病の治療向上に関する研究調査

23百万円(0百万円)

国立水俣病総合研究センター

1. 事業の必要性・概要

近年、神経内科、機能外科分野(末梢神経などの神経組織に対して手術操作を行い、症状を緩和する治療)での新たな治療法が急速に進展したことから、それらを用いてこれまで有効な治療法がなく積極的な治療や病態評価のなされなかった水俣病(とりわけ胎児性・小児性水俣病)の症状である不随意運動や慢性難治性疼痛に対する治療効果の検証を行う。

さらに、既に血管疾患等の治療薬として実用化されている酵素阻害剤を適応拡大した水俣病症状の改善を図る治療法の実用化に向けた基礎研究を進め、施策全体の成果として水俣病患者のQOL(クオリティ・オブ・ライフ)の向上、及び未だ水銀曝露が進行する途上国での健康被害の抑制に資することを目的とする。

2. 事業計画(業務内容)

水俣病発生地域の医師会、医療機関、福祉施設等の有識者による治療ネットワークの構築、及び高度先進医療に関する知見を有する専門医から構成される有識者検討班(水俣病の治療向上に関する検討班)の設置により、最新の医療や水俣病患者の病態について情報共有を行うことで、水俣病患者の病像を記録したデータベースを作成する。

有識者検討班において水俣病症状に対する神経内科および機能外科領域などの高度先進医療の有用性を検討し、水俣病治療のプロトコル及び治療効果に関する的確なインフォームドコンセント資料を作成しつつ、医療機関、治療対象者等に対する周知を行ったうえで治療の実施および治療効果の評価を行い、最終的には水俣病治療ガイドラインを作成し治療の普及を図る。

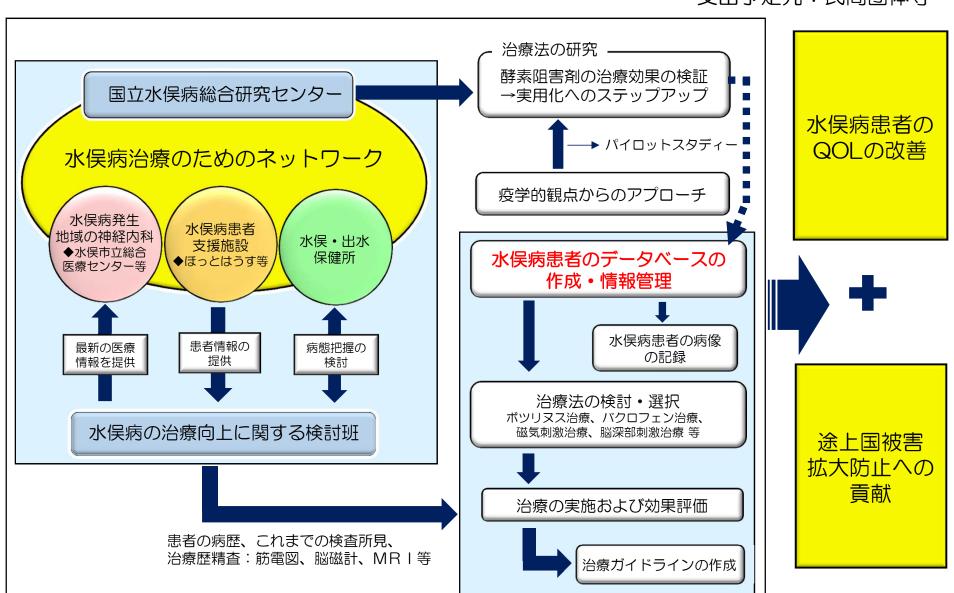
また、併行して酵素阻害剤を用いた水俣病治療の実用化に向けた動物実験等の基礎研究を促進し、将来的な実用化に繋げるための検証も行う。

3. 施策の効果

高度先端医療等を用いた神経内科や機能外科による治療、及び既成薬を転用した治療に向けた基礎研究を進め、水俣病治療ガイドラインを作成、周知することで水俣病患者の QOL を改善し、特措法救済措置方針で示される「患者の QOL の向上に寄与する治療法の向上・普及」に資する他、小規模金採掘等による途上国被害拡大防止に役立つものである。

水俣病の治療向上に関する研究調査

23百万円(O百万円) 支出予定先:民間団体等



(新) 水俣条約締結地における情報発信拠点整備事業

15百万円(0百万円)

国立水俣病総合研究センター

1. 事業の必要性・概要

平成25年10月に熊本市、水俣市において開催された外交会議において「水銀に関する水俣条約」が締結され、平成26年8月までに101カ国が署名した。今後、条約の早期発効に向けて我が国がホスト国として関係各国を牽引していく中で、水俣病情報センターは水銀に特化した発信施設として国際的な認知度、注目度が高くなるとともに、水銀条約会議にて石原環境大臣が表明した「MOYAIイニシアチブ」で謳われている「水俣発の発信・交流」における中核施設として機能することが求められている。

このため、今後増加が見込まれる関係各国との共同研究や技術支援における国際的な情報発信施設として利用するとともに、最新の知見・技術を共有するための国際的なシンポジウム等の各種イベントの実施会場として水俣病情報センターを活用していくためには、最新の水銀研究事業等を逐次展示更新でき、来館者の関心も呼ぶことができる展示改修(AR 等を活用した IT 化)や、ファシリテーターの導入による対人サービスなどを取り入れることで、水銀研究の情報発信拠点としての存在価値を高める必要がある。

以上により、国内外に対して水銀に関する正しい情報を伝えることを通じ、水 俣条約早期発効に貢献するとともに、途上国への水銀研究事業に関する技術移転 の促進を図る。

2. 事業計画(業務内容)

AR 等を活用した展示の IT 化推進することで、国立水俣病総合研究センターにおいて日々推進している最先端の水銀研究事業の情報や世界の水銀に関する最新情報を逐次更新できるようするとともに、近年普及の進んでいるスマートフォンやタブレット端末を通じた実感型・体験型のコンテンツを制作することで来館者の関心を呼び、展示内容の印象付けを図る。

また、新たにファシリテーターを導入することで、展示内容の解説や所蔵資料への照会対応等の対人サービスを展開し、より存在価値の高い情報発信拠点となるよう体制を整備する。

3. 施策の効果

情報センターの展示更新、ファシリテーターの導入を通して国内外に対して水銀に関する正しい情報を伝えることで、水俣条約早期発効に貢献するとともに、 途上国への水銀研究事業に関する技術移転の促進を図ることができる。

水俣条約締結地における情報発信拠点整備事業

15百万円(0百万円) 支出先:民間団体等

2013年10月

水銀に関する水俣条約

(101ヶ国署名)

MOYAIイニシアチブ (環境大臣表明)

> 水銀健康被害や その対策のための 情報発信

水俣病情報センター



- ①最新の水銀研究事業の展示
- ②ファシリティ機能の導入
- ③歴史的資料のアーカイブ
- ④展示・情報公開のIT化

国内外に対して水銀に関する 正しい情報を伝える!



- ・水俣条約早期発効に貢献
- ・途上国への水銀研究事業に関する技術移転の促進

石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査 213百万円(172百万円)

環境保健部企画課石綿健康被害対策室

1. 事業の必要性・概要

石綿の健康リスク調査(平成18年度~)により、石綿取扱い施設の周辺住 民に対して、問診、胸部X線検査、胸部CT検査等を実施し、石綿ばく露者 の中・長期的な健康管理の在り方を検討するための知見の収集に努めてきた。 これまでに得られた知見に基づき、今後の取組等について「石綿の健康影響 に関する検討会」において検討を行った結果、平成26年3月にその報告書が 取りまとめられ、「平成27年度以降は、従来のように、データ収集を主な目 的とする調査ではなく、石綿検診(仮称)の実施に伴う課題等を検討するた めのフィージビリティ調査として位置づけることが考えられる」とされた。

これらを踏まえ、かつて石綿取扱い施設が稼働していた地域等において、 石綿ばく露者を対象に、胸部CT検査等による健康管理を試行する。試行と 併せて、ヒアリング等を実施し、対象者の選定、検査頻度の適正化、既存の 検診制度との連携等に関する実務的な課題を抽出するほか、受診者の放射線 被ばく量の低減も含め、効果的・効率的に健康管理を実施するための対応方 策等について調査・検討を行う。また、中央環境審議会の二次答申を踏まえ、 過去に調査対象地域に居住していた者が、転居先の最寄りの医療機関(アス ベスト疾患センター設置病院)で検査を受けられる体制を整備する。加えて、 平成 26 年度までの健康リスク調査で得られたデータを基に、調査対象地域に おける石綿関連所見や石綿関連疾患の発生状況を、年齢、性別、石綿ばく露 歴等を考慮した上で取りまとめるなど、収集された知見を分析・総括する。

2. 事業計画(業務内容)

区分	27	28	29	30	31
(1)石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査					•
(2)一般環境経由による石綿ばく露の健康リスク評					
価に関する調査	-				

3. 施策の効果

効果的・効率的な健康管理を実施することにより、(1)石綿ばく露地域の住民 の不安の解消、(2) 石綿関連疾患の早期発見・早期治療、(3) 石綿健康被害救済制 度等による早期の救済・支援に資する。

石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査

平成27年度概算要求額213百万円(172百万円) 支出予定先 地方公共団体、民間団体等

- ✓ 石綿による健康被害の救済に関する法律案に対する附帯決議(平成18年1月)
 - <mark>「石綿に暴露した可能性のある周辺住民に対する健康相談及び問診の実施や、さらに医学的に必要と認められる住民に対する定期的な経過観察等、健康管理対策を図るよう努めること。」</mark>
- ✓ 石綿健康被害救済制度の在り方について(二次答申)(平成23年6月)
 - <mark>「健康管理によるメリットが、放射線被曝によるデ</mark>メリットを上回るような、より効果的・効率的な健康管理の在り方を引き続いて検討・実施するべきである。」
- <mark>✓ 石綿の健康影響に関する検討会報告書(平成26年3月)</mark>
 - 「平成27年度以降は、従来のように、データ収集を主な目的とする調査ではなく、石綿鏡診(仮称)の実施に伴う課題等を検討するためのフィージビリティ調査として位置づけることが考えられる。

▶ 石綿ばく露者の健康管理の試行

(対象者)

かつて石綿取扱い施設が稼働していた地域等の住民

(実施項目※)

ばく露状況の聴取、胸部CT検査、保健指導等

- ※肺がん検診等で実施する胸部 X 線検査の 画像を活用する等、可能な限り、既存の 検診事業と一体的に実施
- ※対象者の選定、検査頻度の適正化等により、 放射線被ばくの影響を可能な限り低減







アンケート・ヒアリング等を通じて、 試行による実務的な課題を抽出し、 対応方策等に関する調査検討を実施。

(検討課題の例)

- 実施主体、実施体制
- ・既存の検診事業との連携
- 対象者の選定
- ・検査内容、検査頻度
- ・人員、施設等の確保 等



効果的・効率的な健康管理による

- 石綿ばく露地域の住民の不安の解消
- ・石綿関連疾患の早期発見・早期治療
- ・石綿健康被害救済制度等による早期の救済・支援

環境保健サーベイランス調査費(健康影響等調査)

176百万円(175百万円)

環境保健部企画課保健業務室

1. 事業の必要性・概要

環境保健サーベイランス調査は、過去の公害経験を踏まえ、昭和63年に公 健法の第一種地域指定を解除した際の国会付帯決議に基づき、調査手法に関 する検討を経て、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的、継 続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずることを目的として、平成8 年度から毎年継続して調査を行っているものである。

過去の大気汚染が工場等の固定発生源の寄与が大きかったのに対し、近年は自動車等の移動発生源の寄与が大きくなっていることが指摘されている。

平成23年5月には、主要幹線道路等の局地的大気汚染の健康影響を調査した、そらプロジェクトの結果が公表され、そらプロジェクトで得られた知見を環境保健サーベイランスに最大限に活用することが課題とされた。また、平成21年9月に環境基準が告示されたPM2.5について、常時監視測定局の整備が進みつつあり、環境保健サーベイランス調査に取り入れることが課題となっている。

このような状況を踏まえ、近年の大気汚染の状況や最新の知見等を考慮した本調査の改善を検討し、大気汚染と健康状態の観察のさらなる充実を図る。

2. 事業計画 (業務内容)

平成 26 年度に引き続き、環境保健サーベイランス調査において、局地的大気 汚染を考慮するための技術的課題を検討するため、そらプロジェクトと重複して いない地域の大気汚染濃度推計モデルを構築するとともに、現在観察している大 気汚染物質に PM2.5 を追加し解析・評価するため、PM2.5 常時監視測定データを 用いて背景濃度を推計しその適用の可能性を検討する。

3. 施策の効果

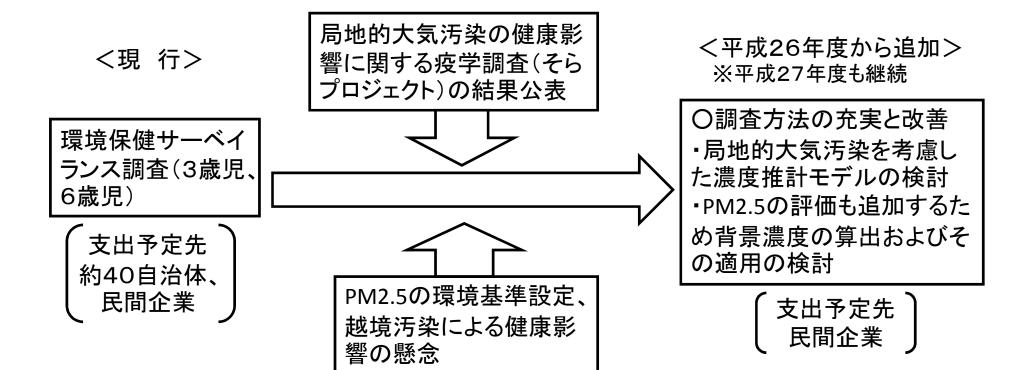
環境保健サーベイランス調査において、局地的大気汚染を考慮した方法及び PM2.5 を追加した方法に関する検討が加えられることにより、より精緻な観察が 可能となる。

環境保健サーベイランス調査費(健康影響等調査)

平成27年度要求額 176百万円(175百万円) 支出予定先 地方公共団体、民間団体等

○事業の概要

環境保健サーベイランス調査は、昭和63年の公害健康被害補償法改正(第一種地域指定解除)に伴い、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずるために、平成8年度から毎年度実施しているが、近年の大気汚染の状況や最新の知見等を考慮した本調査の改善を検討し、大気汚染と健康状態の観察のさらなる充実を図る。



環境保健部環境安全課

1. 事業の必要性・概要

有害性の高い化学物質の環境汚染状況の把握等を行うことにより、環境リスク評価・管理を促進し、環境リスクを削減させるとともに、化学物質による環境汚染の未然防止に資する。

2. 事業計画(業務内容)

化学物質環境実態調査

調査対象物質について妥当な分析法開発を行い、調査対象物質の特性に応じた媒体(水質・底質・大気・生物)について、全国規模での調査を実施し、一般環境中における化学物質の残留状況を把握及び環境リスクの評価管理に資するデータを収得する。

3. 施策の効果

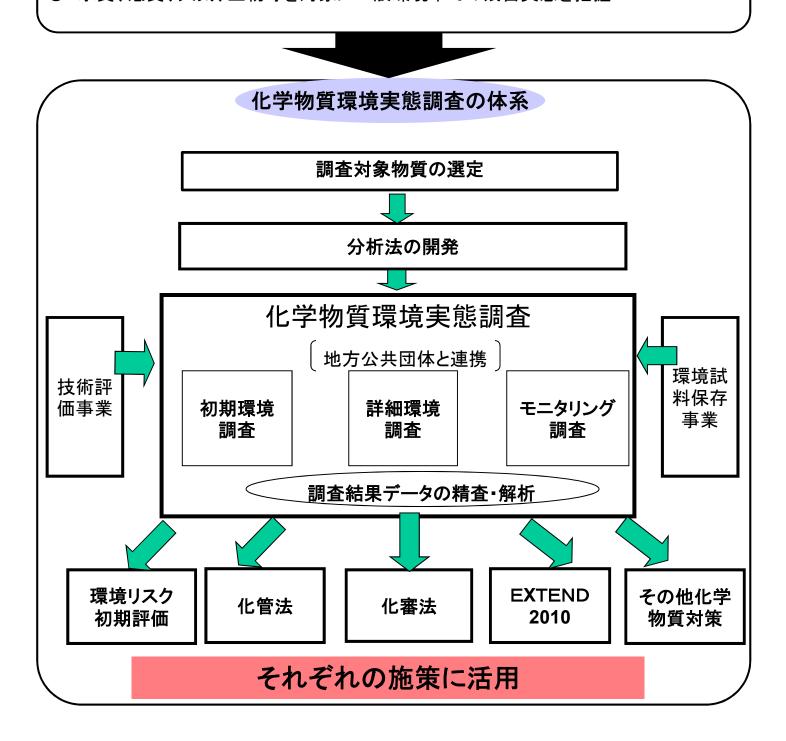
化学物質の環境リスク評価上の要望に対して、より多くのばく露情報を速 やかに提供することにより、化審法の規制対象物質の追加、化管法の指定化 学物質の指定の検討、さらには、化審法に基づく少量新規化学物質確認制度 の見直しの検討など、新規・拡充事業に係る要望も含めて、化学物質対策関 連施策の円滑な推進に寄与する。

化学物質環境実態調査費

27年度要求額 331百万円(321百万円) 支出予定先 地方公共団体·民間請負

概要

- 〇 化学物質審査規制法(化審法)における規制対象物質の選定、化学物質排出把握管理促進法(化管法)における届出対象物質の選定、環境リスク初期評価などの、<u>化学物質対策を推進するために必要となる、基礎データ(化学物質の残留状況)を得るための</u>調査
- 水質、底質、大気、生物等を対象に一般環境中での残留実態を把握



化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進事業

306百万円(190百万円)

環境保健部環境安全課

1. 事業の必要性・概要

化学物質の内分泌かく乱作用については、環境省では平成 10 年に策定した SPEED' 98 以来、重点的に検討を進めており、現在は平成 22 年 7 月に策定した EXTEND2010 を策定に基づき、化学物質の内分泌かく乱作用を体系的に評価するための枠組みの構築、試験法の確立、物質の評価を行っている。これまでの成果としては、3つの作用についての試験法を確立し、79 物質について信頼性評価、35 物質について試験管内試験、6 物質について生物試験を実施している。

日本では徐々にリスク評価が進みつつある一方で、諸外国では欧米を中心に WSSD2020 年目標達成に向けて、具体的なリスク管理に向けた動きが現れている。我が国でもこういった動向や最新の科学的知見を踏まえ、対応を強化する必要がある。平成 27 年に EXTEND2015 (仮称) を策定し、平成32 年度 (2020 年度) を目標年次に位置付け、内分泌かく乱作用に伴う環境リスクを適切に評価し、必要に応じて管理していくことを目標として、既存の評価手法に基づく評価を一層加速して進めるとともに、より精密かつ効果的な評価の実現を目指して、革新的な評価手法の開発等に注力する。

2. 事業計画(業務内容)

平成27年度は、EXTEND2010の策定から5年が経過することから、新たな枠組みとしてEXTEND2015(仮称)を策定し、リスク管理の開始に向けた試験法の開発及び評価作業を迅速に行う。

また、これまで行ってきた国際協力事業を発展させ、諸外国と協力しながら、化学物質の内分泌かく乱作用をより効率的に評価を行うための新たな手法について検討を開始する。

3. 施策の効果

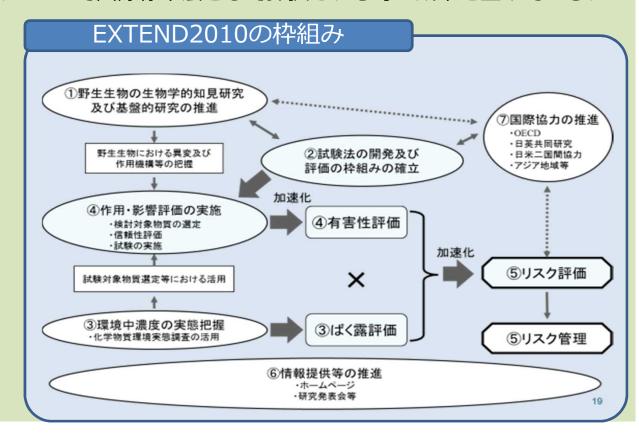
化学物質の内分泌かく乱作用について適切な評価を行うことで、生態に対する毒性が明らかになった化学物質の適切な管理に結びつけることが可能となる。

化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進事業①

これまでの取組

平成27年度概算要求額 306百万円(190百万円) 支 出 予 定 先 民間団体等

- 平成8年に海外の著書「奪われし未来」をきっかけに、化学物質が内分泌系をかく乱する作用が人の健康や野生生物に及ぼす影響に社会的関心が高まった。
- しかし、未解明な点が多かったため、平成10年に「環境ホルモン戦略計画SPEED'98」、平成17年に ExTEND2005を策定し、各種の取組を実施。
- これらの取組の結果、ノニルフェノール等の4物質の内分泌かく乱作用がメダカで推察されるとともに、 開発したメダカ、ミジンコ等の試験法がOECDで国際標準法として採択される等の成果を上げている。
- 平成22年から、EXTEND2010に基づき、取組を推進し、5年間で100物質程度を目途として検討対象物資の選定を行い、作用・影響評価等を加速化。
- その結果、この物質選定については 既に目標に達しており、エストロン と4-tert-ペンチルフェノールについ ては、生物試験でエストロゲン様作 用を持つことを確認する等、一定の 成果をあげている。



化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進事業②

現状及び今後の課題

●米国や欧州では、内分泌かく乱化学物質が既に規制の対象となっている。

	規制法	リスク評価、スクリーニングプログラム
アメリカ	食品品質保護法 飲料水安全法	内分泌かく乱化学物質スクリーニング プログラム(EDSP)
ヨ―ロッパ	REACH規制 農薬関連規制	個別の物質ごとに検討。 規制に係るクライテリアを提示予定
日本		SPPED'98、EXTEND2005、EXTEND2010

● 我が国では、規制に向けた議論は行われていない。その必要性を判断するため、試験・評価手法の開発と評価を実施をさらに加速する必要がある(以下、主な試験法の開発状況)

区分 検出可能な作用	第1段階試験管内試験	第1段階生物試験	第2段階生物試験
エストロゲン様作用 抗エストロゲン様作用	0	0	0
アンドロゲン様作用	©	0	0
抗アンドロゲン様作用	0	Δ	0
甲状腺ホルモン様作用 抗甲状腺ホルモン様作用	0	Δ	0
幼若ホルモン様作用	Δ	0	0
脱皮ホルモン様作用	0	Δ	Δ

注1:第1段階試験 → 内分泌系への影響を確認

第2段階試験 → 有害性の確認

注2:◎開発済み、○開発中(完成間近)、△開発中



完成次第、 有害性評価へ



WSSD2020年目標を達成するために、今後数年以内にリスク管理を開始することを目標に、評価法の開発と評価を加速化させる

環境保健部環境安全課

1. 事業の必要性・概要

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「化管法」という。)は、附則に基づく法施行7年後の見直しとして、改正政令が平成20年より施行されているが、今般、再度の見直しについて中央環境審議会環境保健部会等からも指摘を受けているところである。平成27年度においては、法律に定められた制度運用を引き続き着実に実施することに加え、PRTR制度の対象物質や対象業種等の見直しのための検討を行うことが必要となる。

2. 事業計画(業務内容)

対象化学物質毒性等情報収集・提供

対象物質の見直しに関する検討として、スタートリストとなる 2~3 千種類の化学物質を選定し、有害性情報・ばく露情報等を収集・整理して、対象物質とすることが妥当であるかどうかについての選別を行う。具体的には、スタートリストの整理、選別のためのフロー作成、及びスタートリスト中の各物質の有害性情報・ばく露情報等を収集・整理した上で、 個別の物質の選別を実施する。

○ 点源排出量·移動量算出方法等検討

事業者の排出量等の算出事例の調査により得られた知見や業界団体のマニュアルの情報を整理し、次年度実施する排出量等算出マニュアル改善に向けた準備を行う。また、現在、届出対象外となっている業種の内で化学物質の使用が想定される業種について、実態をアンケート等を通じて調査した上で、新たに対象業種に加えることが適当な業種があるかどうかについての検討を行う。

ま点源排出量推計方法等検討及び推計の実施

新たな排出源の追加及び推計精度向上について検討しつつ、さらに、法律に定められた推計を引き続き着実に実施する。

〇 PRTR制度普及・啓発事業

中央環境審議会環境保健部会からも、国の情報提供の重要性を指摘されて

いることを踏まえ、事業者の化学物質の自主管理に係る取組をより一層促すことになるよう、制度見直しの際に今後の情報提供のあり方について検討を行う。

3. 施策の効果

制度見直しの際に必要な情報については、既に整理を開始しているところであるが、平成27年度にはこれら整理された情報を用いて、制度見直しのための検討を実施するものである。本施策において実施される調査検討により、今後の見直しへの準備を行い、最新の知見を踏まえた事業者による化学物質管理体制の整備につなげる。

PRTR制度運用・データ活用事業

平成27年度概算要求額 166百万円(101百万円) 支出予定先 民間団体等

PRTR制度の概要

- 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)に基づく 化学物質排出移動量届出制度(Pollutant Release and Transfer Register)
- 事業者は、化学物質自主管理指針に基づき、管理計画を作成するなどして自主管理を促進。
- ・化学物質の排出・移動に関する情報を国が毎年集計・公表

対象事業者: 事業者が届出 届出対象外(対象外事業者・家庭・移動体): 国が推計

PRTR制度に関する課題と見直しの主な方向性

平成20年度の制度見直しから7年が経過し、最新の知見や社会動向等を踏まえた見直しが必要。

I. 対象物質の見直し

化学物質の有害性情報やリスク評価に係る最新の知見を 活用

Ⅱ. 一部の非対象業種の対象化妥当性の検討

現行非対象業種の対象化の実行可能性について検討

Ⅲ. 事業者の排出量の把握手法の改善

算出マニュアルの改善について情報を収集 ⇒平成28年度に見直しを検討 Ⅳ. 排出量推計手法の改善

届出対象外の排出量の推計方法についての精緻化・拡大の方向性について検討

V. <u>情報提供のあり方を検討</u>

事業者の化学物質の自主管理に係る取組をより一層促 す情報提供のあり方について検討

平成27年度は法律に定められた制度運用の着実な実施に加え、今後の制度見直しのための 調査・検討を実施し、最新の知見を踏まえた事業者による化学物質管理体制の整備につなげる。

全国POPs (残留性有機汚染物質) 残留状況の監視事業 134百万円(134百万円)

環境保健部環境安全課

1. 事業の必要性・概要

PCB、DDT、ダイオキシンなどの、分解性が低く生体内に蓄積しやすい化学物質 (残留性有機汚染物質:POPs)については、国際的な協調のもと、その製造・使用 の廃絶・削減等を行う必要があるため、2001 年に「残留性有機汚染物質に関する ストックホルム条約」(以下、「POPs 条約」という。)が採択され、2004 年に発効した。 POPs 条約の締約国としての義務を履行するため、条約対象物質の国内に おける環境汚染実態の長期継続的な監視と解析・評価等を行う必要がある。 また、東アジア地域のバックグランドとされた辺戸岬(沖縄県)で高頻度 の監視を行い、POPs 条約の有効性評価に役立てる。

さらに、今般中国における深刻な大気汚染問題に関連して、PM2.5 などの 越境汚染による健康への影響が強く懸念されている中、有害性、難分解性、 高蓄積性、そして長距離移動性を特性とする POPs についても大陸からの影響が懸念される。

大陸からの POPs 流入状況の的確な把握や PM 2.5 との関連性の情報は、国民の健康に関する安全の確保にあたって、我が国における越境汚染対策を検討する上で重要な基礎資料として役立つものとなることから、特に暖房で石炭などの化石燃料の使用が増加、併せて偏西風の南下により大陸からの影響を強く受ける寒冷期において高頻度の監視を実施する必要がある。

2. 事業計画(業務内容)

- (1) POPs 条約に基づく国内 POPs 残留状況の監視
 - ①POPs21 物質について、最新の汚染実態を把握するため、国内の大気、水質、底質、生物(魚類、鳥類等)及びヒト生体等のモニタリング調査を実施する。
 - ②東アジア地域のバックグランドと位置づけられている辺戸岬(沖縄県) において高頻度(調査頻度:3日間(連続)/月×12ヶ月)の監視を行う。
- (2) POPs の越境汚染に係る高頻度監視

国内の人間活動の影響が少なく、かつ日本に対して大陸の影響を確認することに適した場所として、SPMやPM2.5の測定情報が得られる一般環境大気測定局がある五島(長崎県)において、大陸からのPOPs流入状況を的確に把握するために、越境汚染の影響が大きくなる寒冷期に高頻度のPOPs残留状況の監視を実施する。

≫調査地点:五島(長崎県)

≫調査頻度:7日間(連続)/月×6ヶ月

3. 施策の効果

国内及び国際的な環境実態を監視することとした POPs 条約第 11 条に係る義務を適切に履行することによって、得られた情報を POPs 条約第 16 条の条約の有効性評価に役立てるなど、国際的貢献にも寄与する。

また、POPsの越境汚染に係る高頻度モニタリングの実施によって得た情報は、国内における越境汚染対策に活用されるだけでなく、同様に深刻な大気汚染問題を抱える国の周辺国で越境汚染対策を考える上でも貴重な情報となるものであり、国際的貢献にも大きく寄与する。

POPs条約総合推進費 全国POPs(残留性有機汚染物質)残留状況の監視事業

平成27年度概算要求額 134百万(134百万)、支出予定先 民間団体等

POPs (Persistent Organic Pollutants: :残留性有機汚染物質)

①毒性があり ②難分解 ③高蓄積性 ④<mark>長距離移動性</mark>

調査概要

(1)POPs条約に基づく国内POPs残留状況の監視 全国規模でのPOPsモニタリング調査 東アジア地域のバックグラウンドとされた辺戸岬(沖縄)での調査

(2)POPsの越境汚染に係る高頻度監視

調査地点: 五鳥(長崎県) ← 国内における人間活動の影響が少なく、大陸の

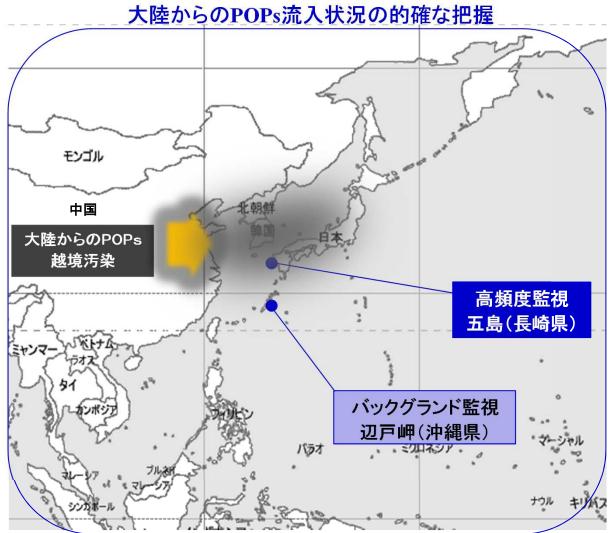
影響を確認することに適しており、SPM・PM2.5

を24時間常時監視している一般環境大気測定局

調査頻度: 7日間(連続)/月×6ヶ月 ← 越境汚染の影響が大きくなる寒冷期に

高頻度調査を実施

POPs条約締約国としての義務を適切に履行



環境保健部企画課化学物質審査室

1. 事業の必要性・概要

「2020 年までに化学物質の製造・使用に伴う人及び環境への著しい悪影響を最小化する」との国際目標(WSSD2020 年目標)を達成するため、平成 21 年に、段階的なリスク評価を行う仕組みの構築など、化学物質審査規制法の改正が行われた(平成 22 年 4 月一部施行、平成 23 年 4 月全面施行)。

その後、EU等における化学物質管理の強化、国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ(SAICM)等の国際的な枠組みにおける取組等、国際的に化学物質管理の強化が進んでいる。一方、我が国の事業者からは、諸外国の制度との整合性の観点からの規制合理化の要望がなされている。

こうした状況を踏まえ、化学物質による人の健康及び生態系へのリスクを 最小化するとともに、我が国事業者の競争力向上、国民の安全・安心の確保 のため、化学物質審査規制制度の見直しに向けた検討を進める。

2. 事業計画(業務内容)

(1) 新規化学物質審査制度の見直し検討(少量新規化学物質、不純物の扱い) 少量新規化学物質や、新規化学物質に含まれる不純物の扱いについて、環境汚染の防止と、事業活動の円滑化及び新規化学物質の開発・審査に係る事業者の負担軽減の両立を図った、より合理的な審査規制制度のあり方を検討する。

(2) 化学物質のリスク管理措置に係る調査検討(用途規制、製品規制等)

化学物質の用途により環境への放出量は大きく異なるため、用途に応じて環境 リスクを評価し、効率的かつ効果的にリスクを低減する用途規制の手法を検討す る。また、有害性の強い高懸念物質を含む輸入製品やバイオサイド等の製品のリ スク評価・管理の手法を検討する。

3. 施策の効果

本事業の成果を踏まえて、化学物質による人の健康及び生態系へのリスクを最 小化するとともに、我が国事業者の競争力向上、国民の安全・安心の確保のため の、化学物質審査規制制度の一層の改革を図る。

化学物質緊急安全点検調查費

27年度要求額:245百万円(192百万円)

支出予定先:民間団体等

化学物質審查規制法(平成21年改正)

- ・WSSD2020年目標の達成に向けて、全ての工業用化学物質について段階的なリスク評価を行う仕組みを構築
- ・ハザード評価からリスク評価へと評価の体系を転換

次期化審法改正に向けた具体的措置に関する調査検討

○新規化学物質審査制度の一層の合理化

・製造数量の少ない場合(少量新規化学物質)や 不純物の取扱いなど、より合理的な審査制度 を検討

○化学物質の用途・使用方法に応じた対策

・用途や使用方法に応じたリスク評価・管理手法を検討・確立

○リスク評価の加速化・高度化の検討

・化学物質の毒性の推定手法やグループ化によるリスク評価手法を検討・確立

○化学物質含有製品への対策

・高懸念の化学物質を含む輸入製品や、バイオサイド(殺生物剤)等によるリスクの評価手法や規制手法を検討

国際的な化学物質管理強化の潮流に応じた化学物質審査規制制度へ!

- ・国民の暮らしの安全・安心の基盤となる化学物質対策を実施
- ・化学物質による人健康及び生態系へのリスクを最小化するとともに、国民の安全・安心の確保、我が国事業者の競争力向上のための制度の充実・強化

環境負荷の低減による安全な環境を確保することにより新たな時代の循環共生型の地域社会の構築に貢献

子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査) 5,615百万円(4,684百万円)

環境保健部環境安全課環境リスク評価室

1. 事業の必要性・概要

近年、環境中の化学物質が子どもの心身の健康に与える影響への懸念が広がっている。このため、10万組の親子を対象とした大規模かつ長期のコホート調査「子どもの健康と環境に関する全国調査」(エコチル調査)を実施し、子どもの健康に影響を与える環境要因を明らかにすることにより、適切なリスク管理体制を構築し、安心・安全な子育て環境の実現と少子化対策への貢献に繋げる。

2. 事業計画(業務内容)

本調査は、環境省の企画立案の下に、(独)国立環境研究所がコアセンターとして実施機関となり、(独)国立成育医療研究センターがメディカルサポートセンターとしての医学的支援を行いつつ、全国15地域のユニットセンター(大学医学部等)と協力して実施している。

本調査では、平成23年1月から平成25年度までの約3年間で10万組の親子の参加登録を行い、母体血や臍帯血、母乳などの生体試料を採取保存・分析するとともに、子どもが13歳に達するまで質問票や健康診査等による追跡調査を行うこととしている。

平成23年1月から開始した参加者募集については、平成26年3月に目標参加登録者数である10万人に到達した。

平成27年度においては、追跡調査を本格実施するとともに、平成26年度から開始している詳細調査(全国調査10万人の中から抽出された5千人程度を対象として、医師による健康調査・生体試料採取等を本格化する。

調査にあたっては、引き続き WHO 等の国際機関、デンマーク、ノルウェー等の 出生コホート調査を実施している諸外国とも連携・協力の上、実施する。

(スケジュール)

平成22年度 研究計画書の策定、地域での体制づくり、調査実施者の研修 等(平成23年1月から参加者募集開始)

平成23年度 参加者募集・登録、追跡調査

データシステムの整備

平成24年度 福島県において調査地域を全県に拡大

参加者募集 · 登録、追跡調査

平成25年度 参加者募集・登録、追跡調査、試料の分析

平成26年度~ 追跡調査、詳細調査、データ・試料の分析

平成39年度 追跡調査終了(最後の参加者が13歳に到達した時点)

3. 施策の効果

本調査の実施により、化学物質等の環境要因が子どもの健康に与える影響を解明することができ、子どもの健康を守るためのリスク管理体制構築を通じて、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図ることができる。また、本調査は環境要因に限らず幅広い視点からの子どもの健康研究の共通基盤を提供するものである。

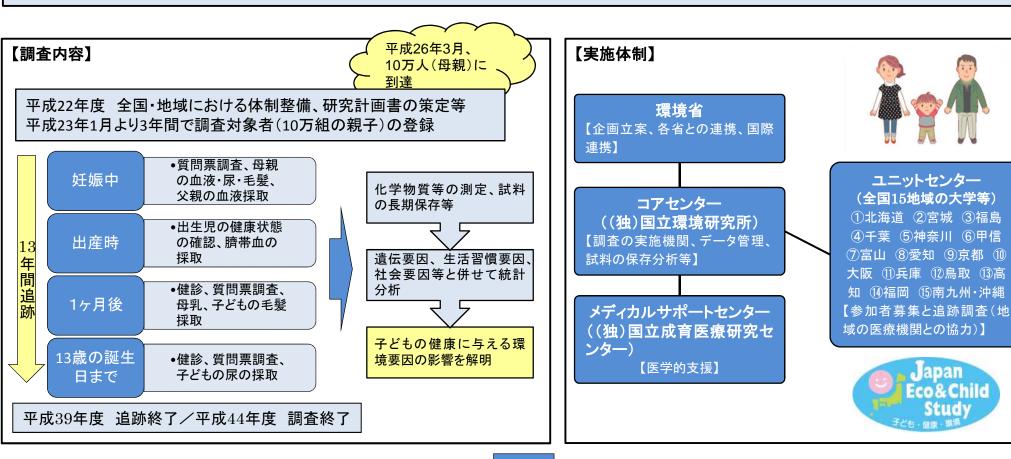
子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)

【平成27年度概算要望額:5.615百万円(4.684百万円) 支出予定先:(独)国立環境研究所・全国15地域の大学等】

エコチル調査: 胎児期から小児期にかけて、化学物質曝露が子どもの健康に与える影響を解明するための長期・大規模追跡調査

【背景】

子どもの健康に環境化学物質が与える影響が解明されておらず、子育てへの不安。その解明のため、大規模な疫学調査の実施が必要。



- ◆子どもの脆弱性に配慮した化学物質のリスク評価・管理に活用
- ◆安全・安心な子育て環境の実現
- ◆我が国最大規模の生体試料バンクはライフサイエンス分野の研究開発に貢献

環境保健部環境安全課

1. 事業の必要性・概要

熱中症による夏期の救急搬送者数は、平成22年度に急増して以来、例年5万人前後で推移し、平成25年度には過去最高の58,729人に達している。しかしながら、平成25年度の熱中症死亡者数は、最も死亡者数の多かった2010年を700名ほど下回り、これまでの取組において一定の成果を上げているものとも考えられるが、熱中症死亡者は未だに約1000人発生しており、予防策の普及啓発は引き続き重要な課題となっている。

このため、これまでに行ってきた自治体や施設等の担当者への講習会については、その内容や対象者を拡充させるとともに、自治体等から非常に高いニーズのあるパンフレット・リーフレット等の活用及び熱中症予防強化月間における官民連携した普及啓発活動の強化を図る必要がある。

2. 事業計画(業務内容)

平成 24 年度から熱中症対策に係る自治体等担当者向け講習会を開催し、熱中症予防の普及啓発を行ってきたところであるが、熱中症の普及啓発が必要な対象は自治体の担当者だけではないこと等を踏まえ、平成 27 年度は関係省庁や団体とも連携し、講習会の対象と内容を大幅に拡大する。また、ICT 技術を活用し、できる限り多くの地域で受講できるようにする。

また、マニュアルやリーフレット等については、講習会や熱中症予防強化 月間の取り組みから熱中症対策への関心が高まり、自治体等からの要望が殺 到している状況も踏まえて増刷を行うこととするとともに、熱中症予防強化 月間において、各地での官民連携した普及啓発活動を行うことで、熱中症の 予防対処法について、さらなる周知を図ることとする。

3. 施策の効果

熱中症の予防対処法について、国民への普及啓発を強化することにより、 熱中症による被害を減少させることに資する。

熱中症対策緊急推進事業

平成27年度概算要求額 50百万円(45百万円) 支出予定先 民間団体等

(熱中症にかかる指導者養成事業)

- 関係省庁と連携し、幅広い分野に対応した、熱中症に関する最新のデータ、 知見等を発信するシンポジウムを開催
- ICTを活用したサテライト配信、事後配信等により、これまで対応が難しかった地方での講習会を増やすとともに、場所や時間を気にせずに学習ができる環境を整備



(熱中症に関する普及啓発資料の作成)

■ 熱中症について正しい知識を周知するための「熱中症環境保健マニュアル」をはじめとする普及啓発資料を作成し、自治体等に提供 (平成26年度配布実績 5種類合計約200万部)



(熱中症予防強化月間における予防事業)

■ 平成25年度に設定した熱中症予防強化月間(7月)におけるイベント活動等を通じ、国民の熱中症に対する意識を高める

国民一人一人の熱中予防についての意識の向上とともに、地域の特性や状況に応じた対策を推進することにより、熱中症による被害者を減少させる。

環境保健部環境安全課

1. 事業の必要性・概要

花粉症については、患者数が年々増加傾向にあることから、花粉症の発症・増悪の予防に資するため、花粉の飛散状況について国民に対して、地域に応じた予測情報をできるだけ早期かつ正確に、広く一般に向けて提供することについて、大きな期待が寄せられ、これに応えるべく、花粉の飛散メカニズムを含む予測方法の精度向上に向けた検討を行うことなどにより、花粉飛散に関する情報を、より正確に提供していく必要がある。

2. 事業計画(業務内容)

花粉の飛散については、平成16年度から予測を実施してきおり、平成24年度から、飛散直前の最新の予測を利用できるよう公表を3回に増やしたところである。また、平成25年度には最新の知見を反映させた「花粉症環境保健マニュアル2014」を作成し、指導にあたる自治体関係者に配布する等、花粉症についての普及啓発を実施している。

平成27年度においても引き続き、花粉の飛散予測を実施するとともに、 花粉症環境保健マニュアルを配布し、普及啓発を実施していく。

3. 施策の効果

花粉症に関する正確な情報を提供することにより、花粉症の発症や症状の 増悪を予防することに資する。

花粉に関する影響評価事業

平成27年度概算予算額 17百万円(17百万円) 支出予定先 民間団体等

- 〇スギ・ヒノキ科花粉飛散の長期予測の実施 花粉総飛散量、花粉飛散開始時期、花粉飛散終息 時期等の花粉飛散に関する予測を実施する。
- 〇花粉症及び花粉動態等に係る実態等調査 花粉症の有病率や花粉飛散量等の環境要因と花 粉症の症状の増悪との関係について、情報収集し、 実態調査を行う。
- 〇花粉症に関する情報提供 花粉症環境保健マニュアルを用いて、情報提供を 行う。



微小粒子状物質 (PM2.5) 及び光化学オキシダントの総合的な対策の推進 710百万円 (598百万円)

水 · 大気環境局大気環境課

総務課環境管理技術室

1. 事業の必要性・概要

PM2.5 及び光化学オキシダントについては、環境基準の達成率が非常に低く、 越境大気汚染の影響も懸念されており、国民の関心も高い。しかしながら、い ずれも発生源が多種多様で生成機構も複雑なため、現象の解明が十分ではない。

そのため、平成25年12月に作成した「PM2.5に関する総合的な取組」(政策パッケージ)に基づき、モニタリングの充実、発生源情報の整備・二次生成機構の解明などを行うとともに、シミュレーションモデルの高度化を図り、PM2.5注意喚起指針の運用改善等、効果的な対策の検討に繋げていく。また、密接に関連する光化学オキシダントも含めた総合的な対策を推進する。

2. 事業計画 (業務内容)

調査項目	H 26	H27	H28	H29 以降
(1)モニタリングの充実 (2)発生源の把握・生成機構の解明 ・排出インベントリ及び発生源プロファイルの作成 (自動車に起因するPM2.5及びその前駆物質は(5)) ・二次生成粒子の挙動解明 ・発生源寄与割合の把握 (3)シミュレーションモデルの高度化 (4)効果的な対策の検討・実施 ・PM2.5注意喚起指針の運用改善 ・PM2.5対策の検討・実施 ・光化学オキシダント対策の検討 (5)自動車に起因するPM2.5及びその前駆物質の発生源情報の整備			•	*

3. 施策の効果

PM2.5 対策及び光化学オキシダント対策を実施し、環境中の濃度を低減させることにより、環境基準達成率が向上するとともに、光化学オキシダント注意報の発令日数も減少し、国民の健康の保護と生活環境の保全に資する。

微小粒子状物質(PM2.5)及び光化学オキシダントの総合的な対策の推進

平成27年度要求額 710百万円(598百万円)

モニタリングの充実

- ・PM2.5成分分析の強化
- ・自治体による常時監視実施
- ・国設局でのモニタリング実施
- ・前駆物質である揮発性有機 **<民間>** 化合物(VOC)モニタリング調査
- ・光化学オキシダント の精度管理体制 の構築・運用管理 **<民間>**

<> は支出予定先を表す

光化学オキシダント対策の調査・検討 〈民間〉

PM2. 5注意喚起 の暫定指針の 運用状況調査 **<民間>**

> 評価、運用 の改善

国内の発生源情報の把握

・国内排出インベントリ等の整備

•発生源調査



自動車以外に起因するPM2.5及び その前駆物質の発生源情報の整備 **<民間>**



自動車に起因するPM2.5及びその 前駆物質の発生源情報の整備

<民間>

総合的対策の 推進

環境中の濃度低減に 向けた対策検討・実施

国民への情報提供

___ 生成機構の解明

・二次生成粒子の挙動解明 <民間>

発生源寄与割合の把握

<民間>

シミュレーションモデル の高度化

・国内発生源・越境寄与の解明及び国内対策検討のためのモデル高度化 〈民間〉

水・大気環境局自動車環境対策課

1. 事業の必要性・概要

自動車等の移動発生源について、現行制度の下での排出ガス対策を着実に推進するとともに、大気環境基準の達成状況を評価しつつ、自動車 NOx・PM 法やオフロード法等の制度の点検・見直しを適切に行うことにより、大気環境基準の達成に向けた総合的な対策を推進し、併せて温室効果ガスの効率的な削減を図る。

自動車については、平成23年3月に自動車NOx・PM法の基本方針の変更に伴い設定された新たな目標「平成32年度までに対策地域における環境基準の確保」の達成に向けて、自動車大気環境汚染対策を引き続き推進していく。

オフロード車については、平成 23 年の PM 規制強化に続く同 26 年の NOx 規制強化に適正に対応するため、技術課題の検討・使用燃料の調査や、情報管理システムの保守を行い、より効果的、効率的な規制実施を目指すほか、事務・権限の移譲等に関する見直し方針に基づく立入検査体制に関する検討を行う。

船舶・航空機については、我が国における船舶・航空機からの大気汚染物質を実測及びシミュレーション等から推計し、現在及び将来における環境影響の調査・検討を行う。

2. 事業計画(業務内容)

項目	H26	H27	H28
① 自動車大気汚染対策等推進事業			
ア 自動車大気汚染対策等推進費			
イ 局地汚染等対策推進費			
② オフロード特殊自動車排出ガス対策推進事業			
ア 規制強化に係る技術課題等対応検討			
イ 立入検査等権限付与準備			
ウ 情報管理システム及びサーバの保守			
③ 船舶・航空機排出ガス対策検討調査			
ア 欧米の研究及び国際動向調査			
イ 実測調査及びメカニズム把握			
ウ シミュレーション手法の確立			

3. 施策の効果

二酸化窒素 (NO2) 及び浮遊粒子状物質 (SPM) に係る大気環境基準の達成、併せて関連する対策の推進により、移動発生源からの温室効果ガス削減を図る。

自動車等大気環境総合対策費

平成27年度要求額:202百万円

前年度:208百万円

支出先:地方公共団体・民間団体等

背景・目的

- 自動車交通量の多い一部の局地では、長期にわたり二酸化窒素等に係る環境基準が未達成。また、船舶や航空機については、自動車 に比して排出ガス対策が不十分であり、大気環境の更なる改善のためには十全な移動発生源対策が必要。
- このため、自動車、船舶、航空機等の移動体を発生源とする大気汚染について、現行制度下での排出ガス対策を着実に推進するとともに、大気環境基準の達成状況を評価しつつ、自動車NOx・PM法やオフロード法等の制度の点検・見直しを適切に行うことなどにより大気環境基準の達成に向けた総合的な対策を推進し、併せて温室効果ガスの効率的な削減を図る。

事業概要

①自動車大気汚染対策等の推進

自動車NOx・PM法に基づく基本方針の目標 (※) の達成に向けて、自動車大気環境汚染対策を引き続き推進する。

※現行基本方針の目標

- 平成27年度までにすべての常時測定局 において環境基準を達成
- 平成32年度までに対策地域における大 気環境基準の確保

<具体的な取組>

総合対策の推進

- 総量削減計画の進行管理(地方委託)
- 常時測定局が存在しない地点における評価方法の検討(簡易測定の実施)
- 自動車走行実態調査
- 環境対応車等の普及促進

局地対策の推進

- ・汚染原因の解明、効果的な対策の検討
- ・パートナーシップを活かした取組の推進

②オフロード特殊自動車排出ガス 対策の推進

NOx規制強化を踏まえた技術課題の検討・調査等を行い、より効果的、効率的な規制実施を目指す。また、立入検査体制に関する検討を行う。

<具体的な取組>

規制強化に係る技術課題検討

- 最新オフロード車のエンジン動作特性調査
- 立入検査技術の検討・習得等
- 燃料使用実態調査・検討

地方公共団体への立入検査権限付与への対応

情報管理システム改修・サーバー保守







(オフロード車の例)

油圧ショベル 普通型コンバイン

③船舶・航空機排出ガス対策の 検討調査

我が国における船舶・航空機からの大 気汚染物質を実測及びシミュレーション 等から推計し、現在及び将来における環 境影響の調査・検討を行う。

特に、船舶・航空機からのPM等の二次生成物質の影響や生成機構等に係る科学的知見を蓄積する。

<具体的な取組>

船舶

• 実測調査(オキシダント等)、二次生成物質の影響及び生成メカニズムの把握

航空機

• 不揮発性PMの測定方法の検証





⇒ 平成28年度以降、シミュレーション 手法を確立・高度化

78百万円(80百万円)

水·大気環境局総務課環境管理技術室

1. 事業の必要性・概要

我が国の大気汚染の状況については、自動車排出ガス規制の強化等、種々の大気汚染防止対策が講じられ、改善傾向にあるものの、大都市市域の一部等においては、環境基準が達成されていない測定局がある。一方、公定サイクルを外れた走行条件や実使用条件において排出ガスが増大する事例も報告されており、今後も引き続き排出ガス規制の強化を検討する必要がある。また、微小粒子状物質 (PM2.5) よりも粒子径の小さいナノ粒子や未規制物質についても、排出実態を把握し、必要に応じ対策を検討する必要がある。

自動車交通騒音についても、環境基準の達成状況は概ね横ばいの傾向であり、苦情も後を絶たない状況であるため、自動車単体への騒音規制の強 化を検討する必要がある。

2. 事業計画(業務内容)

①自動車次期排出ガス規制策定

自動車排ガス規制については、尿素 SCR システムを搭載するポスト新長期規制適合車における実使用環境下を想定した低速走行時の排出ガス後処理装置の制御及び排出ガスの実態について調査を行い、それをもとに大気汚染の寄与度、効果等を算定する。

②交換用マフラーに係る騒音対策強化等調査

マフラー性能等確認制度について、市場における同制度により確認を受けた交換用マフラーの装着実態、普及状況を把握し、制度導入の効果について確認を行う。また、新車の騒音試験法の見直しに併せ、マフラー性能等確認制度の騒音試験法の見直しや、更なる騒音対策強化のために、交換用マフラーの性能実態の把握等の検討を行う。

- ③自動車からの微小粒子状物質・未規制物質等実態分析及び対策策定
 - ・PRTR 法に基づく排出量算出のために必要なデータを測定するとともに、 N_2O (一酸化二窒素)の排出実態及び尿素 SCR システムを搭載するポスト新長期規制適合車から排出される NH_3 (アンモニア)の排出実態を重点的に調査する。
 - ・また、ナノ粒子については重量ベースの計測方法には技術的な課題があ

ることから、粒子数に着目した評価手法を検討する。

- ・さらに、高度な排出ガス低減技術が導入されたディーゼル車にバイオディーゼル燃料を使用すると、排出ガス低減性能に影響を及ぼす可能性があることから、その影響を調査する。
- ④NOx 後処理装置の使用過程での性能確保対策策定
 - ・使用過程の尿素 SCR システムを搭載する新長期規制及びポスト新長期規制 適合車の後処理装置を検証し、性能低下の原因究明を行い、対策を検討す るとともに耐久性確保のための試験法の見直しの検討を行う。

		<u> </u>	
	26 年度	27 年度	28 年度
自動車次期排出ガス規制策定			
・原単位調査			+
・実使用環境下における排出ガス実態調査			
交換用マフラーに係る騒音対策強化等調査			
・交換用マフラー騒音性能等調査			
・現行マフラー性能等確認制度の制度導入効			
果の確認			
自動車からの微小粒子状物質・未規制物質等実			
態分析及び対策策定			
・自動車からの未規制排出ガス・燃料対策関			
係			
・自動車からの微小粒子状物質対策関係			-
NOx 後処理装置の使用過程での性能確保対策策定			
・性能低下メカニズムの解明のための調査、	-		
検討			
・後処理装置の性能確保対策の検討			+

3. 施策の効果

- ・実使用環境を考慮した自動車排出ガス・騒音対策等、現行自動車排出ガス
- 騒音規制強化
- ・尿素 SCR を搭載した新長期規制適合車への対策や交換用マフラー対策等、使用過程における自動車排出ガス・騒音の低減
- ・大気環境等への影響を考慮した未規制の排出ガス・燃料等に対する新たな規制の検討

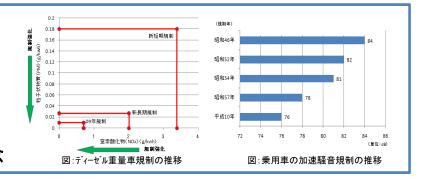
平成27年度要求額78百万円(80百万円) 支出先:民間事業者

現状•課題

・自動車排出ガス・騒音規制の導入及びその強化により 環境は改善傾向にあるものの、大気汚染や騒音に係る 環境基準が依然として達成されていない状況

NO2(自排局):99%、騒音(幹線道路):87.6%(H24年度)

排出ガス後処理装置等、高度な排出ガス低減技術の導入 により排出ガスの性状が変化し、未規制物質が増加する懸念



事業の概要

①自動車次期排出ガス 規制策定

・実使用環境下における排出 ガス原単位、大気汚染寄 与度・規制による低減効果 の調査

②交換用マフラーに係 る騒音対策強化等調査

- ・現行マフラー性能等確認制 度の制度導入効果の確認
- ・交換用マフラーの性能実 態調査及び試験法の見直 しの検討

③自動車からの微小粒子状物 質・未規制物質等実態分析

- PRTR法に基づく排出量算定のための未規制物質調査、排出ガス後処理装置導入に伴うN₂O等調査
- PM個数・成分等調査、粒子数による測定方法の検討
- バイオディーゼル使用時排出ガス 調査

<u>④NOx後処理装置の使</u> <u>用過程での性能確保</u> 対策策定

- 性能低下メカニズムの解明のための調査、検討
- •性能確保対策の検討

効果

- >実使用環境を考慮した自動車排出ガス・騒音対策等、現行自動車排出ガス・騒音規制強化
- ▶尿素SCRシステムを搭載する新長期規制適合車への対策や交換用マフラー対策等、使用過程に おける自動車排出ガス・騒音の低減
- ▶大気環境等への影響を考慮した未規制の排出ガス・燃料等に対する新たな規制の検討

更なる自動車排出ガス・騒音の低減、環境基準の達成

水・大気環境局自動車環境対策課

1. 事業の必要性・概要

交通機関に係る環境基準の達成に向け、騒音及び振動レベルの観測・評価 及び対策を講じているが、未だ達成には至っておらず、観測・評価の体制強 化を図るとともに、従来から講じられてきた発生源対策等の強化はもとより、 総合的な騒音対策の更なる検討が必要である。

新幹線鉄道騒音・振動については、測定評価方法に関する具体的な諸課題について検討を行うとともに、新規に開業する北陸新幹線(長野~金沢)における環境基準等達成状況調査等を行う。

航空機騒音については、平成25年4月より施行された新環境基準による測定・評価方法の検証を実施する。

自動車騒音については、権限移譲に伴い、地方公共団体への支援を継続するとともに、監視結果のとりまとめ作業に必要となる体制を確保する。

道路交通振動については、振動の伝搬状況の把握を行うための道路交通 振動の評価方法及び予測手法の検討を行う。

2. 事業計画(業務内容)

項目	H26	H27	H28
① 新幹線鉄道騒音・振動対策、航空機騒音対策			
の推進			
ア 新幹線鉄道騒音・振動実態調査			
イ 新幹線鉄道騒音測定・評価方法の検討		-	
ウ 航空機騒音実態調査			
エ 航空機騒音測定・評価方法の検証			
② 自動車騒音・道路交通振動対策の推進			
ア 自動車騒音常時監視報告の結果解析			
及び地理情報の蓄積・情報提供			
イ 面的評価支援システムの運用・改良			
ウ 振動発生源特性の整理			
エ 振動評価方法の検討			
オ 振動予測手法の検討			
カ 振動規制のあり方の検討			

3. 施策の効果

新幹線鉄道騒音・振動、航空機騒音に係る統一的かつ効果的な測定・評価 手法を確立し、これら手法に基づき環境基準の達成状況等を把握し、各種対 策の効果等をより正確に検証することにより、今後の対策推進を図る。

地方公共団体が行う自動車騒音常時監視事務が適切に行われるよう支援するとともに、監視結果を集計・分析し、全国の状況について適切に情報提供することにより、自動車交通騒音対策の推進を図る。また、居住空間に及ぼす道路交通振動の影響を適切に観測・予測・評価する方法を検討し、実態に即した道路交通振動対策を推進する。

交通騒音振動対策調査検討費

平成27年度要求額:64百万円

前年度:45百万円

支出先:地方公共団体・民間団体等

背景・目的

- 交通機関に係る環境基準の達成に向け、騒音・振動レベルの観測・評価及び対策を講じているが、未だ達成に至っておらず、観測・評価の体制強化を図るとともに、従来から講じられてきた発生源対策等の強化、総合的な騒音対策の更なる検討が必要。
- このため、新幹線鉄道騒音・振動、航空機騒音については、統一的かつ効果的な測定・評価手法を確立し、これら手法に基づき環境 基準の達成状況等を把握し、各種対策の効果等をより正確に検証することにより、今後の対策推進を図る。
- また、自動車交通騒音については、地方公共団体が行う常時監視事務が適切に行われるよう支援するとともに、監視結果を集計・分析し、全国の状況について適切に情報提供することにより、対策の推進を図る。さらに、道路交通振動については、居住空間に及ぼす影響を適切に観測・予測・評価する方法を検討し、実態に即した道路交通振動対策を推進する。

事業概要

① 新幹線鉄道騒音・振動対策、航空機騒音 対策の推進

新幹線鉄道騒音・振動については、新規に開業する北陸新幹線等における環境基準等達成状況調査等を行うとともに、測定評価方法に関する諸課題について検討する。 航空機騒音については、平成25年4月より施行された新環境基準による測定・評価方法の検証を実施する。

<具体的な取組>

- 新幹線鉄道騒音·振動実態調査
- 新幹線鉄道騒音測定・評価方法の検討
- 航空機騒音実態調査
- 航空機騒音測定・評価方法の検証



北陸新幹線開業、東海道新幹線の 速度向上(いずれもH27.3)に伴 う騒音・振動測定



旧環境基準と新環境基準の調査結果 の比較により、測定・評価方法の妥 当性を検証

② 自動車騒音・道路交通振動対策の推進

自動車騒音については、権限移譲に伴い常時監視事務を担う地方公共団体への支援を継続するとともに、監視結果のとりまとめ作業に必要となる体制を確保する。

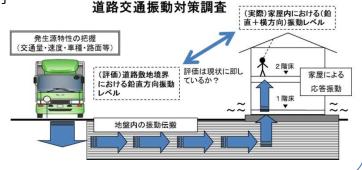
道路交通振動については、振動の伝搬状況の把握を行うための道路交通振動の評価方法及び予測手法の検討を行う。

<具体的な取組>

- 自動車騒音常時監視報告の結果解析及び地理情報の蓄積・情報提供
- 面的評価支援システムの運用・改良
- 振動発生源特性の整理
- 振動評価・予測方法の検討
- 振動規制のあり方の検討



面的評価支援システムの運用・改良



水・大気環境局大気生活環境室

1. 事業の必要性・概要

騒音・振動対策は、生活環境保全上の支障を防止するため、騒音規制法及び振動規制法に基づき施策を講じてきた。近年、これらの施策の効果や環境意識の高まりにより、全体的な騒音・振動レベルが低下してきているところであるが、法律制定時に想定していた状況とは異なる、元々静穏な地域における低騒音の施設に対する苦情や、低周波音に関する苦情が多く発生している。

これまで、国民向けに近隣騒音や低周波音に関するリーフレットを作成・公開し、また地方公共団体職員が苦情対応の際に使用できる「低周波音問題対応の手引書」を公表するなど、対策を講じてきたところであるが、増加する騒音・振動に係る問題の苦情に対応するため、これまでの施策を進め、静穏な環境における苦情実態や必要な対策手法、考え方を整理していく必要がある。

2. 事業計画(業務内容)

①騒音・低周波音の対応に関する検討

これまで風力発電施設から発生する騒音等について調査・検討を実施し、施設特有の音の性質や、設置場所の環境等により苦情が変化することが判明した。そのため、風力発電施設の騒音苦情において、音の性質等に起因する苦情が多いと見受けられることから、生活環境維持に必要な情報について収集・検討を行うとともに、騒音、低周波音の正しい知識について、積極的な情報発信を実施する。

②騒音・振動の新たな対策手法の推進に係る検討

これまで、社会反応調査や対策技術等の情報収集を実施してきたところ、 地域の騒音暴露状況や把握状況から、最新の科学的知見を反映したものに 見直し、騒音施策の達成状況を的確に把握できるよう、検討を実施する。

③様々な社会的状況の変化に対応した騒音施策の推進

現在、環境基準の類型指定がなされていない地域の実測調査を行い、静穏な地域における騒音問題対策について推進する。また、近隣騒音の状況を把握するため、現在条例で措置を講じられている深夜騒音や拡声器騒音等の実態を把握し、法規制の必要性等について検討を行う。

3. 施策の効果

調査検討により判明した事項について、様々な措置を講ずることで、苦情 件数が低減されるとともに、より良好な環境を維持することができる。

また、正確な知識や対策等について積極的に情報発信することにより、現在騒音・低周波音の苦情がよせられている風力発電施設等について、国民の不安を解消するとともに、地方公共団体や事業者がより適切な対応を実施することが可能となる。



騒音 · 振動公害防止強化対策費

平成27年度要求額 41百万円(24百万円)

事業目的・概要等

背景•目的

- 環境意識の高まり等により、騒音・振動レベルが低下
- 静穏な地域において、低騒音・振動の施設に対する苦情が増加
- これまでの調査検討により、音量ではなく音の性質等に起因する苦情を確認

事業概要及び スキーム 騒音・振動公害防止強化対策を行うため、以下について調査検討する。

- ①騒音・低周波音の対策
- ②騒音・振動の新たな対策手法の推進
- ③様々な社会的状況の変化に対応した騒音施策の推進

請負対象: 民間団体 支出予定先:民間団体

- ① これまで調査・検討をしてきた風力発電施設からの騒音・低周波音の調査結果を踏まえ、現在苦情が発生している施設について、音質等に注目する。実態調査を実施し、生活環境維持に必要な情報について整理するとともに、正確な情報について積極的に発信する。
- ② 地域の騒音暴露状況や把握状況を整理し、現在の環境基準について、最新の科学的知見を踏まえ、見直しの必要性も含めて、検討を実施する。
- ③ 現在、環境基準の類型指定がなされていない地域(工業専用地域、市街化調整区域等)の実測調査を行い、静穏な地域や規制の対象とされていない地域における騒音問題対策について整理し、必要な対策や考え方の整理を実施する。

期待される 効果

- 〇 苦情件数の低減
- 〇 より実態に即した、きめ細やかな施策の展開
- 積極的な情報発信により、事業者の対策手法や地方公共団体の苦情対応力の向上
- 生活環境の向上

・より実態に即した評価指針、 手法により、必要な防音・防 振対策の推進 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の必要性・概要

平成 26 年 6 月 6 日に P C B 廃棄物処理基本計画 (以下、「基本計画」という)の変更を行い、日本環境安全事業株式会社 (J E S C O)の処理期限を延長した。

基本計画の変更に当たっては、地元にとって、迷惑施設でもあるPCB処理施設の操業延長や、エリア外からの廃棄物の受け入れを伴うため、地元自治体にあらかじめ了承してもらうべく調整を行った。

その結果、各地元自治体から基本計画の変更の受入条件として、JESC Oに対し「一日でも早い処理完了」、「安全を第一とした適正かつ確実な処理」が求められている。

このために施設の改造等により処理を加速化し、長期保全計画や定期点検の結果に基づき、適切な財政措置を講じ、設備・機器の更新・補修を確実に行う必要がある。

2. 事業計画(業務内容)

次に掲げるJESCOの処理施設の改造、点検、補修に係る費用の一部を補助する。

(1)処理促進のための改造

比較的長期間処理にかかる見込みの機器について処理能力を増強するため、 比較的早期に処理が終わる見込みのラインを改造する。

また、従来行ってきた小規模な改造を引き続き積極的に行い、処理のボトルネックとなっている設備等の処理能力を向上させる。

(2) 補修又は更新

操業期間の経過に伴う経年劣化を踏まえ、設備の安全性について点検し、処理施設内の各設備について必要な補修又は更新を行う。

3. 施策の効果

PCB廃棄物の安全を第一とした適正かつ確実な処理の確保を図る。

PCB処理施設整備事業

27年度要求額:3,800百万円 26年度予算額:4,000百万円 交付先:日本環境安全事業株式会社 補助率:定額

- 1970年代より民間によりPCB処理施設の立地の取組がなされるが、実現せず。
- 国際的には、ストックホルム条約で平成40年までの処理が求められている。



- PCB廃棄物特別措置法(平成13年施行)により、国が中心となって施設整備(国の基本計画で、拠点的広域処理施設の整備・運営をJES COを活用して行うことを明記)
- 処理期限までの処理が義務づけ

PCB廃棄物処理基本計画の変更(平成26年6月6日環境省告示第75号)

● 日本全体のポリ塩化ビフェニル廃棄物を一日でも早期に処理する必要がある。

【日本環境安全事業株式会社のPCB処理施設設置自治体からの受入条件(抜粋)】 一日でも早く処理完了させることを旨として、関係者が総力を挙げて早期に処理を行うこと。

【基本計画抜粋】

〇日本環境安全事業株式会社による拠点的広域処理施設の処理体制 日本環境安全事業株式会社の各事業所においては、設備の改造に加え、一部の処理対 象物については、従来の事業対象地域を越えて各事業所の処理能力を相互に活用して処理 を行い、処理の促進を図ることとする。



● 施設の改造を行い、処理能力の向上を図る。

● 操業期間の延長に伴う経年劣化の進行も想定されることから、従来にも増して、経年劣化を踏まえた計画的な点検・補 修又は更新を行う必要がある。

【日本環境安全事業株式会社のPCB処理施設設置自治体からの受入条件(抜粋)】 長期保全計画や定期点検の結果に基づき、適切な財政措置を講じた上で、設備・機器の 更新・補修を確実に行うこと。

【基本計画抜粋】

〇日本環境安全事業株式会社の取組

今後は特に処理設備の経年的な劣化を考慮し、処理施設の保守点検を計画的かつ確実に行うことが重要である。このため、日常点検及び年一回の定期点検を確実に行うとともに、部品や設備が計画的に更新されるよう各事業ごとに長期設備保全計画を策定し、これらに基づく設備の更新を着実に行っていくこととする。

○国の取組

日本環境安全事業株式会社が行う拠点的広域処理施設の補修・点検・更新に対し資金の 補助を行うことを通じ、当該処理設備の健全な維持を確保するものとする。



● 設備の安全性の点検や補修又は 更新を行う。 PCB廃棄物処理設備のPCB除去・原状回復事業費

3.000百万円(3.000百万円)

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の必要性・概要

PCB廃棄物特別措置法において、国がPCB廃棄物の処理施設の整備を行うこととされており、これまで日本環境安全事業株式会社(JESCO)を活用し、全国5箇所においてPCB廃棄物の拠点的広域処理施設の整備を行った。平成26年6月に変更されたPCB廃棄物処理基本計画によれば、各施設は遅くとも平成37年度までには処理を完了し、その後は処理設備について、すみやかにPCBを除去し、処理施設のある土地を有効に活用できるようにするための原状回復を行う必要がある。

一部地域においては平成34年度から本格化する処理設備のPCB除去及び土地の原状回復を行うことを確実にするため、日本環境安全事業株式会社においては、必要な費用に充てるための財源を毎年引き当てていく必要がある。

2. 事業計画(業務内容)

日本環境安全事業株式会社に対し、処理施設のPCB除去及び撤去を行うための資金を出資する。

3. 施策の効果

PCB廃棄物処理施設の処理終了後の設備のPCB除去及び原状回復を確実かつ速やかに実施

PCB廃棄物処理設備のPCB除去・原状回復事業費

27年度要求額:3.000百万円 26年度予算額:3.000百万円 支出先:日本環境安全事業株式会社

- 1970年代より民間によりPCB処理施設の立地の取組がなされる が、焼却処理方式による施設立地は、地元から排ガスが忌避され 30年間実現せず(39戦39敗)。
- 国際的には、ストックホルム条約で平成40年までの処理が求めら れている。



- PCB廃棄物特別措置法(平成13年施行)により、国が中心となって施
- 日本環境安全事業株式会社(JESCO。政府100%出資)を設立し、化 学処理方式による処理施設の整備に着手

特措法施行後

- 地元で反発がある中、国や自治体が協力して丁寧な説明(最初の北九州では100回以上の説明会)を行い、処理施設を整備。
- JESCOは、トランス・コンデンサについて、北九州事業所(H16)、大阪事業所(H18)、豊田事業所(H17)、東京事業所(H17)、北海道 事業所(H20)を整備
- その後、安定器処理のためプラズマ溶融処理設備を、北九州事業所(H21)、北海道事業所(H25)に整備



北九州事業所



大阪事業所



豊田事業所



東京事業所



北海道事業所

施設整備は、PCB処理装置については国費100%で整備、 建屋や管理棟はJESCOが自らの資金調達して整備。

現状

- トランス・コンデンサ等で約5割の処理が完了。
- 当初平成27年までの処理を計画していたが、追加的な安全対策等により処理の 進捗が遅れていた状況を踏まえ、平成26年6月6日にPCB廃棄物処理基本計画 の変更の告示をおこなった。
- 変更後の基本計画において、今後新たに生じる廃棄物の処理や処理が容易で はない機器の存在等を踏まえ、事業終了のための準備を行うため準備期間が各 事業所ごとに設けられた。

将来の解体撤去

- 北九州事業所の高圧トランス・コンデンサ等の事業終了準備期間が平成31年4月1日 から平成34年3月31日までされており、平成34年以降各事業所の解体撤去が本格化 する見込み。
- 処理完了後、地元からは、すみやかなPCB除去・原状回復が求められている。 ⇒処理施設もPCB汚染物として適正に処分する必要がある。
- 処理費(国費)は非常に多額であるため、計画的に準備する必要がある。
- 監査法人からは、早期の引き当てを求められている。



将来の適正かつ速やかな PCB除去・原状回復を確 実にするため、JESCOに出

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の必要性・概要

平成 26 年 6 月 6 日に P C B 廃棄物処理基本計画 (以下、「基本計画」と いう)の変更を行った。

新しい基本計画では5地域の日本環境安全事業株式会社(JESCO) の処理施設の処理能力を相互に活用するとともに、蛍光灯安定器等の処理 を北九州市及び室蘭市に集約することなどとしたが、5施設の地元自治体 にとって、迷惑施設でもあるPCB処理施設の操業延長や、エリア外から の廃棄物の受け入れが伴うため、地元自治体にあらかじめ了承してもらう べく調整を行った。

その結果、各地元自治体から基本計画の変更の受入条件として、JES COに対し「処理期間の再延長はせず一日でも早く処理を完了すること」 等が求められている。

また、基本計画においては「JESCOにおける安全を第一とした適正かつ確実な 処理」、「一日でも早い処理完了に向けた処理促進策」、「微量PCB汚染廃電気 機器等の処理」に係る取組を挙げており、これらの取組を推進する必要があ る。

2. 事業計画 (業務内容)

(1) 未届出物の掘り起こしについて

未把握のPCB廃棄物の掘り起こし調査の全国展開のために必要な調査手法 や掘り起こし調査の効率化手法、調査を効率的に行うための保管事業者・未把 握のPCB廃棄物排出事業者への普及啓発手法を検討・実施する。また、関係 機関による連絡協議会を開催し、掘り起こし調査の円滑かつ着実な実施を図る。

(2)微量PCB汚染廃電気機器等の処理について

微量PCB汚染廃電気機器等について、処理技術の評価や施設の認定を行い、 無害化処理認定制度の着実な運用を図る。また、PCB汚染油を抜いた容器の 取扱等に、安全を確保し環境汚染の防止を図りつつ、合理的かつ効率的な処理 方策の検討を行う。

3. 施策の効果

PCB廃棄物の適正かつ確実な早期処理の確保、加速化

PCB廃棄物適正処理対策推進事業

27年度要求額:216百万円 26年度予

26年度予算額:133百万円 支出予定先:民間団体等

- 1970年代より民間によりPCB処理施設の立地の取組がなされるが、実現せず。
- 国際的には、ストックホルム条約で平成40年までの処理が求められている。
- PCB廃棄物特別措置法(平成13年施行)により、国が中心となって施設整備 (国の基本計画でJESCO活用を明記)
- 処理期限までの処理が義務づけ



特措法施行から10年が経過

- 高圧トランス・コンデンサ等については、現在の処理ペースを 続けた場合最大平成49年まで処理に時間がかかってしまう。
- 安定器については、北九州と北海道以外の地域では処理体制の見込みが立っていない。
- 法の施行後に判明した微量PCB汚染廃電気機器等の処理 促進が急務

PCB廃棄物処理基本計画の変更(平成26年6月6日環境省告示第75号)

	基本計画抜粋	今後の取組
JESCOでの一日でも早い 処理完了に向けた処理促進	国は都道府県市と連携し、保管事業者及び使用製品を使用する事業者に対する計画的な処理の必要性を周知するとともに使用中の使用製品やポリ塩化ビフェニル廃棄物の把握に努め、処理の時期の確認を行う。	 ◆ 未把握のPCB廃棄物の掘り起こし調査の全国展開のために必要な調査手法検討・実施 ● 掘り起こし調査の効率化手法、保管事業者・未把握のPCB廃棄物排出事業者への普及啓発手法検討・実施 ● 掘り起こし調査を円滑に進めるための関係機関による連絡協議会の開催
微量PCB汚染廃電気機器 等の処理	 廃棄物処理法第14条の4又は第15条に基づき都道府県知事が特別管理産業廃棄物処理業の許可又は産業廃棄物処理施設の設置の許可を行うことに加えて、同法第15条の4の4に基づき環境大臣が無害化処理の認定を行うことにより、処理体制の整備を図ることとする。 国は、処理施設の円滑な整備、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の無害化処理技術の評価及び微量のポリ塩化ビフェニルの汚染状況の確認に対する支援を行うこととする。 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の処理が合理的に進むよう、使用中の使用製品に対する課電自然循環洗浄法等の適用の枠組みの早期構築について検討するとともに、絶縁油の抜油後の筐体について、安全かつ合理的な処理方策について検討を進めることとする。 	 無害化処理技術の評価 無害化処理認定施設の認定 PCB汚染油を抜いた容器の取扱等、合理的かつ効率的な処理方策の検討

水銀条約の締結に必要な環境上適正な水銀廃棄物処理体制の整備等事業 142百万円(50百万円)

> 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 適正処理・不法投棄対策推進室 廃棄物対策課

1. 事業の必要性・概要

金属水銀はこれまで有価物として取引されてきたが、2013 年 10 月の外交会議にて水銀に関する水俣条約が採択され、今後水銀の使用用途が制限されることにより、余剰となり処分を余儀なくされる金属水銀及び水銀含有物が生じることが想定される。条約の早期締結のため、これらの水銀廃棄物の処理方策を確立し、環境上適正な処理を確保する措置を講ずることが求められている。

2. 事業計画(業務内容)

- ・水銀含有廃製品等の既存の回収スキームについて調査・検証し、関連自治体・ 業界へのヒアリング、有識者による検討会での議論等を踏まえ、一般廃棄物・ 産業廃棄物のモデル回収スキームについて検討する。
- ・国内外の水銀安定化・固形化技術の調査・検証を行い、これらの技術を用いた 実証試験を行う。また、水銀処理物の長期安定性についても知見の充実を図り、 処分場の廃止基準や長期管理のあり方を検討する。
- ・水銀処理技術については、我が国がリードを務める予定のバーゼル条約水銀廃 棄物技術ガイドラインの更新作業に貢献するほか、途上国の水銀廃棄物の環境 上適正な管理の能力向上を図る。
- ・廃棄物の焼却施設等において、連続測定により水銀挙動を把握し、廃棄物の種類に応じた水銀の排出特性及び排ガス処理設備による水銀除去率、燃焼条件等について検証し、水銀の大気排出量を抑制するために効果的な方策について検討する。

3. 施策の効果

- ・水銀条約発効に伴い使用制限等により廃棄物となる水銀について、環境上適正 な処理を確保する。
- ・水銀廃棄物の処理に係る知見を国際的に提供し、我が国の処理技術の国際的な 展開を図り、地球規模での環境負荷低減に資する。

水銀条約の締結に必要な環境上適正な水銀廃棄物処理体制の整備等事業

平成27年度要求額142百万円(平成26年度予算額50百万円) 支出予定先(民間団体等)

		H25	H26	H27	H28	H29~
		夏の決定、環境上適 する附属書(第11条3				
	内法措置 勿処理法等)	・水銀廃棄物の定 ・処理基準の検討 ・水銀安定化施設 検討 等	t	関係法令の改正予定	関係法令(施行予定	
	水銀回収 スキームの検討		水銀含有廃製品等か スキームの検討 等	らの水銀回収	水銀回収の普及	>
本事業	処理技術の検討	・金属水銀の安定化・固形化技術の調査検討 ・水銀処理過程における環境影響調査 ・最終処分場における水銀処理物の長期挙動の調査研究 ・水銀含有廃製品の溶出試験、回収・処分方法の検討 等				
	国際的な展開		バーゼル技術ガイド 更新の検討 等)	や おおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり は おおり は れまり は れまり は れまり れま	>
	水銀の大気排出 抑制方策の検討			水銀挙動の把 握 水銀排出抑制		

産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金

2, 504百万円(206百万円)

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 適正処理・不法投棄対策室

1. 事業の必要性・概要

産業廃棄物の不法投棄等については、依然として、毎年度新たな事案が判明しており、平成24年度末時点で約2千万トンの事案が残存している。そのうち現に生活環境保全上の支障又はそのおそれがあるものについては、都道府県等において、可能な限り早期に支障除去等を行為者等に対して実施させている。しかしながら、行為者等の資力が乏しい場合や所在が不明の場合等は、都道府県等が行政代執行により支障除去等事業を実施せざるを得ないケースが生じており、都道府県等に対して当該事業に係る費用の一部を補助する。

2. 事業計画(業務内容)

廃棄物処理法及び産廃特措法に基づき、産業廃棄物の不法投棄等事案について、 都道府県等が行う支障除去等事業に対する財政支援を実施する。

3. 施策の効果

不法投棄等事案による生活環境保全上の支障等を除去する。

【参考】

26年度当初予算額25年度からの繰越額26年度執行予定額206百万円+ 3,055百万円= 3,261百万円

産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金

27年度要求·要望額:2,504百万円

26年度予算額 : 206百万円

●既に発生した不法投棄・不適正処理への対策

〇不法投棄等は行為者が生活環境保全上の支障を除去するため、原状回復を行うことが原則。

○行為者が不明あるいは資力がない場合には、都道府県等が代執行により支障除去等事業を実施。



産廃特措法に基づく支援

(平成10年6月16日以前の不法投棄等事案が対象)

27年度: 2,334百万円

- ○産廃特措法は、平成24年度まで10年間の限時法として立法措置→平成34年度まで期限を延長する 改正法が平成24年8月10日に成立。
- 〇産廃特措法に基づき、<u>平成25年3月31日までに環境大臣に協議し、同意を得た各都道府県等</u>が実施する特定支障除去等事業へ支援

補助対象:都道府県、政令市 補助率:有害廃棄物1/2、その他1/3

<u>廃棄物処理法に基づき設置した基金による支援</u> (平成10年6月17日以降の不法投棄等事案が対象) 27年度:170百万円

- ○国・都道府県等・産業界が支障除去等事業の事業費を負担(3:3:4)。
- 〇各都道府県等は、国・産業界が出えんする基金からの支援を受けて支障除去等事業を実施。

補助対象:産業廃棄物適正処理推進センター 補助率:定額

有害性が懸念される廃棄物の適正処理等調査検討事業

45百万円(29百万円)

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 適正処理・不法投棄対策室

1. 事業の必要性・概要

国際的な化学物質等に係る規制(ストックホルム条約等)の新たな対象となる化学物質を含め、環境中で有害性等が懸念される化学物質等を含む廃棄物の 適正処理について、的確な対応が求められている。

このため、国際的な動向も踏まえつつ、廃棄物処理法に基づき、製品の製造・使用段階を含めたライフサイクル全体での有害廃棄物の発生抑制・適正処理を可能とする取組を検討する。

2. 事業計画 (業務内容)

- (1) 有害性が懸念される廃棄物の発生抑制・適正処理のための取組の検討 2015年5月に開催予定のストックホルム条約締約国会議において、同 条約の規制対象物質とすると勧告される予定の物質(塩素化ナフタレン、ヘキサクロロブタジエン)や、国内の環境基準が変更等される可能性のある化 学物質(トリクロロエチレン等)など、有害性が懸念される化学物質を含む 廃棄物について、処理実態の詳細を把握した上で、廃棄物処理法に基づき、適正処理を徹底するための方策について調査・検討を行う。
- (2) POPs廃棄物の環境上適正な管理に関するガイドライン対応 バーゼル条約の下で改訂作業が進められているPOPs廃棄物の環境上適 正な管理に関する各種ガイドラインに対し、我が国の適正処理技術に関する 情報を適切にインプットするとともに、ガイドラインの内容を踏まえた適正 処理方策を検討する。

(3) 感染性廃棄物等の適正処理の確保

感染性廃棄物等の適正処理に関する取組実態のフォローアップを行い、必要に応じてマニュアル等の見直しを行う。また、感染性廃棄物等の適正処理を徹底するための取組を推進する。

3. 施策の効果

環境中での有害性等が懸念される化学物質等の廃棄に伴うリスクを低減し、 生活環境保全上の支障の未然防止を図ることで、安全・安心な社会を構築する。

有害性が懸念される廃棄物の適正処理等調査検討事業

平成27年度要求額45百万円(平成26年度予算額29百万円) 支出予定先(民間団体等)

目的

国際的な動向も踏まえつつ、環境中で有害性等が懸念される化学物質等を含む廃棄物の適正処理を確保し、生活環境保全上の支障の発生の未然防止を図る。

主な事業内容

○ 有害性が懸念される廃棄物の発生抑制・適正処理のための取組の検討

ストックホルム条約の規制対象候補物質や、国内の環境基準が変更等される可能性のある化学物質など、有害性が懸念される化学物質を含む廃棄物について、処理実態の詳細を把握した上で、廃棄物処理法に基づき、 適正処理を徹底するための方策について調査・検討を行う。

有害性が懸念される化学物質の例

ストックホルム条約の規制対象候補物質(2015年5月のCOP7へ勧告される予定)			
物質名 主な用途			
塩素化ナフタレン	エンジンオイル添加剤、防腐剤、電気絶縁材、黒鉛電解板、木材注入材		
ヘキサクロロブタジエン	溶媒		

○ 感染性廃棄物等の適正処理の確保

「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」等に基づく取組実態の把握、フォローアップ等を通じて、感染性廃棄物等の適正処理を徹底するための取組を推進する。



環境中での有害性等が懸念される化学物質の廃棄に伴うリスクを低減 生活環境保全上の支障の未然防止を図り、安全・安心な社会を構築 地球環境局国際連携課国際地球温暖化対策室

1. 事業の必要性・概要

2011 (平成 23) 年の COP17 において、全ての国に適用される法的枠組みを 2015 (平成 27) 年までに採択し、2020 (平成 32) 年から発効させることが合意された。 2015 年末に予定されている COP21 は、2020 年以降の法的枠組みの合意を行うものであり、2015 年は、気候変動国際交渉始まって依頼の大きな転換点として位置づけられている。このため、我が国としての新枠組みや制度設計に関する提案を行う必要がある。

また、2010 (平成 22) 年の COP16 において採択されたカンクン合意は、我が国が目指す法的枠組みの土台となるものであるため、これに基づき開発途上諸国での排出削減を着実に実施することが重要である。そのために必要な能力向上や体制の構築等に資する取組を行う。

2. 事業計画(業務内容)

- (1) 国際交渉戦略検討事業
- ①将来枠組み検討経費

2015年合意に向け、各国が提出する削減目標案等の分析、枠組みの詳細設計に関する日本の具体的な提案の検討等を行い、2020年以降の枠組み合意に貢献する。

②将来枠組みの構築に向けた戦略的対話・検討及び調査経費

各国・関係機関との意見交換を行いつつ我が国からの提案を発信するための ワークショップを開催する。また、米国、中国等の主要国との間で戦略的対話 を加速させ、我が国からの提案を行い、他国と連携した枠組みづくりに貢献す る。

(2) カンクン合意の実施事業

①カンクン合意に基づく途上国支援事業

温室効果ガス削減対策や気候変動への適応策の立案・実施能力向上を目的としてアジア太平洋諸国を対象としたセミナーを開催し、各国の政策動向等に関する意見交換等を行う。

②緩和の実施のために必要な国際支援事業

カンクン合意により設立された緩和の実施支援のための国際的な組織等の 活動に貢献する。

3. 施策の効果

2015 年末の COP21 における、全ての国に適用される公平かつ実効的な法的枠組みの構築。

新枠組み

の発効

実施



背景・目的

- 2015年末のCOP21 (第21回気候変動枠組条約締約国会議) は、2020年以降の法的枠組みを採択する予定。すべての国が参加する公平かつ実効的な枠組みの構築に向けて、各国の考えや交渉ポジションを的確に把握・分析し、我が国としての枠組みのあり方や具体的な制度設計に関する提案を行うことが必要。
- 2020年の新枠組み発効までは、2010年に採択されたカンクン合意の下で、途上国の削減行動の準備・実施を促進し、世界全体の排出削減を進めることが必要。

事業概要

- 将来枠組みの設計に関する調査・分析
- 各国の2020年以降の約束草案(削減目標等)の分析
- 将来枠組みの構築に向けた戦略的対話・検討及び調査
- カンクン合意に基づく途ト国の緩和行動の支援
- 国際会議(COP等)現地作業支援

期待される効果

● 気候変動枠組条約下の<u>国際交渉において、我が国から積極的に働きかけ</u>、途上国における排出削減支援を行うことにより、世界全体における確実な排出削減に貢献。

2015年 2016年~ 2016年~ 2020年

- ●新枠組みの設計に関する調査・分析
 - ・各国約束の事前コンサルテーション開始
- ●主要排出国等との戦略的対話
 - ・日本の提案等により枠組み設計に貢献
 - ・提案周知のためのワークショップ開催
 - ・交渉成功 (将来枠組み成立) の確実化
 - ・交渉成功の基盤となる二国・多国間の理解 促進、関係強化、情報収集力強化
 - ・途上国の2020年以降の削減目標提出の促進

- 新枠組みの詳細ルールに関する検討
 - ・各国約束実施状況のMRV等、仕組みを設計・実施
- 主要排出国等との戦略的対話
- ・詳細ルール実行に向けたワークショップ開催

実効性ある新枠組み実施のため、

- ・制度・能力の構築、取組状況の相互評価
- ・先進国・途上国ともに削減目標のレベル向上
- ・詳細設計のための二国・多国間の関係強化

- カンクン合意に基づく途上国の緩和行動の支援
 - ・特にアジア・太平洋地域の途上国の約束草案(排出削減目標)・低炭素開発戦略の策定・実施等を支援

新枠組み採択

・我が国の優れた省エネ・再エネ等技術を元に、低炭素社会づくりの知見を共有

いぶき (GOSAT) 観測体制強化及びいぶき後継機開発体制整備 7 2 4 百万円 (7 2 4 百万円)

地球環境局総務課研究調査室

1. 事業の必要性・概要

〇 事業の概要

温室効果ガス専用の観測衛星である「いぶき」(GOSAT)は、環境省、宇宙航空研究開発機構(JAXA)及び国立環境研究所(NIES)により共同で開発され、2009(平成21)年の打ち上げ以降、順調に観測を続けている。GOSATは温室効果ガスの全球データを観測することにより、気候変動の科学的知見を世界に提供し、各国の気候変動政策への貢献が期待されている。環境省では、今後も科学的知見の集積及び国際貢献を継続するため、文部科学省と協力し、2017(平成29)年度打ち上げを目標として2012(平成24)年度よりGOSAT後継機の開発に着手している。

〇 事業の必要性

①気候変動の科学に対する貢献

二酸化炭素及びメタンの大気への排出・蓄積による温暖化等の地球システムへの影響の科学的評価のためには、全球において、森林等の陸面、海面におけるこれら温室効果ガスの吸収・排出の地域的な収支や、温暖化によってその収支がどのように変化するか等の炭素循環の解明が極めて重要である。このためには二酸化炭素及びメタンの全球的・継続的な観測が必要であるが、地上における観測点は世界に約300か所程度に過ぎず、地球上の広大な観測の空白域を埋めるには衛星観測が必須である。このため、「いぶき」及び観測精度と密度を飛躍的に向上した後継機により、継続的・体系的に衛星観測を行う。

②全球的な気候変動政策への貢献

気候変動リスクの一つとして熱帯林や永久凍土等における炭素循環の大規模な変化が懸念され、地球環境の変動の監視による早期検出が極めて重要である。また、2050年の世界温室効果ガス排出量半減の促進の観点から、地域別の二酸化炭素の吸収排出量推定(REDD+(途上国における森林減少・劣化の回避による排出の削減)の効果、主要排出国の削減行動の評価)を精度良く行う必要性が高まっている。このため、「いぶき」及び後継機により、継続的・体系的な観測体制を確立する。

③地球観測における国際責任

全球地球観測システム(GEOSS)や全球気候観測システム(GCOS)を担う「いぶき」による観測連携を後継機によって継続することが宇宙・科学技術先進国の

責任である。このため、後継機を開発し、現行の国際協力を継続し、2014(平成26)年7月に二酸化炭素の観測衛星 000-IIの打ち上げを行った米国等各国との連携強化を目指す。

④JCM 対象事業の推進

「いぶき」後継機では衛星データ等を利用して二酸化炭素等の排出を大都市単位、大規模排出源単位で把握し、二国間クレジット制度(JCM)等のマクロな効果を検証し、JCM対象事業の実施を後押しする。

2. 事業計画(業務内容)

- (1) 「いぶき」後継機の人工衛星バス開発 「いぶき」後継機の人工衛星バスの開発を行う。
- (2) 観測・データ処理過程の統合的高度化

地上観測・データ処理過程の統合的高度化のためにスパコンの導入を行う。また、REDD+の測定・報告・検証(MRV)のためのシステム開発を行う。 さらに、補完用の地上観測データの取得と検証体制の強化を行う。

3. 施策の効果

- O 全球炭素循環の解明による気候変動予測の精緻化、大規模な地球システム の変動の監視及び地域別吸収・排出量推定の精緻化による国際的削減努力 のモニタリングに貢献する。
- 米国の 000-II 等の面観測と後継機の点観測の連携、共同検証体制づくりに取り組み、全球地球観測の国際的な体制強化に貢献する。
- 〇 大都市単位あるいは大規模排出源単位での二酸化炭素等の排出把握を行い、アジア諸国等における JCM 実施の効果検証に資する。
- 〇 二酸化炭素等の排出削減に加え、ブラックカーボン(BC)の都市単位の総合的な測定等を行い、気候変動対策を含む総合的な環境対策の進展を図る。
- 〇 国別、準国別のエネルギー起源二酸化炭素の排出状況及びその削減ポテンシャルを把握し、途上国を中心に低炭素化に向けた施策立案等につなげる。
- O REDD+活動の温室効果ガス削減・吸収効果を定量的・客観的に把握し、世界の森林の減少・劣化に伴う温室効果ガスの排出の削減に貢献する。

いぶき(GOSAT)観測体制強化及びいぶき後継機開発体制整備

平成27年度要求額:724百万円(724百万円)

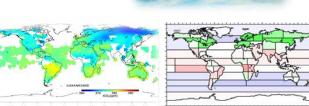
支出予定先:民間団体等

温室効果ガス観測技術衛星・いぶき(GOSAT)の使命

平成21年に打ち上げられた「いぶき」は、平成26年1月に設計寿命を迎えているものの、後期運用段階として観測を続けている。

「いぶき」は温室効果ガスの全球データを観測することにより、気候変動の科学的知見を世界に提供し、各国の気候変動政策への貢献が期待されている。今後も科学的知見の集積及び国際貢献を継続するため、平成29年度打ち上げを目標として平成24年度よりGOSAT後継機の開発に着手。







- ○大都市単位あるいは大規模排出源単位での二 酸化炭素等の排出把握を行い、アジア諸国等 におけるJCM実施の効果検証に資する。
- ○二酸化炭素等の排出削減に加え、ブラック カーボン(BC)の都市単位の総合的な測定等 を行い、気候変動対策を含む総合的な環境対 策の進展を図る。
- ○国別、準国別のエネルギー起源二酸化炭素の 排出状況及びその削減ポテンシャルを把握し、 途上国を中心に低炭素化に向けた施策立案等 につなげる。
- ○REDD+活動の温室効果ガス削減・吸収効果を 定量的・客観的に把握し、世界の森林の減 少・劣化に伴う温室効果ガスの排出の削減に 貢献する。

後継機開発・年次計画(予定)

	年度	H25	H26	H27 ~ H29	H30~
•	環境省・JAXA ・バス開発(概念設計、詳細設計) ・バス開発(プロトフライトモデル製作、試験) 【国庫債務負担行為】 ・ロケット開発 (以下はエネルギー対策特別会計で要求) ・搭載センサ開発(概念設計、詳細設計) ・搭載センサ開発(プロトフライトモデル製作、試験) 【国庫債務負担行為】 ・地上システム整備 【国庫債務負担行為】 ・後継機の運用			打ち上げ	
	国立環境研究所 ・観測・データ処理過程の統合的高度化 ・REDD+のMRVシステムの開発 ・地上・航空機観測による後継機開発の ための観測体制強化				

気候変動に強靱な低炭素社会構築専門家世界ネットワーク事業 115百万円(113百万円)

地球環境局総務課研究調査室

1. 事業の必要性・概要

2008 (平成 20) 年の G8 首脳会合では、2050 年までに世界全体の温室効果ガス (GHG) 排出量を少なくとも半減するという長期目標が合意された。この目標の達成に向けて我が国は、各国における低炭素社会に向けた包括的なビジョンの確立にむけた検討基盤として低炭素社会国際研究ネットワーク (LCS-RNet) を主導し、また、2050 年には世界の温室効果ガス排出量の半分を占めると予測されるアジアにおいては低炭素アジア研究ネットワーク (LoCARNet) を通じて活動を行ってきた。

しかし、昨今世界的に二酸化炭素濃度が 400ppm を超える状況が各地で観測され、産業革命前と比較して世界の平均気温上昇を 2°C以内に抑えるという目標達成が懸念される中、気候変動の影響は各国で深刻度を増している。

国際交渉においても GHG を削減する「緩和」のみならず、気候変動の影響に対処する「適応」の必要性の認知が高まっている。気候変動枠組条約第 16 回締約国会議(COP16)では、カンクン適応フレームワークが設立され、途上国における気候変動に対する脆弱性の低減及び強靱化の必要性が指摘された。さらに、COP18 では気候変動による損失・被害に対処するための世界的なメカニズムを設立する計画が合意された。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書によれば、適応の学習や科学的知識の増強、効果的な適応策及び緩和策を講じることでより強靱な世界を導くことができるとしている。

以上のことから、緩和・適応両政策を統合した政策を早急に実施するために世界の専門家・研究者を集結し、その知見を集約する新たな仕組みが必要とされている。

2. 事業計画(業務内容)

緩和・適応両政策を統合した政策を早急に実施するための基盤づくりを行うため、気候変動に強靱な低炭素社会構築専門家世界ネットワーク(CCR-LCSNet:仮称)の構築を継続する。当該を活用して科学者、政策決定者、政策実施者等が参加するワークショップや能力育成プログラム等を開催し、人材育成を行うほか、協働の場で知見の共有を行うことで情報発信力を強化する。

具体的には、以下の事業を行う。

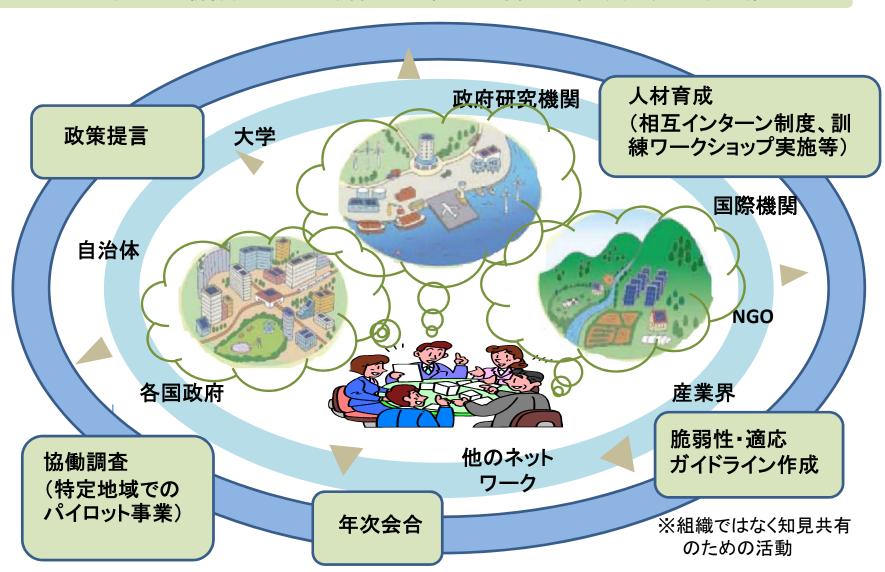
- ・年次会合での課題の抽出
- ・2020(平成32)年以降の気候変動に係る新たな法的枠組に合意する場であるC 0P21に向けた意見の取りまとめ及び条約事務局への提出
- ・アジア太平洋地域を中心とする特定地域における協働での調査、パイロット 事業から、知識集約を試行的に実施し、ウェブなどで普及活動を実施 など。

3. 施策の効果

気候変動の国際交渉の遅れ、気候変動の影響が顕在化しつつある状況に対して、 我が国のみならずアジア太平洋地域を中心とする国外に於いて、実効性のある気 候変動の緩和策の確実な実行及び気候変動の影響に対する適応を全ての施策に主 流化する。このために当該ネットワークが、他のネットワークや関係機関と有機 的に連携し、気候変動リスク管理の観点から緩和・適応を統合する政策実施に向 けた知見を集約し実戦に向けた取組の推進のために貢献する。

気候変動に強靭な低炭素社会構築専門家世界ネットワーク事業 平成27年度要求額 115百万円(113百万円) 支出先:民間団体等

途上国の強靱な低炭素発展実施に向けた世界的知見共有ネットワーク※ 2020年からの新枠組に向けて、科学的知見の政策実現と実効性ある取組の推進



地球環境局国際連携課

1. 事業の必要性・概要

資源・環境制約が存在する地球上での持続可能な発展の実現に向け、我が国の優れた環境技術と効果的な環境法令・環境管理手法で様々な環境問題に対応してきた経験を活かし、地球規模での低炭素・資源循環型・自然共生社会の実現を目指す攻めの環境外交を推進することが求められている。

そのために、「持続可能な開発目標(SDGs)」の策定に向けた国際的な議論への貢献と策定後のフォローアップの主導、環太平洋パートナーシップ(TPP)交渉をはじめとする二国間・他国間での貿易協定交渉における環境分野からのインプット、国際機関や主要先進国、また、現在貿易交渉を行っている国々との政策対話の実施、さらに効果的な国際広報の実施や主要国際会議の実施・参加等を通じ、攻めの環境外交を展開する。

2. 事業計画(業務内容)

(1)持続可能な開発や環境と貿易等に関する環境戦略の検討

2015 年(平成 27 年)に策定される持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)の策定を主導するとともに途上国での実現に向けた政策支援対策の検討、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定や経済連携協定(EPA)交渉における環境面での戦略的インプットのための検討等を行う。

(2)国際機関及び先進各国等との政策対話の推進

国連環境計画等の国際機関や米国、カナダ、欧州連合等の先進各国政府との間で環境政策や環境技術に関する対話を行い、各国の政策動向やその背景等の調査 分析及び我が国技術による国際的な環境保全への貢献可能性について検討を行う。

(3)環境政策に関する戦略的国際広報の推進、地球環境行動会議(GEA)の実施 海外の政府関係機関等への海外広報誌の配布、環境省の外国語ホームページの 整備等による迅速、正確かつ有益な海外への情報発信等を行う。

また、国内外の各界(政界・学会・産業界)の指導者等を招集した国際会議である地球環境行動会議(GEA)を関係各省等と共催にて実施する。

3. 施策の効果

各国や関連国際機関のポジション及び国際的な議論の動向を把握・分析しながら、国際社会に対し、持続可能な発展や環境保全の国際的制度枠組に関する方向性を示すような知的貢献、建設的提案を行う。

国際連携戦略推進費

平成27年度要求額 113百万円(95百万円)

施策の必要性

持続可能な発展の実現に向け、我が国の優れた環境技術と効果的な環境法令・環境管理手法で様々な環境問題に対応してきた経験を活用し、地球規模での低炭素・資源循環型・自然共生社会の同時達成を目指す攻めの環境外交を推進することが求められている。

<u>持続可能な開発や環境と貿易等に関</u> する環境戦略の検討

- ●2015年に策定される持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)の策定を主導するとともに途上国での実現に向けた政策支援対策を検討
- ●TPPをはじめとする貿易交渉への環境面 での戦略的インプット

国際機関・先進各国等との政策対話 の推進

- ●国連環境計画(UNEP)等の国際機関や 米国、カナダ、欧州連合等の先進各国政 府との政策対話
- ●各国の政策動向やその背景等の調査分析及び我が国技術による国際的な環境 保全への貢献可能性に関する検討

環境政策に関する戦略的国際広報の推進、 地球環境行動会議(GEA)の実施

施策の効果

国際社会に対し、持続可能な発展や環境保全の国際的制度枠組に関する方向性を示すような知的貢献、建設的提案を行う。

地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測事業拠出金

241百万円(241百万円)

地球環境局総務課研究調査室

1. 事業の必要性・概要

アジア太平洋地球変動研究ネットワーク (APN) は、日米のイニシアティブに基づき、1996 (平成 8) 年に設立された政府間ネットワークで競争的研究資金を提供している。現在 22 の参加国により活動が行われ、アジア太平洋地域における地球変動研究の各分野で中心的な位置を占めている。我が国は発足以来最大の拠出国として活動を主導し、2015 (平成 27) 年度は 20 周年となる。

アジア・太平洋各国が地球変動に適切に対処できるようになるために、共同研究の推進、科学者・政策担当者等に対する科学的な能力開発の推進、そして政策と科学のリンクの強化を目標とし、気候変動・気候の変化、生態系・生物多様性・土地利用、大気・陸上・海洋の変化、天然資源の利用・持続可能な開発を中心とする地球変動の各分野における活動を実施している。

2. 事業計画(業務内容)

2013 (平成 25) 年度に特別枠等を開設して活動を重点化した気候変動適応に関する調査・研究・人材育成については、平成 27 年度も引き続き実施し、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 等への貢献を進めて行く計画である。

また、2012 (平成 24) 年に設立された生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム (IPBES) との連携により科学と政策の連携を強めていく計画である。更に 2014 (平成 26) 年に重点化を決定した廃棄物リサイクル分野の推進を行う。

3. 施策の効果

共同研究を通じてアジア太平洋地域の研究者の能力向上に貢献するとともに、政策対話を実施することにより政策立案に貢献する。これにより、我が国は最大の拠出国として途上国支援の自国の政策を実現する場として、アジア太平洋諸国をリードできる。同時に、アジア太平洋地域の研究者と地域に特有の問題に共同で取り組むことで、地域的視点から国際政策立案に貢献する。こうした活動を通じて途上国が主体的に活動を行う土壌が醸成される。また、我が国が推し進める気候変動影響評価・適応推進事業や世界適応ネットワーク・アジア太平洋適応ネットワークをはじめ、低炭素分野でも研究ネットワーク等との有機的連携を図ることで、APNによる研究者のネットワークを、環境省が推し進める他の事業展開に活用する。

地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測事業拠出金 支出予定先:アジア太平洋地球変動研究ネットワーク 241百万円(241百万円)

アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)

Asia-Pacific Network for Global Change Research (APN)はアジア太平洋地域の22ヶ国*が参加する地球変動研究に対する競争的な研究資金を提供する機関。

[位置づけ]

- アジア太平洋地域の地球環境研究支援ネットワークとして 1996年に設立。
- 我が国は、最大の拠出国として、APNを支えている。

[目的]

- アジア太平洋地域における地球変動に関する国際共同研究の推進
- 地球変動研究に係るデータの標準化、収集、分析、交換
- 開発途上国の科学的能力の向上
- 他地域のネットワークとの協力促進等

*オーストラリア、バングラデシュ、ブータン、カンボジア、中国、フィジー、インド、インドネシア、日本、ラオス人民民主共和国、マレーシア、モンゴル、ネパール、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、大韓民国、ロシア連邦、スリランカ、タイ、アメリカ合衆国、ベトナム

[成果]

- ■カンボジア政府との共同出資に関する覚書
- ■国連気候変動枠組み条約(UNFCCC)で地域研究プログラムとして認知され、科学技術のキャパビル活動として評価。
- 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)に研究成果が引用されている。
- 生物多様性分野でもUNFCCCへのインプット及びSATOYAMAイニシアティブの推進にも貢献。

[平成27年度の重点化事業]

- ■気候変動適応フレームワークによる調査・研究・人材育成
- ■IPBES(生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科 学政策プラットフォーム)へのインプット
- ■廃棄物リサイクル分野での研究協力の推進
- ■他組織・他ネットワークとの連携強化

■公募型共同研究

(1998~2013年度採択実績)

累積274案件

■能力開発型研究

(2003~2013年度採択実績)

累積150案件

(新) アジア太平洋地域を中心とする生態系を活用した防災・減災・適応 対策に関する国際連携推進事業

29百万円(0百万円)

自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室

1. 事業の必要性・概要

日本を含めたアジア太平洋地域は大規模自然災害が頻発し、経済被害の拡大が続いており、今後も気候変動による極端気象の増加が懸念されている。自然生態系の有する防災・減災機能の活用は、長期的に見た社会・経済コストも小さく、持続可能かつ効果的・効率的な防災・減災対策であり、国連防災世界会議(平成27年3月・仙台にて開催予定)の主催国として、震災の経験を踏まえ我が国から世界に発信すべき課題である。防災の世界目標である兵庫行動枠組においても進捗の遅れている分野の一つであり、我が国が主導するアジア国立公園会議(平成25年・仙台)や世界国立公園会議(平成26年・豪州)等における議論も踏まえ、特に大規模災害の多発するアジア太平洋地域において我が国が有する豊富な研究や事例を共有することが求められている。

2. 事業計画(業務内容)

我が国は、防災や生物多様性に関する国際的な議論を主導するとともに、震災の経験を踏まえた知見を蓄積してきていることから、国連防災世界会議を契機に、平成 27 年度に生態系を活用した防災・減災事業及びそれによる気候変動への適応に関するアジア太平洋地域を中心とした国際連携パートナーシップを設立し、国際自然保護連合等の関係機関と協力しながら下記事業を実施する。

- ・生態系を活用した防災・減災の優良事例・技術の収集・共有
- ・事業実施のガイドライン作成
- ・途上国における実証事業の実施
- ・世界銀行防災ハブ等と連携した能力養成ワークショップの実施
- ・研究機関・事業主体間のマッチング
- 上記を進めるためのパートナーシップ会合の開催

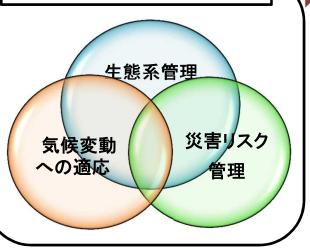
3. 施策の効果

我が国が有する自然生態系を活用した防災・減災に関する豊富な研究や事例を基礎として、アジア太平洋地域の途上国を中心とした海外における主流化を推進することにより、兵庫行動枠組及びその後継となる世界目標の実施並びに生物多様性保全及び気候変動への適応にも貢献する。

アジア太平洋地域を中心とする生態系を活用した防災・減災・適応対策に関する国際連携推進事業 (アジア太平洋地域生物多様性保全推進費の一部) 平成27年度予算要求額:29百万円(0百万円) 支出予定先:民間団体等

<背景> 日本を含むアジア太平洋地域は世界で最も自然災害及びその被害が甚大→対策は急務の課題

生態系を活用した 防災・減災(Eco-DRR)



長期的に見て経済的で持続可能な対策

災害時に加え、平時 の多様な機能発揮 気候変動対策、 生物多様性保全

- ◆防災に関する世界目標である兵庫行動枠組みの中間評価では生態系の 活用は最も進捗が遅れている分野
- ◆アジア国立公園会議(H25.11 仙台)、生物多様性条約第12回締約国会議(H26.10 韓国)、世界国立公園会議(H26.10 豪州)、国連防災世界会議(H27.3 仙台)等を踏まえた国際展開主導の必要性
- ◆東日本大震災の経験等を踏まえ、我が国から知見を発信する必要性

Eco-DRRに関する国際連携事業(H27~31)

- ◆H27年度 国際連携パートナーシップ設立
- ◆アジア太平洋地域を主な対象として、各地域が 生態系を活用した防災・減災を進めるに当たって 必要となる能力養成や情報共有、連携体制の 構築等を行うことにより各地域での事業実施を支援

事例共有

実証事業

ガイドライン作成

能力養成

IUCN等の関係機関との連携

アジア太平洋地域を中心にEco-DRR推進

国外の自然災害想定地域における効果的・効率的な防災・減災の推進とレジリエンスの強化

中間評価をふまえた愛知目標達成方策検討調査費のうち、名古屋議定書の 国内措置の実施

18百万円(15百万円)

自然環境局自然環境計画課生物多様性施策推進室

1. 事業の必要性・概要

平成22年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約(CBD)第10回締約国会議(COP10)において、「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分(ABS)に関する名古屋議定書」(以下、名古屋議定書)が採択された。

名古屋議定書は、遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること、並びにこれによって生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に貢献することを目的としている。

同じく COP10 で採択された生物多様性に関する世界目標である「愛知目標」の個別目標 16 は「2015 年までに、名古屋議定書が国内法制度に従って施行され、運用される」ことを掲げており、平成 26 年 10 月に議定書が発効することとなった。

我が国においても、平成 24 年 9 月 28 日閣議決定「生物多様性国家戦略 2012 -2020」に、可能な限り早期の締結と 2015 年までの国内措置の実施が掲げられており、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正・衡平な配分を通じた地球規模の生物の多様性の保全と持続可能な利用に貢献するため、名古屋議定書及びその国内措置を実施することが必要である。

2. 事業計画(業務内容)

議定書、国内措置の実施にあたって必要な、遺伝資源の利用を監視するためのチェックポイントの設置・運用、情報提供等の適正な利用を促進するための利用者支援・普及啓発、議定書に基づく国際的な情報交換システム等を通じた情報交換等を行う。

3. 施策の効果

名古屋議定書の施行・運用により、国際的な協力の下、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正・衡平な配分を推進し、地球規模の生物の多様性の保全と持続可能な利用に貢献する。

中間評価をふまえた愛知目標達成方策検討調査費のうち、

名古屋議定書の国内措置の実施

平成27年度予算要求額

18百万円(15百万円)

(支出予定先:民間団体等)

日本(利用国)

- ◆自国の利用者による提供国法令等の遵守
- 「事前の同意(PIC)」取得、「相互に合意する条件(MAT)」設定を確保
- 遺伝資源に関連する伝統的知識の利用:原住民等社会の同意・参加__を適宜確保__・を適宜確保

遺伝資源の利用者

適正な利用の推進



事前同意(PIC)

相互合意条件(MAT)

利益配分

他の締約国(提供国)

- ◆アクセス手続の明確化
 - 確実・明確・透明な提供国法令 等を整備し、PIC証明書等を発給
- 遺伝資源に関連する伝統的知識の利用に関し、原住民等社会の同意・参加を確保する適当な措置

提供者

原住民社会・地域社会を含む

情報提供

玉

利用者の支援

国内外の情報収集・提供

普及啓発

チェックポイント(利用の監視)

国際的な情報交換システム を通じた情報交換

情報交換

違反申立

協力

議定書に基づく国際的な情報交換システム

各国の国内制度、国際的な遵守 の証明書等の情報

締約国会議、専門家会合等

環境保健部環境安全課

1. 事業の必要性・概要

水銀による地球規模の環境汚染と健康被害を防止するための「水銀に関する水俣条約」が、2013 年 10 月、熊本市・水俣市で開催された外交会議において採択された。日本は、水俣病の経験国として積極的に条約交渉に参加し、外交会議においては、議長国を務め、同条約に署名している。

同条約は、50 カ国の締結後 90 日で発効することとされ、国連環境計画(UN EP)は 2015~2016年の条約発効を目指している。条約交渉をリードしてきた我が国としては、条約の早期発効に向けた途上国支援(我が国の対策手法の国際展開)や、国内での条約担保の着実な実施が重要となる。

2. 事業計画 (業務内容)

3 我が国水銀対策手法の国際展開

水銀使用量の多い途上国を中心とする国際的な水銀対策の推進に貢献するため、我が国の水銀管理技術・手法の国際展開を図る。

具体的には、以下を実施。

- ① 我が国の水銀管理技術の海外での実施に関する実現可能性調査 (F/S 調査) をモデル事業として対象国を拡充して実施、
- ② 我が国の水銀対策の経験に加え、人力小規模金採掘(ASGM)への対策な ど、我が国に知見が不足している分野についても情報収集を進め、様々 な途上国の要請への対応を強化

○ 水銀対策に関する国際及び国内戦略の検討

水俣条約採択後も引き続き、①条約発効後すぐに採択することとされている「利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行」(BAT/BEP)等に関する各種ガイドライン、ガイダンスの具体的な内容、②その他条約の具体的な運用のためのルール作りについて国際交渉が継続する見込みである。

これらの議論に際して我が国から積極的に提案を行うべく、所要の調査・ 検討を行う。また、併せて我が国の水俣条約締結に向けて、国内担保措置を 着実に実施する。

〇 国際的な水銀測定・濃度予測の推進

経済成長が著しいアジア太平洋地域からの水銀の大気への排出は、世界の約5割を占め、我が国への影響も懸念される。このため、アジア地域を中心に以下を実施。

- ① 我が国における水銀バックグラウンド濃度の高精度の監視とアジア太平 洋地域における共同モニタリングプロジェクトへの貢献の強化、
- ② 将来におけるアジア太平洋地域での水銀の排出量及び環境中濃度の推計及び排出削減対策の効果の予測

3. 施策の効果

本施策により、国際的には、①アジアをはじめとする途上国の「水俣条約」の締結の促進と条約の早期発効に貢献、②詳細な国際ルール作り等国際的な水銀対策の推進を図るとともに、国内においては、③条約制定から数年後に予想される条約発効に向けて、国内担保措置の準備を着実に進め、引き続き条約実施において国際的にリーダーシップを発揮する。



水銀に関する水俣条約実施推進事業

平成27年度概算要求額 273百万円(176百万円) 支出予定先 民間団体等

- 〇平成25年10月、熊本市・水俣市において「水銀に関する水俣条約」が採択・署名。
- ○我が国は、水俣病の経験国として積極的に条約交渉に参加し、外交会議では議長国を努めるなど、 条約交渉をリード。
- 〇外交会議では環境大臣より、途上国支援や水俣からの発信を含むMOYAIイニシアティブを表明。 我が国の国内担保措置の検討を進めるとともに、今後も国際的なリーダーシップを取ることが重要。

水俣条約の早期発効と実施に向けた対応

水俣条約の早期発効とその実施による国際的な水銀対策の推進に貢献

- 1. 我が国水銀対策手法の国際展開 水銀管理技術の海外展開に関する実現可能性調査、水銀対策の知見の共有
- 2. 水銀対策に関する国際及び国内戦略の検討 条約の具体的な運用のためのルール作りへの積極的参画や、国内担保措置の着実な実施
- 3. 国際的な水銀測定・濃度予測の推進 高精度のバックグラウンド濃度常時監視、環境中濃度の推計及び排出削減対策の効果の予測
- ※ 国際事業の対象国・内容を拡充。

水・大気環境局大気環境課

1. 事業の必要性・概要

平成25年10月に採択された「水銀に関する水俣条約」における水銀の大気排出対策については、リスクベースの排出規制ではなく、新規発生源への利用可能な最良の技術(BAT)及び環境のための最良の慣行(BEP)を適用したテクノロジーベースの排出規制が求められている。

このため、BAT/BEP を適用した水銀の大気排出規制制度を検討するにあたり、 国内外の水銀大気排出に係る最新技術の知見及び実態を調査・検証し、BAT/BE Pの評価方法、運用体制等を構築し、我が国の水銀大気排出を管理・抑制する ことが必要である。

また、地球規模の水銀汚染に対応するためには、国際的な水銀大気排出対策に貢献することが必要である。

2. 事業計画(業務内容)

水俣条約を踏まえた排出規制対象施設へのBATに適合した排出限度値等の設定及びBAT/BEPの評価方法、運用体制の構築に向け、次の調査を実施する。

- (1) 水銀大気排出抑制技術の導入状況及び排出実態調査並びに水銀大気排出規制に係る国際動向調査
- (2) 水銀大気排出インベントリー調査
- (3) 水銀の大気排出抑制対策の促進
- (4) 水銀の大気中での挙動調査等

3. 施策の効果

我が国の水銀大気排出対策における具体的な排出限度値等の設定、BAT/BEPの評価方法や運用体制の構築により、適切な水銀大気排出対策を講じるとともに、国際的な取組を推進していくことが可能となる。

水銀大気排出対策推進事業費

79百万円(O百万円)

経緯

支出予定:民間事業者

- OH13年 国連環境計画(UNEP)が地球規模の水銀汚染に係る活動を開始。
- OH25年10月の外交会議で「水俣条約」採択
 - →国連環境計画(UNEP)は、採択後2~3年程度での条約発効を目指しており、 我が国においても早期締結に向け、国内での対応・担保措置について検討
- 〇水銀大気排出対策小委員会の設置(H26年4月中央環境審議会大気・騒音振動部会)
 - →水俣条約を踏まえた今後の水銀大気排出対策について検討

検討内容

【大気排出(第8条)】

- 〇新規発生源への利用可能な最良の技術(BAT)及び環境のための最良の慣行(BEP)の適応 (第4項)
- 〇既存発生源に対する措置(第5項、第6項)
- 〇排出目録(インベントリ)の作成(第7項)

【研究、開発及び監視(第19条)】

○インベントリ、モデル、監視、影響評価等への協力

必要な対応

- OBAT/BEPの評価方法、運用体制の構築
 - →水銀大気排出抑制技術の導入状況・排出実態調査
 - →国内外の最新技術の知見及び実態の調査・検証
- 〇大気排出インベントリの精緻化
 - →排ガス中水銀濃度の測定、インベントリ作成方法の検討
- 〇水銀の大気排出抑制対策の促進
 - →優良事例等の紹介、技術協力及び管理方法の検討・整理
- ○今後の効率的な排出対策に向けての対応
 - →排出源を中心とした大気中での挙動調査及び既存調査研究 の知見収集・研究項目の検討
- ○我が国の水銀大気排出対策を管理・推進
- 〇世界的な水銀大気排出対策への貢献

"一足飛び"型発展の実現に向けた資金支援事業

12, 200百万円(7, 200百万円)

地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室 国際連携課国際協力室

1. 事業の必要性・概要

- 2050年に温室効果ガス(GHG)排出を世界で半減させるとの長期目標達成のためには、2030年には全世界のエネルギー関連の排出量の半分(45%)を排出すると予測されるアジア地域における低炭素化が不可欠。
- アジアの途上国においては急激な経済成長等を背景に、今後社会インフラの整備が急速に進むと考えられるが、導入されたシステムが旧来式の二酸化炭素を高排出する機器であった場合、その機器寿命の長さから長期間にわたり二酸化炭素の高排出が続くことになると考えられることから、今このタイミングでアジア地域において低炭素型の社会インフラ整備を行うことが極めて重要。
- 〇 また、我が国は世界に対して、途上国への優れた温室効果ガス削減技術・製品・システム・サービス・インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を、測定・報告・検証(MRV)方法論を適用の上定量的に評価し、我が国の削減目標の達成に活用する二国間クレジット制度(Joint Crediting Mechanism: JCM)の導入を提案している。
- 〇 JCM の実施に合意した国において、本制度の下、途上国における新たな排出削減と低炭素社会構築の実現を支援し、同時に我が国の温室効果ガス排出削減の中期目標を達成するための具体的取組の実施が急務となっている。
- 〇 このため、自身で資金調達して設備投資を行うことが困難な事業者等に対して、設備補助、国際協力機構(JICA)等との連携プロジェクトに対する補助を行う。さらに、アジア開発銀行(ADB)の信託基金への拠出を行い、JCMを活用した資金支援策を展開することにより、優れた低炭素技術を活用したアジア各国での低炭素型開発を推進する。

2. 事業計画(業務内容)

○ 二国間文書に署名した国や先行して政府間協議が進む東南アジアを中心とする途上国において、優れた技術等を活用したエネルギー起源 CO2 排出を削減するための設備・機器の導入に対して 1/2 の補助を行う。設備等導入後は、測定・報告・検証(MRV)の実施等を通じて発行されたクレジットについて、補助

割合を乗じたクレジット量以上を日本国政府として獲得する。

- JICA 等が支援するプロジェクトと連携する JCM プロジェクトのうち、CO2 排出削減効果の高い事業を支援するための補助を行い、優れた低炭素技術の普及を図る。これにより、従来よりも幅広い分野で、都市や地域全体をまるごと低炭素化するとともに、補助割合を乗じたクレジット量以上を日本国政府として獲得する。
- ADB の信託基金に資金拠出を行い、導入コスト高などにより採用が阻害されている先進的な低炭素技術に対し協調資金支援を行う。これにより、ADB による途上国の開発支援を一足飛びの低炭素社会への移行の加速化につなげるとともに、JCM の活用により、我が国削減分としてのクレジット化を図る。

3. 施策の効果

〇 途上国において温室効果ガスが大幅に削減されるとともに、JCM を通じて我が国の排出削減に貢献する。また、優れた低炭素技術等が海外へ普及する。

"一足飛び"型発展の実現に向けた資金支援事業(プロジェクト補助)

平成27年度要求額 9,200百万円(5,400百万円) (うち要望額1.580百万円)

背景・目的

- 優れた低炭素技術等を活かして、途上国が一足飛びに最先端の低 炭素社会へ移行できるように支援し、アジア太平洋地域発の21世 紀に相応しい新たなパラダイムとなる、物質文明からの脱却を目 指す「環境・牛命文明社会」を発信する。
- 世界的な排出削減に貢献し、ICMクレジットの獲得を行う。

非営利法人

事業概要

事業目的・概要等

以下の事業により、ICMクレジットを獲得する。

- (1) 設備補助
- ICM導入が見込まれる途上国において、優れた低炭素技術等を活用したエネル ギー起源CO2の排出を削減するための設備・機器の導入に対して補助を行う。
- (2) IICA等連携プロジェクト補助

JICA等が支援するプロジェクトと連携するJCMプロジェクトのうち、CO2排出削 減効果の高い事業を支援するための補助を行い、優れた低炭素技術の普及を図 るとともに、従来よりも幅広い分野での低炭素化を推進する。

事業スキーム ICMプロジェクトの

(補助率) 定額 補助金

補助金

(補助率)

½以下

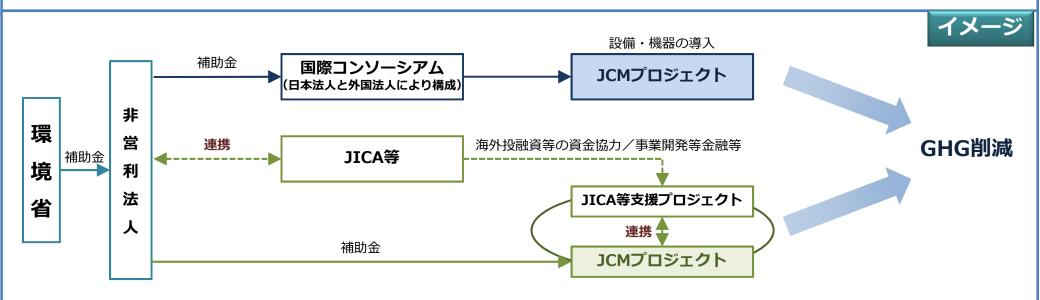
民間企業等

〈事業実施期間〉

- (1) 設備補助:平成25~32年度
- (2) IICA等連携プロジェクト補助:平成26~32年度

期待される効果

- 途上国において温室効果ガスが大幅に削減されるとともに、JCMを通じて我が 国の排出削減に貢献する。
- 優れた低炭素技術等が海外へ普及する。



▼成27年度要求額3,000百万円(1,800百万円)

背景・目的

- 我が国が得意としている低炭素技術を活かして、途上国が一足飛びに最先端の低炭素社会へ移行できるように支援し、アジア太平洋地域発の21世紀に相応しい新たなパラダイムとなる、物質文明からの脱却を目指す「環境・生命文明社会」を発信する。
- 世界的な排出削減に貢献し、JCMクレジットの獲得を行う。

事業概要

事業目的・概要等

イメージ

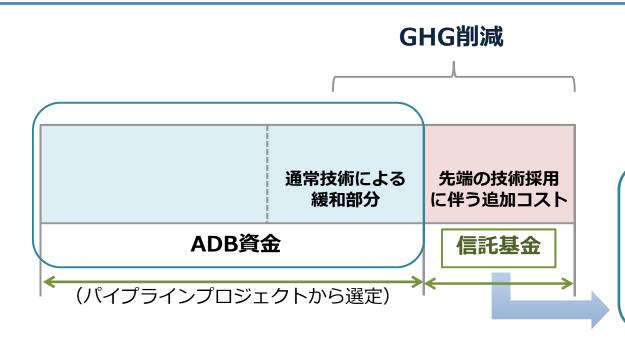
導入コスト高からADBのプロジェクトで採用が進んでいない先進的な技術の採用を促進するため、ADBの信託基金により追加コストを支援する。これにより、一足飛びの低炭素社会への移行につなげるとともに、削減分についてJCMでのクレジット化を図る。

事業スキーム

拠出先:アジア開発銀行信託基金 事業実施期間:平成26~32年度

期待される効果

- ADBプロジェクトで、先進的な低炭素技術の採用が促進される。
- 途上国において温室効果ガスが大幅に削減されるとともに、JCMを通じて我が国の排出削減に貢献する。



平成26年度に実施するプロジェクトへの無償資金に加え、民間プロジェクトへの譲許的融資やツーステップ・ローンを活用した省エネ製品購入に対する無償資金にも使途拡大を行う。

二国間クレジット制度(JCM)基盤整備事業

4, 286百万円(3, 761百万円)

エネルギー対策特別会計 4,175百万円(3,697百万円) 一般会計 112百万円(64百万円) 地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室 国際連携課国際協力室 国際連携課国際地球温暖化対策室

1. 事業の必要性・概要

- 温室効果ガスの世界的な排出削減・吸収に貢献するため、海外における我が国の排出削減・吸収への貢献を適切に評価し、我が国の排出削減 目標の達成に活用する二国間クレジット制度(JCM)を構築・実施し、 更に拡大していくことが必要。このため、具体的な排出削減・吸収事業 を推進するとともに、制度を実施するための手続き・ルール等の整備や 途上国における実施体制の整備を行っていくことが不可欠。
- 〇 本事業は、JCMについて途上国等の更なる参加を促しつつ、具体案研の発掘・組成、実現可能性等調査、制度設計の詳細化及び運用、途上 国等向けの人材育成・MRV(測定・報告・検証)体制構築支援等を実施するものである。
- また、経済成長が著しいアジアの都市・地域において、面的かつパッケージでJCMの大規模案件を形成し、JCMの本格的な実施につなげることが重要である。
- 〇 さらに、平成 22 年末のCOP16 により設立が決まった、気候変動対策技術の開発・移転を促進する気候技術センター・ネットワーク (CTCN) については、優れた環境技術の海外展開が促進され、JCMプロジェクト形成・実施につながることが期待される。

2. 事業計画(業務内容)

〇 「JCM制度構築・案件形成支援事業」として、以下の事業を実施し、 これら事業から得られる知見・成果をもとに、制度設計の詳細化や国際 交渉へのインプット等を行っていく。

(1)制度設計・運用等

JCMに関して、ルール・ガイドラインの整備やMRV方法論の開発を行うとともに、相手国との間で設置される合同委員会の運営等を行う。また、制度に関する最新情報等の提供や事業者等からの相談の受付を行う。更に排出削減量の記録・管理のためのシステムを構築・運用する。

(2) プロジェクト案件発掘・組成及び実現可能性等調査

JCMプロジェクト実施のための有望案件の発掘・組成に向けた資金計画の策定や詳細設計の実施、及び実現可能性の調査を実施する。また、アジアの都市・地域に面的かつパッケージで大規模案件を形成するための調査を実施する。さらに、低炭素計画(NAMA)づくりなどの支援ツールを作成・運用するとともに、JCM署名国と日本国内のステークホルダーの連携を強化する広域的なプラットフォームを運営する。

(3) JCMの実施に係る途上国政府・事業者の支援

現地でのワークショップの開催等を通じた、途上国等における制度実施のための人材育成、削減・吸収事業の案件発掘・形成能力の強化等を行う。また、排出削減・吸収量のMRVを実施する検証機関の育成を支援する等により、途上国等においてJCMに対応できる堅固な審査・MRV体制の構築支援を行う。

〇 気候技術センター・ネットワーク (CTCN) の活動を拠出金により支援する。

3. 施策の効果

優れた低炭素技術や製品等による排出削減・吸収への貢献が適切に評価されるJCMが構築・実施され、世界的な排出削減・吸収に繋げる。



二国間クレジット制度(ICM)基盤整備事業のうち 制度構築・案件形成支援

平成27年度要求額

112百万円(64百万円) (一般分) (特会分) 4,078百万円(3,600百万円)

背景・目的

我が国は、途上国における優れた温室効果ガス削減技術等の普及や対 策実施による温室効果ガスの排出削減への貢献を定量的に評価し、我

が国の削減目標の達成に活用するため、ICMを構築・実施している。

事業スキーム

補助対象:民間企業等 委託対象:民間企業等 補助率: 定額

実施期間:平成16年度~ 実施期間:平成27年度~ 事業概要

ICMの本格的な運用のための制度構築、ICMに関する国際的な理解の醸 成やICMの実施対象国の拡大に向けた取組、途上国における排出削減プ ロジェクトの組成支援、及びアジア等の途上国における都市・地域等 の単位での実現可能性調査を行う。

期待され る効果

ICMを多くの国で構築・実施し、優れた技術等の移転 や普及、及び世界的な低炭素社会の実現に貢献する。

イメージ

制度設計・運用に係る取組

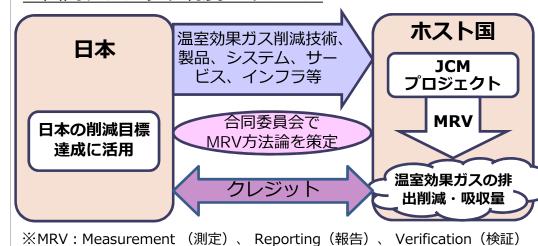
【制度設計・運用】(委託)

- ▶ ルール・ガイドラインの整備やMRV方法論の開発、 合同委員会の運営等
- 【登録簿の構築・運用】(委託)
- ▶ 排出削減量の記録・管理のためのシステムの運用

【情報普及】(委託)

▶ 制度に関する最新情報等の提供や事業者等からの相 談の受付

二国間クレジット制度<u>のイメージ</u>



途上国政府・事業者の支援

【途上国等人材育成支援】(委託)

- 制度実施のための現地の人材育成、案件発掘・組成の ためのワークショップ開催等
- 【案件発掘・組成・審査・MRV体制の構築支援】(委託)
- 専門家派遣及び現地人材の招聘を通じた、個別事業の 案件発掘・組成や審査に係る研修プログラムの実施
- ▶ 途上国等においてMRVを実施する検証機関の育成支援
- ▶ JCMに対する需要発掘のための低炭素社会づくり計 画・制度等支援

- 【実現可能性調査】(委託)
- ▶ 有望な低炭素技術等の途上国における削減ポテンシャル等を調査
- 都市間連携を通じ、アジアでの都市まるごと低炭素化に向けた実現可能性調 杳を実施

実現可能性調査、組成支援

- 島嶼国における適応型低炭素モデルを構築するための調査を実施
- 【案件組成に向けた補助事業】(補助)

詳細設計、方法論の構築等の費用を支援

▶ 3年程度を目途にJCMプロジェクトとして登録するため、資金計画の策定、





背景・目的

- 2010年末のカンクン合意において、気候変動対策技術の開発・移転を促 進するためにCTCNの設立に合意。2012年末のCOP18でUNEP等13機関 からなるコンソーシアムがCTCNの要となる気候技術センターのホスト 機関として承認された。
- CTCNの活動に資金拠出することにより、日本の環境技術の国際標準化 を見据えつつ活用機会の拡大を図る。

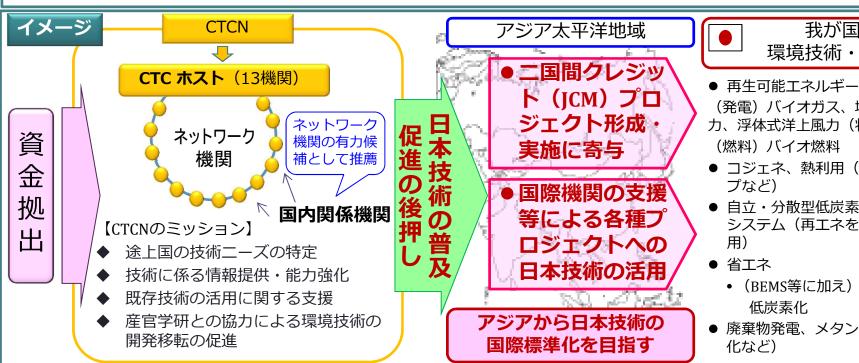
事業スキーム 拠出対象:気候技術センター・ネットワーク(CTCN)

事業概要

気候変動対策技術の開発・移転を促進するCTCNを 資金的に支援

期待される効果

- CTCNの活動を通じて日本の優れた環境技術の移 転・普及、及びそれに資する科学的な能力開発を 促進し、日本の技術の国際スタンダード化の活用 機会の拡大を図る。
- 日本国内の関係機関によるネットワーク機関とし ての参加や、我が国がリードしてきた既存ナレッ ジプラットフォームの知見や経験の活用を通じて、 日本の存在感を高める。



我が国の優れた 環境技術・ノウハウ

- (発電) バイオガス、地熱、小水 力、浮体式洋上風力(将来的に)
- コジェネ、熱利用(ヒートポン プなど)
- 自立・分散型低炭素エネルギー システム(再工ネを最大限活
- - (BEMS等に加え)建築物の 低炭素化
- 廃棄物発電、メタン利用、燃料 化など)

二国間クレジット制度(JCM)推進のためのMRV等関連する技術高度化 事業

3, 130百万円(2, 900百万円)

地球環境局総務課研究調査室

1. 事業の必要性・概要

アジア太平洋地域をはじめとする途上国においては、温室効果ガスインベントリの整備が不十分で、十分なデータが得られない場合がある。一方、人工衛星により、宇宙から観測を行えば、二酸化炭素等の排出を面的により詳細に把握することが可能である。

2. 事業計画(業務内容)

(1) GOSAT 後継機の開発

大都市単位あるいは大規模排出源単位での二酸化炭素等の排出把握を行い、JCM 実施の効果検証に資することを実現するため、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)後継機に搭載する観測センサの高度化を行う。

(2) JCM 推進のための MRV 等関連する技術高度化

①GOSAT 後継機を補完する地上観測等事業

二国間クレジット制度(JCM)推進のための衛星による都市レベルの算定・報告・検証(MRV)等の精度向上に向けて、詳細な地上観測等による実測データを用いて衛星データを補完し吸排出量計算の精度向上を行うために、地上等における二酸化炭素、一酸化炭素、ブラックカーボン(BC)等の短寿命気候汚染物質(SLCP)等の観測設備の整備を行う。

②低炭素システムの効果検証

日本の要素技術をもとに、アジア諸国の実情に合わせて都市及び地域全体として効率のよい低炭素システムを設計し、提案する。2014(平成 26)年度は、インドネシアにおいて都市型の、モンゴルにおいて農村型の検証事業を行う。なお将来的には、(1)で開発した GOSAT 後継機等の人工衛星と、(2)①で整備した地上観測設備等を用い、当検証事業において実施する低炭素システムによるエネルギー起源二酸化炭素排出削減効果の検証を行う。

3. 施策の効果

- ・大都市単位あるいは大規模排出源単位での二酸化炭素等の排出把握を行い、 アジア諸国等における JCM 実施の効果検証に資する。
- ・国別、準国別のエネルギー起源二酸化炭素の排出状況及びその削減ポテンシャルを把握し、アジア諸国等を中心に低炭素化に向けた施策立案等につなげる。
- ・エネルギー起源二酸化炭素排出削減に加え、ブラックカーボン(BC)等の短寿命気候汚染物質(SLCP)の都市単位の総合的な測定を行い、気候変動対策を含む総合的な環境対策の進展を図る。
- ・日本の要素技術をもとにアジア諸国等の実情に合わせて設計した低炭素システムを提案し、我が国との連携によるアジア諸国等の低炭素化を推進するとともに、そのエネルギー起源二酸化炭素排出削減の効果を検証する。
- ・GOSAT 後継機により、日本の技術で世界の温室効果ガス排出削減・吸収や持続可能な経済社会の実現に貢献すると同時に、我が国の優れた低炭素技術の導入を強力に推進する。



二国間クレジット制度 (JCM)推進のためのMRV等関連する技術高度化事業 1. GOSATの後継機の開発

平成27年度要求額 3,130百万円[うち2,370百万円] (26年度予算額 2,900百万円[うち2,139百万円])

事業目的・概要等

背景・目的

- アジア太平洋地域の途上国においては、温室効果ガス排出インベン トリの整備が不十分で、十分なデータが得られない場合がある。一 方、人工衛星により、宇宙から観測を行えば、二酸化炭素等の排出 を面的により詳細に把握することが可能である。
- そこで、GOSAT後継機の衛星データ等を利用して二酸化炭素等の排 出を大都市単位、大規模排出源単位で把握し、二国間クレジット制 度(ICM)等の効果をマクロな規模で検証し、ICM対象事業の実施 を後押しする。

事業概要

観測を高度化したGOSAT後継機の開発

- ICM推進に貢献するセンサ開発
- 観測したデータの受信記録設備の構築及び観測スペクトルの作成処 理を行う運用系システムの構築

事業スキーム

委託対象:民間団体等

実施期間:開発・打上げ=6年間 (平成24年度~平成29年度)

※平成25年度までは一般会計で実施

期待される効果

- 大都市単位あるいは大規模排出源単位での二酸化炭素等の排出把 握を行い、アジア諸国等におけるICM実施の効果検証に資する。
- 国別、準国別のエネルギー起源二酸化炭素の排出状況及びその削 減ポテンシャルを把握し、アジア諸国等を中心に低炭素化に向け た施策立案等につなげる。
- GOSAT後継機により、日本の技術で世界の温室効果ガス排出削 減・吸収や持続可能な経済社会の実現に貢献する。

イメージ

温室効果ガス観測技術衛星後継機(GOSAT後継機)







運用系システム

小さな粒子

による大気 の濁り

GOSAT フーリエ変換分光計 GOSAT 雲・エアロゾルセンサ データ受信記録設備 +一酸化炭素バンドの追加等 +エアロゾル観測機能の強化

GOSAT後継機の成果イメージ

低炭素社会構築 -GOSATの継続課題-2010年1月15日12時(UT) 二酸化炭素(GOSAT L4B)



都市・発電所、森林火災等の 大規模排出源の監視を行う。

国際的枠組みへの貢献

気候変動枠組み条約 短寿命気候汚染物質削減のための 気候と大気浄化のコアリション

エアロゾル等大気汚染軽減 -GOSAT後継機の新規課題-



衛星

観測



エアロゾル監視

大都市等の温室効果ももつエ アロゾル等による大気汚染状 況を監視し、健康被害が懸念 される地域を検知する。

アジア諸国の低炭素化・ 大気汚染改善



二国間クレジット制度 (JCM)推進のためのMRV等関連する技術高度化事業 2. JCM推進のためのMRV等関連する技術高度化

平成27年度要求額 3,130百万円[うち760百万円]

, (26年度予算額 2,900百万円[うち761百万円])

事業目的・概要等

背景・目的

- 衛星データを補完するため地上観測等設備等の整備により、JCMのための算定・報告・検証(MRV)の精度向上を行う。
- 低炭素社会実現に向けて都市及び地域単位で社会システムの改革を行い、GOSAT後継機及び地上観測設備等との連携により、アジア諸国等におけるエネルギー起源二酸化炭素排出の削減とその効果検証につなげる。

事業概要

①GOSAT後継機を補完する地上観測等事業

● JCM推進のための衛星による都市レベルのMRV等の精度向上に向けて、詳細な地上観測等による実測データを用いて衛星データを補完し吸排出量計算の精度向上を行う必要がある。このため、地上等における二酸化炭素、一酸化炭素、SLCPなどの観測設備の整備を行う。

②低炭素システムの効果検証

- 日本の要素技術をもとに、アジア諸国の実情に合わせて都市及び地域全体として効率のよい低炭素システムを設計し、提案する。
- インドネシアにおいて都市型の、モンゴルにおいて農村型の検証事業を行う。
- ※ 将来的には、1.で開発したGOSAT後継機等の人工衛星と、2.①で整備した地上観測設備等を用い、当検証事業において実施する低炭素システムによるエネルギー起源二酸化炭素排出削減効果の検証を行う。

事業スキーム

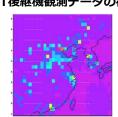
- ① 委託対象:民間団体等、実施期間: Z+4年間(打上げ後のZ年間を含む)
- ② 委託対象:民間団体等

期待される効果

- 大都市単位あるいは大規模排出源単位での二酸化炭素等の排出把 握を行い、アジア諸国等におけるICM実施の効果検証に資する。
- 国別、準国別のエネルギー起源二酸化炭素の排出状況及びその削減ポテンシャルを把握し、アジア諸国等を中心に低炭素化に向けた施策立案等につなげる。
- 日本の要素技術をもとにアジア諸国等の実情に合わせて設計した 低炭素システムを提案し、我が国との連携によるアジア諸国等の 低炭素化を推進するとともに、そのエネルギー起源二酸化炭素排 出削減の効果を検証する。
- エネルギー起源二酸化炭素排出に加え、ブラックカーボン(BC) 等の短寿命気候汚染物質(SLCP)の都市単位の総合的な測定を行い、気候変動対策を含む総合的な環境対策の進展を図る。

イメージ

東南アジア域での GOSAT後継機観測データの補完



地上観測等設備



② 都市産業共生型の地域エネルギーモニタリングネットワークシステム



分散型の再生可能エネルギーの 利用及び持続可能な放牧の両立



途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業

1,829百万円(1,500百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の必要性・概要

国際的な地球温暖化対策については、我が国は、途上国に日本の優れた低炭素技術・製品・システム・サービス・インフラ等の普及等を加速し、それによる温室効果ガス排出削減効果を定量的に評価し、日本の削減目標の達成に活用する二国間クレジット制度(Joint Crediting Mechanism: JC M)の導入を進めている。

日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)においても、JCMの本格導入に向け、「(中略)途上国において、我が国の優れた低炭素技術の導入を強力に促進するために必要な支援を検討するとともに、関係省庁及び国際協力機構(JICA)や国際協力銀行(JBIC)等の関係機関が連携し、プロジェクト形成の促進等を行っていく。」とされている。

一方、JCM を創出する途上国において我が国の低炭素技術を普及させるに当たっては、途上国の環境規制・制度・文化慣習・資源・エネルギー制約等の違いにより、市場に浸透しない可能性がある。我が国の諸条件との根本的な相違点を明確化し、技術・製品等の抜本的なリノベーションを行う必要がある。

こうした背景をふまえ、優れた低炭素技術を有する事業者と途上国の技術ニーズやリノベーション要素をマッチングさせ、途上国の技術ニーズやリノベーション要素をマッチングさせ、途上国ごとの特性を基に、低炭素技術の抜本的なリノベーションを行う民間事業者に対し当該費用の一部を補助する。

2. 事業計画(業務内容)

補助事業執行団体を通じ、民間団体等を対象に最大3年間の補助を行う。社会インフラ、省エネルギー機器、再生可能・分散型エネルギー等のシステム・技術についてリノベーションを実施し、市場展開を図る。

3. 施策の効果

途上国に我が国の優れた低炭素技術を普及することにより、低炭素社会の構築を実現し、将来的な二国間クレジットの活用を大幅に拡大する。また、途上国における低炭素技術市場を獲得することで、国内企業のグローバル競争力を強化する。



途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業

平成27年度要求額 1,829百万円(1,500百万)

背景・目的

- 我が国の優れた低炭素技術は、<u>途上国での二ーズが高く、国際的な地球温暖化対策の強化等</u>に不可欠。一方、こうした低炭素技術をそのまま途上国に移転した場合、当該国の環境規制・制度、文化慣習、資源・エネルギー制約等の理由から市場に浸透しない可能性がある。
- これら低炭素技術を<u>途上国の特性等に応じ抜本的な再構築</u>を行い、世界をリードする低炭素技術の普及を通じた<u>低炭素社会の実現、市場の</u>獲得及びCO2削減を同時に達成する。
- こうした過程で生み出されたイノベーションにより、国内の技術開発 や他地域への波及等につなげていく。

事業スキーム

- (1)委託対象:民間団体
- (2)補助対象:民間団体に補助(補助割合:1/2~2/3)

実施期間:平成26年~30年 最大3年間

事業概要

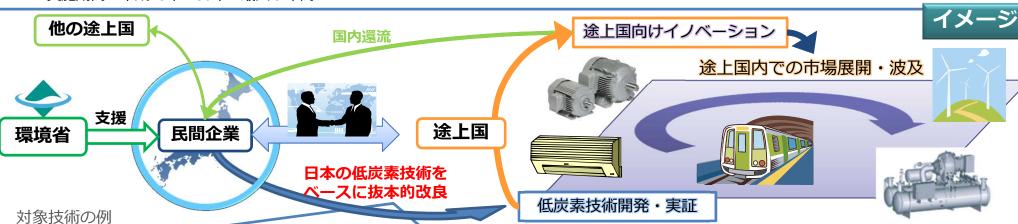
事業目的・概要等

(1)今後JCMの拡大が期待される途上国において普及が見込まれる低炭素技術を調査・掘り起こし、途上国の環境規制・制度、文化慣習、資源・エネルギー制約等の特性を踏まえ、技術・製品等のリノベーション要素を抽出する。(103百万円)(2)優れた低炭素技術を有する事業者と途上国の技術ニーズやリノベーション要素をマッチングさせ、途上国ごとの特性を基に、低炭素技術の抜本的なリノベーションを行う民間事業

者に対し当該費用の一部を補助する。(1.726百万円)

期待される効果

- 将来的な二国間クレジットの活用の拡大
- 途上国における優れた低炭素技術の普及
- 優良な低炭素技術の真のグローバル競争力を強化



省エネルギー機器

社会インフラ

高効率インバータ・モーター技術

空調や冷凍機などの低炭素技術

省エネ空気圧縮システム

- 再エネ発電・熱・コジェネ等技術
- 自立・分散型低炭素エネルギーシステム

再生可能・分散型エネルギー

ヒートポンプシステム

▶ 低炭素な公共交通システム

- 水道施設の最適運用管理システム
- 廃棄物関連技術
- 地域冷房プラントシステム

アジア地域におけるコベネフィット型環境汚染対策推進事業 730百万円(630百万円)

水・大気環境局総務課、大気環境課、環境管理技術室

1. 事業の必要性・概要

アジア各国では、急速な経済発展・都市化の進展に伴って、微小粒子状物質 (PM2.5) を含む大気汚染や水質汚濁等の環境汚染が一層深刻な課題となっているものの、効果的な対策実施のための政策、技術、資金が大幅に不足している。また、エネルギー消費も急増しており、近年の国際交渉を踏まえ CO2 削減に具体的に取り組むことが国際的に求められている。こうした国々では、温室効果ガス削減と地域環境改善の双方に効果を有するコベネフィット対策の必要性が高い。

我が国は、公害を克服してきた経験と環境技術を有しており、アジア各国の環境改善に取り組むことは我が国にふさわしい役割である。特に、大気汚染問題については、平成25年3月15日に安倍総理から石原環境大臣に対し、関係省庁と連携しつつ、関係各国や関係機関と協議を重ね、その解決に向けた取組を進めることが指示された。また、平成26年4月に開催された第16回日中韓三カ国環境大臣会合において、国際機関との連携や多様な主体(都市、企業、研究所等)による協力の重要性が認識された。

我が国への越境大気汚染の影響を緩和する観点からは、公害を克服してきた経験を有する我が国の地方公共団体を中心とした関係機関がフォーラムをつくり、中国をはじめとしたアジア地域の主要な都市を対象に、大気汚染対策と低炭素化の両方を見据えた人材・組織の能力構築や政策立実接等の協力活動を強化・促進する、いわゆる都市間連携協力が有用である。また、我が国が推進している二国間クレジット制度に基づく削減事業の有力な候補技術である。しかし、途上国の公害対策の現場では、そうしたコベネフィット効果や、同効果に基づく温暖化対策資金を動員できる可能性があることが十分認識されておらず、また、日本企業側も、自社の技術の途上国での事業化に当たって、クリアすべき技術的課題等を抱えている状況にある。このため、二国間クレジット制度に基づく将来の本格的な技術導入を念頭におきつつ、技術の実証試験やモデル工場での対策等を、途上国が抱える制度・人材育成面の課題の解決と併せて行うことにより、我が国の技術展開を促進していくことが有用である。

以上を踏まえて、UNEP、CAA、我が国の経験や技術を活用したコベネフィ

ット型の能力構築や汚染対策を通じ、環境の保全及び地域の連携の強化に 我が国のリーダーシップを発揮し、アジア各国に我が国の技術を戦略的に 展開することにより、アジア地域の環境改善と温室効果ガス削減に貢献す るとともに、我が国の環境ビジネスの活性化につなげることを目指す。

2. 事業計画(業務内容)

調査項目	H26	H27	H28	H30	H31-
(1) 大気汚染に関する既存の地域的な取組の活用					-
(2) アジア地域における対策推進に向けた能力構築 ・体制整備事業		(大都市)	→	(中規模都市	·)
(3)(ア)コベネフィット型環境汚染対策戦略策定・ 国内連携会議の実施					•
(3)(イ)コベネフィット型事業導入戦略の策定					
(3)(ウ)コベネフィット技術の先導的導入実証					-
(3) (エ)「日本モデル環境対策技術等の国際展開」型二国間協力事業の実施					
(3)(オ)国内環境産業等への情報発信					-

- (1) 大気汚染に関する既存の地域的な取組の活用
 - (ア) 国連環境計画(UNEP)拠出金
 - (イ) クリーン・エア・アジア(CAA) 拠出金
- (2) 中国をはじめとしたアジア地域における対策推進に向けた能力構築・体制整備事業
- (3) 我が国の環境技術を活用したコベネフィット技術の先導的導入実証、モデル事業
 - (ア) コベネフィット型環境汚染対策戦略策定・連携会議の実施
 - (イ) コベネフィット型対策導入戦略の策定
 - (ウ) コベネフィット技術の先導的導入実証の実施・技術導入指針作成
 - (エ) 「日本モデル環境対策技術等の国際展開」型二国間協力事業の実施
 - (オ) 国内環境産業等への情報発信・共有

- 〇既存の地域的な取組の活用及び我が国の公害克服経験の共有と環境技術の 展開を通じた、アジア地域の環境汚染緩和と我が国の大気環境の改善
- 〇エネルギー起源 CO2 の一体的削減による気候変動緩和への貢献と二国間クレジット創出への展開



アジア地域におけるコベネフィット型環境汚染対策推進事業

平成27年度要求額 730百万円(630百万円)

背景・目的

- 中国のPM2.5問題を始め、急速な経済発展・都市化に伴う大気汚染、水質汚濁等の環境汚染、エネルギー消費の急増はアジア各国における深刻な課題。
- 環境改善、温室効果ガス削減の双方に効果を有する コベネフィット・アプローチが有効。
- 二国間クレジットの創出への展開を念頭におき、既存の地域的な取組の活用、我が国の経験や技術を活用したコベネフィット型の能力構築や汚染対策を戦略的に促進。

事業概要及びスキーム

- (1) 大気汚染に関する既存の地域的な取組の活用(150百万円: UNEP及びClean Air Asia拠出金)
- (2) 中国をはじめとしたアジア地域における対策推進に向けた 能力構築・体制整備事業(320百万円: 民間団体委託)
- (3) 我が国の環境技術を活用したコベネフィット技術の先導的 導入実証、モデル事業(260百万円: 民間団体委託) <実施期間:5年間>

期待される効果

- アジア地域の能力構築と日本の環境技術の途上国への展開
- アジア地域の環境汚染緩和・低炭素化と日本の大気汚染の改善
- 二国間クレジットの創出への環境整備

大気汚染に関する既存の 地域的な取組の活用

【UNEPへの拠出】

- ・科学的知見をレビューし、政策決定者に提供
- ・政府、研究者のネットワーク形成の促進、等

【CAAへの拠出】

- ·国·都市別の大気環境管理の評価
- ・アジアにおける都市間協力の推進、等

中国をはじめとしたアジア地域における対策推進に向けた 能力構築・体制整備

我が国の地方自治体を中心とし、 中国等の主要な都市を対象に、 大気汚染対策と低炭素化の両方 を見据えた人材・組織の能力構 築や政策立案支援、モデル事業 の実施等の協力活動を強化・促 進

> 国内の自治体・企業等の連携 体制の構築

我が国の環境技術を活用したコベネフィット技術の先導 的導入実証、モデル事業

以下の取組について、二国間政府会合を通じ、方針の決定、進捗管理を行いつつ実施し、水平展開を図る。

- ・コベネフィット型対策導入戦略の策定
- ・コベネフィット技術の先導的導入実証 の実施・技術導入指針作成
- ・「日本モデル環境対策技術等の国際 展開」型二国間協力事業の実施

国内環境産業等への情報発信・共有

二国間クレジットへの展開、アジアの低炭素化・大気汚染緩和等

606百万円(658百万円)

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室 企画課リサイクル推進室

1. 事業の必要性・概要

現在、途上国では経済成長に伴う廃棄物問題が大きな問題となっている。一方で、我が国では時代の要請に応じて循環産業を発展させてきており、先進的な技術・システムを有している。この先進的な我が国循環産業を戦略的に国際展開することは、途上国の求める廃棄物処理・3Rを効率的に進め、世界的な環境負荷低減に貢献するとともに、我が国経済の活性化にもつながる。

具体的には、平成23年度から平成25年度まで実施してきた循環産業の国際展開支援事業の成果を取りまとめ、課題抽出と支援策の改善を行った上で、平成26年度以降の3年間を拡充期として、戦略的に支援を実施していく。さらに、廃棄物の適正処理に関する二国間協力、アジア3R推進フォーラムや2012年2月に米国等の主導により設立された国際パートナーシップである短期寿命気候汚染物質削減のための気候と大気浄化のコアリション(CCAC)などの多国間協力と結びつけるとともに、国内リサイクル産業とも連携した国際資源循環にも資する事業(世界都市鉱山)の掘り起しとも有機的に結びつけることにより、戦略的な支援を実施していく。また、今後途上国が廃棄物最終処分場問題に直面した際の技術支援に向け、容器包装プラスチックのリサイクル技術の高度化や、エコタウン等既存3R施設集積地域の徹底利用ネットワーク構築について戦略的に支援する。

2. 事業計画 (業務内容)

(1) 我が国循環産業海外展開支援基盤整備事業

<58百万円(58百万円)>

(2) 我が国循環産業海外展開事業化促進事業

<388百万円(388百万円)>

(3) 次世代の海外展開を担う循環産業の育成

< 160百万円(212百万円)>

- ① 循環産業の国際展開を促進することで、廃棄物処理・3Rの実施により、 世界的な環境負荷に貢献し、我が国経済の活性化に繋げる。
- ② 国際的な資源循環の確立を進め、各国の技術水準に応じた適切な役割分担のもと国際的な資源制約の緩和に貢献する。
- ③ 我が国における次世代循環産業の育成を通じ、世界の廃棄物処理、環境保全及び我が国経済の活性化に資する。

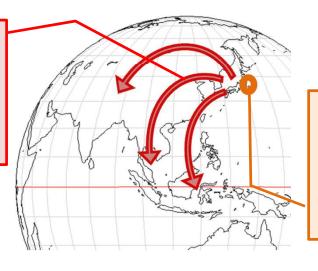
我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業

平成27年度要求額

606百万円 (658百万円)

【先行グループ】

- ・既に国際展開に踏 み出せる事業者を 対象
- ・国際展開の可能性が高い国々におけるFS等を支援



【次世代グループ】

- ・次世代の国際展開を 担う循環産業を育成
- ・新たな視点のリサイク ルビジネスを支援
- ·未利用循環資源の輸入の活用 等

効果

- ◆適正な廃棄物処理・リサイク ルシステムをアジアを中心とし た国々に普及
- → 世界規模での環境負荷低減に貢献
- ◆循環産業の活発な国際展開
- →我が国経済の活性化

支出予定先:民間団体等

我が国循環産業海外展開 事業化促進事業

388百万円 (388百万円)

- 〇 環境負荷低減効果の大きい国に対する先行グループ の国際展開促進
- ① 具体的な海外事業展開や国際資源循環(世界都市鉱山開発)を想定したフィージビリティ調査支援
- ② 現地での協力枠組み構築のための関係者合同WS
- ③ 我が国循環産業の理解促進のための現地関係者への 訪日研修

次世代の海外展開を担う循環産業の育成

160百万円 (212百万円)

- 未利用資源の有効利用技術を有する民間企業が海 外展開していけるよう、ビジネスモデルの確立を支援
- ① 容器包装プラスチックのアップサイクルモデル
- ② エコタウン等既存3R施設集積地域の徹底利用 ネットワーク構築

我が国循環産業 海外展開支援 基盤整備事業

58百万円 (58百万円)

- (1) 循環産業の国際展開に資する情報収集・発信
- (2) 国、自治体、事業者、研究者等による会合の開催、情報共有の推進
- (3) 現地セミナー、展示会の開催

循環産業の国際展開に係る海外でのCO₂削減に向けた実証支援事業 150百万円(150百万円)

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

1. 事業の必要性・概要

本事業は、アジア太平洋地域の途上国において、廃棄物の適正処理により CO_2 を削減するコベネフィットを目的に、我が国の優れた廃棄物処理・リサイクル技術を有する循環産業の国際展開を支援するものである。本事業により、世界規模での CO_2 排出抑制や 3 Rの普及を実現し、アジア太平洋地域における日本のリーダーシップを発揮していくことを目的としている。

2013年3月に開催されたアジア3R推進フォーラム第4回会合で「ハノイ3R宣言」が採択され、アジア太平洋地域において廃棄物対策への注目が高まっているほか、2012年2月に米国等の主導により設立された国際パートナーシップである短期寿命気候汚染物質削減のための気候と大気浄化のコアリション(CCAC)との連携で求められるブラックカーボンやメタン等の短期寿命気候汚染物質(SLCP)削減につながる廃棄物のエネルギー代替利用促進への支援など、地球温暖化対策として廃棄物処理に係る協力への世界的な要望が高まっている。

そのため、本事業では、CO₂の排出抑制とともに、廃棄物処理問題等の環境 汚染対策にも資する廃棄物処理・リサイクル技術を有する循環産業の国際展 開を促進するため、技術確立に必要な実証研究を実施するものである。さらに 廃棄物の適正処理に係る二国間協力、アジア3R推進フォーラムや CCAC など の多国間協力、新たに開始する JCM などの資金メカニズムと有機的に結びつ けることにより、戦略的な支援を行うことが可能になる。

2. 事業計画(業務内容)

○循環産業の CO₂排出抑制に資する国際展開事業の技術確立に必要な実証研究 事業

<150百万円(150百万円)>

- ① エネルギー代替利用(ごみ発電、メタン利用など)を国際的に推進し、 CO_2 削減を図る。本事業の実証研究の CO_2 削減量は、 CO_3 CO_3 削減量は、 CO_3 CO_3 C
- ② 廃棄物処理・3Rの実施を効率的に進め、世界の環境負荷を低減するともに、我が国経済の活性化に繋げる。
- ③ アジア太平洋地域における日本のリーダーシップを発揮する。



循環産業の国際展開に係る海外でのCO2削減に向けた実証支援事業

平成27年度要求額 150百万円(150百万円)

背景・目的

- 途上国を中心に廃棄物問題が深刻化
- 廃棄物のエネルギー代替利用等による地球温暖化対策への期待の高まり
- 海外における廃棄物・リサイクル分野の温室効果ガス削減技術 (コベネフィット技術)の確立が必要
- 本事業の成果を将来のJCM事業につなげるなど、廃棄物の適正処理とCO。削減の同時推進(コベネフィット)
- 我が国の先進的な循環産業の国際展開を促進

事業概要

(1)循環産業の CO_2 排出抑制に資する国際展開事業の技術確立に必要な実証研究事業 (150百万円 \times 1件)

事業スキーム

(1)委託対象:民間事業者 実施期間:3年間(一事業 最大3年間)

期待される効果

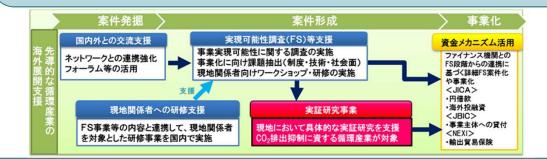
- 世界規模での廃棄物問題の解消とCO₂排出削減
- 我が国循環産業の認知度の向上、及び我が国経済の活性化

【必要性】

- ・途上国の都市部を中心に、廃棄物問題の深刻化と先進的な処理技術への期待の高まり
 - 例:東南アジアにおける焼却処分場建設計画の増加 (シンガポール、ベトナム、マレーシアなど)
- ・ CCACなど廃棄物分野における地球温暖化対策への期待の国際的な高まり
- ・我が国循環産業の国際展開に関する経験不足

【事業詳細】

- ・対象は、廃棄物処理・リサイクル分野のコベネフィット技術 (ごみ発電、メタン利用、燃料化など)
- ・ 小型施設のリースにより、コベネフィット技術の確立・実証に向けた試験調査を 支援
- ・実現可能性調査等への支援事業と連携し、効率性と効果性を高める



【各事業の効果】

- (1) "現地の事情・ニーズ"と"我が国循環産業の 強み"を照らし合わせた効果的なコベネ フィット技術を確立・実証
- (2)本事業の成果を将来のJCM案件形成に活用するなど、世界的な廃棄物問題の解消と CO₂削減に貢献
- (3) 我が国循環産業技術の有効性を証明し、認知度を高めることにより、我が国循環産業の国際展開を促進
- (4) 我が国循環産業の国際展開増加に伴う我が 国経済の活性化



野積みされたごみの中を裸 足で有価物を回収する人 出典: (財)日本産業廃棄物処理 振興センター資料

イメージ

我が国の優れた水処理技術の海外展開支援

129百万円(79百万円)

水 · 大気環境局水環境課

1. 事業の必要性・概要

我が国の民間企業による、水質汚濁が深刻化するアジアをはじめとする海外への水処理技術(中小規模生活排水処理や産業排水処理、水域の直接浄化等)の展開促進を通じ、世界の水環境改善に貢献する。

具体的には、公募を通じて選定した民間事業者による実現可能性調査(FS)や現地実証試験等を支援するとともに、現地のビジネス環境の改善(環境規制執行改善も含めた相手国政府への働きかけなど)、国内企業(特に高い技術を有する一方で情報、人材面等の理由で海外展開を躊躇する中小企業)に対する現地の環境規制やプロジェクト情報の提供、現地企業とのマッチングの機会提供など、継続的に我が国水関連企業の有する優れた水処理技術の海外展開を促進・支援するための施策を実施する。

2. 事業計画(業務内容)

①水処理技術海外展開に関する実施可能性調査

公募を経て選定された海外展開を検討する事業者による実施可能性調査を 実施。具体的には、事業対象地域の現状調査(水質、排水処理の現状、規制 やその執行体制など)、関係政府・企業等との連携体制の構築を経て、事業 計画書を作成するとともに、当該案件の技術面、制度面及びビジネスモデル としての課題等を明らかにする。

- ②水処理効果実証試験
 - ①に基づき、現地で水処理技術の効果検証するための小規模な実証試験を 実施。
- ③我が国の水処理技術の海外展開促進施策の実施
 - ①②より明らかになった課題等を踏まえ、アジアをはじめとする海外への展開促進に資する支援施策(対象国における規制の遵守徹底に関する指導、現地セミナーの開催等を通じたマッチングの機会創出支援、プロジェクト情報の提供等)を実施。

- ・支援した事業の海外ビジネス展開への発展
- ・事業成果を国内企業に還元することによる水処理技術の海外展開活性化
- ・海外市場への展開を通じた世界の水質汚濁問題の解決

我が国の優れた水処理技術の海外展開支援

H27年度:129百万円 (H26年度: 79百万円)

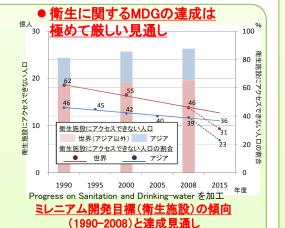
支出先:民間事業者等

目的

- 高成長が見込まれる途上国の水ビジネス市場への、我が国の 優れた水処理技術の海外展開を支援する。(成長戦略の一環)
- ●途上国における深刻な衛生状況や水環境問題の改善を支援し、 衛生に関するポストMDGsへの動きに対応する。

● 高成長が見込まれる ***水ビジネス市場





世界水ビジネス市場の 地域別成長見通し



ポストMDGsに「生活排水・産業排水の処理」が位 置付けられ、さらなる取り組みが求められる見通し "Recycle or treat all municipal and industrial wastewater prior to discharge"

経済成長を通じた海外の水環境の改善のため、日本企業によ る水ビジネスの海外展開を積極的に支援する必要がある。

出典: 水ビジネス国際展開研究会報告書(経産省)

日本再興戦略(H26.6.24) 三. 国際展開戦略(2)

トップセールスなど「インフラシステム輸出戦略」を積極的に実施

インフラシステム輸出戦略(H26.6.3)

- 2. インフラ海外展開の担い手となる企業・地方自治体や人材の発掘・育成支援
- (1) 中小・中堅企業及び地方自治体のインフラ海外展開の促進
- ・中小・中堅企業及び地方自治体の優れた水処理技術等の海外展開支援(F/ Sや現地実証試験の実施を支援し、ビジネスモデル形成を促進する)<環境省>

モデル事業の概要

|水処理技術等の海外展開事業を公募

水環境 改善事業

工場排水処理

中小規模生活排水処理(浄化槽等)

モニタリング 水域直接浄化

環境省

- 事業全体のマネジメント
- 実施案件の採択・契約 • FS/実証成果の公表等

事業化に向けた協働

事業実施体制

提案の評価・審査結果

水処理技術海外展開 促進方策検討会

- 提案事業の審査・評価
- 実施事業に対する助言



水処理事業者 (民間企業/民間企業中心の JV(自治体等))

- 実現可能性調査(FS)
- 現地実証試験 予算使途:人件費、旅費、調查·分析費等

実現可能性調査(FS)



● 事業計画の作成

現地実証試験

ビジネスモデル構築へ

報告

アジア水環境改善ビジネスセミナー (H26.5.13 於東京、約120名が参加)

● 様々な国における多様な形態のビジネスモデル形成を支援

モデル事業のサイクルを通じ

- ① 海外展開対象国の情報収集・分析
- ② ビジネス化に向けた課題抽出
- ③ビジネスモデル構築に向けた取り組み (相手国政府への働きかけ、現地セミナーの開 催、現地企業への売り込み、等)
- 4 事業実績の構築、水平展開

期待する成果

- ①支援した事業の海外ビジネス展開への発展
- ②モデル事業を通じ得られた知見に基づき、 水処理技術海外ビジネス推進戦略を策定
- ③事業成果を国内企業に還元することに よる水処理技術の海外展開活性化
- ④上記を通じた海外の水環境改善

総合環境政策局環境経済課

1. 事業の必要性・概要

国際的な市場のグリーン化を実現するためには、国際市場における環境配慮型製品等の流通を促進させることが必要であり、日本の優れた環境配慮型製品や制度を海外に広めることにより、環境負荷の低減が期待される。

しかし、現状では、各国が独自の基準に基づきグリーン公共調達や環境ラベル制度を展開しており、環境配慮型製品等の流通を進める上で課題となっていることから、企業・行政・環境ラベル機関の連携強化を図る官民連携プラットフォームを効率的・効果的に運用するとともに、環境ラベルの相互認証の拡大や基準の調和を図る取組を進め、国際的な制度・基準の調和を目指す。

また、ASEAN 地域等でのグリーン公共調達及び環境ラベルの基準策定・調和 化に向けた議論が国際機関で始まっており、日本がその潮流に乗り遅れないよ う積極的に参画し、環境配慮製品の海外展開に貢献する。

2. 事業計画(業務内容)

①官民連携プラットフォーム等の活用

企業·行政·環境ラベル機関の間で、情報共有·課題検討を行う官民連携プラットフォームを活用し、国内連携の体制·機能を強化していく。

また、UNEP等が主導する公共調達とエコラベルに関するプロジェクトに積極的に参画し、情報収集を行うとともに、官民連携プラットフォームや有識者会議の議論を踏まえて、海外への情報発信力を強化する。

②環境ラベルの相互認証の推進による国際的な制度・基準の調和 欧米中韓等のグリーン公共調達の制度が構築されている国との環境ラベルの 相互認証を推進し、ASEAN 等新興国をはじめとした国際的な制度・基準の調和 を目指す。

3. 施策の効果

·各国の基準の調和を図ることにより、国際的な市場のグリーン化へ貢献する。

·ASEAN 等新興国への制度·基準の展開を図り、日本の優れた環境配慮型製品の 海外展開が促進される。

環境配慮型製品の国際展開促進経費

平成27年度予算要求額25百万円(27百万円) 支出予定先:民間団体等



現状

国・地域毎に満たすべき基準、規制が異なる

課題

- ・それぞれの基準等に関する情報把握、手続きに係る企業の負担が大
- 各基準を満たすために製品仕様を変えなければならない

目指す姿

国際的に基準の整合がとれており、日本がその潮流に乗り遅れていない (ガラパゴス化していない)

施策

- ①官民連携プラットフォームを使った国内連携の強化
- ②環境ラベルの相互認証を推進し、国際的な基準の調和を図る

(新) 2020年東京オリンピックに向けた統合的アプローチによる環境対策推進事業 1,080百万円(0百万円)

総合環境政策局総務課 総合環境政策局環境経済課 総合環境政策局環境教育室 環境保健部環境安全課

廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

水・大気環境局水環境課

水·大気環境局閉鎖性海域対策室

水・大気環境局大気生活環境室

水・大気環境局地下水・地盤環境室

1. 事業の必要性・概要

近年のオリンピック・パラリンピックでは、オリンピック憲章に、大会開催 を通じた持続可能な開発の促進が謳われているように、開催国が、環境に配慮 した大会運営を行うことはもちろん、大会を契機として持続可能な社会づくり を促していくことが常態となっている。

とりわけ、東京大会が開催される 2020 年は、世界の温室効果ガスの削減目標年であり、また、生物多様性の損失を止めるための目標年でもあるように、世界各国にとって環境分野で行動を起こす節目となる年であることから、我が国としては、温暖化対策を始め環境分野で世界をリードし、また、環境と経済の好循環を実現していく上で、この機会を最大限活用することが必要である。

また、こうした状況を考えると、東京大会に最新の環境技術や取組を導入することはもちろん、大会が開催される東京都市圏全体についても、環境負荷を最小限に抑えつつ、国際競争力を備えた快適で魅力ある都市を実現し、これらの姿を内外に発信していくことにより、国内の取組を加速化させるだけでなく、今後、経済成長と環境保全の間で様々な課題に直面する途上国や、人口減少という課題に直面する先進国等に対し取組を促すことが重要である。

このため、東京大会及び東京都市圏において、①低炭素化の取組、②資源循環システムの高度化の取組、③暑熱対策、④水質保全等環境改善の取組等を効

果的に進めるため、これらの各施策の相互連関に留意しつつ統合的に進めていくことができるよう、各施策を講じる余地(ポテンシャル)や効果を全体として把握しつつ、既存事業も活用しながら、環境省自ら効果の高い施策をモデル的に実施するとともに、民間事業者も含めた関係各主体の取組を積極的に促していくこととする。

2. 事業計画(業務内容)

(1) 低炭素・資源循環・自然共生政策の統合的アプローチによる都市圏の低炭素化について、ソフトからハードに至るまでのあらゆる施策の総合的な実施効果をマクロモデルによりシミュレーション検証するとともに、都市圏の低炭素化を実現するためのガイドラインを策定する。また、東京オリンピック大会会場全体をショーケース化して、優れた環境技術等を国内外に発信し、都市圏の低炭素化対策を加速的に推進する。

特別会計 280百万円(0百万円)

(2) 統合的アプローチによる環境対策を実践する地方公共団体等の率先的な取組の支援、3Rの推進や統一分別ラベルの導入による資源循環の推進、ドーピング検査廃棄物の適正処理の推進、都市内の水辺環境や沿岸環境の改善並びに熱中症対策の推進による持続可能な社会空間の確保、ESDによる人材育成の推進、グリーン購入のプレミアム基準の導入等により、統合的アプローチによる環境対策の推進を図っていく。

一般会計 800百万円(0百万円)

3. 施策の効果

低炭素化をはじめとした環境改善の取組を、各施策の相互連関に留意しつつ統合的に進めていくことにより、国内における統合的アプローチによる対策を加速化させるだけでなく、今後、経済成長と環境保全の間で様々な課題に直面する途上国や、人口減少という課題に直面する先進国等に対し、それらの取組の実践を促すことが期待される。



2020年東京オリンピックに向けた統合的アプローチによる環境対策推進事業

平成27年度要求額 1,080百万円

背景・目的

近年のオリンピック・パラリンピックでは、オリンピック憲章に、大会開催を通じた持続可能な開発の促進が謳われているように、開催 国が、環境に配慮した大会運営を行うことはもちろん、大会を契機として持続可能な社会づくりを促していくことが常態となっている。

とりわけ、東京大会が開催される2020年は、世界の温室効果ガスの削減目標年であり、また、生物多様性の損失を止めるための目標年でもあるように、世界各国にとって環境分野で行動を起こす節目となる年であることから、我が国としては、温暖化対策を始め環境分野で世界をリードし、また、環境と経済の好循環を実現していく上で、この機会を最大限活用することが必要である。

また、こうした状況を考えると、東京大会に最新の環境技術や取組を導入することはもちろん、大会が開催される東京都市圏全体についても、環境負荷を最小限に抑えつつ、国際競争力を備えた快適で魅力ある都市を実現し、これらの姿を内外に発信していくことにより、国内の取組を加速化させるだけでなく、今後、経済成長と環境保全の間で様々な課題に直面する途上国や、人口減少という課題に直面する先進国等に対し取組を促すことが重要である。

このため、東京大会及び東京都市圏において、①低炭素化の取組、②資源循環システムの高度化の取組、③暑熱対策、④水質保全等環境質の改善の取組等を効果的に進めるため、これらの各施策の相互連関に留意しつつ統合的に進めていくことができるよう、各施策を講じる余地(ポテンシャル)や効果を全体として把握しつつ、既存事業も活用しながら、効果の高い施策をモデル的に実施するとともに、民間事業者も含めた関係各主体の取組を積極的に促していくこととする。

事業全体の概要

低炭素対策の推進

特別会計 280百万円 一般会計 800百万円

2020年東京オリンピックに向けた統合的アプローチによる都市圏の低炭素化評価検証等事業

自然共生等持続可能 な社会空間の確保

- ①都市の水辺浄化モデル事業
- ②沿岸域環境改善技術評価・実証事業
- ③東京オリンピックに向けた熱中症に 関する普及啓発事業

低炭素、資源循環、自然共生政策の統合的 アプローチによる社会の構築

新たな社会構築に向けた基盤づくり

- ①2020年東京 削水 ックに向けた都市圏における環境対策評価検証等事業
- ②東京オリンピック・パラリンピックにおけるグリーン購入促進検 計事業
- ③オリンピックに係るESD普及啓発事業

資源循環等の推進

- ①東京オリンピック・パラリンピックに向けた3R推進事業
- ②東京机火°ックを契機とした一般廃棄物の統一分別ラベル導入検討事業
- ③ドーピング検査に伴って排出される廃棄物の適正な処理体制の検討・構築

木材利用推進・省エネ省002実証事業 (農林水産省連携事業)

100百万円(100百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の必要性・概要

木材利用は、化石燃料の代替によるエネルギー起源二酸化炭素の排出削減に加えて、炭素の貯蔵及びエネルギー集約的素材の代替の面からも、地球温暖化防止に貢献するとされている(気候変動に関する政府間パネル(2001))。しかしながら、その効果の定量的な把握・分析については、一部でなされているものの、建築物や家具等個々の製品や部材別のデータの蓄積等、未だ不十分な状況である。

世界の森林が減少を続ける中、国土の約7割を占め、年々資源量が増加する我が 国の森林から生産される木材について、この環境面での貢献を定量的に明らかにし つつ、消費者に訴え大幅な利用拡大を進めることにより、低炭素な資源循環型社会 を構築することが喫緊の課題となっている。

特に、オリンピック東京大会が開催される2020年は、世界の温室効果ガスの削減 目標年でもあり、環境に優しいオリンピック大会の実現に向けて、木材の省C02価 値を調査・分析し、世界に発信する意義は極めて大きい。

2. 事業計画(業務内容)

建材や家具等の製品区分ごとに、鉄等のエネルギー集約的素材を使用した場合と 木材を利用した場合とで、製造、使用、廃棄など全ての段階を通しての二酸化炭素 排出量の比較を行い、木材を素材として使用した場合の二酸化炭素排出削減量を定 量的に評価するとともに、二酸化炭素の排出削減につながる効果的な木材利用方法 について検討を行う。

また、建築物、家具等への木材の利用を大きく拡大するため、各地域での取組事例等を調査・分析しつつ、効果的な手法について実証を行う。

- エネルギー集約的素材(非木質素材)の代替材としての木材の省エネ効果を明らかにする。
- ◆ 木材利用による二酸化炭素排出削減効果を最大限に発揮するための方法について取りまとめる。
- 木材利用を大きく誘導する効果的な仕組みについて実証・分析し、取りまとめる。
- これらにより、木材利用による二酸化炭素削減を促し、低炭素社会の実現に寄 与する。



▼成27年度要求額100百万円(100百万円)



背景・目的

- ○木材利用は、化石燃料の代替によるエネルギー起源 二酸化炭素の排出削減に加えて、炭素の貯蔵及びエ ネルギー集約的素材の代替の面からも、地球温暖化 防止に貢献するとされている(IPCC(2001))。
- ○しかしながら、その効果の定量的な把握・分析については、建築物や家具等個々の製品や部材別のデータの蓄積等、未だ不十分な状況。



環境面での貢献を定量的に明らかにしつつ、消費者に訴え大幅な利用拡大を進めることにより、木材利用によるCO2排出削減を促し、地球温暖化防止に貢献する。

事業スキーム

〇委託対象:民間事業者

実施期間:平成25年度-平成27年度

期待される効果

- ○エネルギー集約的素材(非木質素材)の代替材としての木材の省エネ効果をLCAの観点から明確化。
- 〇製造・加工時の省エネ・省CO2効果がより高い製品 の開発を誘導。

事業概要

- 〇省エネFS調査として、建材や家具等の製品区分ごとに、鉄等のエネルギー集約的素材を使用した場合と 木材を利用した場合のライフサイクルにおけるCO2 排出量を定量的に比較・評価する。
- ○省工ネ効果を最大限発揮するため、二酸化炭素の排 出削減につながる効果的な木材利用方法について検 討を行う。
- ○建築物、家具等への木材の利用を大きく拡大するため、各地域での取組事例等を調査・分析しつつ、効果的な手法について実証を行う。



これらにより、木材利用による二酸化炭素削減を 促し、低炭素社会の実現に寄与する。







